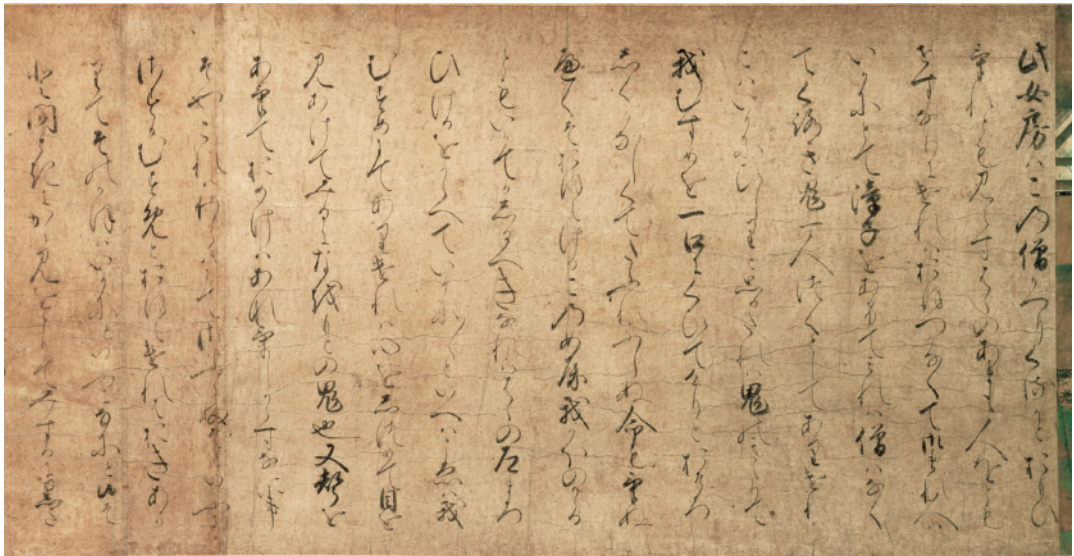
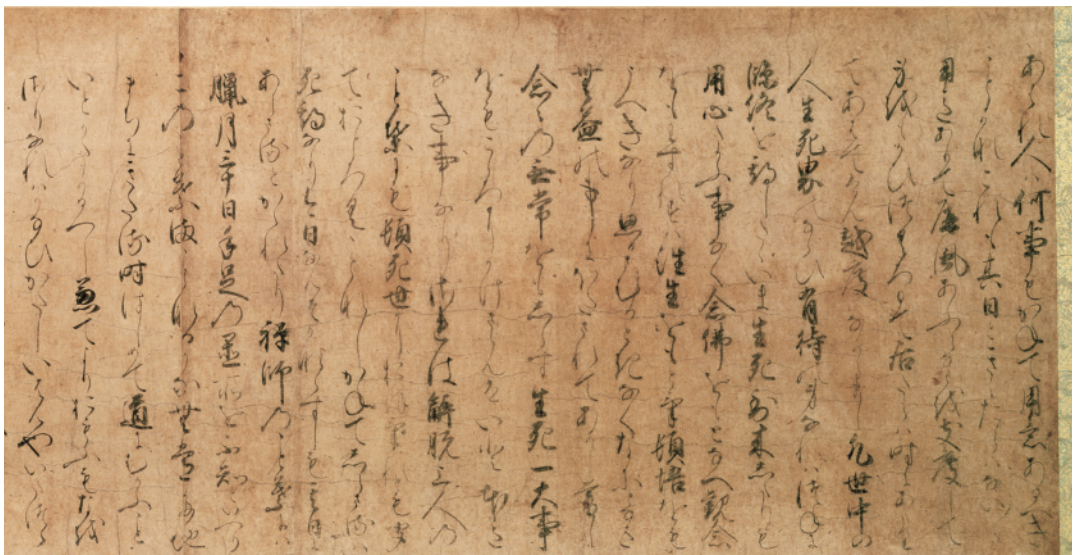


徳
川
美
術
館



①上巻 詞書(伝 尊円親筆)



②下巻 詞書(伝 頓阿筆)



第二段絵 尼



第二段絵 娘



第二段絵 母尼



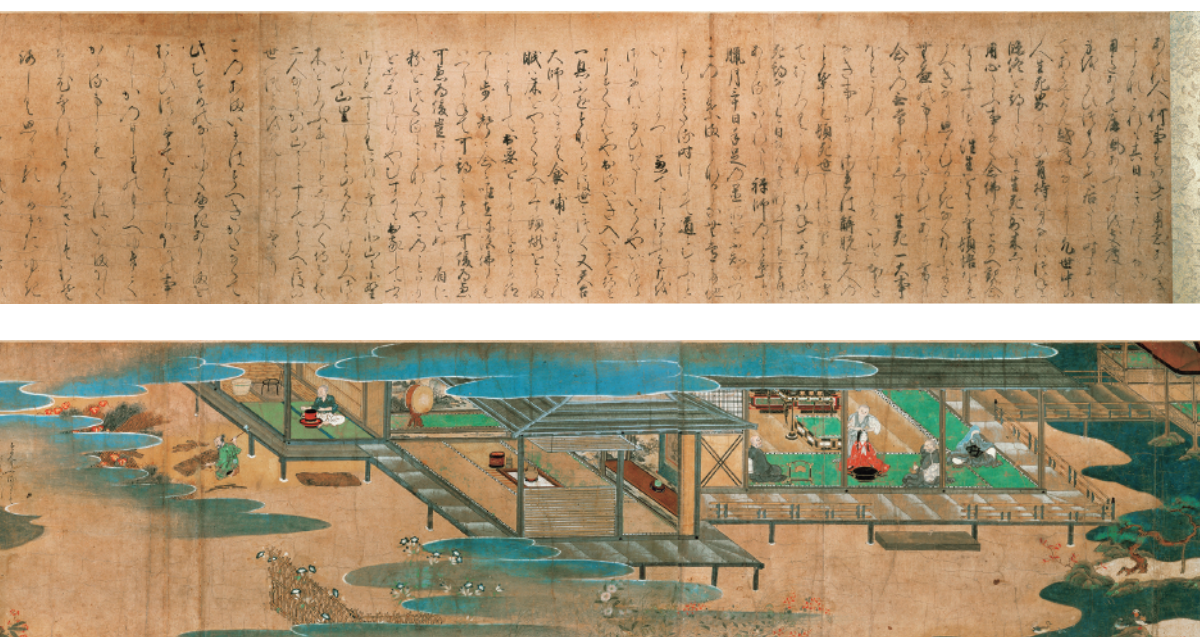
第一段絵 母尼

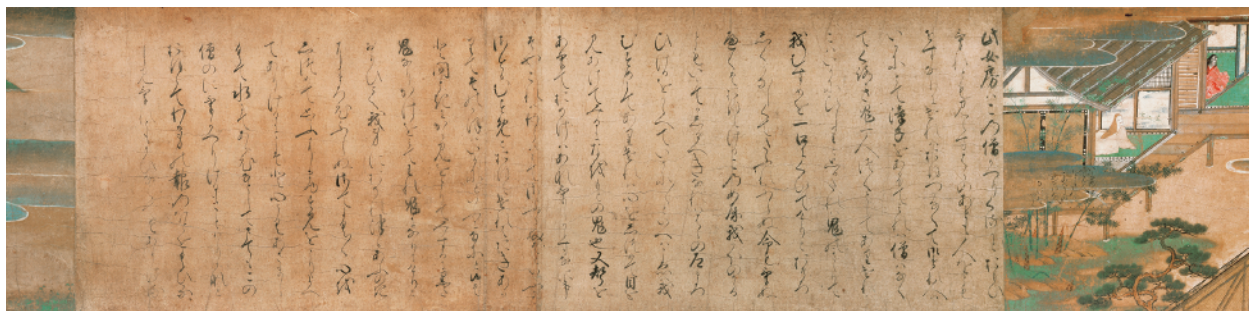
③ 画中詞

上巻



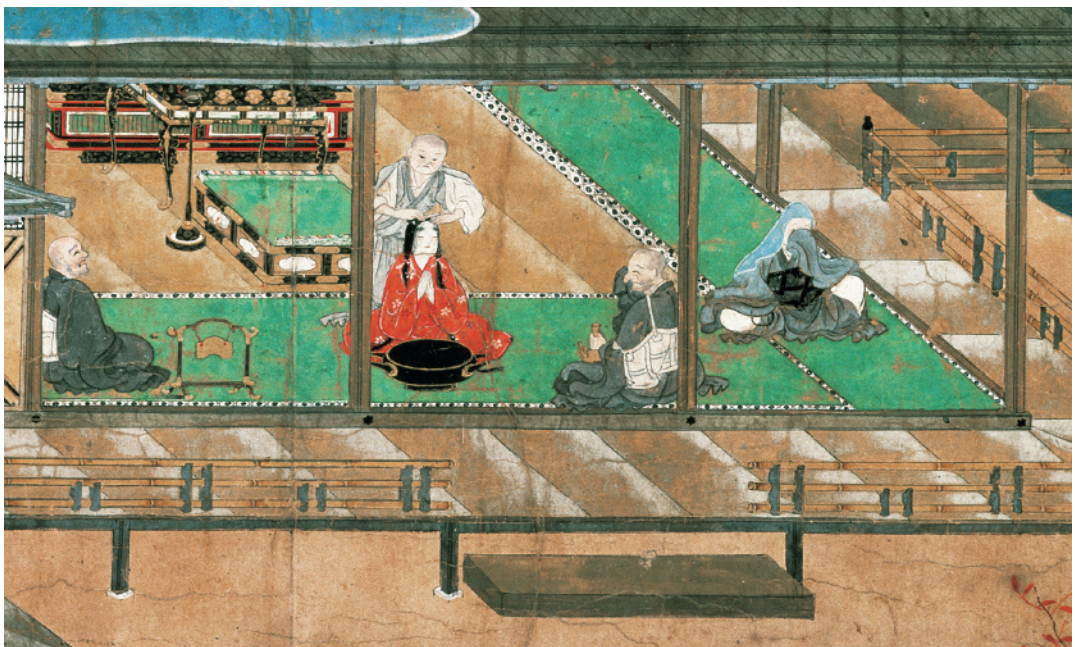
下巻







⑤上巻 絵 部分



⑥下巻 絵 部分



図3 抱牡丹紋鋳(乗物 部分)



図2 抱牡丹紋
(乗物 隅金具 部分)



図1 紋直しの抱牡丹紋
(乗物 棧 部分)



図6 牡丹b(雛道具 見台 部分)



図5 牡丹b(乗物 飾り金具 部分)



図4 牡丹b(乗物 棒 部分)



図9 紋直しの牡丹紋(蓑箱 部分)



図8 紋直しの牡丹紋
(薬通箱 部分)



図7 牡丹a(乗物 屋根 部分)



図11 紋直しの葵紋(黒棚 部分)

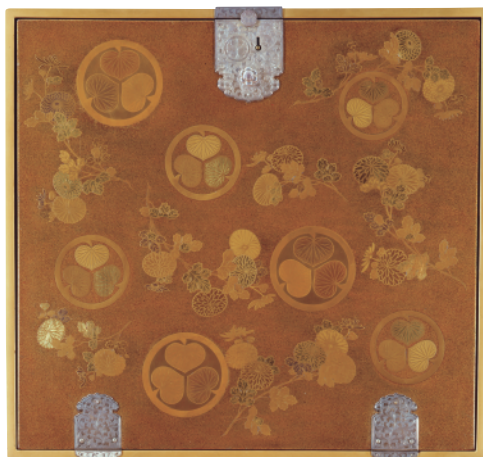


図10 紋直しの葵紋(茶箆筒 部分)



図13 Bタイプ 大角赤手箱 蓋表

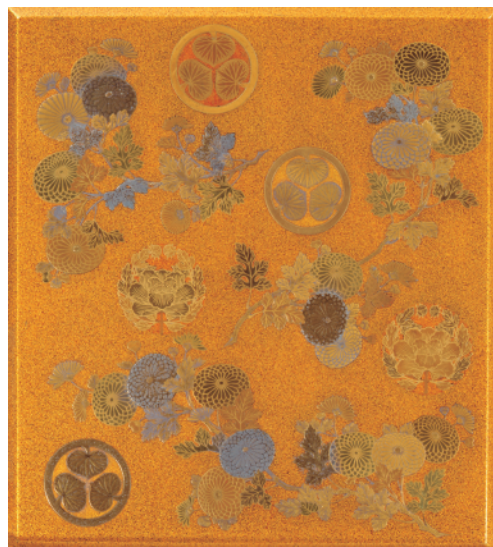


図12 Aタイプ 元結箱 蓋表



図14 Cタイプ 十二手箱 蓋表



図16 Dタイプ 提重 重箱 蓋表



図15 Dタイプ 煙草盆 見込



図19 鏡台(Cタイプ) 葵紋



図18 大角赤手箱(Bタイプ) 葵紋



図17 元結箱(Aタイプ) 葵紋



図22 提重 重箱(Dタイプ) 葵紋



図21 煙草盆(Dタイプ) 葵紋



図20 挟箱(Dタイプ) 葵紋



図24 双六盤 外箱 蓋表 葵紋・十二裏菊紋



図23 双六盤 引手金具 部分 十二裏菊紋



図25 鞍 後輪 部分



図26 菊折枝蒔絵雛道具 見台 部分

「掃墨物語絵巻」雑感

はじめに

- 一 書誌的事項
- 二 詞書の伝称筆者とその享受
- 三 詞書の書風
- 四 絵画表現の特質
- 五 詞書の筆者についての仮説
おわりに

はじめに

尾張徳川家に伝来し、現在徳川美術館所蔵となっている「掃墨物語絵巻」(以下、「本絵巻」と記す)と名付けられた二巻からなる物語絵巻がある。物語は、ある僧が若い娘の所に通ってくるが、突然の僧の来訪に、娘は白粉と眉墨とを取り違えて化粧し、僧と対面してしまう。娘の顔を見た僧は驚いて逃げ去り、これを悲しんで仏心を起こした娘は剃髪し、北山小野の里

「掃墨物語絵巻」雑感

四辻秀紀

の静かな庵室で隠棲したというストーリーである。

本絵巻の原題はすでに失われているが、『堤中納言物語』の「はいずみ」をはじめ、『古本説話集』第十九「平中の事」に扱われ、さらに狂言「墨塗女」にまで受け継がれていく白粉と墨との取り違い譚にちなみ、昭和三十三年(一九五八)に梅津次郎氏により、「掃墨物語絵」と名付けられた。⁽¹⁾

その内容は、『堤中納言物語』や『古本説話集』で語られている笑いを含んだ結末とは異なり、取り違いの事件が発端となり、前もって僧の来訪がわかっていたなら、装いも美しくし、その時になってあわてるような手落ちをしなかったであろうと、わが身の応報のほどを悔い悲しんだ娘が、この世にある人は、生ける者の定めとして常に臨終を期し、用心たがう事なく念仏をも唱え、観念をも忘れずいそしめば、往生を遂げ悟りも開くことができるかと、解脱上人(貞慶)の言葉をはじめ、禪師や天台大師(智顗)の言葉を引用しながら語られており、仏教帰依を勧める点に主眼が置かれている。

本絵巻の成立年代については、梅津氏により南北朝時代とする説が出さ

れたが、近年では、室町時代十五世紀とする考え方が大勢を占めるようになってきた。⁽²⁾しかし、尊田親王・頼阿と極められる詞書筆者の考察が充分になされておらず、また応永二十四年(一四一七)に成立した「融通念仏縁起絵巻」(重要文化財 京都・清涼寺蔵)との画風との類似性が看取され、これと相前後して製作された可能性を孕んでいるものの、本絵巻に描かれた殿舎の表現・着色法、四季の推移を背景に展開する物語絵としての構成手法などについての検討が必要かと思われる。本稿では、詞書の書風を中心に、絵画的な表現にも触れつつ本絵巻の成立年代について述べていくことにしたい。

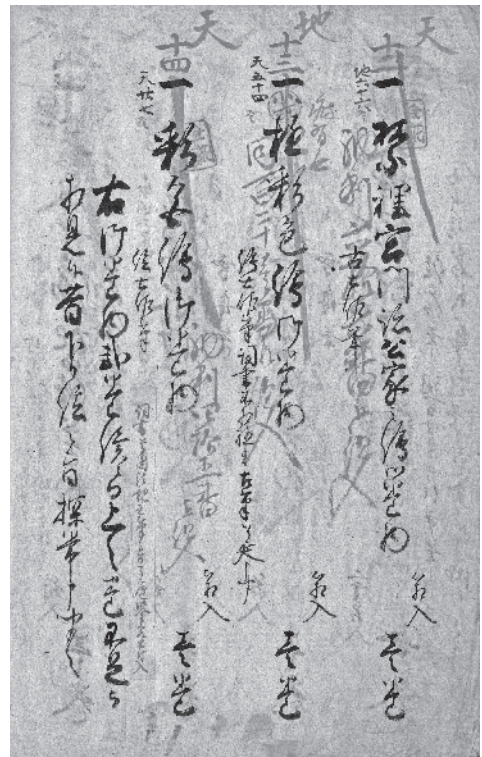
一 書誌的事項

本絵巻の書誌ならびに伝来の記録について詳述しておくことにする。

本絵巻は、上巻が詞一段・絵二段(縦三三・三穗、全長五〇三・九穗)、下段が詞一段・絵一段(縦三三・三穗、全長五〇八・一穗)からなっている(法量は修理後(カラー口絵④参照)。下巻巻末に「字繪合廿一枚一乗教(花押) 隆恵(花押)」の墨書がある。これらの人物については未詳であるが、花押は中世の公家・僧侶などの様式を示している。詞書は上巻第一段が欠落し、下巻第一段の後半十一行分は、上巻第二段の絵の次に続いていたとみられ、これに対応すべき絵も失われていると考えられる。また、絵は全巻を通して、本来の料紙の継目とは異なる部分での不自然な切継ぎが認められる。その理由は定かではないが、伝来の途中で屏風装あるいは折帖仕立てに改装されていた時期があったためともみなされる。

江戸時代後期の尾張徳川家の道具帳「御側御道具帳」(什器旧原簿第三号)

(挿図1)には、次の通りの記載がある。



挿図1 「御側御道具帳」

一 彩色繪御巻物

箱入 巻卷

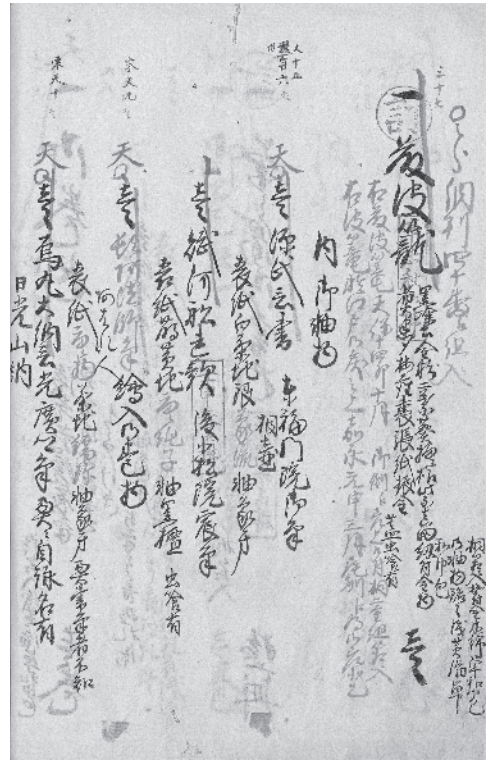
絵土佐筆 (朱書貼紙) 「詞書尊田親王筆之旨了廬鑑定書付入」

右御巻物式卷讀ニテ上之卷不足被

相見候昔下ガ絵之旨探常申聞之

これによれば、上巻は二巻の絵巻の下巻にあたりと考えられていたこと、もう一巻の所在が不明となっていたこと、探常が鍛冶橋狩野家第四世にあたる狩野探常(一七〇五-一五六)だとすれば、探常の歿年である宝暦六年(一七五六)以前には、本絵巻が尾張徳川家の所蔵品であったことがわかる。

一方、下巻は江戸時代後期頃の道具帳である「御数寄屋方御道具目録六 御茶器御道具」(什器旧原簿第十一号)(挿図2)に「元鳥印様御道具」とし



挿図2 「御数寄屋方御道具目録」

て、次のように記されている。

(朱字長角印)
「辛未秋御拂」

桐箱二入 鬱金木綿巾和中包
御軸物銘々 浅黄絹単
和中包

一、藤皮籠

黒塗金物二葉葵模様紫真田紐付金物
(朱書) 蓋虫喰有

壺

〔右藤皮籠 天保十四卯十月 御側江差上候付桐二重箱二入〕

右皮籠於江戸御戻之上 嘉永元申三月尾州江為差置

内 御軸物

(中略)

東天九 「天」壺 (朱書)
「頼阿法師筆」 繪入御卷物

あはれ人

表紙「唐物」茶地「縹珍」軸象牙奥書筆者不知
(朱書)

下巻は東福門院筆「源氏物語抄」(徳川美術館に現存)、伝正徹筆「歌合」

「掃墨物語絵巻」 雑感

(六百番歌合恋部 徳川美術館に現存)、後小松天皇宸筆「賦何舟連歌」(現存せず)などとともに藤皮籠に収められた十二巻の巻物の一つとして記載され、江戸時代後期には江戸の屋敷に置かれた御側道具であったと判明する。「鳥印」は誰の印名かは詳らかではないが、時代的に見て十一代将軍家斉の十一男で天保十年(一八三九)に尾張徳川家十二代となった斉荘(一八一〇～四五)とみなされる。

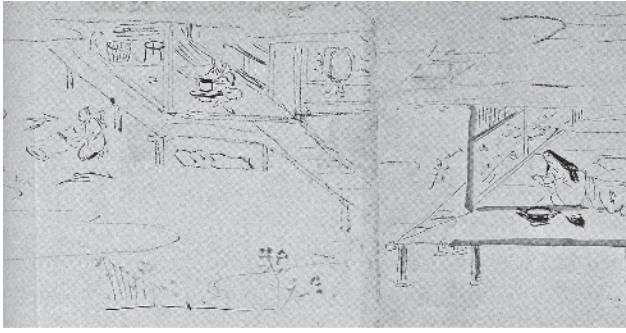
明治二十六年(一八九三)に全国宝物取調調査に基づき作成された「御世襲附属物目録」(第一部〈天・地・人三冊〉)に付随する「什器目録」(第二部・第三部併せて六十一冊のうち「第二部 什器目録 二十五 手鑑歌書 額 古筆書籍 画帖 墓誌 石摺 巻物」の巻物の項・第四号に「古土佐彩色画 下ノ巻 壺巻」、第六号に「頼阿法師筆 壺巻」として本絵巻の記載がある。四号の形状については、「紙本全幅を前中後ノ三段ニ分チ前後両断ハ彩色画中ニ詞書一段ヲ挿ム」とした記載と共に、桐箱の蓋表に「古土佐彩色画御巻物 詞書 尊円親王御筆」と墨書され、表紙は「金入縹珍茶地 菱繫キノ内正字ニ丸龍ヲ疏ラニ出ス」、見返は「金銀切箔砂子」、恒川了廬(一七七五～一八六〇)による極札が添っている旨が記されている。六号の方は桐の棧箱で、「灰汁打紙画ハ極彩色詞書頼阿法師筆絵筆者不明 詞一段画一段」および詞書の初句および奥書を記述し、表紙は「茶地金入錦菱繫菱ノ中正字ニ丸龍模様」、見返は「紙質不明金銀青金ノ砂子切箔振潰シ所々禾アリ」とし、四号では記載がなかったが、「象牙渦」薄萌黄時代真田」と軸首および紐についての記載がある。

それぞれ別に保存されてきたこの二巻の絵巻は、大正から昭和初年にかけて実施された什宝整理の際に、一つの作品として保存すべき旨の田中親美・森川勘一郎両氏の助言により、新調された桐印籠蓋造りの箱に収納さ

れた。⁽⁴⁾蓋表には「古土佐物語絵巻 二巻」の墨書がある。残念ながら旧箱は何らかの理由によって伝存していない。その後、昭和九年（一九三四）に重要美術品の認定を受け、昭和三十七年（一九六二）に国の重要文化財に指定された。

本絵巻は、横折れ・絵具の浮き・ヤケなどによる傷みが著しかったため、昭和五十五年度に国庫補助金による文化財修理が行われ、⁽⁵⁾この際に濃縹地菱紋紗の表紙・金砂子地宝相華唐草文空摺りの見返・紫檀花菱文木地螺鈿の軸首に改装され、旧装丁は別途保存されている。

ところで「探幽縮図」（個人蔵）の中に本絵巻の一部が記録されている（挿



挿図3 『探幽縮図』

図3）。そこには、上巻の第一段絵や第一段詞書・第二段絵の前半は無く、顔に墨を塗った娘を見て驚き、鏡を見せる母尼の場面から、娘が洗顔して悟りを得る上巻巻末までとこれに続けて第三段絵の後半に描かれる炉を切った座敷から最後の庵室の場面までが画中詞を含め写され、下巻詞書および第三段絵の冒頭から仏堂での娘の剃髪場面も描かれていない。画中詞のほか「ひさし」「花」「雪」「いづれも雪のてい」などの画面に関する書き入れがある。⁽⁶⁾この縮図が、何時何処で行われたかは不明ながら、狩野探幽（一六〇二～七四）が本絵巻の縮図を作成した時点

で詞書や絵の一部を割愛して写した可能性があるが、十七世紀のある段階では現状と異なる形態であったのかもしれない。

二 詞書の伝称筆者とその享受

先述の通り、上巻には、筆者を尊円親王（二九八～一三五〇とする恒川了廬の極札が添っており尊円親王筆、下巻は極札・折紙などは附属していないが、道具帳の記載にある通り頼阿（二八九～一三七二）筆として伝えられてきた。

尊円親王は、伏見天皇（一二六五～一二二七）の第六皇子で、^(いみな もりひこ)十一歳で青蓮院に入室、延慶三年（一三一〇）六月に親王宣下、^(たかひで)尊彦と称した。応長元年（一二二一）に^(ちはつ)薙髪、尊円と名を改め、その翌年に第十七世青蓮院門主、元弘元年（一二三二）十月に天台座主に補せられて以降、都合四度歴任している。正平十一年（一二五六）正月に四天王寺別当となったが、この年の九月に歿している。尊円は、和歌・諸芸に秀で、特に書は、世尊寺行房（生年未詳～一二三五・行尹（二二八～一三五〇）兄弟から世尊寺流を伝授され、さらに小野道風、藤原行成らの上代様の書跡に規範を求めて研鑽を積み、独自の書風を確立した。著作に後光厳天皇（一二三三～一三七四）のために撰述した書道の入門書『入木抄』^(じふくしょう)や行房・行尹から教えを受けた秘説を聞き書き風にまとめた『入木口伝抄』がある。その書風は、青蓮院流あるいは粟田流と称され、後世の書道に少なからぬ影響を与え、尊円親王自身はわが国書道の中興の祖として仰がれた。

近日者、和字、漢字、共ニ以青蓮院尊円親王ノ御筆為規範。而都鄙

翫之。

一条兼良（いちじょうかねよし）（一四〇二〜八二）の『尺素往来』には、仮名・漢字ともに尊円親王の筆跡をもつてその規範とし、都や地方においても、これを賞翫したとする右の一文があり、室町時代以降、その書風は普及し最も親しまれていたことがわかる。また徳川家康（二五四三〜一六二六）の右筆として著名な建部伝内（けんべでんない）（一五二二〜九〇）が青蓮院尊親王（さんしんおう）（二五〇四〜五〇）の門下であり、その子昌興も家康に近侍し、家康の子弟にも書道を伝えていたため、尊円親王にはじまる青蓮院流の書は「御家流」と称され、徳川幕府の公用の書体として用いられるようになったこともあり、尊円親王の遺墨は中世の宸翰や藤原定家の筆跡とともに、江戸時代を通じて將軍や大名間の贈答品、公的な場での飾り道具としても大切に用いられてきた。

また、頼阿は、俗名を二階堂貞宗（にかたむねさねむね）といい、正和元年（一二三二）二十四歳で出家、西行に私淑して諸国を行脚し、その旧跡である京都東山の双林寺に草庵を構えるなど隠遁者としての日々を送った。和歌を二条為世（ふたじょう）（一二五〇〜一三三八）に学び、慶運・浄弁・兼好とともに為世門下の和歌四天王の一人として知られている。また光明天皇をはじめとする北朝四代の天皇の摂政・関白を務めた実力者・二条良基（ふたじょうりょうき）（一二三〇〜八八）との交遊があり、さらに足利高氏（尊氏）の庇護を受け、二条流の歌人としての地位を強固にした。尾張徳川家に伝来した頼阿と伝えられる遺墨には、「古今和歌集仮名序」一卷（徳川美術館に現存）、「源氏供養・九十賀」一卷（大正十年〔一九二一〕に売立られ、現在は個人蔵などが知られている）。

三 詞書の書風

尊円親王・頼阿の書風と本絵巻詞書の書風とを比較する前に、染筆されている文字の特徴について触れておくことにする。

上巻第二段絵の前に置かれた詞書と下巻詞書の後半十一行分（第三紙）の書は、字粒も大きく行間を取って染筆されているのに対して、下巻冒頭二紙分は字粒はやや小さめで行間も詰まっている（カラー口絵①・②参照）。この筆跡から、江戸時代の古筆見は、前者を尊円親王、後者を頼阿の手になると鑑定したのだが、詞書からそれぞれの文字を比較すると別表①（『掃墨物語絵巻』「文字比較」）となる。特徴的な文字について見ていくと、「あ」は上方から穂先を入れて短く留め、第二画目の縦線をまっすぐ下ろしたのち、第三画目で左下へ向けた線の筆を返して上方から右上に弧を描き、下方内側に運筆し、右側の弧内を大きく取っている。これに対して「の」は、やや左から起筆して右から左下に緩やかなカーブを描き、次の転折で「あ」と同じように筆を運ぶが、右に対して左の弧内が大きめになっている。「き」は第三画目の縦線を左上から右下に下ろした縦線から第四画目に続けた運筆の具合、「て」「徒」は、終筆を弓なりに反らせて筆を留め、「乃」は、第二画の横線および第二転折を約め、第三画転折を大きく膨らませる。また「む」は、第二筆の縦線から右に折れて跳ね上げ第三画目の点を打つが、その転折から跳ね上げる部分を懐深く取るなどの字形の特徴が両者に共通してみられる。

これまで上巻と下巻詞書第三紙、下巻第一・二紙の染筆者は、それぞれ尊円親王・頼阿とされ、別筆とみなされてきたが、字姿を丹念に比較して

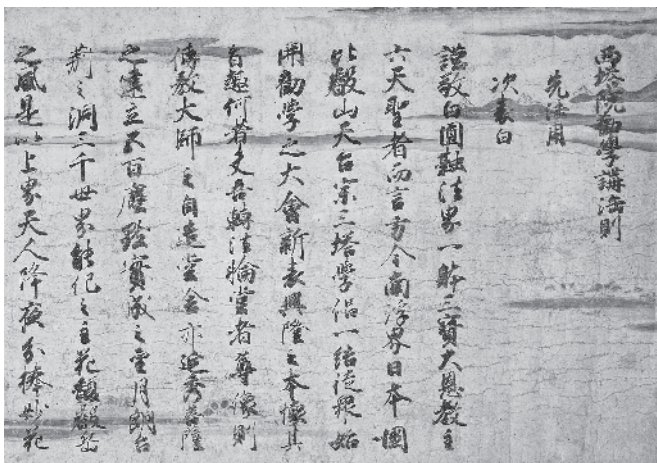
いくと、筆跡は同じであって、下巻第一・二紙は後述のように仏典から引用された文言、とりわけ漢字が多く、また行間を詰め気味に書写し、尊円と伝えられた大らかな書きぶりとは多少異なるために、別々の伝称が生じたのであろう。また画中詞の筆跡も字癖や筆致の比較により同筆であると認められる(カラー口絵③参照)。

ところで、詞書本文は、上巻および下巻第三紙では物語の展開が語られているのに対し、下巻第一・二紙では解説上人貞慶(一一五五―一二二二)の「頓死世におほけれども、聞きておどろくことなし。かねてしらざるは死期なり。今日なんぞかならずしも其日にあたらざる」という言葉をはじめ、天台大師や禪師の語を引用しつつ、無常観を説き仏教帰依を勧める内容になっている。このうち「念々の無常をもしらず、生死一大事をもこゝろにかけざらんは、いと本意なき事なり」の語は、曹洞宗開祖道元の弟子孤雲懷奘(一一九八―一二八〇)が記した禅語録『正法眼蔵随聞記』や無住道暁(一二二七―一三二二)が編纂した仏教説話集『沙石集』に、「出るいき入いきを待ず。一息不返、すなはち後世につく」は天台大師智顗(五三八―九七)の『摩訶止観』や恵心僧都源信(九四二―一〇一七)の『往生要集』、「食は晡をあまくせざれ。眠は床をやすくすべからず、頭燃をはらふがごとくして、出要をもとめよ」は『摩訶止観』や『往生要集』、「それ可緩為急、可急為緩」は『沙石集』や吉田兼好(一二八三頃―一三五二―歿年未詳)の『徒然草』に同類の文言があることが指摘されている⁽⁸⁾。また「臘月三十日手足の置所を不知」「一息不返、すなはち後世につく」の語の禪師とは、中国・唐時代の禅僧、黄檗希運(生歿年未詳)で、断際禅師と呼ばれ、臨済宗の開祖である臨済義玄の師にあたる。これらの言葉は、『緇門警訓』や『黄檗断際禅師宛陵録』に収録される「黄檗禅師示衆」の「手足の置くを不知」

「一息不返、すなはち後世につく」の語の影響を受けていること、また同書に記される「万盤事須是閑時辨得下。忙時得用」とする教えは、本絵巻の娘が出家するきっかけとなった「ことほり」に矛盾しないと報告されており⁽⁹⁾、詞書本文はこのような仏典を享受することのできた学識の高い僧侶あるいは公家によって執筆がなされたと考えられる。この点に関しては、宗教史・思想史の観点でのアプローチが今後待たれる。

その一方、本絵巻の詞書染筆者は誰か、あるいは執筆時期はいつ頃なのかという問題について触れておかなければなるまい。

伝称筆者の一人とされる尊円親王の遺墨は少なからず伝えられており、



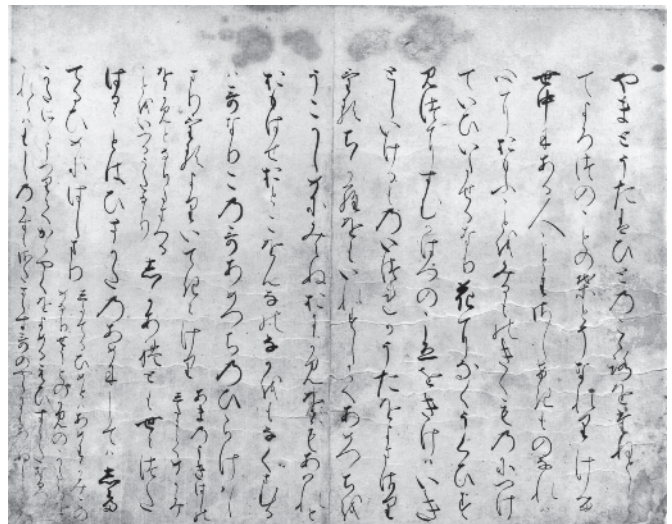
挿図4 「西塔院勸学講法則」尊円親王筆

建武二年(一三三五)嵯峨野の大覚寺において行われた夏安居に参加した僧侶・沙弥の名を列記した「大覚寺結夏衆僧名单」(東京・宮内庁三の丸尚蔵館蔵)や康永二年(一三四三)に千代菊という者に書き与えた「大手本(拾要抄)」(京都・青蓮院蔵)、貞和五年(一三四九)に染筆した「鷹手本」(京都・西本願寺蔵)、同年に比叡山・西塔における勸学講の儀式次第書を染筆した「西塔

院勸学講法則」(重要文化財 徳川美術館蔵)(挿図4)など、また京都・陽明文庫蔵をはじめとする書状類や手本類が知られている。かなの代表的な遺墨としては、文和三年(一三五四)花園院の七回忌にあたり、光厳院をはじめ花園院近親の皇族や女房、廷臣らによって詠進された和歌懐紙で、京都・妙満寺蔵(重要文化財)一卷所収、京都・立命館大学蔵(重要文化財 藤井永観文庫旧蔵)一卷所収および金沢市立中村記念美術館蔵『古筆手鑑』(重要文化財)所収の懐紙(挿図5)が知られている。いずれも豊潤で量感ある筆致を示しており、尊円親王の遺墨と本巻詞書の漢字・仮名それぞれの字形と照らし合わせても、同筆と見なすことはできない。

挿図5 「花園院七回忌和歌懐紙」 尊円筆

一方、頼阿の遺墨では「宝積経要品」(国宝 東京・前田育徳会蔵)紙背に貼り込まれた和歌短冊が知られている。これは康永三年(興国五 一三四四)に、足利尊氏・足利直義・夢窓疎石が写経し、紙背に光明院以下、公家や武人、僧侶、和歌四天王として知られる浄弁・兼好・慶運、そして頼阿など二十六人が詠じた百二十の和歌短冊に含まれている。ここに貼り込まれた頼阿の短冊の筆跡と「古今和歌集仮名序」一卷(徳川美術館蔵)(挿図6)と短冊とは同筆であり、



挿図6 「古今和歌集仮名序」 頼阿筆

これらと本絵巻の詞書と比較検討すると、明らかに字癖や筆法は異なっている。

本絵巻の成立が十五世紀として、その頃の書風を通覧しても、例えば応永二十一〜二十四年(四一四〜一七)に製作された「融通念仏縁起絵巻」(重要文化財 京都・清凉寺蔵 以下、「清凉寺本」と記す)をはじめとする作品を管見した限りにおいては、同筆作品はもとより、同傾向の書風・筆致を示す作品は見出せない。

尊円親王や頼阿は、あくまでも伝称筆者であるが、その一方で、江戸時代の子孫がどのように鑑定しているの——もともと奥書に署名があった

り由来が書かれていた本や巻物から切り出された断簡は別にして、字形や筆致、書風に表れた品格などにより、相前後すると思われる作品と比較の上、時代性を見極めて判断を下しているものであって、平安時代の古筆は別として、単なる推定や思惑によるものではなく、その書が生み出されたであろう時代を代表する人物にあてることが多く見受けられる。

本絵巻を初めて紹介した梅津氏が、「この詞書の書風は世尊寺様の端正にして且つ古様を帯びた跡をもっている。未だ尊円流の洗札を受けない時代のもののようにも見受けられるが、現在のところそれはこの絵巻が保守的な生活環境に於いて作られたからであろうと解釈しておきたい⁽¹⁰⁾」と述べている点は傾聴に値する。世尊寺流は、三蹟の一人・藤原行成に始まり、それ以降行成の子孫が宮廷書壇の中心となって相伝されていた和様書道の書流である。先述の通り、尊円親王は世尊寺行房・行尹兄弟から世尊寺流を伝授されており、あらためて言うまでも無く、その書風は世尊寺流がベースとなっている。

本絵巻の書風を考えていく上で、梅津氏の言われる尊円流の洗札を受けていない世尊寺様の端正かつ古様な筆跡様式について、もう一度検討を加えてみるのもよいのではないだろうか。

四 絵画表現の特質

本絵巻（以下、絵に関しては、上巻の二段分の絵を第一段絵・第二段絵、長く続く下巻の絵を第三段絵と表記する）に展開する絵は伝統的なやまと絵で、空間をゆつたりと取った画面構成、柔和な人物表現、細やかな景物描写と入念で濃密な彩色など、画家の確かな技倆がうかがわれる。また、第三段絵の

仏堂に続く座敷の画中画に描かれた夏珪様の水墨画や巻末の冬枯れの木々の表現には、中国画の影響も指摘されている⁽¹¹⁾。本絵巻が室町時代十五世紀にかけて成立した作品とする詳しい論考はなされていないが、もしそうだとするならば、同時代の他の絵巻作品と絵画表現において共通する部分はどこにあるのか、言い換えれば本絵巻の絵に描かれた古様と新様は何なのかという問題に対する回答が求められるだろう。

基準事例としてしばしば引き合いに出される応永二十一〜二十四年に成立した清涼寺本は、詞書を後小松院・崇賢門院（藤原仲子・後光厳天皇典侍）・堯仁法親王（後光厳天皇皇子）・足利四代將軍義持・義円（のち足利六代將軍義教）・二条持基・清水谷実秋・桓教（関白太政大臣二条良基の子）・細川満元・山名常熙・赤松性空・六角満高・斯波義重・道意（関白太政大臣二条良基の子）・鄂隱惠蔵（臨濟宗僧侶）など院・女院・親王・公卿・將軍・武將・僧侶などが詞書の染筆にあたり、六角寂濟（生年未詳〜一四二四）、春日行秀（生年未詳〜一四一三〜一四三〇）歿年未詳・土佐行広（生年未詳〜一四一三〜一四三〇）歿年未詳、藤原光国（生年未詳〜一四一四〜一四二三）歿年未詳・永春（生年未詳）・藤原行広（生年未詳〜一四〇六〜一四四三）歿年未詳・栗田口隆光（生年未詳〜一四一四〜一四三八）歿年未詳らが作画に携わり、崇賢門院がその子の後円融院（二三五九〜九三）の追善、または足利義持が父足利義満（二三五八〜一四〇八）の遠忌追善のため製作させたと考えられている⁽¹²⁾。

本絵巻第一段絵の網代の透垣の傍らや下巻池の汀の松などに描かれた屈曲した枝振りの松は、清涼寺本上巻第一段の寂濟の画風に、また本絵巻第一・二段絵の緑青と白緑で塗り分ける楓の葉の表現は、清涼寺本の寂濟や光国の画風とも相通じるところもある。また本巻下巻の出家する娘の場

面、池の汀の鴨や鴛鴦のいる情景は、清凉寺本下巻第二段、鳥羽院の御所に祇候した良忍の場面（藤原行秀筆（挿図7）と図樣的に相関関係にある。しかし、池の汀の鴛鴦は徳治二年（一三〇七）から十余年をかけて製作されたと伝えられる「法然上人絵伝」（国宝 京都・知恩院蔵）の巻十第二段にも類似する図様が登場し、長く継承されていた池泉の情景の図様であったとみられる。

人物の面貌のうち目の表現については、清凉寺本下巻第二・三・五段など藤原行秀が描いた僧侶や老女では筆の穂先で点じ、第十段の栗田口隆光の描写では人物の一部にやや目尻を下げた描線で表される以外は、上瞼と下瞼の線を引き瞳を入れた表現になっている。これに対し本絵巻では、出

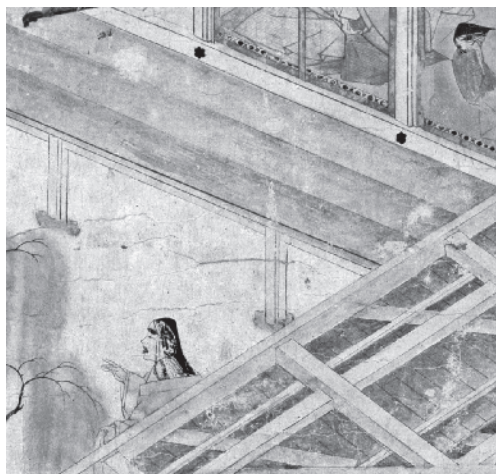
挿図7 清凉寺本「融通念仏縁起絵巻」下巻 第二段絵 部分

挿図8 清凉寺本「融通念仏縁起絵巻」下巻 第九段絵 部分

家するまでの娘は引目、母尼や下巻剃髪の場面で水瓶を持ち涙する僧や聲の傍らに坐す僧は、翁面の目のように「へ」の字形、それ以外の多くは筆の穂先によってニュアンスを付けつつ点じられている（別表②「掃墨物語絵巻」の面貌表現）。「慕婦絵」や「石山寺縁起絵巻」など先行する絵巻作例の中で多く見受けられるのに対し、清凉寺本にはほとんどない表現となっている。

また本絵巻に描かれた建物の板間や簀子などには、板の一方に暈かしを入れて濃淡のニュアンスを付ける陰影表現が見られる。このような描法は、清凉寺本では下巻第九段の行秀の手になる別時念仏の場面の板塀に用いられている（挿図8）が、その一方で、画趣はそれぞれ異なるものの、知恩院本「法然上人絵伝」の巻五第三段・巻六第四段・巻十五第三段・巻十九第五段・巻二十一第一段・巻二十六第三段・巻三十五第三段・巻四十三第一段・巻四十五第二段・巻四十七第二段などをはじめ、元応元年（一三一九）に製作され右近将監藤原行長奉納の奥書がある「荏柄天神縁起絵巻」（重要文化財 東京・前田育徳会蔵）、南北朝時代の遺品で人物を大きく丁寧（とうじん）に描いた「長谷雄草紙絵巻」（重要文化財 東京・永青文庫蔵）や「破来頓等絵巻」（重要文化財 徳川美術館蔵）（挿図9）など、十四世紀のそれぞれの作品に散見することができる。但し、観応二年（正平六 一三五二）に成立した本願寺の創設者覚如上人の行状を描く「慕婦絵」のうち、文明十四年（一四八二）に補写された第一巻第一―三段絵の簀子は、黄土色に塗られた板一枚ごとに代赭色（たいしやく）の暈かしを入れた例がある。

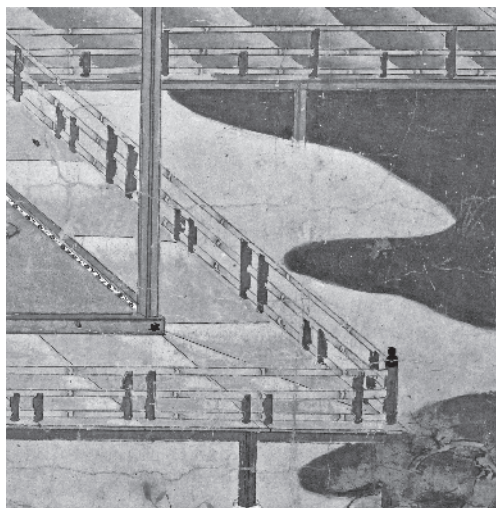
これと関連して、建物の彩色表現について少し触れておくことにしたい。本絵巻第一段絵には訪れた僧と眉墨を顔に塗った娘が対面している檜皮葺きの建物と、これに連なる板葺きの部屋で事の成り行きを氣遣う母尼



挿図9 破来頓等絵巻 第一段絵 部分



挿図10 第二段絵 部分 観音開きの扉がある殿舎



挿図11 第三段絵 部分 仏堂の簀子と透渡廊

が坐している姿が描かれているが、柱や簀子が少し墨を混じえたような黄土色で、遣戸の枠や横棧の表面は白く塗られている。第二段絵では崩れかけた築地塀の奥に観音開きの扉がある檜皮葺きの殿舎と、異時同図によって娘と母尼とのやり取りが行われる室内の様子、そこから延びた板葺きの小さな建物の室内で顔に塗った眉墨を洗い落としつつ、わが身の応報のほどを悔い悲しむ娘の場面では、観音開きの扉や妻戸が黄土色なのに対して、柱や簀子の小口、簀子下の柱などは灰色、簀子の板は第一段絵の簀子よりも墨色が勝ったような黄土色で、板一枚ごとに陰影を付けて表現している。また観音開きの扉脇の葺戸の格子や遣戸の棧は表面が白、側面が灰色に描き分けられている(挿図10)。第三段絵では娘が剃髪している釣殿を設けた池に臨む仏堂内の面取りのある柱・框は墨色の強い黄土色、簀子の小口や下柱は濃い灰色、また簀子に付けられた竹の高欄の柱材や簀子板は

薄墨をかけたような黄土色である。しかも簀子板は第二段絵と同様に一枚ごとに暈かしを付けるが、この場面では霜を表現したのか、雲母を薄く施している。これに対して釣殿へ繋がる透渡廊は薄墨の暈かしとなっている(挿図11)。仏堂に続く座敷でも、柱や簀子は仏堂と同様の表現が取られている。最後の段の火櫃と香時計を前にした尼姿となった娘と母尼が後世の勤めにいそしむ小野の里の庵室では、柱・框・明障子の枠・簀子・床下柱が灰色、遣戸や簀子が黄土色で、簀子には薄墨を混えた雲母を掃いて描写されている。第一・二段および第三段の仏堂内に燈台が据えられており(第二段では燈台の上部が剥落している)、第三段の雪の庵室の場面を除き、いずれの場面も夜の出来事であることが示されており、建物の色調もこれに依っているかとも考えられるのだが、第二段の観音開きの扉や妻戸の彩色については説明が難しい。但し、知恩院本「法然上人絵伝」巻十四第一



挿図12 第二段絵 部分 金泥線で括られた小萩

段、夜の帳に包まれた比叡山法華三昧堂で天台座主顕真が半行半坐の行法を勤める場面では、堂内の板間や簀子・明障子・妻戸の一部は黄土色に薄墨を掃いているものの、柱や妻戸は黄土色のままで表現した例がある。

建物の柱や床・簀子などの彩色に、薄墨を用いたり灰色系の色調で描いた遺例では、右に挙げた「法然上人絵伝」巻十四第一段のほか巻四十二第三・五段、鎌倉時代後期に成立したと考えられている「伊勢物語絵巻」(重要文化財 大阪・和泉市久保惣記念美術館蔵の第一・二・三・六段などがあげられる⁽¹³⁾)。

また、第二段絵の最後、娘が洗顔し悟りを得る場面で、簀子の脇に描かれた小萩の葉が、金泥線によって括られている点も注目される(挿図12)。何故なら植物を金泥線によって縁取る手法は、管見の限りでは久保惣美術館本「伊勢物語絵巻」の第一段に描かれた萩(挿図13)や菊・蔦の葉、第三段の菜園に植えられた三種類の野菜の葉、そして知恩院本「法然上人絵伝」巻八第五段九条兼実の月輪邸の寝殿の傍らに植えられた小萩の葉(挿図14)などに見受けられるからである。

挿図13 「伊勢物語絵巻」第一段絵 部分 萩

ぶ牛・紅葉・萩・龍胆・薄・菊・朝顔・紅葉した蔦、さらに葉を落した山帰来の赤い実や薔柑子、雪の降り積った冬枯れの木々、寒中に綻びはじめた紅梅など、画面に時の経過とともに見る者に詩情を与える役割を果たす情景が描かれている(別表③「掃墨物語絵巻」に描かれた四季の景物)。このような季節の推移を背景にストーリーを展開させていく手法は、『六道絵』(国宝 滋賀・聖衆来迎寺蔵)のうちの「人道不浄相図」、「男衾三郎絵巻」(重要文化財 東京国立博物館蔵)など十三世紀から十四世にかけての作品にしばしば見受けられる。また「枕草子絵巻」(重要文化財 個人蔵)も、『枕草子』の日記的章段から月次に場面を選択し、季節の推移の順に各場面を配列・構成した絵巻であったと考えられる⁽¹⁴⁾。

このような画面構成法は、藤原定家の日記『明月記』貞永二年(天福元一二三三)三月二十日条の定家の娘・民部卿典侍が幼い頃故斎院(式子内親王)から賜った「月次絵二巻」や後堀河院と藻壁門院を中心に催された「絵づくの貝おほい」で、『夜寝覚(寢覚物語)』『御津浜松(浜松中納言物語)』をはじめとする十種の物語から月次に各月五場面ずつを選び出し、一年十二

挿図14 「法然上人絵伝」巻八 第五段絵 部分 萩

さらに、これまで本絵巻の特質として指摘されている四季の景物を背景として物語が展開する構成についても簡単に触れておきたい。第一段絵の菖蒲・赤い芽をつけた若紅葉・桜桃・長春花(庚申薔薇)・筍が生える竹林、第二段絵の石榴・橘(?)・萱草・桔梗・荳蔻・白菊・小萩、第三段絵の奥山の鹿・荳蔻や稲束を運

ヶ月、計六十場面からなる月次絵巻の製作についての記載からも確認できる。ここで定家は「以取交為興」と記しており、それぞれの物語本来のストーリーを断ち切り、その物語が語られる季節を中心に相交えることに「興」を認めており、吉田友之氏が「文学的発想としてよりも、より絵画的配慮によって景物が月次や四季に配され、人事とかさねあわされている」と指摘しているように、従来の伝統的な月次絵とは性格を異にしている。また『明月記』には、この一文に続けて「近日此画図又世間経営歟」とあり、「此画図」＝物語から月ごとの場面を抜き出して構成した月次絵が、当時盛んであったことを伝えている。「枕草子絵巻」は、そのような享受背景の流れのなかで製作されたとみなされる。同時に「枕草子絵巻」の詞書の料紙に下絵として描かれた金銀泥下絵による景物画は、物語の文中に登場するモチーフを描くのではなく、その段に取り上げられた場面の季節―九月の場面なら萩や薄などの秋草、十二月ならば雪持ち松―に響き合うような構成となっている。十四世紀中頃の伝伏見天皇筆「源氏物語拔書」〔重要文化財 千葉・国立歴史民俗博物館蔵〕もまた、金銀泥絵による四季景物が一卷の巻物の中に展開する遺例で、染筆された『源氏物語』の一文は若菜下―若菜上（二ヶ所）―若紫―宿木―薄雲から、ストーリーの順序ではなく季節ごとの場面を抜き書きしている。¹⁶十三世紀前半頃に流行した物語を季節ごと、あるいは月次に再構成する手法に加え、平安時代からの屏風絵や障子絵の主題となってきた四季絵や月次絵の伝統をベースにしつつ、春から夏、秋、そして冬と、四季の移ろいを背景に物語を展開するという新たな手法が、十三世紀後半には展開していったと考えられる。『六道絵』のうちの「人道不浄相図」や「男衾三郎絵巻」〔重要文化財 東京国立博物館蔵〕の遺例が、このことを物語っている。

一方、画面構成の手法の一つとして、第一段絵と第二段絵の冒頭に、あわてて逃げ去る僧の姿を反復して描いている点にも注目しておきたい。第一段絵の逃げる僧の後に展開されていく場面は、時間的にそれ以前に生じた出来事であって、一見矛盾した表現となっているが、第二段絵冒頭でふたたび僧を登場させることで、この物語の発端となった第一段絵後半部の出来事を回想的に扱おうとしている。この点については、第一段絵に若楓や桜桃が点景として描写されているが、第二段絵の前半にも繰り返し描かれていることから理解できよう。第二段絵の最後、娘が顔を洗いつつ、我が身の応報のほどを悔いる場面では、背景として描かれた季節が夏から初秋を示しているのに対し、室内の腰障子には雪汀鴛鴦図が描かれている。これは本絵巻の最後、尼となった娘が仏道にいそしむ庵室が雪景のなかに配されているのに対応し、悟りを得た娘の到達すべき姿を暗示的に表わす心にくい演出が凝らされている。

以上、本絵巻の絵の特質について検証を試みたが、そこには清涼寺本に代表されるような、十五世紀以降の栗田口派とも称される絵師の画風¹⁷よりは、十四世紀前半頃までに製作された絵画表現の特徴が色濃く見られる。かといって本絵巻を最初に紹介した梅津氏が「まず漠然と鎌倉末、南北朝の間にあることを推定せしめる。しかし右にあげたほぼ年代の規準となる作品（春日権現霊驗記絵―延慶二年（一三〇九）、「石山寺縁起絵」―応安・永和（一三六八―七八）頃など）と掃墨絵との間には夫々矢張り画趣に於いて若干の開きがある。掃墨絵にはまた一方に応永の清涼寺本融通念仏縁起絵巻に呼応する性格をも内包していることを考えなければならぬ点もある」と指摘されているように、¹⁸「春日権現霊驗記絵巻（春日験記絵）」〔東京・宮内庁三の丸尚蔵館蔵〕製作に携わった高階隆兼や「慕婦絵」を描いた

藤原隆章・隆昌の画趣は見受けられない。本絵巻と清凉寺本とを比較して見た時、藤原行秀の画風に近い部分もあるものの、その周辺もしくはこれに先行する絵師たちを想定しなければならないだろう。

そこで注目しておきたいのが、かつて堂本家本と称されていた「十二類合戦絵巻」(重要文化財 個人蔵)である。この「十二類合戦絵巻」は、上巻が後崇光院(一二七二―一二五〇)、中・下巻が尊道親王(一二三三―一二四〇)とする江戸時代の極めがあり、また広橋綱光(一二四三―一二七七)の日記『接綱御記』宝徳元年(一二四九)九月六日条に記載される足利将軍家所持の「十二類絵三卷」や宝徳三年(一二五二)八月に六角益継が描いたとする『本朝画史』所載の絵巻との関連が指摘されている。さらに上巻は極めの通り貞成親王の手で、宝徳三年頃の染筆になることが明らかとなっている¹⁹⁾。しかし、中・下巻は上巻に対して画風も異なっていて古様を示し、画面にはスレや傷みが多く、紙質や紙幅も異なっており、上巻に先行して製作された²⁰⁾とされる。

また詞書の筆者については、尊道親王の他の遺墨からみて、その伝称を信じてよいと宮次男氏が指摘されており、中・下巻は上巻に先行し、その成立年代は尊道親王が歿した応永十年(一二四三)以前ということになる。この「十二類合戦絵巻」下巻の最後の場面、合戦に敗れた狸が仏道に入ることを決心し、都を避けて京・西山の麓に草庵を結び、後世を願い勤行に励む雪の情景は、本絵巻下巻の最後、出家した娘と母尼が仏道にいそむ山中の庵での情趣あふれる雪の場面と相通じるものがあり、画風および製作期は異なると思われるが、近い環境のもとで製作されたことが想定できよう。

ここまで論じてきたように、本絵巻の製作年代については十五世紀に位

置づけるよりも、十四世紀後半頃の南北朝時代と仮定できるのではないだろうか。相澤氏が指摘されている通り栗田口派の絵師たちは、その名からもうかがえるように青蓮院門跡と関わりの深い絵師集団であった²²⁾。本絵巻は、さまざまな仏典からの引用が多い詞書の内容から見ても、製作・享受背景には寺院の関与、強いて言うなら、青蓮院周辺で製作された可能性が考えられる。栗田口派や他のやまと絵系絵師たちの前段階にあたる絵巻として再検討する必要がある。

五 詞書の筆者についての仮説

本絵巻の成立年代を十四世紀後半とした場合、詞書の染筆者について誰を想定できるのだろうか。

世尊寺家は、藤原行成に始まり、鎌倉時代後期以降は十代の経尹^{つねた}(一二四七―一三二〇歿年未詳)とその弟の定成^{さだなり}(生歿年未詳)、尊円親王に世尊寺流の伝授をおこなった十一代の行房・十二代行尹・十三代行忠(一二三二―一八二)・十四代行俊(生年未詳―一二四〇七)・十五代行豊(生年未詳―一二五三)と続く能書の家系として知られている。このうち経尹と定成は伏見天皇の書の指南役を務めたことで知られ、行忠は貞治二年(正平十八・一三六四)に成立した十九番目の勅撰集『新拾遺和歌集』の奏覧本清書や『地藏験記絵』の外題、「討伐絵」の詞書の染筆(『看聞日記』貞治六年六月二十六日条)、行俊は足利義満が明に遣わす書簡の清書役に(『康富記』応永八年(一四〇二)五月十三日条)、行豊は起草文や願文の清書などの書家として名譽ある任務に携わっている。経尹・定成・行尹たちの遺墨はわずかながら知られているが、いずれも願文や書状である。また行尹筆とされる「七

首和歌懷紙切」(諸家分蔵)とは、本絵巻の詞書と書風が全く異なっている。

十四世紀において、尊円親王に始まる青蓮院流の書風の洗礼を受けていない世尊寺流の書という観点で考えるとき、尊円親王の父にあたる伏見院(一二六五―一二七)に始まる伏見院流の書風について見ておく必要がある。伏見天皇は歴代天皇の中でも屈指の能書と知られ、世尊寺経尹・定成から指南を受け、さらに小野道風や藤原行成をはじめとする上代様の書に範を求めた書風を展開した。「御手もいとめでたく、昔の行成の大納言にもまさり給へるなど、時の人申し。やさしうも強うも書かせおはしけるとかや」と『増鏡』(浦千鳥)の中で評されているように、緩急自在いかにうにも書き分けられ、優美繊細・豊麗雄渾と形容されるような幅の広い表現が、その遺墨として知られる「筑後切」や「広沢切」からもうかがうことができる。また伏見天皇の書風は、「近年さかりにこれを賞翫し奉る。なかなかんづく仮名は一向にその様なり」と尊円親王が『入木抄』に記しているごとく、当時一世を風靡したさまが知られている。

『看聞日記』永享十年(一四三八)十二月三日条に、現存する「枕草子絵巻」に該当すると考えられている絵巻についての次の有名な一文が記載されている。

自室町殿御絵二巻給、此詞伏見院宸筆云々、実否御不審定可存知歟、見て可申之由、女中より内々承、清少納言枕草子絵也、墨絵也、殊勝也、宸筆雖相似不分明、慥御筆とハ不存、源中納言同前申、若萩原殿進子内親王御筆歟、其も不分明之間、宸筆とハ慥不拝見之由御返事申、御絵廳返進了

これによれば、室町殿(室町三代將軍足利義満)から墨絵の「清少納言枕草子絵」二巻の詞書の筆者について伏見天皇の宸筆かどうか鑑定を依頼され

挿図15 「花園院七回忌和歌懷紙」徽安門院筆

た貞成親王が、伏見天皇の筆跡ではないこと、もしかすると萩原殿進子内親王の筆とも考えられるが定かでない旨を伝えたという。進子内親王(生歿年未詳)は、伏見天皇の皇女で、康永四年(興国六一三四五)に内親王の宣下を受け、京極派歌壇の歌人であった。この詞書の書き手の一人が進子内親王であるか否かは別として、貞成親王が絵巻の詞書の染筆者に女性の名を挙げているのは興味深い。²³⁾花園院の七回忌にあたり詠進された和歌懷紙には、進子内親王のほか、花園天皇の皇女である徽安門院(壽子内親王 一三一八―一五八)(挿図15)や儀子内親王(生歿年未詳)の懷紙が残されている。二人の内親王も京極派歌人として優れた作者で、このうち徽安門院は祖父にあたる伏見天皇の影響を受け、伏見院流の書をよくしたことも知られている。

また、この時期の女性が染筆した遺墨のうち正親町実明女による「延文百首切」に注目しておきたい。『延文百首』は、延文元年(正平十一一三五六)八月に、第十八番目の勅撰集『新千載和歌集』の撰集にあたつて後光厳天皇が下命し詠進された応制百首で、後光厳天皇・二条為定・二条良基、女性の実明女のほか、進子内親王・正親町公蔭女・土御門顕実母をはじめとする三十三名が詠進(このうち冷泉為秀は詠者として名前があげら

れているが出詠していない)している。このうち、実明女の清書本の断簡(徳川美術館蔵、古筆手鑑『蓬左』所収)が伝えられており、金銀箔散らしと型紙

による桐唐草文の箔絵が施された料紙に雑部二百分が穏やかで流麗な伏見院流の書風で書写されている(挿図16)。

これらの十四世紀中頃に染筆したとされる女性の筆跡には、比較できる文字はわずかながら、「乃」「む」「や」「人」「氣」など、同筆とみることは疑念が残るものの、主観的ではあるが本絵巻の書風に近しい筆致が看取される。実明女については、伏見院東御方と呼ばれた従三位守子^{しゅうし}、後伏見院対御方、宣光門院藤原実子(徽安門院儀子内親王の母)、伏見院一条、花園院対御方、宣光門院廊御方など複数人いたことが確認されているが、このうち『延文百首』に出詠したのは、花園院対御方と考えられている⁽²⁴⁾。

貞和二年(興国七 一三四六)に十七番目にあたる勅撰集『風雅和歌集』を撰進するにあたり進子内親王が詠進したとされる「あがた切」諸家分蔵が伝えられており、この筆跡と先述の花園院七回忌に詠進された進子内親王の和歌懷紙と比較して、ほぼ同手とみなされている。但し清書したのは進子内親王自身の可能性とともに、この時の詠進にあたり九条道教や飛鳥井雅孝の詠草は他筆であったことが『園太暦』貞和元年七月十日条に見え⁽²⁵⁾、進子内親王の家女房であった春日と呼ばれる女性の可能性も指摘されている⁽²⁶⁾。以上のように代筆の可能性もあるものの、本絵巻の詞書の筆者については、公家や高僧の存在が想定できようが、その一方で十四世紀後半頃の伏見院流の書をよくした女性によって染筆された可能性も視野に入れて考えてもよいかと思われる。

おわりに

本稿は、平成二十八年三月十九日に、第六十八回徳川美術館定期研究発表会で「詞書の書風からみた「掃墨物語絵巻」と題し発表した内容をもとに、本絵巻の画風に関する若干の考察を加えまとめた論考である。近年中世のやまと絵系絵画作品について注目され研究も進みつつある中で、本絵巻の成立年代について室町時代十五世紀とする考え方が大勢を占めるようになってきた。これまで徳川美術館の展覧会や蔵品図録では簡単な解題を記すに留まっていたが、所蔵館としての立場から、現時点での見解を示すこととした。

尊田親王・頼阿筆と伝えられてきた本絵巻の詞書の筆跡は、検討の結果二人の合筆になるのではなく一筆で、画中詞もまた詞書本文と同筆であることを明らかにした。また世尊寺流の面影を留めた詞書の筆跡は、世尊寺流をベースに上代様を学んだ伏見天皇の書様に始まる伏見院流の書き手であった公家や高僧人物とも考えられる一方で、伏見天皇の子や孫の世代の女性であった可能性についても触れておいた。

絵画的表現については清涼寺本「融通念仏縁起絵巻」に連なる画趣が見受けられるものの、登場人物の面貌表現も異なり、丹念に表現された建物の陰影表現や彩色法、移りゆく四季に物語の展開を重ね合わせる構成法など、鎌倉時代後期から南北朝時代にかけての絵画表現が温存して用いられていることなどから、本絵巻が製作されたのは南北朝時代十四世紀後半頃とみるのが適切ではないかとする見解を示した。

注のうえ再録)。相原充子『伊勢物語絵巻の探究―和泉市久保惣美術館本の分析―』山川出版 二〇〇二年三月。

- (14) 拙稿『枕草子絵巻』の構成について(『秋山光和博士古稀記念美術史論文集』便利堂 一九九一年七月)。

- (15) 吉田友之「月次景物画の系譜」(『日本屏風絵集成 第九巻 景物画―四季景物』講談社 一九七七年十一月)。

- (16) 岩佐美代子「京極派和歌と源氏物語」(『国語国文』四九三号 一九七五年九月)。この作品の料紙装飾については、佐野みどり「十四世紀前半の料紙装飾について―伏見院宸翰源氏物語抜書の紹介をかねて―」(『美術史』一一五号 一九八三年十一月、同氏『風流 造形 物語 日本美術の構造と様態』(スカイドア 一九九七年二月に)再録)の論考がある。

- (17) 相澤正彦「粟田口絵師考」(上)(下)(『古美術』83・84号 三彩社 一九八七年七月・十月)、註(12)高岸輝氏の前掲書および同「やまと絵の再生と革新―室町時代土佐派の成立と展開」(『日本美術全集 9 室町時代 水墨画とやまと絵』小学館 二〇一四年十月)。

- (18) 註(1)梅津氏前掲論文参照。

- (19) 梅津次郎「十二類合戦絵巻」(『日本絵巻物全集』第十八巻 角川書店 一九六八年、のち同氏『絵巻物叢誌』(法蔵館 昭和四十七年二月)に再録)。

- (20) 吉田友之「十二類合戦絵私考―堂本家本上巻の画面構成―」(『帝塚山学院大学研究論集』第20集 一九八五年十二月)を中心に、以下の論文を参照。註

- (19)前掲梅津氏論考および同書所収岡見正雄「御伽草子絵に於いて―十二類合戦絵巻・福富草子・道成寺縁起絵巻、榊原悟「放屁譚三題」(サントリ―美術館開館廿五周年記念 論集』二号 一九八七年三月)。藤岡摩里子「堂本家本『十二類合戦絵巻』について」(『美術史研究』第三十七冊 早稲田大学美術史学会 二〇〇九年十二月)。

- (21) 宮次男「十二類合戦絵」解説(『日本絵巻物総覧』角川書店 一九九五年四月)。

- (22) 註(17)前掲相澤論文参照。相澤氏は「青蓮院は言うまでもなく、天台三門跡の一つとして天台座主を輩出させた権門であるが、寺域は祇園社や大谷本願寺と同じく、粟田口街道の南側沿いに麓を接しており、粟田口一帯においては粟

田庄などを領して強大な権益を有し、当地には揺るぎない権力を行使し君臨していたのである。例をあげれば、祇園社も当時は山門の帰属の下にあり、大谷本願寺についても蓮如台頭以前はまだまだ脆弱で、青蓮院を庇護者と仰ぎ、その従属関係にあることで、かろうじて公的な立場を保持していたのである。この様な状況をみた場合、絵仏師の性格を持つ粟田口派にとって、祇園社や大谷本願寺以上にこの青蓮院の存在は大きなものであつたはずである。そしてこの様な観点にたつて見てみると粟田口絵師と青蓮院、ひいては山門との交渉が意外と多いことに気がつくのである。」と指摘されている。

- (23) 「枕草子絵巻」の詞書については、佐野みどり「枕草子絵巻の復元的考察―二巻構成試論―」(『美術史』九九―一〇〇号 一九七六年七月)、のちに同『風流 造形 物語 日本美術の構造と様態』(スカイドア 一九九七年二月)に再録。

- (24) 岩佐美代子『京極派歌人の研究』(改訂新装版)笠間書院 二〇〇七年十二月(初版は一九七四年発行)。

- (25) 井上宗雄『改訂新版 中世歌壇史の研究 南北朝』明治書院 一九八七年五月参照。

- (26) 別府節子「『あがた切』に関する考察」(『汲古』二五 一九九四年六月、同『和歌と仮名のかたち―中世古筆の内容と書様』笠間書院 二〇一四年五月)に一部増補改訂して再録。羽田聡「伝伏見天皇筆『あがた切』―進子内親王と『風雅和歌集』」(『学叢』第三十一号 京都国立博物館 二〇〇九年五月)。

【上巻】 詞書

此女房は、この僧かへりくるかとおもひ
けれども見えず。は、のあまの人もをとも

せずなりにければ、おほつかなくて御まれ人ハ
いかにとて障子をあけてみれば、僧はなく
て、くろき鬼一人つくとしてあられれば、
こはいかに、ひじりと思ひたれば、鬼のきたりて

我むすめを一口にくひてけりと、おそろしく、かなしくてたふれふしぬ。命もけぬべくぞおぼえける。この女房我かほのかゝるとも、いかでかしるべきなれば、はゝの尼まろびけるを、かゝへていかにくといへば、こゑは我むすめにてありければ、心をしづめて目を見あけてみるに、なをもとの鬼也。又声をあけておめけバ、あなけしからず、なに事ぞや、これハ、わらハにてさぶらふぞ、といふにさすがむすめとおぼえければ、おきあがりて、そのかほハいかにといふに、なにと候ぞ、と問。ときにかゝみをとりにするに、黒き鬼なり。かげをみて、われ鬼になりにけりとおもひて、我身におそれつゝ、あふのきにまろびふしぬ。さてよく心をしづめて思ふに、まゆずみをとりにたがへてありけるにこそと、心うく、あさましくて、水にてあらひなどして、さてもこの僧のにけかへりけるもことハリかなとおぼえて、わか身の報のほどをくひかなしみけれども、かひなくてぞありける。

【下巻】詞書 第一・二紙

あはれ、人ハ何事もかねて用意あるべき

ことかな。これも其日とき、たらバ、ないく用意ありて、屏風あぶらなどを支度して、身をもかひつくりひて居たらバ、時にあたりて、あはてけん越度はなからまし。凡世中人、生死界のならひ、有待の身なれば、つねに臨終を期し、たゞいま生死到来したりとも、用心たがふ事なく念仏をもとなへ、観念をもわすれずバ、往生をもとき、頓悟をもすべきなり。思ひさむるときなく、なにとなき無益の事にほだされてあかし暮し念々の無常をもしらず、生死一大事をもちゝろにかけざらんは、いと本意なき事なり。されば解脱上人のこと葉にも頓死世におほけれども、聞ておどろくことなし。かねてしらざるハ死期なり。今日なんぞかならずも其日にあらざるとか、れたり。禅師のこと葉にハ、臘月三十日手足の置所を不知といへり。このこと葉まことなるかな。無常たちまちにきたる時、はじめて道にむかふこといとかたかるべし。兼てよりおもふも、なをざりなれば、かなひがたし。いはんやいたづらにすぐさんをや。出るいき入いきを待ず。一息不返、すなはち後世につく。又天台

大師のたまはく、食ハ晡をあまくせざれ。

眠ハ床をやすくすべからず、頭燃をはらふがごとくして、出要をもとめよとす、め給へり。歩々声々念念唯在弥陀仏とも

いへり。かねて可期々々、それ可緩為急、可急為緩。豈おもてにすみをぬり、眉に粉をつくることにならんや。このことハりを思ひしりけるにや、むすめも出家して、ふるさともすみうくおほしければ、北山に小野といふ山里にことのえんありけるうへ、つま木をひろふたよりも、しかるべく侍ければ二人ながら、かの山ざとにすみて、ひとへに後の世のつとめをなんし侍りけり。

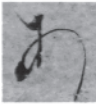
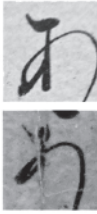
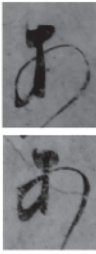
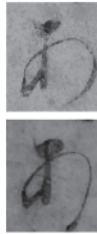
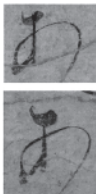
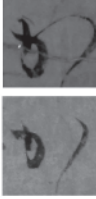
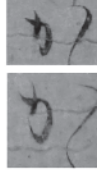
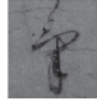
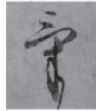
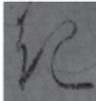
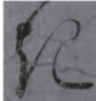
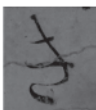
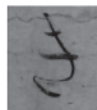
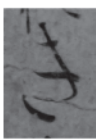
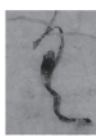
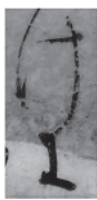
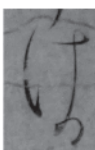
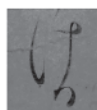
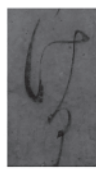
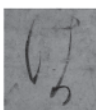
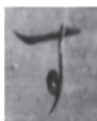
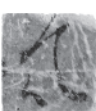
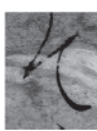
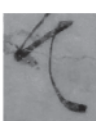
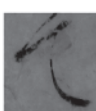
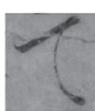
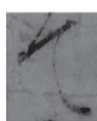
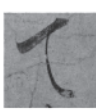
第三紙

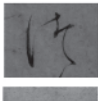
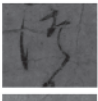
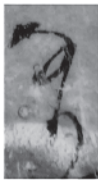
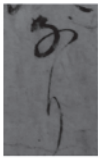
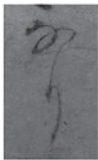
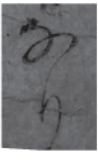
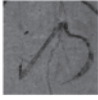
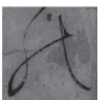
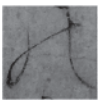
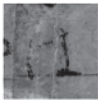
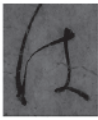
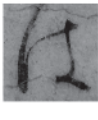
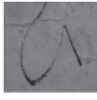
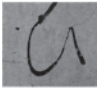
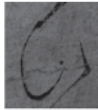
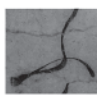
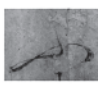
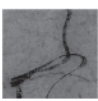
このあま、いまはすべきかたなくて、此むすめのなりゆくべきありさまをおもひつゝけて、なくよりほかの事なし。かのひじりのもとへゆきて、かゝる事とも、いまはいまはまほしくおもひけれども、それもさこそおそろしく思ひたるらめ。またゆきたらば、ばけものところおもひ侍らんずらめ。なればとてひとすぢ

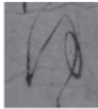
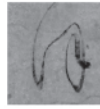
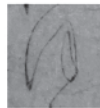
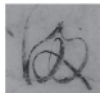
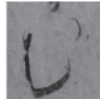
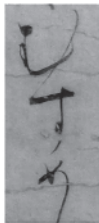
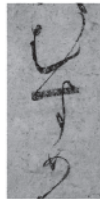
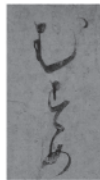
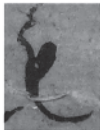
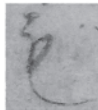
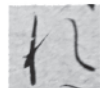
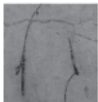
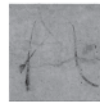
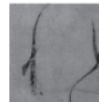
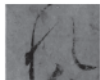
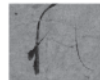
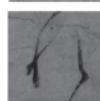
に身のどとおもひしりて、せんかたなくてぞありける。

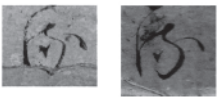
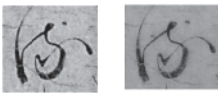
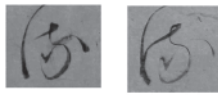
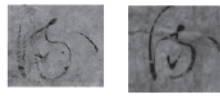
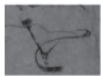
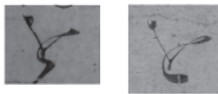
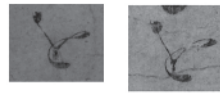
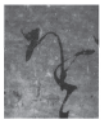
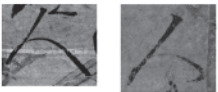
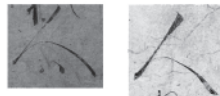
(句点・読点、濁音は筆者)

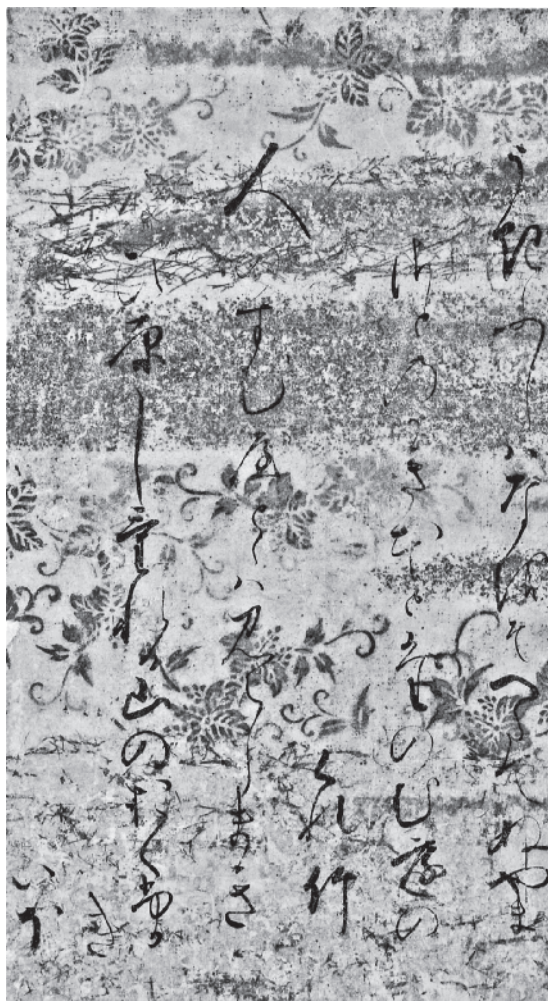
別表①「掃墨物語絵巻」文字比較

画中詞	下巻 詞書②(伝 尊円筆)	下巻 詞書①(伝 頼阿筆)	上巻 詞書(伝 尊円筆)	
 	 	 	 	あ
	 	 		か
	 	 		け(気)
	 			き(起)
				き
				く(具)
		 	 	ける(けに)
		 	 	す
 	 	 	 	て

画中詞	下巻 詞書②(伝 尊円筆)	下巻 詞書①(伝 頼阿筆)	上巻 詞書(伝 尊円筆)	
		  	  	つ(徒)
				と(登)
				なり(なに)
				な(那)
				ぬ
	 		 	の(乃)
  		  	  	の
	 	 		の(能)
	 	 		は
	 	 	 	ひ
		 	 	ふ

画中詞	下巻 詞書②(伝 尊円筆)	下巻 詞書①(伝 頼阿筆)	上巻 詞書(伝 尊円筆)	
		 	  	ほ (保)
				ふ (婦)
				ま (満)
		 	 	む
				むすめ
				むすめ
		 	 	も (毛)
 		 		や
	 	 	  	れ

画中詞	下巻 詞書②(伝 尊円筆)	下巻 詞書①(伝 頼阿筆)	上巻 詞書(伝 尊円筆)	
				る(流)
				を
				を
				人



挿図16 「延文百首切」



僧(上巻 第一段)



母尼(上巻 第一段)



娘(上巻 第一段)



僧(上巻 第二段)



母尼(上巻 第二段)



娘(上巻 第二段)



僧(上巻 第二段)



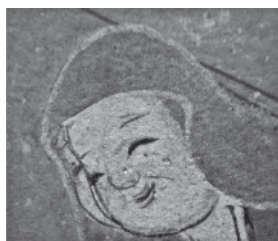
母尼(上巻 第二段)



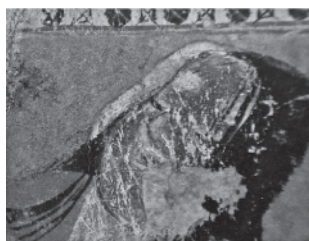
娘(上巻 第二段)



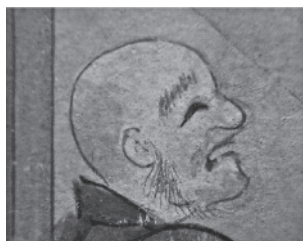
剃髪させる僧(下巻)



母尼(下巻)



娘(上巻 第二段)



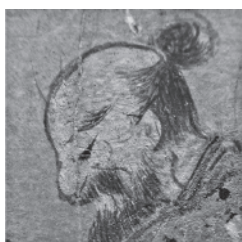
髻を前にする僧(下巻)



薪を運ぶ娘尼(下巻)



娘(下巻)



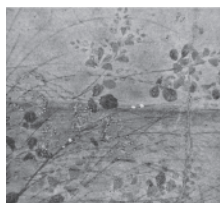
焚木を割る男(上巻)



石臼をひく男(下巻)



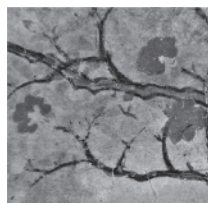
水瓶を持つ僧(下巻)



萩(下巻)



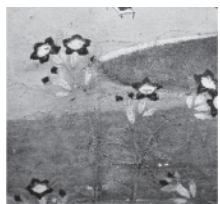
菊田と稲束(下巻)



柘榴(上巻 二段)



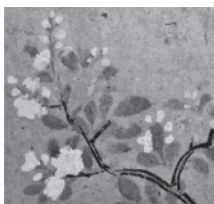
菖蒲(上巻 一段)



龍胆(上巻)



鹿(下巻)



橘?(上巻 二段)



若楓(上巻 一段)



朝顔(下巻)



鴨(下巻)



萱草(上巻 二段)



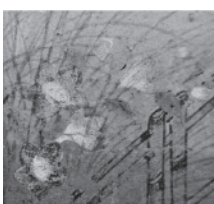
桜桃(上巻 一段)



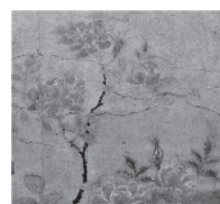
色づいた蔦(上巻)



鴛鴦(下巻)



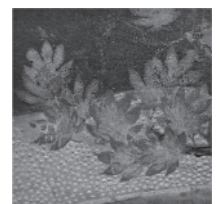
桔梗・菊萱(上巻 二段)



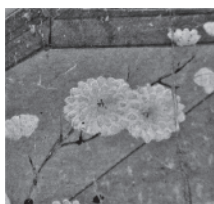
長春花(上巻 一段)



山帰来の実(下巻)



紅葉(下巻)



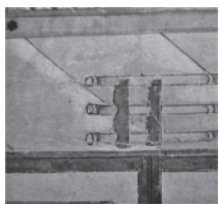
白菊(上巻 二段)



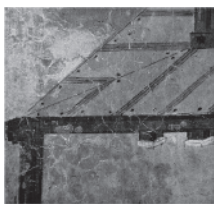
筍(上巻 一段)



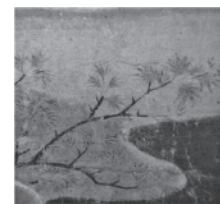
冬枯の樹木(下巻)



霜のおりた縁(下巻)



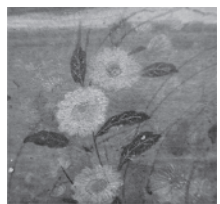
小萩(上巻 二段)



若楓(上巻 二段)



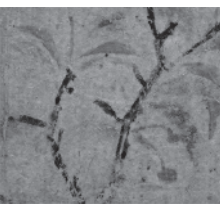
寒中の梅(下巻)



白菊(下巻)



稲藁を運ぶ牛(下巻)



桜桃(上巻 二段)

「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

はじめに

- 一 徳川美術館蔵「刀銘村正」の伝来
 - 二 妖刀村正伝説の淵源
 - 三 妖刀村正伝説の検証（清康事件・広忠事件）
 - 四 妖刀村正伝説の検証（信康事件）
- おわりに

はじめに

村正という刀工については、おそらく正宗と同等に著名な刀工と言っても過言ではない。正宗が名刀の代名詞ならば、村正は妖刀の代名詞といえようか。この是非はともかくとして、村正の刀は徳川家に崇りを成す妖刀という認識が現在広く敷衍していることは確かである。この認識は、他ならぬ江戸幕府編纂の記録に見られるため、単なる俗説ではなく、まさしく幕府もしくは徳川家自身が認識していた伝説であり、ある程度真実味を

「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

もって語り継がれてきた。

原 史 彦

その崇りを、『東照宮御實紀附録』卷三所収の「柏崎物語」や『朝野舊聞哀藁』所収の「日記拔書」・「落穂集」(落穂集前編)⁽³⁾の記述を基に整理するならば、①徳川家康の祖父・松平清康殺害に使用された刀が村正作、②家康の父・松平広忠暗殺に使用された刀が村正作、③家康の嫡男・岡崎信康切腹の介錯に使用された刀が村正作、④家康の幼年時に誤って家康の手を傷つけた小刀が村正作、⑤関ヶ原合戦時、功名を挙げた織田河内守(長孝)を引見した際、誤って手を傷つけた河内守所持の上覧鑑が村正作、と実に四代五度にわたって村正作の刀剣類が松平・徳川家の当主、あるいは当主予定者に害を成したことになる。なお、これらの事件を以後説明する場合、便宜的に①の事件を「清康事件」、②の事件を「広忠事件」、③の事件を「信康事件」、④の事件を「家康小刀事件」、⑤の事件を「織田河内守鑑事件」と略称する。

このように松平・徳川家に降りかかる尋常ならざる凶事に必ずといってよいほど、村正作の刀剣が登場することから、嫡男・信康の切腹介錯に使

用された刀がまたしても村正作と聞いた家康は、「いかにして此作の 當家にさゝはる事かな。此後は御差料の内に村正の作あらば。みな取捨てよと仰付られしとぞ。」(『柏崎物語』)と、村正作刀劍の廃棄を命じた。そして、織田河内守所持の鑓が村正作であると聞かされた時には「上意もさも有へしとの事なり 有樂 河内守に此鑓は則穂先を打折捨可レ申と申付るとなり」(『日記拔書』)と、村正作であるが故に怪我をしたと納得し、河内守にその鑓の廃棄を命じたと記録されている。つまり、村正作刀劍を不吉と決めたのは家康自身であり、家康自身が村正作刀劍を忌み嫌ったことで、以後、村正作刀劍の所持は徳川家に対する逆心を表す行為と認識されるようになったと説明されるわけである。

この認識の一例として、寛永十一年(一六三四)二月二十二日に、豊後国府内二万石の大名で長崎奉行を勤めた竹中正重が改易・切腹となった事件を挙げることができる。『断家譜』巻十二⁽⁴⁾における竹中の改易・切腹理由は、「邪曲有御穿鑿」とするのみで、『大猷院殿御實紀』巻廿四⁽⁵⁾でも改易・切腹の理由を明らかにしていないものの、幕府儒官・人見竹洞が十七世紀後半に著した「君臣言行録」が引用されており、ここに人見自身が伝聞した改易・切腹理由が記されている。これによれば竹中と長崎の豪商・平野屋との間に「妾」をめぐる醜聞・対立があり、平野屋が幕府に訴え出たことで竹中の悪行・不正が明るみになって竹中が処断されたとする一方で、竹中が「當家において忌ならひなるに」も関わらず村正作刀劍二十四振を所持していたことが、「不忠の所爲」であつたとする。あくまでも風説の類であるため、どこまでが真実なのかは判らないが、この話が幕府正史である『大猷院殿御實紀』に採り上げられていることは、『徳川實紀』を編纂した十九世紀前半の時点で、村正の刀を所持することは徳川家に対する

不忠という意識が一般化していたことを物語る。実際に「短刀 銘 村正」(三重・立坂神社蔵)や、「短刀 銘 村正(改竄名 村忠)」(東京国立博物館蔵)のように、江戸時代には村正の名を憚って銘を削るとか、改竄するといった行為が行われていた物証もあるため、妖刀村正伝説は俗説の域を超えていたわけである。

また、文政六年(一八三三)四月二十二日に江戸城西之丸御殿内でおこった御書院番士・松平外記による同僚五人に対する殺傷事件は、世の中を震撼させた事件として風聞が飛び交い、前平戸藩主・松浦静山も随筆『甲子夜話』巻四十二⁽⁶⁾にこの事件を記録している。静山の記述で注目されるのは、この殺傷事件に使用された松平外記の脇指について「外記が脇指は村正に有しと。世伝ふ。この鍛冶^{かぢ}は御当家に不吉なりと。然るに又、かゝることの生ぜしも不思議なり。」と記録していることである。もともと「又外記の脇指は村正に非ずして、関打平造の者にして一尺三寸なりしと云。」とも記しているため、静山自身は村正作の刀が使用されたとは考えていなかったが、世間では凄惨な殺傷事件と村正作の刀を結びつける意識が存在したことは確かめられる。

以上の例でも判るように、『徳川實紀』や『朝野舊聞哀藁』が編纂された十九世紀前半の時点で、村正作刀劍が不吉であるとの認識は一般化していたといえ、『徳川實紀』『朝野舊聞哀藁』が引用した諸記録・典籍の成立年代をみれば、すでに十七世紀中頃から後半の段階で、松平・徳川家の当主、もしくは当主予定者に害を成した刀という記録は存在していた。ゆえに、家康が村正作刀劍を忌み嫌ったという見解も、あながち否定は出来ないのだが、村正作刀劍の伝存実例でみた場合、この見解には疑義が生じる。つまり、尾張徳川家に譲られた家康遺産「駿府御分物」の中に村正作

の刀が二振含まれており、その内一振が現在でも徳川美術館に収蔵されているからである。家康自身が不吉な刀であると廃棄命令を出したにも拘わらず、自身が所持し続けて自分の子どもに財産分与するというのは明らかに矛盾した行為である。これは家康自身に村正作刀剣を不吉とする認識が無かったことを物語っている。

本稿では、妖刀村正伝説がある反面、家康遺産として村正作の刀が伝存していることの矛盾を説明するため、まず、尾張徳川家伝来で徳川美術館が所蔵する「刀銘村正」(挿図1)の伝来経緯を明らかにした上で、妖刀村正伝説が形作られる過程を整理・検証する。結論を先にいえば、この妖刀伝説は一般的な伝説と同じく、ある程度の事実を下敷きにしつつも、伝聞と憶測の上に逸話が付加されただけである。暗殺・不吉といった話は一種の醜聞であり、醜聞には憶測が加味されて不可逆的に増幅・浸透するのは現代社会でも見られる現象である。妖刀村正伝説は、そういった類の話であることは周知であり、紙面を費やすほどでは無いとの批判は重々承知の上で、なぜ徳川家の弱点ともいうべき醜聞が、徳川政権下でありながら広く敷衍したのかの検討を試みる。繰り返しとなるが、冒頭で記した妖刀村正伝説の内容などは従来から指摘・紹介されていることで、こういった村正に関する一般見解は、近年では福井款彦氏が桑名市博物館の特別企画展図録『村正―伊勢桑名の刀工―』に寄稿された「総説」に詳しい。この福井氏の論考は刀工村正に関する研究史も端的にまとめられており、以下において一般論として村正を語る場合、福井氏の見解に負うこととする。また、本稿は刀工村正や村正作刀剣に関する見解を糺す内容ではないことを予めご了解願いたい。そのため、刀工村正や村正作刀剣に関する基本事項については本稿では割愛する。

「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

なお、管見の限り「妖刀」という言葉は、江戸時代の文献では確認できず、後述するが、村正作刀剣を評する時には「忌ならひ」「御不吉例」「當家にさゝはる」「御当家へたゝり」という言葉が使用されるのみである。

「妖刀」は近代以降の講談・文芸などによる造語と考えられるため、江戸時代の村正作刀剣にかかる評価を「妖刀村正伝説」と表すのは適切ではないが、徳川家では「忌ならひ」であり「不吉」で徳川家に「さゝはる」上、「たゝり」を成すことを総称する適当な表現も見当たらないため、本稿では便宜的に「妖刀村正伝説」という表現をあえて用いることとする。

一 徳川美術館蔵「刀銘村正」の伝来

現在、徳川美術館が所蔵する「刀銘村正」に関する記録は次の通りである。同館の台帳記録によれば、身長二尺二寸七分(約六八・九厘)、反り六分(約一・八厘)、鐔元重(厚さ)二分七厘(約〇・八厘)、(鐔元の)巾一寸六厘(約三・二厘)、横手下重(厚さ)二分(約〇・六厘)、(横手下の)巾七分六厘(約二・三厘)、中心(茎)長五寸二分(約一五・八厘)である。『新版徳川美術館蔵品抄③ 刀剣刀装具』の記述では「鎬造り、庵棟、鎬筋高く先反りとなり踏張りがある。中切先。鍛えは小板目つみ枉心あり、地沸えつく。刃文は小沸えつき皆焼刃の華やかな出来。銚子は一枚、中心生ぶ、先剣形、鐔目右手下がり。目釘孔二。上孔の肩に「村正」と銘がある。」と記す。白鞘のみで附属の拵・刀装具は無い。白鞘には「礼ノ六十九 村正 銘有 貳尺二寸七分」と、江戸時代の蔵番号・銘・総寸が墨書される。

徳川美術館では開館間もない昭和十四年(一九三九)三月十一日に当時国立博物館(現・東京国立博物館)調査課長だった本間順治氏(一九〇四―一九二



と、同年五月二十八日に当時海軍大佐で刀剣研究家であった小泉久雄氏（一八八五～一九四二）に、本刀を含めた所蔵刀剣の鑑定を依頼しており、その結果は下記のように台帳に記されている。

本間氏は「出来面白シ 皆焼ナリ、初代村正ニ非ズ文亀頃ノ出来ナリ」、「銘ヨシ 元亀頃ノ村正ナリ 村正ノヒタツラハ珍シ」と鑑定し、小泉氏は「時代永正頃ナランカ、銘が稍変ツテキル、皆焼ノ刃文珍ラシ、岡島氏曰、村正ハ目釘穴ヲ大小二ツ明ケルト云フ掟ガアル相ダガ本刀モ之ニ一致シ目釘穴ガ大小二ツアル、小泉曰、必シモ然ラズ目釘穴一個ノモノモアリ」と鑑定している。本間氏の鑑定内容が二項目あるのは、鑑定結果を聞いたのは複数の職員で、それぞれが台帳に記録したため、製作年代に「文亀」（一五〇一～〇四）と「元亀」（一五七〇～七三）の違いが生じた。この違いは話を聞いた職員のどちらかが聞き違えたと思われる。当時と現在では見解が違うため、どちらが正しいかは一概に言えないまでも、小泉氏が製作年代を「永正」（一五〇四～二二）としているので、おそらく本間氏も同時代の「文亀」と鑑定したのではなかろうか。なお、小泉氏の鑑定にある「岡島氏」とは、後に日本美術刀剣保存協会二代目名古屋支部長を務めた岡島太十氏のことであろう。

両者ともに刃文が皆焼であることを珍しいとしている。本間氏は初代作では無いと鑑定しているが、現在では初代の作刀期を文亀・永正年間頃と見立てているため、後世の作とするならば、あるいは「元亀」の作とする方が相応しいかもしれない。小泉氏が「銘が稍変ツテキル」と鑑定しているように、本刀は確認されるいずれの銘とも異なり、「正」の字が上下に圧縮されたような字体となっている。また、表裏揃いのたれ・互の目文を主流とする村正の刃文において、異様ともみえる皆焼の刃文は、村正の

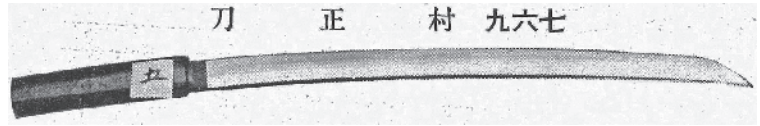
作とするにはいささか疑義が残る。弟子筋の作や偽銘であることも視野に入れて再検討する必要があるが、徳川家康の遺産台帳である尾張家本『駿府御分物御道具帳』の一つ「駿府御分物之内御太刀御腰物御脇指御長刀御鎗帳」（徳川美術館蔵・以下「御腰物之帳」と略す^⑩）には「村正」と明記されているため、少なくとも尾張家に分与された当初より村正作の刀剣と認識され、現在まで継承されてきた。そのため、現在、徳川美術館では本刀を初代・二代作ではなく三代以降の作とするものの、作者を特定せず製作年代も室町時代十六世紀と幅を持たせて展示表記している。

家康の刀剣遺品を記した「御腰物之帳」は、「上御太刀」から「下小脇指」まで刀剣の格付け・形態によって十五項目に分類され、計四百六振の刀剣が記されている。同帳記載の刀剣十六振が現存するが、この中で本刀は、「下御腰物」として九十九振記載されている中で七十八番目に「一村正 御道具なし」と記されている。「御道具なし」とは白鞘のみで拵・刀装具の附属が無いことをいう。

また「下大脇指」と分類された二十一振の中でも十五番目に「一村正 御道具なし」の記述があり、家康は少なくとも二振の村正作の刀を九男で尾張家初代となった義直に分与していることが分かる。「少なくとも」としたのは、家康が義直に分与した刀剣は同帳記載の刀剣以外にも存在し、水戸家本「駿府御分物刀剣元帳」（茨城・徳川ミュージアム蔵）に記載された尾張家分与刀剣の中で「御腰物之帳」未記載の七振が現存している他、「御腰物之帳」と「駿府御分物刀剣元帳」に記載は無いものの尾張家の蔵帳において「駿府御分物」と記された刀剣が三振、家康所持の由緒がある刀剣が五振あり、「御腰物之帳」記載の四百六振以上の刀剣が尾張家に譲られていることが明らかだからである。まだ他に村正作刀剣があった可能性は

否定しきれない。

「御腰物之帳」に記された村正作の刀二振は他の刀剣ともども、同帳の記載により、家康が歿した二年後の元和四年（一六一八）十一月一日に尾張藩士の立ち会い・検分の上、駿府城で引き渡された。「上御太刀」「上御腰物」「上御脇指」の三種百振は、安藤太郎兵衛・佐々又左衛門が検分し、村正作の刀を含むその他三百六振は曲淵八右衛門・成田藤右衛門が検分したと記されている。なお、村正作の刀二振は、江戸時代を通じて尾張家で保管されたものの、「下大脇指」と格付けされた方の村正作の刀は、大正十年（一九二二）十一月十七日に名古屋市東区朝日町の名古屋美術倶楽部と、東区大津町の光円寺で行われた「尾州徳川家御藏品第二回賣立」で売却されたため、現在行方不明となっている（挿図2）¹¹。



挿図2

名古屋へもたらされた家康遺産の村正作の刀二振は、その後、名古屋城天守内で保管されたようで、慶安四年（二六五一）三月二十六日にまとめられた「御天守ニ有之候御腰物御脇指帳」¹²に、「本帳下之刀ト有」と格付けされた百三振の内、七十三番目に「一 村正 御拵なし 右同断」とある。この「右同断」とは、「御分物之内」のことをいう。天守内での保管はそのまま継続され、十八世紀に編纂された「御天守御腰物元帳」¹³にも「三番御長持」に保管される刀剣として「一 村正御大小」と、二振が大小揃いとして記載されている。しかし、興味深いのは

名称の下に「潰物ニ成筈」と記され、項目の後に「右三番御長持御道具不残疵物ニ而御用ニ難相立候」とあり、村正作の刀二振は「御用」に立たない「疵物」であるため、「潰物」にすべき刀剣と記されていることである。すなわち贈答や佩刀としては使用できない不良品のため、廃棄する予定の刀剣になっていたわけである。

実際に現存する村正作の刀は、「切先棟及其三寸五分下ニ疵アリ」と台帳に記される他、表の小鎧筋から棟に沿って鎧面に疵を均した痕跡があり、「疵物」であることに間違いは無い。蔵帳の記載内容が、前時代の蔵帳記録より詳細な記述になったために付記された事項であるが、遺産分与当初から「疵物」であったか否かは判らない。もう一振の村正作の刀は、売却前の台帳記録である「第三部 刀劔 貳 什器目録 五」に、身長一尺七寸二分五厘（約五二・三厘）・反り四分（約一・二厘）・鎧元重二分（〇・六厘）・鎧元中九分二厘（約二・八厘）・横手下重一分七厘（約〇・五厘）・横手下七分二厘（約二・二厘）、中心長四寸二分（約二・七厘）、銘「村正」の長一尺七寸二分（約五二・二厘）、中心先劔形・棟小肉・目釘穴二ツ・鐔目勝手下がり・庵棟・鎧造り・小木目肌・「焼乱」・錠子「突」とその形態が詳細に記される。これ以外の記載は無く、かなり詳細に什宝の状態を書き記しているこの台帳記録の性格を考えると、売却された村正作の刀は「疵物」では無かったと考えられる。不良品で無いがゆえに売立に出されたのであろう。

「御天守御腰物元帳」の「疵物」記載をもつて、尾張家においても村正作の刀を憚り廃棄品扱いしたと解釈されることもあるが、十八世紀段階で村正作の刀二振は「大小」の揃い物扱いを受けていたため、一振が疵物であるならば大小揃いには不向きと見做されただけではなからうか。それで

も廃棄されことなく江戸時代を通じて保管されたのは、家康の遺産という由緒性があつたからであろう。そして、明治五年（一八七二）正月に尾張家に引き継がれる什宝を整理した際に作成された刀剣の目録「御腰物元帳」⁽¹⁴⁾に、「仁義礼智人」の格付けの内「礼」の道具として遺されることになった。同書では「御天守物 御腰物元帳ニ潰物ニナル筈トアリ」と朱書きされるものの、「禮之部 右者宜御道具御帶等御手当之分」として、この後に活用されることを前提としていた。

このように村正作の刀二振は、明治維新後も尾張家の什宝として継承されたが、大小の小にあたる村正作の刀は、尾張家十九代義親が目論んだ徳川美術館及び徳川生物学研究所設立の準備金を得るために、⁽¹⁵⁾他に選定された美術品とともに大正十年に売却され、先述したように現在行方不明となっている。そのため、現時点では徳川美術館が所蔵する「刀銘村正」が、家康所持の由緒を持つ唯一の村正作の刀である。

二 妖刀村正伝説の淵源

村正作刀剣を徳川家にとって不吉な刀と見做す史料的な嚆矢は、先述したように『徳川實紀』や『朝野舊聞哀藁』が収載した諸記録・典籍であろう。中でも『朝野舊聞哀藁』には、家康の祖父・松平清康（二五一一～三五）、父・広忠（一五二六～四九）、嫡男・信康（一五五九～七九）の死について、村正の刀が使用されたことを記す記録が散見される。

家康の祖父・松平清康が家臣・阿部弥七郎によつて殺害されたのは、織田方の守山城（現・名古屋守山区）を攻めていた天文四年（一五三五）十二月五日のことである。『朝野舊聞哀藁』の「清康君御事蹟」第六には、「松平

⁽¹⁶⁾記・「官本三河記」⁽¹⁷⁾・「酒井本三河記」⁽¹⁸⁾・「武徳大成記」⁽¹⁹⁾・「御先祖記」⁽²⁰⁾・「三岡記」⁽²¹⁾・「三河榮秀記」⁽²²⁾・「武功雜記」⁽²³⁾・「鶴毛衣」⁽²⁴⁾・「三州八代記古伝集」⁽²⁵⁾・「天元年記録」⁽²⁶⁾などの所収記録に村正の刀が凶器となつたことが記されている。『東照宮御實紀附録』卷三が引用した「柏崎物語」にも、村正作の刀が使用されたことが言及されている。ただし、上記以外の所収記録である「三河物語」・「関野済安聞書」・「岡崎古記」⁽²⁷⁾（岡崎領主古記）・「家忠日記増補」⁽²⁸⁾（家忠日記増補追加）・「尾張古戦場記」・「寛永植村帶刀泰職譜」・「貞享植村土佐守書上」・「寛永植村新六郎某譜」・「貞享植村右衛門佐書上」・「總見記」には村正作の刀のことは触れられていない。

これら全ての記録の成立年代は明らかではないが、村正作の刀のことを記した「松平記」は、慶長年間（一五九六～一六一六）頃の成立と考えられているため、十七世紀初頭の段階では村正作の刀を凶器とする認識が存在していたことは確かである。なお、「武徳大成記」は五代將軍綱吉の命により、老中・阿部正武の監修の下、幕府儒官である林信篤・木下順庵によつて編輯された官選史書で、貞享三年（一六八六）に成稿したことが判る他、肥前平戸松浦家四代鎮信によつて元禄九年（一六九六）に著された「武功雜記」、寛文六年（一六六六）以前に成立した「三岡記」、十七世紀後半の作とされる「御先祖記」といった事例から、少なくとも十七世紀後半に至るまでには、清康の死に村正作の刀が関わっているという認識がある程度広まっていたことが判る。

家康の父・松平広忠の場合は少々複雑である。妖刀村正伝説に結びつけるならば、広忠は天文十八年（一五四九）三月六日に、家中の岩松（片目）八弥なる者に村正作の刀で殺害されたということになるが、『朝野舊聞哀藁』「広忠君御事蹟」第九・第十三及び、「清康君御事蹟」第六に収載され

た記録・典籍類でこの説を採るのは「天元年記録」・「岡崎古記」(岡崎領主古記)・「三州八代記古伝集」・「龍海院年譜」・「武功雜記」の五記録であり、「松平記」・「官本三河記」・「創業記」・「創業記考異」・「家忠日記増補」・「三岡記」・「三河雀」の七記録は病死とする。「三河国郡志」・「三州大樹寺舊記」・「松應寺由緒書」・「大樹寺御由緒書」は死因について触れられていない。

一方で、別に広忠に対する刃傷事件があったことが記されており、『朝野舊聞哀藁』「広忠君御事蹟」第九では、この事件を広忠が歿した三年前の天文十五年前後のこととする。この刃傷事件とは、広忠は岩松(片目)八弥に切りつけられたものの、浅手を負っただけですぐに治癒したとする事件である。ただ、この事件を採り上げた十二記録の年次がまちまちであり、「三河記大全」・「御年譜附尾」・「治世元記」・「御先祖記」では同十四年、「大永慶長年間略譜」・「三岡記」・「松平記」・「官本三河記」は同十五年、「武徳大成記」では同十六年、「寛永植村出羽守某譜」・「貞享植村右衛門作譜書上」・「及聞秘録」では年次不詳としており、『朝野舊聞哀藁』の編者は「記す古記録の説一定せされは今より其實否をさためかたし今しはらく三河記類に従ひて十八年の御逝去ハ今年の御異變とハ別事となして猶異日考定をまつ」として事件の発生年次を曖昧としている。

年次の特定、あるいは暗殺説・傷害説の特定は別として、事件を記した十七記録の内、暗殺説を採る五記録の中では「天元年記録」・「三州八代記古伝集」・「武功雜記」の三記録と、傷害説を採る十二記録の中では、「御年譜附尾」・「御先祖記」・「大永慶長年間略譜」・「三岡記」・「松平記」・「官本三河記」・「及聞秘録」の七記録が、村正作の刀が事件に使用されたとしている。ただし、「御年譜附尾」・「大永慶長年間略譜」・「三岡記」は『朝

野舊聞哀藁』編者によって村正作の刀のことを註記しているのみで、編者が引用した底本では刀の作者には触れていないと考えられる。よって、厳密に言えば村正の刀が事件に使用されたとしているのは四記録にとどまる。ここでも全ての引用記録の成立年代を明らかにするのは難しいが、清康事件と同様に「松平記」が村正作の刀について言及しているため、広忠事件も十七世紀前半時点で広忠に対する刃傷に村正作の刀が使用されたとの認識が存在していたといえる。また、清康事件と同様に「武功雜記」・「御先祖記」にも広忠事件が記されているため、十七世紀後半に至るまでに、広忠の刃傷に村正作の刀が関わっているという認識が識者の間で広まっていたことも確認できる。

次いで家康にとつて沈痛な事件は、嫡男・信康の切腹であろう。巷説としては信康の正室で織田信長の娘・徳姫から、信康の乱行と信康の実母・築山殿とともに武田家への内通を企んだことが、信長に報告されたことで、信長によって切腹を命じられ、天正七年(一五七九)九月十五日に幽閉先の遠江国二俣城(現・静岡県浜松市天竜区)において切腹したという事件である。その真偽はさておき、この切腹に際し村正作の刀が使用されたと記す記録は、『朝野舊聞哀藁』「東照宮御事蹟」第二百二十六と「広忠君御事蹟」第九収載の諸記録でいえば、「家忠日記追加」(家忠日記増補追加)⁽³⁷⁾・「落穂集」(落穂集前編)⁽³⁸⁾・「日記拔書」・「武徳編年集成」・「三州八代記古伝集」⁽⁴¹⁾の五記録にとどまる。ただし、「三州八代記古伝集」のみは介錯の刀ではなく切腹に使用された刀を村正作の脇差としている。また、「家忠日記追加」(家忠日記増補追加)は、『朝野舊聞哀藁』編者による註記で「山城守カ刀千子村正」と記すのみのため、編者が引用した底本では刀の作者について触れられていないと考えられる。信康の切腹に関する記録は「三河物語」・

「松平記」・「御年譜」・「創業記考異」・「武徳大成記」・「紀年録」・「濱松御在城記」・「岩淵夜話別集」・「御降誕考」・「源流綜貫」・「柳宮外戚婦女傳」・「四谷仲殿町西念寺書上」・「士談會稿」・「柏崎物語」・「寛元聞書」・「見聞隨筆」・「当代記」・「武徳編年集成」などが採り上げている中で、刀に言及した記事が清康事件・広忠事件の事例に比して少ないという印象はある。

なお、「落穂集」(落穂集前編)は兵法家・大道寺友山により享保十三年(二七二八)頃に成立、「武徳編年集成」は幕臣・木村高敦により元文五年(二七四〇)に成立したことが判明している他、「三州八代記古伝集」は十八世紀初頭に成立した記録と推定されている。つまり、信康の死と村正の刀を繋げる認識は、十八世紀初頭前後に記述されるようになったことが判る。中でも「落穂集」(落穂集前編)・「日記拔書」・「三州八代記古伝集」の記述は妖刀村正伝説を考える上で特筆される内容である。

「落穂集」(落穂集前編⁴²)では「脇差刀の銘の儀御尋有レ之處 御介錯申脇差千子村正作の由申上候へは家康公被_レ聞召 候て御前伺公の面々へ被_レ仰候者 以前尾州森山に於て阿部弥七郎乱心仕り清康公を殺害致したるは村正か作の刀の由聞召被_レ及 又家康公御年若き時分駿河宮ヶ崎に於て小刀にて御手を被_レ為_レ切 殊之外御痛ミ被_レ成候事召つるが 此小刀の銘も千子村正と有_レ之 今度山城守不_二存寄_一 信康公の御介錯を遂たるとあるも右同様と候へ者 畢竟村正か作の打物ハ御當家へ對し不吉と被_二思召_一候て 千子村正の打物類をは悉く取捨候様にと御納戸方の役人中へ被_二仰渡_一候なり」と、「村正か作の刀」によって祖父・清康が殺害され、家康自身も幼年期に手に大怪我を負い、このたび嫡男の介錯にも偶然に使用されたことで、家康が「千子村正の打物類」を「不吉」とし、全て廃棄を命じたと記される。

「三州八代記古伝集」⁽⁴³⁾の記述も同様で、「此新六御二代トモニ主君ノ御敵ヲ討シモ不思議ナリ 阿部弥七狂乱シテ清康公ヲ討奉ルモ村正ノ刀 今度弥八カ廣忠公ヲ害奉ルモ村正ノ刀 其後三郎殿御切腹モ村正ノ御脇差ナレハ御不吉例トテ上作トイヘトモ御道具ノ數三不_レ被_レ用也」と、清康・広忠・信康の死に村正の刀が関わったとし、村正作刀剣は「御不吉例」であり上作の刀剣といえども家の道具にはしないとしている。

似た話としては、『東照宮御實紀附録』巻三が引用した「柏崎物語」⁽⁴⁴⁾にも記されており、ここでは村正作刀剣を「いかにして此作の 當家にさ、はる事かな。」と家康が評し、「此後の御差料の内に村正の作あらば。みな取捨よと仰付られしとぞ。」と村正作刀剣の廃棄を命じたとする。なお、「柏崎物語」は、筆者である国学者・柏崎三郎右衛門(永以)が安永元年(二七七二)歿のため、十八世紀中頃に記述されたと考えられている。

また「日記拔書」⁽⁴⁵⁾においても信康事件・家康小刀事件のことを記すと同時に、関ヶ原合戦時の織田河内守(長孝)所持の村正鎧による怪我のことを記す。そして同書においては家康の言葉として「村正は御當家へた、り候よし」とまで述べている。この記録の成立年代は不明だが、享保十三年に著された「落穂集」(落穂集前編)を参照したと思われる記述が見られるため、十八世紀以降の成立であろう。他の記録では、それぞれの死に村正作の刀が関与したことまでは記すものの、ここまで明確に「不吉」「さ、はる」「た、り」と記す記録は少ない。織田河内守の鎧に関する記述は『東照宮御實紀附録』⁽⁴⁶⁾巻十にも見られる。これらの引用文献から察するに、十七世紀末あるいは十八世紀初頭には妖刀村正伝説に通じる記録が現れていたことになる。

こういった村正に関する記述は、広がりこそないものの識者や文芸を嗜

む一部の庶民の間ではある程度、共有化されていた可能性が高い。その一例としては川柳が挙げられよう。増田忠彦氏の研究⁴⁷で紹介された川柳の中に、次のような句がある。

- ①「吉光と村正そりが合ぬなり」『俳風柳多留』
- ②「有徳の君へ村正刃ハたゝず」『川柳評万句合』
- ③「村正ハやみうちにする道具なり」『川柳評万句合』
- ④「村正ハとうふも切れるやうになり」『川柳評万句合』
- ⑤「村正ハざくく汁と納りて」『川柳評万句合』
- ⑥「村正を和尚とうく餅につき」『柳多留拾遺』
- ⑦「村正を和尚一とこしもちにつき」『柳多留拾遺』

①の句は、当時献上品として珍重された「吉光（藤四郎）」作の刀剣と村正作刀剣が対極の扱いだったことを皮肉る句であり、②～⑤の中には解釈が難解な句はあるものの、村正作刀剣を忌まわしいとする認識が底辺にある。③の「やみうちにする道具」とする認識は、その最たる内容であろう。⑤の「ざくく汁」を、増田氏は菜っ葉を刻み込んだ味噌汁とし、「人の為なり」という前句につけたと解説するが、全体の意味は取りづらい。⑥・⑦の句にある「餅につく」とは、持て余すという意味で、本来名刀ならば寺でも寺宝として大切に保管するのに村正作刀剣ではそれもできないことを皮肉っていると増田氏は解説する。

『俳風柳多留』は、明和二年（一七六五）七月から天保十一年（一八四〇）にかけて百六十七編が刊行され、『川柳評万句合』の④は宝暦十二年（一七六二）、⑤は同十三年、③は明和四年（一七六七）、②は安政元年（一八五四）の句、『柳多留拾遺』は寛政八～九年（一七九六～七）の刊行のため、こういった川柳が十八世紀後半には市井で作られ、句を聞いた者もそ

の意味と洒落を理解していたわけである。

さらに村正作刀剣の負の印象が広く人口に膾炙するのは、大衆演劇である歌舞伎が果たした役割が大きいと思われる。明確ではないが、村正作刀剣が小道具として登場した初期例は、寛政七年（一七九五）三月に江戸・桐座で初演された初代並木五瓶作の『青楼詞合鏡』とされている。花魁・八ッ橋に手酷く振られた野州佐野の百姓・次郎左衛門が、村正作の刀で八ッ橋を斬殺するという筋立てではあるが、伝世する脚本では刀の作者を「備前国行」とする場合もあるため、⁴⁸どの時点から村正作刀剣が不吉な扱いになったか判らない。

村正作刀剣を不吉として扱った明らかな作は、万延元年（一八六〇）七月に江戸・市村座で初演された二代河竹新七（黙阿弥）作の『八幡祭小望月賑』⁴⁹であろう。縮屋新助が惚れた辰巳芸者・お美代を、振られた腹いせに村正の刀で刺し殺し、自暴自棄となって行き会う人を次々に殺すが、後にお美代が生き別れた実の妹と知らされ、自らも村正の刀で命を絶つという凄惨な内容である。⁴⁹しかし、新助を演じた四代市川小団次の名演もあって人気を博し、明治二十一年（一八八八）には三代河竹新七作で、東京・千歳座で初演された『籠釣瓶花街酔醒』⁵⁰にも応用されている。

『籠釣瓶花街酔醒』は、『八幡祭小望月賑』に比べて「内容的にはるかに粗く浅い。」と評価されるものの、『籠釣瓶花街酔醒』は初代市川左団次の名演と、「醜い面貌の田舎者が衆人のなかで恥をうける悲哀が、ドラマとしての近代的な共感を得て、明治期世話物の代表作の一つとして評価され」⁵¹たようである。『八幡祭小望月賑』が文化四年（一八〇七）の永代橋崩落事件、文政元年（一八一八）の呉服屋甚之助による深川芸者おみよの殺害事件などが下地となっていることもあって、醜聞的好奇心をそそったこと

も人気の一因といえよう。そのため「血汐を好むと聞及ぶ、この村正の崇りなるかな。」という台詞は、従来からの村正作刀剣の印象に加味して、村正作刀剣の禍々しさを大衆に喧伝する役目を果たしたと思われる。以後、現代にいたるまで村正作刀剣は不吉として繰り返して大衆芸能やメディアで取り上げられたことで、今では「妖刀」といえば村正がその代名詞になるまでになったのであろう。

『徳川實紀』や『朝野舊聞哀藁』が参照した記録は、十七世紀中頃にさかのぼる記録もあるため、松平・徳川家当主もしくは当主候補者の凶事に、実際に村正作刀剣が使用されたか否かは別にして、この頃にはすでに村正作刀剣は負の印象を伴って語られていたことは確かである。また、十七世紀後半から十八世紀初頭には村正作刀剣を不吉として記述する「落穂集」(落穂集前編)・「日記拔書」・「三州八代記古伝集」・「柏崎物語」といった記録も現れている。この内、大道寺友山が享保十三年(一七二八)頃に著した「落穂集」(落穂集前編)が、一定数筆写され写本として伝存するため、同書がある程度この伝説を巷間に広める役目を果たした可能性はある。十八世紀後半頃には市井にも妖刀村正伝説が敷衍したことは川柳の存在から明らかで、幕末の歌舞伎『八幡祭小望月賑』や、徳川家に対する憚りがなくなつた明治初年の歌舞伎『籠釣瓶花街酔醒』の好評により、村正作刀剣を不吉な刀＝妖刀とする認識が広く認知されるようになったのであろう。

徳川家に害を成すという認識は、おおよそ迷信の類ではあるものの、明治維新時に逆にその迷信が重宝され、東征大総督として江戸へ進軍した有栖川宮熾仁親王(一八三五～九五)の指料として村正作の刀が用いられ、西郷隆盛(一八二八～七七)も鉄扇に村正作の短刀を仕込んでいたことが知られる⁽⁵²⁾。それゆえに幕末から明治にかけて村正作刀剣の偽物が産み出される

「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

ことに繋がったと福井款彦氏は洞察するが、裏返せばただ村正作刀剣に不吉な霊力があると、半ば認識されていたことの証左でもある。幕末時点で我々が認識する妖刀村正伝説はほぼ形作られていたと見做せよう。

しかし、妖刀村正伝説普及の淵源の一つと思われる「落穂集」(落穂集前編)が成立した享保十三年(一七二八)頃は、八代將軍吉宗による出版統制が行われた時期であることが、一つの疑問点として残る。つまり、吉宗は自らの將軍權威を高め、弛緩した幕藩体制の再構築を目指すため、まずは家康の偉業を讃え神聖化する政策を推進した⁽⁵³⁾。その一つが享保七年(一七三二)七月に「新板書物之儀ニ付町触」⁽⁵⁴⁾である。この第五項に「一 権現様之御儀者勿論、惣而御當家之御事板行書キ本自今無用ニ可仕候、無扨子細も有之ハ、奉行所江訴出、差図請可申候事」とあるように、権現様(家康)のことは勿論、御當家(徳川家)に関することは以後出版してはならないとしている。出典不明の安易な合戦記や武功書の規制が第一義にあると思われるが、この町触は「町中書物類商売仕候者并板木屋ハ不及申、家持店借裏々迄一々為申聞、急度相守可申候」と記されているように、書物製作および販売を行う者だけではなく、庶民層にまで徹底することを目的としており、権威化と神格化の浸透を企図する意思が窺われる。

なお、出版物への家康名記載については、同二十年五月に緩和され、「軽きかな本等之類」や「御噂事御身之上之儀、御物語等之類」以外での使用は認められるようになったこと⁽⁵⁵⁾から、家康名使用禁止の触は、家康の神格化・権威化のための一時的な経過措置であつたと考えられるが、この間に家康の神格化はある程度広く浸透したと思われ、以後、絵画作品などで家康の姿を隠すことや、徳川家を揶揄する直接的な出版物は皆無となる。

「落穂集」(落穂集前編)は刊行されたわけではなく、あくまでも写本の形

で流通したため、直接の取り締まりにはならなかったにせよ、「御噂事御身之上之儀」に相当する「落穂集」(落穂集前編)などの諸記録が、規制真つただ中で著され、十九世紀に始まる『徳川實紀』や『朝野舊聞衷藁』の編纂事業で無批判に採り上げられたのは、いささか奇異である。家康の祖父・父・嫡男は村正作刀剣の「たゝり」で命を落とし、自分もまたその「たゝり」に苛まれたというのは、絶対権力者の家にあつてはならない負の要素であり、徳川家が崇られている家であることは最も隠すべき事項でなければならぬである。幕末に討幕勢力が村正を利用したのと同様の事態が生じる可能性もあるわけで、徳川家の弱点ともいえる妖刀村正伝説は、為政者にとって本来は不都合な情報である。こういった情報が庶民層に浸透することは避けなければならないにも拘わらず、實際は歌舞伎などを通じて当時の共通理解になっていた。このことは、幕府当局の規制が及ばない程に情報が伝播していたか、あるいは黙認されていたかであるが、幕府の編纂物に採用されていることを鑑みれば、後者であつたとすべきであろう。

三 妖刀村正伝説の検証(清康事件・広忠事件)

ここで改めて村正作刀剣による凶事を検証する。家康の祖父・松平清康の死については、『朝野舊聞衷藁』の記録を整理するなら、多少の見解の相違はあるものの、織田方の守山城を攻める陣中において、家臣の阿部弥七郎に誤って殺害されたという事で概ね一致している。誤つてというのは、陣中で清康の愛馬が綱を離れて逃げ回っていたので、清康が「捕らえよ」と命じたところ、弥七郎が父・阿部大蔵の捕縛・成敗を清康が命じた

と勘違いし、父の命を救うため、清康を殺害したということである。阿部大蔵に謀反の疑いがかけられていたことが殺意の底辺にあつたようだが、清康を殺害した弥七郎もまた、その場に居合わせた植村新六郎に成敗された。

この清康殺害に使用された刀が村正作で、「松平記」⁽⁵⁶⁾や「三河榮秀記」⁽⁵⁷⁾などの記録では長さが二尺七寸であつたことまで注記してある。もとより『朝野舊聞衷藁』が引用した諸記録は、いずれも同時代の記録ではないため、村正作の刀が使用されたか否かを含め、記載された内容を全て事実とするわけにはいかない。とはいふものの、どの記録でも概ね類似の記述内容であるため、清康が天文四年(一五三五)十二月五日、守山陣中において家臣・阿部弥七郎に刀で殺害されたということは事実とみなして良からう。

その後、松平家ではこの事件を「守山崩れ」と称して松平家凋落の始まりとし、実際に松平家の総領権は、清康の叔父で清康の後見役を務めていたと思われる桜井松平信定(生年未詳、一五三八)によって横領され、清康の嫡子で家康の父・広忠は追放の憂き目にあう。広忠は今川義元の後援を経て、信定から総領権を奪還することに成功したものの、家中が分断した後遺症は深く、広忠はその後一族の離反に悩まされることになる。広忠が松平家の総領として君臨するには、今川家に後援を頼まざるを得ず、それは事実上、今川家の庇護下に組み込まれることを余儀なくされたことを意味する。そして、広忠自身も二十四歳の若さで歿したことで、松平家は完全に今川家の従属となる。天下統一を果たした徳川家の歴史の中では、まさに苦渋の時代だったことは確かである。

清康の不慮の死は、徳川家にとって痛恨の凶事であり、大久保忠教が自

著『三河物語』において「清康三拾之御年迄モ、御命ナガラエサセ給ふナラバ、天下ハタヤスク納サセ給ンに、廿五ヲ越セラレ給ハで御遠行有社、無念ナレ。」と記すように、清康に対する妄想的願望を抱く者がいたとしても不思議ではない。伝説の淵源となる上でも実際に村正作の刀が使用され、松平家凋落のきっかけを作った刀ということで、松平家低迷時代から村正作刀剣は忌むべき作と松平家周辺で認識されていた可能性は充分に考えられる。

家康の父・広忠の死について、天文十八年（一五四九）三月六日に歿したことは、諸記録で一致はするものの、先述したように岩松（片目）八弥による暗殺なのか、病死なのかで見解が分かれる。しかし、『岡崎市史』をはじめ多くの先学研究が、広忠の死は岩松（片目）八弥による暗殺説を支持している。⁽⁵⁹⁾慶長年間に成立したとされる「松平記」や、寛永初年の成立とされる「三河物語」⁽⁶¹⁾は、広忠の死を病死としているが、これは二代続けて当主が不慮の死を遂げたために、あえてその死因を隠蔽したとする説が、現在では支持されている。八弥は三河国加茂郡西広瀬（現・豊田市広瀬町）の城主とされる佐久間九郎左衛門全孝によって放たれた刺客であり、その佐久間を広忠の家臣・天野孫七郎が報復として斬りつけたことに対し五十貫文の恩賞を与えられたことを記す天文十八年十二月二十七日付の知行宛行状の写しが残っていることをその証左とする。

その記録は「譜牒余録」に収められた「石川忠成・阿部大藏連署状写」⁽⁶²⁾で、次のような内容である。

「本紙折紙」 （全好）

今度佐久間切候事無比類候、然者兼約之事候間、藤井隼人名田之内を以爲給五拾貫文出置候、於末代不可有相違候、仍如件、

「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

天文十八とり

十月廿七日

阿部大藏 判

石川右近将監
忠成 判

天野孫七郎殿

そして、この文書を追認するように、広忠の歿後に三河国に支配権を拡大した今川義元より、改めて天野に対して判物が出されたことが、同じ「譜牒余録」に「今川義元判物写」⁽⁶³⁾として収載されている。

「本紙堅紙」

於去年高橋表、任兼約之旨佐久間九郎左衛門切之、依其忠節、竹千代大浜之内藤井隼人名田之内五千疋扶助云々、抽粉骨之上者永不可有相違者也、仍如件、

天文十九

十一月十三日
（今川義元）
治部太輔 判

天野孫七郎殿

この二通の記録から、佐久間を切ったことで天野に五十貫（五千疋）の土地を与えたことは「兼約之事」「任兼約之旨」つまり、前々からの約束だったことが判る。その約束については「三河物語」に詳しく記されている。佐久間を殺害できたら百貫文、負傷させたら五十貫文の土地を与える約束とすることで、天野は佐久間を殺害することは出来なかったものの、鼻柱を横一直線に斬りつけ両耳まで達するほどの深手を負わせたことで、恩賞に預かったとする。しかし、「三河物語」は、佐久間殺害を命じたのは広忠自身であり、復命して佐久間負傷の報告を行ったのも広忠に対してとするため、広忠歿後七ヶ月後に出された右記録と年代的に齟齬が生じる。

ゆえに、「三河物語」の記述は事実を改竄したと見做されているわけである。しかし、天野に対する領知宛行の理由、すなわち前々からの約束の内容は、「三河物語」の記述に依っており、「三河物語」の記述を否定するならば、広忠の暗殺を指示した人間に対する報復行為の恩賞と解釈するのも慎重に検討すべきかもしれない。

ここで考えなければならないのは、八弥の事件は広忠殺害ではなく単に負傷させただけとする記録にせよ、殺害に至ったとする記録にせよ、この八弥を取り押さえ成敗したのが、清康殺害犯を成敗したのと同じ植村新六郎とするのは単に偶然であろうか、ということである。『寛永諸家系図伝』⁽⁶⁴⁾によれば、植村新六郎は後に大和国高取二万石を領する大名・植村家の遠祖で、天文二十一年に尾張国沓掛で討死したのが三十三歳としているため、広忠が歿した時は三十歳、清康が歿した時は十六歳ということになる。年齢的にみて両事件に関与することは問題無いものの、いずれも実行犯を成敗したとすることには疑念が残る。あるいは清康殺害時の記録、もしくは記憶と混同された可能性も視野に入れておく必要はあろう。

『寛永諸家系図伝』では、広忠の事件を広忠が歿した翌年の天文十九年とし、広忠を害したのは「浅井某 或蜂屋某」と記す。また清康を殺害した阿部弥七郎を成敗したのは、新六郎の弟・植村泰職の系譜では泰職自身と記すなど、記述の齟齬が見られる。家譜といえども正確とはいえないわけで、家譜の編纂・提出にあたって巷間の記録に依拠した可能性はある。この例証として、広忠事件を広忠が歿した年に近似する天文十九年としてつても、清康事件の記事では「清康君を害したてまつる時」とし、広忠事件の場合は「廣忠卿を突たてまつりてにげさる時」とするなど、明らかに広忠事件は傷害事件だったとする記録の表現と同様で広忠が死んだとは記さ

れていない。このことは植村家といえども正確な記録は残っておらず、家譜を作成するにあたり巷間の記録に依拠した可能性を指摘できる。ただし、こういった混同が見られる背景として、『寛永諸家系図伝』の編纂が始まった寛永十八年（一六四一）時点で、広忠の死は殺害によるとする認識が植村家周辺にあったことも物語っている。

現在、広忠の死を病死としたのは二代続けての当主横死を隠蔽するための作為と解釈されているものの、それを指示した主体者については明確に言及されておらず、漠然と徳川家あるいは幕府周辺であることを示唆する表現に留まっている。そもそも、徳川家にせよ、幕府にせよ、隠蔽を求める意志を明確に表したのだろうか。仮に徳川家側の意志が働いたとしても、個人の執筆に影響を及ぼす場合、ある程度の言論統制的な指示を必要とする。この場合、最も注意を喚起しなければならないのは、二代に対する殺傷犯をいずれも成敗したとする植村家に対してであるが、先述の通り『寛永諸家系図伝』の記事を見る限りその形跡は見当たらない。そもそも「松平記」にせよ、「三河物語」にせよ、写本は存在するものの、一般刊行を前提として作成された記録ではないため、そこに統制を及ぼすことは事実上不可能である。抑制された表現があったとしても、周囲で漠然と存在する隠蔽意識を執筆者自身が付度する以外に方法がない。ゆえに、この両書で広忠を病死とするのは、単に筆者周辺にあった情報をそのまま記載しただけのことではなからうか。広忠の死因について、意図的に隠蔽する意志、もしくは隠蔽を求める意志があったとは考えられない。

広忠を暗殺とする「天元年記録」・「岡崎古記（岡崎領主古記）」・「三州八代記古伝集」・「龍海院年譜」の成立年代はいずれも明確ではないが、概ね十八世前後に成立と推測されており、「松平記」・「三河物語」より後に著

された記録である。これら四記録の著者周辺には正しい記録が伝わっていたという可能性まで否定できないが、十七世紀初頭の記録で、広忠は病死であり刃傷事件は別の年に発生としているのに、後世の記録で二つの事件を一つの事件として広忠は暗殺されたとする記述となるのは、単に記録の混同があつたからとするのが自然ではなからうか。あるいは、妖刀村正伝説に引きずられるか、醜聞の拡大解釈をするために都合の良い情報の憶測操作を行っただけとも考えられる。

次に八弥による事件が広忠を死に至らしめたか、単に軽傷で終わったかは別にして、清康事件と広忠事件の両方に村正作の刀が使用されたとする記録は、『朝野舊聞哀藁』所載の記録で見ると、広忠事件を単なる刃傷事件とする「御先祖記」・「三岡記」・「松平記」・「官本三河記」と、暗殺だったとする「天元年記録」・「三州八代記古伝集」の六記録である。この中で、信康事件のことを記すのは「松平記」と「三州八代記古伝集」だが、「松平記」には信康の介錯に村正作の刀が使用されたとは記されていない。「三州八代記古伝集」のみが清康・広忠・信康の三人の死に村正作の刀が使用されたことを挙げ、これを「不吉例」と評する。なお、暗殺説の「天元年記録」は「清康公をも阿部弥七村政之刀を以奉討此度も村政にて奉討となり又植村新六弥七弥八を即座に討止る事不思議也⁶⁵」と、両事件を併記するに留まっている。

村正作刀剣を不吉とした記録は「三州八代記古伝集」の他に「落穂集」(落穂集前編)・「日記拔書」・「柏崎物語」があるものの、この三記録は清康事件・信康事件を記すが広忠の死については触れられていない。その代わり「落穂集」(落穂集前編)と「柏崎物語」は家康小刀事件、「日記拔書」は織田河内守鎗事件を記す。つまり清康事件・広忠事件・信康事件・家康小

「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

刀事件・織田河内守鎗事件の五つの凶事で、五つとも列記した記録は無く、三ないし四の凶事をもって村正作刀剣を不吉と記しているわけである。村正作刀剣を不吉とした四記録全てに記載されるのは、清康事件と信康事件のみである。清康事件は、村正作刀剣による凶事の始まりとしての位置付けで採り上げられているのだろうが、妖刀村正伝説を示唆する際に、いずれも信康事件に言及していることは着目される。

四 妖刀村正伝説の検証(信康事件)

岡崎信康の切腹については、これまで織田信長の関与が強調され、信長の命によって仕方なく家康は信康に対して切腹を申し付けた上で、自分の正室である築山殿も武田家との内通の疑いにより殺害したという解釈が一般的であった。信康の器量を恐れた信長による陰謀説、築山殿悪女説など、力で信長に劣る家康は信長の後ろ盾を失わないためにも、不条理ではあるが、泣く泣く嫡男と正室の排除を吞まざるを得なかったという筋立てである。信長の冷酷非道さ、家康の艱難辛苦が際立つ場面であり、ドラマや小説で言えば一つの見せ場である。実際に山岡荘八著『徳川家康』をはじめ多くの小説や、それらを基にしたドラマなどでは、当たり前のようこの解釈が採られたため、未だにこの説が定説のように思われているのは確かである。

しかし、新行紀一氏執筆による『新編岡崎市史 中世2』の「第四章 徳川家康の時代 第二節 五か国大名徳川氏 三信康・築山殿事件⁶⁶」において、こういった俗説は既に否定されている。詳細は同書によるとして、まず天正七年(一五七九)に起こった事件の経緯を『新編岡崎市史 中世2』

でまとめられた「家忠日記」を基にした時系列でみると次のようになる。

八月 三日 家康、浜松より岡崎へ入城。

八月 四日 家康と信康、口論の末、信康、岡崎より大浜（愛知県碧南市）へ退去する。

八月 五日 松平家忠、岡崎へ到着。家康に命じられて弓・鉄炮衆を引き連れて西尾（愛知県西尾市）へ移り、「会下」に陣取って「北端城番」を受け持つ。

家康、西尾へ移る。

八月 六日 松平家忠、「北端城番」を受け持つ。

八月 七日 家康、岡崎へ戻る。

西尾城の「本城御番」を松平康高・榊原康政、「北端城番」を松平家清・鵜殿康定が受け持つ。

松平家忠、「善五左衛門所」に陣取り、松平家清・鵜殿康定を振る舞う。

八月 八日 松平家忠、榊原康政・松平康高・松平家清・鵜殿康定を振る舞う。

八月 九日 小姓衆五人を付け、信康を大浜より遠江国堀江城（静岡県浜松市西区）へ移す。

八月 十日 松平家忠、家康より岡崎へ出頭を命じられ、鵜殿善六郎を遣わす。

家康、国衆に対して信康との音信を禁じる起請文を提出させる。

八月十三日 家康、浜松へ戻る。

本多重次、岡崎城の留守居となる。

「家忠日記」には以後の事件に関する記述は無い。その間、八月八日に家康から信長の近臣・堀秀政に対して送った次の書状が知られている。⁽⁶⁷⁾

今度、左衛門尉を以申上候處、種々御懇之儀、其以御取成故^(就)と忝

令レ存候、仍、三郎不覺悟付而、去四日岡崎を追出申候、猶其趣小栗

重常^(藤八郎國次)・成瀬藤八可三申入一候、恐々謹言、

大六^(天正七年)・八月八日^(秀政) 御名乗御判

堀久太郎殿

この書状によれば、家康は堀に対して家臣の小栗重常・成瀬国次を送り、三郎（信康）を八月四日に岡崎より追放したことを報告している。この前文には、それ以前に酒井左衛門尉（忠次）を派遣し、堀秀政より懇切な取りなしを受けたことを感謝するという文があるため、八月八日以前には信長に対して信康追放は知らせていたことが判る。

この後、理由は明らかでは無いが、八月二十九日に築山殿が遠江国富塚（現・静岡県浜松市中区）で、「松平記」に依れば岡本平右衛門・石川太郎左衛門によって殺害され、信康も堀江から遠江国二俣（静岡県浜松市天竜区）へ移されて九月十五日に切腹となった。

この事件に関する同時代史料は無いため、比較的事実経過を冷静に書き記したと思われる「松平記」から事件の背景を拾うと、信康と信康の正室で信長の娘である徳姫の仲が悪くなり、徳姫が信康・築山殿の行動を簡条書にして信長に送ったことが事件の発端となった。信康が粗暴で悪逆であること、築山殿が不行儀で武田方に内通しているという内容であった。「三河物語」では、この手紙を信長の下へ持参したのは酒井忠次だったとするが、「松平記」ではあくまで徳姫が信長に対して「一ツ書」を送ったと記すに留まる。家康付の重臣である酒井忠次が、家康の指示も無いま

ま、信康の正室の手紙を携えることは指揮命令系統上あり得ないため、仮に酒井が持参したとするならば、それは家康の意志ということになる。ゆえに「三河物語」の記述は事実とは考えられず、徳姫は徳姫の手づるで信長に「一ツ書」を送ったとする方が妥当であろう。信康が鷹野場で出家（坊主）を縛り殺したこと、踊りが下手だったため町の踊り子を弓で射たこと、その他に乱暴な振る舞いがあり、家康が不信任をもっていること、築山殿が不行儀であること、武田方から唐人を召して謀反を企てているといったことが「一ツ書」に書かれていたと「松平記」は記す⁽⁶⁸⁾。

この徳姫からの手紙に驚いた信長は酒井忠次を呼んで真相を糺したところ、忠次は信康の弁護をするどころか、普段から信康に意見していたが、信康は一切耳を貸さず、両名が不仲となったと報告し、あげくの果てには信康のことを「悪逆人にて御座候」とまで評したと「松平記」は記す⁽⁶⁹⁾。

新行氏は、信康と家臣の間に軋轢が生じていたことは「家忠日記」の記述からも窺われるとし、天正六年に三河の国衆に対して「岡崎在郷」(岡崎城下への常住義務)をわずか半年で廃して領知への常住を認めるとする家康の措置は、家臣団統制や軍事動員であるが故に、信康と国衆との関係の親密化を防ごうとしたのではないかと推測している。家臣に支持されない主君は「器用」を持ち合わせない「非器」であり、当時の通念をもって家康は信康を処断したとする。「松平記」の記述においても、信康と家臣団の対立は記されており、信康に死を命じた主体者はあくまでも家康となっている。

信長が自分の嫡男・信忠より信康の器量が優れていたことを恐れたためとする俗説も、当時の信忠がすでに織田家の家督を相続して右大将に任じられ、軍事指揮権・領国支配権を行使しているのに、軍事指揮権も有さず

無位無冠の信康とでは超えがたい立ち位置の格差がある状況では、比較すること自体が無意味であり、そもそも当時の家父長権のあり方から考えて、家族の処断は家父長権に属することで、信長が信康の死を命ずることはありえず、「松平記」が記すように信長は家康の考え通りにしてよいと承認したのが真相であると新行氏は論述する。

依拠する史料が後世に著された「松平記」のみという限界はあるものの、「家忠日記」から断片的に読み取れる家中の状況や、当時の通念などを鑑みると、「松平記」の記述内容はある程度真相に近いと考えられよう。東国方面で武田家や上杉家がまだ一定の勢力を保ち、北条家も背後を窺う状況において、家康の意に反し、「三河物語」に記される家中怨嗟の声が生じるような命令を、信長が出す事はまずあり得ないであろう。まだ信長に対抗しうる勢力が控えている状況で、この命令は家康の離反を招きかねない危険な命令であり、現実的な措置とは到底考えられないのである。

新行氏の論証でも判る通り、家康と信康の間には埋めがたい対立が生じており、家中分断を避ける上でも、家康の意志によって信康は切腹させられ、信長はあくまでも追認したに過ぎないとするのが、信康事件の実像であろう。この見解を基に、信康事件を記した諸記録を見直すと、たとえば寛永年間に成立したとされ、比較的史料価値が高いとされている「當代記」⁽⁷⁰⁾ 卷二には「八月五日岡崎三郎信康主一男^{家康公}令二牢人^{一男}一給ふ、是信長之雖^レ爲^レ聲、父家康公の命を常違背し、信長公をも被^レ奉^レ輕、被官以下に無^レ情被^レ行非道間如^レ此、此旨を去月酒井左衛門尉を以信長へ被^レ得^二内證^一所、左様に父臣下に被^二見限^一ぬる上は不^レ及^二是非^一、家康存分次第之由有^二返答^一」とあり、信長は臣下に見限られたからには「不^レ及^二是非^一、家康の「存分次第之由」、つまり家康の考え通りにせよと返答したという記載があ

る。

また、やや後世の書となるが、元文五年（一七四〇）に成立した「武徳編年集成」⁽⁷¹⁾には、信康の罪状を聞いた信長が、「兼テ信康不仁暴虐タル事ハ家康モ知り給フ由然レ共一子ト云殊ニ武略傑出シテ予カ為ニモ諍也何方ニモ押入置ニ於テハ無レ害シカ家康ノ内意如何ト問ハル」とあり、信康はいくら暴虐といえども、家康にとつては嫡男であり、自分にとつても婿である、どこかで蟄居させて反省させるということはできないかと、信康切腹を慰留する記載がある。続いて「信長ハ誠ニ其家ノ元老十罪皆然ル由ヲ述テ兼テ家康モ其害心ナルヘキカト疑ル程ナラハ信康トテモ善ニカヘル志ヲ改ムヘカラス從ニ家康早ク死ヲ可レ給由ヲ可レ達ト宣フ」と、家の重臣がそこまで言い、家康自身もそのように考えているならば仕方無い、家康に早く切腹させるように伝えよとあり、信長は徳川方を説得できずに信康切腹を了解したとする内容となっている。「武徳編年集成」は、幕臣・木村高敦によつて著され、寛保元年（一八四二）に八代將軍吉宗に献上された書である。將軍の台覧に供される内容として、高度に検証されたはずであり、真偽は別にしても幕府が公式に受け入れた見解の一つであることは注目される。

当時の家父長権のあり方、織田家と徳川家の関係と、新行氏の論証を勘案する限り、家康と信康の関係悪化があつたことは間違ひなく、家康自身の意志によつて信康に死を命じたとみるのが妥当であろう。酒井忠次の役割は、舅である信長の了解を得るといふ役目を帯びて家康の筆頭重臣の立場で信長の下へ遣わされたと解釈すべきである。それゆえに、たとえば「三河物語」⁽⁷²⁾で記されるように、徳姫から送られた罪状十二箇条に対し、それは事実かとの信長の問いに酒井忠次は全て事実と答え、十箇条まで肯

定したところ、家の重臣がここまで事実というならばこれ以上審議する必要無し、信康に腹を切らせよと命じた、とする話は、このような場面があつたかどうかは別にして、罪状を信長に納得してもらうために派遣されたとするならば、肯定するのは当たり前である話である。

「三河物語」では酒井忠次のこの対応は、徳川家に対する背信行為であり、「坂」「酒」井左衛門督ハ、御家の乙名⁽⁷³⁾と申、御普代久敷御主の御事を御前様に見かへ奉りて、御前と一身「味」して、よくく口⁽⁷⁴⁾を指上⁽⁷⁵⁾て、さ、へ奉りたり」と、各々上下共に申て憎⁽⁷⁶⁾みけれ共」として罵倒しているが、家康の意志に反し、家の弱体化を招きかねない判断を酒井忠次が独断で行つたとは考えられない。全て家康の指示であり、意志であつたとすべきである。

ただし、「松平記」⁽⁷³⁾には「信康公宣ひけるは父に弓を挽と云事は全偽也年寄共の讒言なれ共此上兎角申わくるに不⁽⁷⁷⁾レ及とて」とか「家康公も人口の讒に依て不慮の殺害と御後悔の御詞度々有とかや」とあり、信康の罪は重臣の讒言だつた可能性や、後に家康は信康を殺したことを後悔したとも記されている。これが事実かどうかは確認できないものの、後に酒井忠次が自分の息子が幕府で冷遇されているので、家康に直訴して息子の出世を願つたところ、家康から「（信康を見殺しにしておきながら）おまえでも息子が可愛いのか」と痛烈な嫌味を言われたとか、関ヶ原合戦の直前に家康が「信康がいればこれ程苦勞はしなかつた」と嘆いたといふ逸話などは、あるいは「松平記」が記した家康の心情を反映しているのかもしれない。ただ、この逸話は『徳川實紀』に収載されたため、江戸後期にはほぼ事実のように受け取られたことも確かであろう。同書では信長と対峙したのを酒井忠次と大久保忠世とし、家康はこの二人に幸若舞「満仲」を見せて

嫌味を言ったという逸話も載せられている。幸若舞「満仲」は、源満仲が家臣・藤原仲光に満仲の子・美女丸の殺害を命じたが、仲光が主人の苦衷を察して、自分の子である幸寿丸を美女丸の身代わりとして殺し、その首を差し出すという話である。この筋立てによるならば、家康は酒井・大久保に対し、幸若舞「満仲」を見せることで、自分の心境をあらさまに判らせようとしたことになる。また、酒井・大久保は「織田家の奸計に陥り。かしこきまうけの君をあらぬ事になし奉りしは。不忠とやいはむ愚昧とやいはん。」と、信長に踊らされた不忠の家臣とも記し、信康の死に信長が積極的に関わったという記載になっている。

「松平記」が記す家康の「御後悔」が、ある程度の識者の間で知られていたとするならば、このように酒井忠次や大久保忠世を背信・不忠の者と評価したり、あるいは信長の絶対的かつ理不尽な命によって弱小徳川家はその命を泣く泣く聞かざるを得なかったという見解が生まれる可能性はある。しかし、仮に讒言によって惑わされていたとしても、信康を死に追いやったのは紛れもなく家康自身の決断だったこともまた事実であり、徳川家が一方的被害者とする見解は、多分に書き手による恣意的見解を内包していると言わざるを得ない。

おわりに

妖刀村正伝説の基となった五つの事件の内、信康事件だけは異質な事件である。広忠の死が暗殺か病死かの見解が二分しているものの、殺害に至ったか怪我を負わせたかどうかは別にして、広忠に対する刃傷事件があったことは、諸記録で共通している。しかし、信康事件は、本来は家

「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

康の意志で行われた切腹であったにも拘わらず、信長の命によって仕方なく起きた不幸な事件にすり替わっている。ただし、「三河物語」の記述でもみられるように、十七世紀初頭の段階で、信康の切腹は家康の意に反したことであったとする見解があったことも確かなので、事実を知らない者による完全な創作とはいいい切れず、潜在的には家康は被害者とする意識もまた存在していた。

事件の真相が未端まで正しく伝わらないのは、高度な政治的案件ゆえの情報統制があったからかもしれない。しかし、信康事件について記した「家忠日記」・「家忠日記追加」(家忠日記増補追加)・「落穂集」(落穂集前編)・「日記拔書」・「武徳編年集成」・「三州八代記古伝集」・「三州八代記古伝集」・「三河物語」・「松平記」・「御年譜」・「創業記考異」・「武徳大成記」・「紀年録」・「濱松御在城記」・「岩淵夜話別集」・「御降誕考」・「源流綜貫」・「柳宮外戚婦女傳」・「四谷仲殿町西念寺書上」・「士談會稿」・「柏崎物語」・「寛元聞書」・「見聞隨筆」・「當代記」・「武徳編年集成」の記述をみると、「家忠日記追加」(家忠日記増補追加)・「松平記」・「當代記」・「武徳編年集成」は家康と信康との確執を記している。妖刀村正伝説が敷衍する一助となつたと思われる「落穂集」(落穂集前編)でも信康に謀反の意志は無かったと記すものの、この件について家康は何も語らず、確執が生じていたことを暗喩している。

「紀年録」には明確に確執があったとは記されていないが、信長の「家老」佐久間信盛の讒言を基に「佞者」の密告を家康が信じたと記す。「岩淵夜話別集」では「家康公と信康公トノ御中惡ク被為成」と記し、「柳宮外戚婦女傳」では「信康君ハ内室ト御挨拶惡シク成給ヒ離別其上信康君甲州武田勝頼ヘ内通ノ聞ヘ有ニ依テ大神君大キニ御怒リ」と記すなどいずれも

両者の確執を記す。全ての記録ではないにせよ、家康と信康の確執があったことを著した記録も複数存在していた。

十七世紀初頭に著された「家忠日記追加（家忠日記増補追加）・「松平記」・「當代記」などに家康自身の判断で信康を切腹させたという見解がある反面、同じく十七世紀初頭に著された「三河物語」などでは家康の意に反した信長の強請による切腹という相反する見解があったわけで、十七世紀初頭の時点で二つの見解が混在していたことは先述した。そのため、識者の間でそれぞれの文脈において信康事件を検証する記録がその後にも著されたことから、その真相をわかりにくくしていると同時に、十七世紀後半の時点で既に一定の識者の間で伝えられていた村正作刀剣が徳川家にとって不吉との認識とが合わさって、信康の死も「不吉な」村正作刀剣が関与している流れになったのではないかと思われる。

先述したように清康事件・広忠事件・信康事件・家康小刀事件・織田河内守鎗事件の五つの事件を全て採り上げて、村正作刀剣を不吉とした江戸時代の記録は存在していない。不幸な事件が三つ続けば、不吉とするのに充分であり、松平・徳川家当主および当主予定者の死・負傷に村正作刀剣が使用されていたという伝聞さえあれば、自ずと村正作刀剣を不吉とする見解が生じて不思議ではない。妖刀村正伝説は、このように複数の記録が伝世する過程で、時間をかけて醸成された一種の創作・神話と見なせよう。

十七世紀中頃から十八世紀初頭にかけて、信康の死と村正作の刀を関連づける著作が現れたことで、遅くとも十七世紀後半時点で、村正作刀剣を不吉と見なす意識が生じたと思われる。そして「落穂集（落穂集前編）」がある程度筆写され、写本として流布したことで、妖刀村正伝説は庶民層に広

まり、文芸を通じて敷衍していった。その間に新たな解釈・憶測が付記されるのは口承の常であり、それは近代・現代に至るまで命脈を保っている。

本稿の目的の一つは、徳川美術館に現存する尾張徳川家伝来の村正作の刀が家康遺品という事実がある限り、村正作刀剣を忌避する意識は家康には無かったことを説明することである。祖父・清康の死や父・広忠の死もしくは刃傷に村正作の刀が使用されたという認識を家康が持っていたとしても、不吉な刀として全て遺棄を命じたというのは、妖刀村正伝説が醸成された後の創作であろう。ただし、尾張徳川家といえども人口に膾炙した妖刀村正伝説を無視しえたとは思われない。家康遺品であるため、粗略には扱われなかったものの、世間で村正作刀剣が忌避されるようになったことは当然承知していたであろう。家康遺産の刀の大半が贈答儀礼などに用いられたのにも拘わらず、村正作の刀はついに利用の機会はなく、拵も作られずに江戸時代を通じて名古屋城内に保管されたのは、妖刀村正伝説が影響していたためと思われる。

しかし、なぜ妖刀村正伝説が幕府創業者の言動に仮託されて、規制も受けずに一般に伝播したのであるか。そして、その伝説の骨格がある程度定まったと思われるのが、八代將軍吉宗による將軍權威復権・言論統制政策のまった中と考えられることも、時代背景として合致しない。この疑問を解決する史料の根拠は持ち合わせていないが、信康の死をめぐる見解の相違が一つの可能性を示唆する。つまり、実際には家康の意志による切腹命令だったのにも関わらず、家康の意に反する切腹だったという正反対の見解が広まり浸透したことに、何らかの意志が働かなかったかということである。言い換えるならば、後者の説が広まり前者の事実が凌駕されるのならば、家康にとっての汚点が一つ消えることになるわけで、既に神と

して位置づけられている家康に嫡男・正室殺しの汚名を着せないという何かの意志が働いた可能性も考えられるということである。

徳川家・幕府の正当性と正義を絶対的にするためには、その創業者に凡人を超越した貴種性・聖人性が要求される。家康は人間的な間違いを犯す等身大の「人」であつてはならないわけで、それゆえに幕府編纂の書物で繰り返し家康を神格化する神君神話が生み出されてきた。妖刀村正伝説は、信康事件の真相を糊塗する上で格好の話題と見做されたのではなからうか。妖刀村正伝説を肯定するならば、信康の死は清康・広忠・家康に続く不幸の連鎖の中に位置付けられており、不吉な村正作刀剣の魔力によって神君家康といえども避けられない超常的な「祟り」であるとした方が、信康の死を悲劇的に語ることが出来ると判断した可能性は捨てきれない。

もとより妖刀村正伝説自体を徳川家・幕府が創作したとは到底考えられない。このことはこれまで見てきた諸記録の記述変遷でも明らかのように、伝説の骨格は事実と憶測・創作が時間をかけて絡み合い醸成された口承の類であつて、少なくとも十七世紀後半に至るまで「不思議」ではあつても、「不吉」だの「祟る」だのといった認識には至っていない。この流れの中で一步踏み込んだ解釈が、徳川家あるいは幕府の思惑と一致し、積極的に推奨しないまでも、禁忌に触れる妄説として処断することもなく、黙認という形で自然伝播させる方法を採用したとも考えられる。ただし、この考えこそ憶測の範疇であり、実証的な見解にはほど遠い上に、真逆の伝説を作り上げることにもなりかねない。ゆえに、この考えは事実経過を踏まえた上での一つの仮説呈示であり、本稿の主目的としないことを付記する。

註

(1)

『東照宮御實紀附録』卷三(黒板勝美・國史大系編修會編輯『徳川實紀』第一篇 吉川弘文館 昭和三十九年八月三十一日)。

三郎殿二股にて御生害ありし時。檢使として渡邊半藏守綱。天方山城守通興を遣はさる。二人歸りきて。三郎殿終に臨み御遺托有し事共なく言上しければ。君何と宣ふ旨もなく。御前伺公の輩はいづれも涙流して居し内に。本多忠勝。榊原康政の兩人は。こらへかねて聲を上て泣き出だせしとぞ。其後山城守へ。今度二股にて御介錯申せし脇差はたれが作なりと尋給へば。千子村正と申す。君聞し召し。さてあやしき事もあるもの哉。其かみ尾州森山にて。安部彌七が。清康君を害し奉りし刀も村正が作なり。われ幼年の比駿河宮が崎にて。小刃もて手に疵付しも村正なり。こたび山城が差添も同作といふ。いかにして此作の。當家にさゝはる事かな。此後の御差料の内に村正の作あらば。みな取捨よと仰付られしとぞ。

(後略)(柏崎物語)

(2)

『朝野舊聞哀藁』「東照宮御事蹟」第二百二十六(史籍研究會編『内閣文庫所蔵史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第四卷 汲古書店 昭和五十七年十月)。

日記抜書曰 権現様遠州濱松に御移被_レ成候 其跡に信康様岡崎の御城に被_レ成御座候故 岡崎三郎様と称す 御生害之儀被_レ仰付其訳委細しる人なし 御使は服部半藏 天片山城兩人なり 三郎様御書付を御覽被_レ成て御書付之通畏候よし御請被_レ成 其後兩人へ被_レ仰候ハ 我等相果候跡にて兩人頼事有 此御科の御書付之内 甲斐乃勝頼に組し逆心の企と有儀はもつたないき事也 此儀に於ては跡方もなき事なり 其外の御書付ハ兎角可_レ申様無_レ之候へともいかにと申ても親に對し逆心と有は死しての跡 骸の上の大罪何か是に過ん 此段は其方兩人何分にも申わけを致し呉候様に頼なり(中略) 不思議成事ハ山城守御介錯申上候刀千子村正也 村正は御当家へたゝり候よし申候者 清康様御横死被_レ成候も村正也 権現様御若年の時御小刀にて御あやまち被_レ成候も村正 関ヶ原御勝利の節 織田有樂の息河内守は戸田武藏と云者を鐘付甲をぬき首をとる 其旨及二御聞一則鐘を御覽被_レ遊候 穂を御覽被_レ遊候とて御取上被_レ成候節 御手を御きり被_レ遊候 此鐘の作はと御尋被_レ成

候へは有樂村正と申上候 上意もさも有へしとの事なり 有樂河内守に此
鍵は則穂先を打折捨可レ申と申付るとなり

(3)

『朝野舊聞哀藁』「東照宮御事蹟」卷百二十六(史籍研究會編『内各文庫所藏
史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第四卷 汲古書店 昭和五十七年十月)。

落穂集曰 天正七年九月十五日三河守信康公 遠州二侯の城内に於て御生害
御息女御兩人有レ之に小笠原兵部大輔秀政 本多美濃守忠政へ御縁嫁なり
附記曰 右信康公御生害之儀に付 我等若き時分去ル老人の物語を承りたる
事有之 遠州二侯に於て信康公御生害被二仰付二候刻 濱松より御檢使として
渡邊按ずるに服部の誤なり下同し半蔵 天方山城守に御目付衆を被二差添一被 遣候節 御科
の品々書立に被二仰付二候を 兩人持参いたし差上候へハ 信康公御拝見の上
にて兩人へ被二仰聞一候は 寂早ケ様に被二仰出二候上に於て申分ケかましき
儀など可二申上二にては無レ之候へとも 其方なども能々分別致し見可レ申也
子の身として親に對し謀叛逆心なと有レ之は人倫の作法にあらず 然るに我
等義武田勝頼に心を合せ當城中へ武田勢を導入 逆心の企に及候との一ケ
條に於ては日本國中の神慮をかけ一向の虚言にして跡方も無レ之義なれば
此一事に於ては我等死後に此趣を能々御聞に達し申分を致しくれ候様にと
被レ仰候へは 兩人承り委細奉レ畏候 其段に於ては御心安可レ被二思召一候
たとへ我々共 大殿様之御機嫌を損し 何分に被二仰付二候ても只今被二仰聞一
候御遺言の一通りに於ては御聞濟被レ遊候様に仕指上可レ申旨 兩人堅く御
請申上候へハ 信康公御満悦之由被レ仰外に一ツ其方共へ頼置度事有之 當
城下に於ても浄土一宗の寺有レ之由に候得共 願くは引導焼香の儀をは大樹
寺の方丈へ御頼被レ成度と思召候よし被レ仰候得者 兩人承り何より安き御
事に御座候 其外にも何によらず兩人へ被二仰置一候様にと申上候へは 寂早
思召被レ殘儀も無レ之との仰にて渡邊に被二仰聞一候者 其方事は我等幼少の
時分よりなしみの儀なれば 介錯の儀を其方へ頼むそと有レ仰に付 半蔵奉レ
畏候と申て御次の間へ罷出 自分の刀を持って出 腰わきに差置候を御覧有て
御肌を脱せられいさき能御切腹被レ成 半蔵くんと被レ仰候へ共 半蔵義は御
肌をぬかせられ候を見奉るや いなや大きにふるひ出 前後の弁へも無レ之
仕合を山城守見兼候て半蔵儀は何の通に御座候て定て御苦痛可レ被レ遊候

間 御免に於ては乍レ恐私御介錯可二申上二哉と伺ひ候へ者 其方頼そと仰に
付 無三是非一山城守御介錯申上被二差添一候 御目付中の内々人御注進とし
て濱松へ返し兩人儀は暫相残り御葬送の儀迄を沙汰し畢て後 濱松へ罷帰
り登城仕候て兩人ともに罷出 委細の儀申上候様に 御逆心と有レ之一ケ條
の儀に於ては御誓事を以て被二仰置一候御遺言の趣 兩人御請の次第共に涙
を流して申上けれハ 家康公には兎角の御意も無二御座一御前伺公の面々各
涙を流し候中に榊原康政 本多平八郎兩人は御前にこらへ兼 聲を揚て啼出
し被二罷立二候に付 御次に相詰被レ居候面々迄も皆落涙に及び被レ申候と也
其後御側衆を以 今度山城守二侯表へさして罷越候 脇差刀の銘の儀御尋有レ
之處 御介錯申脇差千子村正作の由申上候へは 家康公被二聞召二候て御前伺
公の面々へ被レ仰候者 以前尾州森山に於て阿部弥七郎乱心仕り清康公を殺
害致したるは村正か作の刀の由聞召被レ及 又家康公御年若き時分駿河宮ケ
崎に於て小刀にて御手を被レ為レ切 殊之外御痛ミ被レ成候事召つるが 此小
刀の銘も千子村正と有レ之 今度山城守不三存寄一 信康公の御介錯を遂たる
とあるも右同様と候へ者 畢竟村正か作の打物ハ 御當家へ對し不吉と被二思
召一候て 千子村正の打物類をは悉く取捨候様に 御納戸方の役人中へ被二
仰渡二候なり 扱又右之天方山城儀 御家を立去 行衛を存たる者も無レ之候
處 程過候て紀州高野山に閑居仕罷在との風聞有レ之 日頃天方とむつまし
き傍輩中 有馬入湯之御暇を願罷上候序に高野山へ尋行 天方に出會して其
方儀は何様の存意を以て濱松をは立退候哉と尋ければ 天方申候は各にも
被二聞及一候通 遠州二侯に於て存かけも無レ之 御年若なる信康公を我々手
に掛まいらせ候より何とやらん 世の中あちきなく罷成て御奉公とても心
にしミ不レ申に依て 如レ此の躰に罷成たりと申を 色々言葉を盡して問尋け
るに付て 天方申ける者今更申ても不レ入儀と存候間 必以他言は無用なり
我等御家を立退候儀 別の子細にあらず 先年信康公御生害の砌 御介錯の儀
をは渡邊半蔵へ御頼被レ成候處に御切腹の期に至り 半蔵大きにふるひ出し
御介錯申上候儀不三罷成一 信康公には御腹をめされ候上の儀なれ者 御苦痛
被レ成候も御痛ましく見兼候て我等御意を伺て御介錯申たる事に候 然る處
に或時殿様御近習衆へ御雜談の節 渡邊事は鎗半蔵と呼ばれたる程の武邊者

なれとも 主の子の首を切る時に望ては腰を抜したると有^レ仰を傳え承り然者此山城儀は主の子の首切好きの様に思召入れ候かと存付候へは御奉公迄も入らざる事をおもひ究めケ様の躰には成たると語り候と也 若ケ様の義などを御聞及召て不便の仕合を思召候にや 結城秀康公関ヶ原御陣已後越前一国御拝領の後 高野山より天方を被^ニ召寄一 高禄を被^レ下被^ニ召仕一候と也 然れとも年来隔たる事に候へ者 虚実の段は難^レ計候へとも我等承り及ひたる趣を書記申處なり

(4) 『断家譜』 卷十二(斎木一馬・岩沢愿彦校訂『断家譜』 第二 統群書類従完成会 昭和四十三年十月三十日)。

藤原 竹中 本国美濃 紋 九枚篠丸

(中略)

重次 采女正

継重信之遺領賜豊後国府内城一万石、寛永三年丙寅八月肥前国長崎奉行被仰付、同十年癸酉江戸参府邪曲有御穿鑿、同十一年甲戌二月二十二日於浅草海禅寺切服、法名以松宗和大居士、

(5) 『大猷院殿御實紀』 卷廿四(黒板勝美・國史大系編輯會編輯『徳川實紀』 第二篇 吉川弘文館 昭和三十九年十月三十一日)。

○廿二日 豊後府内領主竹中采女正重義并 その子源三郎某。さきに長崎奉行たりしとき。奸曲の事ありしが。査檢のうへ謝するに詞なく。けふ所領二万石収公せられ。父子共に淺草海禪寺に於て自殺せしめらる。よて大目付水野河内守守信檢使にまかる。重義が弟筑後守重信は佐竹修理大夫義隆にあずけらる。』小笠原壹岐守忠知は豊後府内の御使奉り。中川内膳正久盛はその城番仰付らる。また譜第衆拜謁す。采女正重義が罪状を。大番頭。書院小姓組の番頭に御直に仰下さる。この重義は故の伊豆守重利が子にて。先代に仕へ奉り。後長崎奉行をつとめ。寛永三年御上洛の供奉し。十年二月十一日職ゆるされ。けふ死を賜ひしなり。(日記、寛政重脩譜)(世に傳ふる所は。長崎の豪商に平野屋といふものあり。其妾美麗の聞えありければ。重義これを召事度々に及びしかど。平野屋がかたにてうけがはず。其後又使をして。其妾を我に得さする事のなりがたくば。しばしか

「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

しあたへよ。酒の酌とらせて後かへすべしといひやりしに。さすが其地の奉行が。使たびく^くに及びしを。強てもいなみがたく。さらば御酒宴の間ばかりに進らすべし。宴はてば速にかへし賜はるべきよし申てつかはしたり。しかるを重義兼て謀りし事なれば。かの女を留て。五三日の後までもかへさず。女はやむ事を得ず。重義がもとより塀をこえて。平野屋が方へ逃かへりぬ。平野屋もかくては長崎の住るかなふべからずと。その地をにげ出。堺の方へしるべあればとて居をうつしぬ。重義かくときより彌いさどほり。平野屋が兄を繫獄せり。よて平野屋が一族等ばかりて。かの女をからめて送り。その兄が罪をばゆるされしが。平野屋是を心ならず思ひ。江戸にいでて。是まで重義があらぬ様の言行どもを。一々にうたへたり。重義長崎にて衆人の訴訟を聞にも。苞苴をいれて理非をたゞさず。酒色にふけり放逸にて。貿易のことも私のはからひ多く。異國より珍奇の品渡り來れば。公にかくして私に納めし事度々なりなどいふに及び。穿鑿を遂られしに。その訴ふる所に違ひなければ。家財を没入せらるゝに。金銀の類はいふもさらなり。村正の刀脇差も廿四腰までたくはへたり。村正の刀劍は 當家において忌ならひなるに。かく収貯せし志。ひとへに不忠の所爲とはきこえたり(君臣言行錄)」

(6) 『甲子夜話』 卷四十二(中村幸彦・中野三敏校訂『甲子夜話』 三 東洋文庫 三三二 平凡社 一九七七年十二月二十日)。

今年四月廿二日、西城にて御書院番の松平外記と云るが、部屋にて相番三人を斬殺し、二人に深手負はせ、己は自殺してける。是に由て、世上種々の風説なれど、孰か実なる知べからず。因始に雜聞を挙て、終に御裁許の条々を録す。

外記は西方御小納戸頼母総領、年廿一なり。切られしは本田伊織、年五十八。戸田彦之進、清水御用人嘉十郎総領、年三十二。沼間右京、廿一。この三人は即死せしとぞ。深手は間部源七郎、年五十八。神尾五郎三郎、年三十。外記が脇指は村正にて有しと。世伝ふ。この鍛冶は御當家に不吉なりと。然るに又、かゝることの生ぜし不思議なり。(中略)或曰。この外記が自尽せしときは、腹に突たてし刀あまり深くして引廻す

「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

五〇

こと能はず。仍^{すなはち}ぬきて咽に突たてたれど死せず。因て刀をぬきて席^{たた}みに置たるとき、即ち死せりとなり。又外記の脇指は村正に非ずして、関打平造の者にして一尺三寸なりしと云。(後略)

(7) 福井款彦「〔総説〕伊勢国桑名の刀工 村正」その虚と実」桑名市博物館編『村正―伊勢桑名の刀工―』桑名市博物館 平成二十八年九月十日。

(8) 徳川美術館編『新版 徳川美術館蔵品抄③ 刀剣 刀装具』(徳川美術館 平成十年五月十六日)。

(9) 前掲註(7)福井氏論考参照。

(10) 記録古文書――「駿府御分物御道具帳(一)」「駿府御分物之内御太刀御腰物御脇指御長刀御鎧帳」 徳川美術館蔵。

(11) 『尾州徳川家御蔵品第二回賣立』名古屋美術倶楽部・光円寺 大正十年。

(12) 武器古帳十九「御天守ニ有之候御腰物御脇指帳」 徳川美術館蔵。

(13) 武器旧原簿二「御天守御腰物元帳」 徳川美術館蔵。

(14) 武器原簿一―三「御腰物元帳 義禮」 徳川美術館蔵。

(15) 香山里絵「明倫博物館から徳川美術館へ―美術館設立発表と設立準備―」『竹内誠・徳川義崇編『金鯢叢書』第四十二輯 公益財団法人徳川黎明会・徳川林政史研究所・徳川美術館 平成二十七年三月三十日』。

(16) 『朝野舊聞哀藁』「清康君御事蹟」第六(史籍研究會編『内閣文庫所蔵史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月)。

松平記曰 其後朝にへに按するに前文四日夜の事を記すゆ清康の御馬はなれけるをあらとらへよいかにくと大聲揚ケ被仰 阿部弥七ね耳に是を聞てすはや父を御成敗と驚ささわき村正の二尺七寸の刀を抜打に御後より清康を切申 植村新六郎是を見はしりよりのかさす弥七をその場にてけさかけに切殺せり御供衆南皆々驚きまいりけれ共力なく皆岡崎へ帰陣いたす

(17) 『朝野舊聞哀藁』「清康君御事蹟」第六(史籍研究會編『内閣文庫所蔵史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月)。

官本三河記曰 然處公之御運拙 曉清康馬離出騒聲弥七郎驚出害レ父心得以二村正刀ニ害レ清康 植村新六郎在合則殺レ之 陣中周章同前 天文四年十二月五日也

(18) 『朝野舊聞哀藁』「清康君御事蹟」第六(史籍研究會編『内閣文庫所蔵史籍叢

刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月)。

酒井本三河記曰 君ノ御運盡ケルニヤ曉馬離レ陣屋ノ内騒動ス 弥七郎スハヤ父ヲ害スルト心得 天文四年十二月五日 村正ノ刀ヲ以テ清康公ヲ害シ奉ル 植村新六郎即弥七郎ヲ討留テ押ハタヌキ追腹ヲ切ントスレハ 諸人口々ニ爰ハ追腹ノ切所ニアラスト制シケレハ 新六郎何方カ切り所ナルト問ケルニ 織田彈正折ヲ得テ岡崎へ襲ヒ来ルヘシ 其時若君ノ御目前ニテ進来ル敵ヲ切拂ヒ討死センコソ實ノ追腹ノ切り所ナレト云ヌレハ 新六郎モ思ヒ留リケル

(19) 『朝野舊聞哀藁』「清康君御事蹟」第六(史籍研究會編『内閣文庫所蔵史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月)。

武徳大成記曰 弥七郎一日君ノ側ニ侍リシカ馬ノハナル、事アリテ軍中騒動甚シ 弥七郎ハ我父ノ殺サレタリト思ヒテ御後ヨリヲカシ奉ル同前 其刀ハ千子村正カ作 植村新六郎榮安即時ニ弥七郎ヲ誅ス 群臣驚アキレテ為方ナシ 植村ハ我已ニ主君ノ敵ヲ誅ス 生前ノ遺恨ナシ 死シテ地下ニ報セントイフ衆口一同ニ申ハ人トシテ誰カ主君ノ仇ヲ惡マサランヤ 足下獨コノ惡逆ヲ誅スルハ冥加ノ至リナリ 吾儕其場ニ有アハサルソ不幸ナル天道ニツキヌレハトモカクモイハレヌ殉死カ忠ニナルナラハ 吾々誰カ劣ルヘシ 然レトモ信秀此変ヲ聞カハ必ス弊ニ乗テ岡崎ヲ攻ヘシ ヒトシク死ナン命ヲ嗣君ノ為ニ死ナンハ殉死ニ萬々マサルヘシ 且ツ嗣君猶イトケナシ 所謂ル死ニ從フハ易ク孤ヲ立ツル事ハ難キタメシナリ 唯義ノアル所生クトモ死ストモ用ユヘシトイフ 植村尤ト同シ軍ヲ引テ岡崎ニ還ル 清康君ノ威風餘烈人皆此ヲ畏レテ守山モ約ヲ變シテ弊ニノラス 信秀モ軍ヲ出シテアトヲツクル事ナシ 時ニ天文四年十二月五日也 清康君雄武世ニ絶テ向所敵ナシ 士ヲ撫 民ヲ恵テ常ニ四方ヲ兼并スルノ志アリ 此時尾濃ノ敵ヲ平ケ京洛ニ塵ヲ清メハ一統ノ治日ヲカソヘテ待ヘキニ 不意ノ禍ニカ、ラセタマフ世コソリテ惜ミケリ

刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月)。

御先祖記曰 五日のあさ清康の御馬はなれて陣中をはせ廻る 是をとらゑんとて構の内騒動す 清康も縁より御出有てとらへよくと下知し給ふを弥

七郎これを聞て扱ハ父の取期よと口惜くおもひ父か遺意をわすれ村正の刀をぬいて清康を一太刀に打奉る時に御年二十五歳也御側に植村新六郎〔註〕後出羽守罷在しか早々抜合弥七郎を切殺す大藏聞て存命せんなき事なれとて自害せんと致せしを酒井大久保等申ハ今乱國の取中なるに清康ハ御逝去その方まで切腹致させ候ハ我々斗にいていけなき竹千代君を〔註〕後奉守立申さん事成かたければ清康の御事ハ是非もなき竹千代殿〔註〕廣忠とをを守りたて三州の主になし参らせハ亡君への忠心たるへしと達てと、むるゆへ大藏も理にふくし自害をと、まるとなり

(21)

『朝野舊聞哀藁』「清康君御事蹟」第六(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊』第一 朝野舊聞哀藁) 第一卷 汲古書店 昭和五十七年七月。

三岡記曰 其夜〔註〕按するに前文によれば四日夜にあたれとも誤りなり清康公ノ御馬ハナレ陣中騒動ス案ノ如ク父大藏討タルト思ヒ 弥七郎前後ヲカヘリミス清康公ノ御座ヘ参リ村正ノ刀ヲ以テ切害シタテマツリ引退ク所ヘ 植村新六郎家政カケ付 組留メ則弥七郎ヲサシ殺ス 同弟モ其場ニアリシトナリ〔註〕今植村出羽守ハ其孫ナリ同州土岐カ一門ナリ濃州齋藤氏強大ニ恐レ植村ニ蟄居家人衆不レ及レ力シテ十方ヲ道室ト云其子新六郎家政同弟御奉公申上ルルト云々 岡崎ヘ歸陣シ七オニナラセ玉フ若君ヲ守護シ奉ルナリ〔註〕竹千代君後号廣忠公ト一

(22)

『朝野舊聞哀藁』「清康君御事蹟」第六(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊』第一 朝野舊聞哀藁) 第一卷 汲古書店 昭和五十七年七月。

三河榮秀記曰 翌朝清康の御馬放れ陣中夥しく騒動す 弥七郎驚て父を害すと心得て二尺七寸有ける村正の刀を振て十二月五日の巳の時に清康を討奉る 植村新六郎〔註〕後出羽守と号す 有合て即時に太刀を抜て弥七郎を斬殺す 諸卒力を失ふ 植村今ハ是まてなりと追腹切んと云人々おし留 若君ましゝ問 是を守るこそ忠義也 死は安く生ハ難しといひけれハ 植村理に應ず 阿部大藏も腹切らんとおしはたぬく 酒井大久保を始めて是を諫て曰 貴客ハ不レ知や 君ハ横死たる義を思ハ、命を全ふして若君を守り立よと諫ければ 大藏鎮りけりとして軍兵を岡崎に引入

(23)

『朝野舊聞哀藁』「清康君御事蹟」第六(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊』第一 朝野舊聞哀藁) 第一卷 汲古書店 昭和五十七年七月。

「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

武功雜記曰 清康公ノ時 阿部大藏ハ忠功ノモノナレトモ信長公ノ方ヘ内通スルトノ沙汰アリ 子ノ弥八郎〔註〕按するに弥七郎の誤なり下同し此風説ヲ聞テ迷惑ニ思ヒ 大藏ハシレカシ兎角無ニ是非ニ仕合ニ可レ遭ト氣ツカヒニ存居タリ 或時清康公御廐ヘ被レ出ニ弥八郎ハ御腰物持テ御供ナリ 折節御廐ノ馬ハナレテカレコレトサハク 弥八郎サテコソ大藏御成敗被ニ仰付タルヨト存シ 無ニ了簡ニ事ヨト言サマニ腰物ヲ抜テ清康公害シタテマツル 其刀千五ノ由 其後廣忠公ヲ害シタルモ千五ノ刀ノ由 右ノ時清康公十七歳ノ由〔註〕按するに年十七歳と記し然るハ疑ふべし

(24)

『朝野舊聞哀藁』「清康君御事蹟」第六(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊』第一 朝野舊聞哀藁) 第一卷 汲古書店 昭和五十七年七月。

鶴毛衣曰 清康公の陣中に馬を取放し騒動せしに 清康公も御出て是を制し給ひけるに鞍を取へよと下知し給ふを彼弥七郎親の大藏を御手討にも被成るかと聞誤て 清康公へ飛懸り村正の刀を以て終に討奉りぬ 然所に新六郎榮安寄起間もなく抜合即座に弥七郎を打取たり 後年又しハゝ軍功有

(25)

『朝野舊聞哀藁』「清康君御事蹟」第六(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊』第一 朝野舊聞哀藁) 第一卷 汲古書店 昭和五十七年七月。

三州八代記古傳集曰 清康公御運命盡サセ給フ時ヤ至ケン 御陣中ニテ御馬放レ人音高ク騒動シケル節 阿部弥七郎ト云者狂乱シテ 清康公何ノ御心モナク居サセ玉フ所ヲ御後ヨリ奉レ討 上村新八郎ト云者〔註〕按するに上村新八郎は是ヲ弥七郎ヲ即座ニ斬伏セケル御家来ノ人アキレ果テニ世ノ御供可レ申ト我先ニト已ニ腹切ラントセシ所ヲ 上村新六ト云者 按するに此時植村新六郎が宛には宇津左衛門五郎大久保新八郎父子なりとす 御先祖記三河榮秀記にハ酒井大久保とすこゝに植村新六と記すハ誤なり 大音揚 各今御供セラレハ若君ヲハ誰有テカ守立可レ申トテモ 一命ハ主君ノ為ニ抛テハ如何様近日ニハ織田彈正 岡崎ヘ押寄ヘシ 其時ニ至テ君ノ御為ニ花ヤカニ軍シテ骸ヲ戰場ニサラスヘシト申ケレハ 此理ニ伏シ諸勢一同ニ森山ヲ打立テ岡崎ニ引取ケル 此公御長命ニマシマサハ 天下ハ御掌ニ入ヘキヲ 二十五歳ヲ一期トシ給フ 天文二癸巳年十二月五日ニ御逝去 御法名善徳院殿年叟道甫大居士ト奉レ申

(26)

『朝野舊聞哀藁』「廣忠君御事蹟」第十三(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍

叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月。

天元年記録曰 天文十八己酉三月六日廣忠公薨去 廣忠公御天死之事 同國廣瀬之城主佐久間九郎左衛門 片目弥八ト云者を 按ずるに岩松氏にて一服を失ひた八弥なるを此書及び岡崎古記に弥八に作るは誤なり 語らひ御奉公に入置奉レ討となり 植村新六郎追討て弥八を討止メ 清康公をも阿部弥七 村政之刀を以奉レ討 此度も村政にて奉レ討となり 又植村新六 弥七 弥八を即座に討止る事不思議也 竹千代君尾州より御帰後御墓所に手つから松を植給ふ 今世繁榮して三丈計 岡崎松應寺に在り 按ずるに此書及び下の岡崎古記は異説にしてとりかたき事 前に弁するが如し 片目八弥の變事は天文十五年條に出す 参考の爲姑く存す 下同し

(27) 前掲註(26)参照。

(28) 『朝野舊聞哀藁』「廣忠君御事蹟」第九(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月)。

三州八代記古傳集曰 廣忠公御病死ノ由 本書ニ雖レ記其實ハ廣瀬ノ領主佐久間九郎左衛門所爲トシテ一人ノ牢人ヲ誘テ御家ヲ望セ 新參ニ出シ置キ能々立廻リ後ニハ御前近ク被ニ召使一ケル所ニ風眼ヲ煩ヒ 一眼損シケレハ人々は片目八弥ト申ケル 彼者ニ佐久間兼テ申含ケルニヤ 或時御晝寝被レ成ケル所ヲ不意ニ討奉リ走出ル折カラ 植村新六郎外堀ニテ追詰メ討留ケル此新六御二代トモニ主君ノ御敵ヲ討シモ不思議ナリ 阿部弥七狂乱シテ清康公ヲ討奉ルモ村正ノ刀 今度弥八カ廣忠公ヲ害奉ルモ村正ノ刀 其後三郎殿御切腹モ村正ノ御脇差ナレハ 御不吉例トテ上作トイヘトモ御道具ノ數ニ被レ用也

(29) 前掲註(23)参照。

(30) 『朝野舊聞哀藁』「廣忠君御事蹟」第九(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月)。

御年譜附尾^{十四}年條曰 三月片目八弥者被レ憑 誰人ニ哉 參三營中 拔ニ短刀^{國田村正}突ニ廣忠卿一門外逃去時 又植村新六郎家次出合追詰之 詰ニ組而落レ堀 松平藏人信孝駈付謂ニ植村一曰 可レ放レ之 植村称レ可レ突不レ放 信孝以レ鐵突 片目一故 不レ知ニ其所意ニ廣忠卿因ニ輕創ニ無レ恙 然賜ニ感狀於植村一因ニ二代之忠節一也 徳川記 同し

(31) 『朝野舊聞哀藁』「廣忠君御事蹟」第九(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢

刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月)。

御先祖記^{十四}年條曰 片目八弥といふもの いかなる心にや村正の小脇指をぬきて廣忠の御をも突き門外へかけいつる 植村新六郎追詰て組て堀へをつる 藏人信孝も鎧を取てかけ付 八弥をつかんとすれとも 新六郎と八弥とくミわひて上をしたへと返すゆへ 新六にはなすへしとのたまへハくるしからす我等ともに突殺したまへといふ そのうちに八弥を鎧にて信孝殺さる、廣忠の御疵ハうすきゆへ早速御平愈なり

(32) 『朝野舊聞哀藁』「廣忠君御事蹟」第九(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月)。

大永慶長年間略譜曰 天文十五年丙午冬 廣忠公家人片目弥八郎ト云者 松平三左衛門カ為ニ廣忠公ヲ二刀刺シテ^{國田村正}脇差ナリ 走出 植村新六郎城外橋ニテ行逢追者呼ニ事急也 新六郎片目ト組水中ニ落ツ時 松平藏人信孝駈来リ片目ヲ鏝ス 植村則片目カ首ヲ斬ル 廣忠感狀ヲ賜フ 廣忠 植村疵淺シ 幾程ナクシテ愈ト云

(33) 『朝野舊聞哀藁』「廣忠君御事蹟」第九(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月)。

三岡記曰 天文十五年冬ノ頃 御家人ノ内 片目弥八郎ト云者 日來松平三左衛門ニ頼マルニヨリ 時分ヲウカ、ヒ廣忠公ヲ二ヶ所疵ツケ奉リ門外へ逃出^{國田村正}コノ時村正ノ脇差ヲ以ニ二ヶ所突奉ルト云ヘトモ 疵淺キユヘ御命ハ不レ苦 御保養ユヘホトナク御疵平愈ト云々 出仕スルトキ 城外橋ノ上ニテ行逢フ所ニ 跡ヨリ狼藉者ノカスナト云ニヨリ 則クミアイ互ニ水中ヘヲツル所ニ 藏人信孝馳来リ 鎧ヲ以テツキトメラル、時 植村ツキ殺シ首ヲトルナリ 植村ニ感狀ヲ賜リ 御譜代衆並ニナル也

(34) 『朝野舊聞哀藁』「廣忠君御事蹟」第九(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一巻 汲古書店 昭和五十七年七月)。

松平記^{十六}年條曰 藏人殿ハ御一門の内にて忠節の人にて 去年片目八弥と云者 廣忠を村正脇差にて突候て逃申候 突そこひ早々にくる處を 植村新六郎出仕に出ると是に出合組堀の中へころひ入候處に 藏人殿走より鎧にて突給ふにはなせ 植村と被レ仰候へハ はなし不レ申 大事の奴に御座候 我等ともに突給へと申 扱八弥をは突殺し 植村は高名いたし 御感狀被レ下レ之

(35) 『朝野舊聞哀藁』「廣忠君御事蹟」第九(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一卷 汲古書店 昭和五十七年七月)。

官本三河記十六日 去年片目八弥ト云者以ニ村正短刀ニ突ニ廣忠ニ逃 又植村新六郎出合 兩人組テ落レ堀 藏人駈付植村雖レ可レ放共可レ突云々 藏人以レ鎗害ニ八弥ニ植村賜ニ感状ニ

(36) 『朝野舊聞哀藁』「廣忠君御事蹟」第九(史籍研究會編『内閣文庫所藏史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一卷 汲古書店 昭和五十七年七月)。

及聞秘録曰 幸若與惣太夫ト云者 有是モ同清和ノ流レ岩松次郎經家カ末孫也 渠カ父與太夫ハ三州ニ而一 向宗門ノ徒 乱ヲ起シタル時 彼門徒ナリシカ宗旨ノ好身ヲ捨テ御當家ヘ忠節ヲ盡シタル者ナレハ 無ニ御取立ニ不レ叶者ナレ共 與太夫カ祖父片目弥ハト云フ者 度々武功ヲ顯シ廣忠公ノ御近習ヲ勤ケルカ 聊カ主君ヲ有レ奉ニ事恨ニ無ニ勿躰ニ 隙ヲ伺ヒ村正ノ脇指ヲ以奉レ突ニ廣忠公ニシカ 突損シテ御股ヲ突ク 廣忠公御薄手ナレハ事共シ給ハス己目憎ト追欠給フ折節 植村新六郎出仕シケルヲ自レ跡夫レ逃スナト御聲ヲ掛給フ故 植村不レ透弥ハヲ組伏 御僉議之上被レ誅(後略)

(37) 『朝野舊聞哀藁』「東照宮御事蹟」卷百二十六(史籍研究會編『内各文庫所藏史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第四卷 汲古書店 昭和五十七年十月)。

家忠日記追加日 十五日三郎信康遠州二俣ニ於テ生害シ給フ國註時廿一歲法名騰雲院長越遠州ノ住人天方山城守是ヲ介錯ス國註山城守カ刀千子村正 信康ノ女子二人赦免有テ恙ナシ國註一人ハ小笠原兵部大輔秀政ニ嫁ス一人ハ本多美濃守忠政ニ嫁ス

(38) 前掲註(3)参照。
(39) 前掲註(2)参照。

(40) 『朝野舊聞哀藁』「東照宮御事蹟」卷百二十六(史籍研究會編『内各文庫所藏史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第四卷 汲古書店 昭和五十七年十月)。

武徳編年集成日 十五日從ニ濱松 服部半藏正成ニ俣ノ城ニ至リテ神君ノ命ヲ傳ル故 三郎信康君享年二十一歳ニテ自自殺シ給フ 遠州ノ住士天方山城通綱 千コ村正カ刀ヲ以テ介錯シ 當城ノ山續ニ於テ火葬シ遺骨ヲ瀧野山小松林ノ内 菴室ノ傍ヘ埋ム國註騰雲院隆君長越居士ト号ス 後此地ニ清瀧寺ヲ建國註近世ハ彼寺ニ産敷地村ノ内ニテ六十一戸ヲ附ラル 信康君ノ女子二人アリ國註後小笠原兵部大輔秀政本多美濃守忠政ニ嫁ス

「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

(41) 前掲註(28)参照。

(42) 前掲註(3)参照。

(43) 前掲註(28)参照。

(44) 前掲註(1)参照。

(45) 前掲註(2)参照。

(46) 『東照宮御實紀附録』卷十(黒板勝美・國史大系編修會編輯『徳川實紀』第一篇 吉川弘文館 昭和三十九年八月三十一日)。

織田源五郎入道有樂は石田が家臣蒲生備中が首を提げ來りしかば。有樂高名めされしなと仰あり。入道かしこまり。年寄に似合さること、申上れば。備中は年若き頃より用立し者なるが不便の事なり。入道さるべく葬られよと仰らる。入道が子河内守長孝も戸田武藏守重政が胃の鉢を鎗にて突通せしと聞召。其鎗とりよせて御覽あるに。いかゞしてか御指にさはり血出ければ。村正が作ならむとて見給ひしに果して村正なれば。長孝も迷惑の様して御前を退き。御次の者に事のゆへしをとひて。はじめてこの作の當家にさ、はる事をしり。御家の爲にならざらむ品を所持して何かせむとて。さし添を抜きてその鎗を散々に切りしとぞ。」(中略)(武徳安民記、明良洪範、天元實記)

(47) 増田忠彦『江戸川柳と武具(上)刀劍』古川柳電子情報研究会 平成十三年

二月二十日(非売品)。

(48) 「青樓詞合鏡(渥美清太郎編『日本戯曲全集 第六卷 歌舞伎編』春陽堂

昭和三年四月二十五日)。

(49) 「八幡祭小望月賑」(河竹糸女補修・河竹繁敏校訂・編纂『黙阿彌脚本集』第二卷 春陽堂 大正九年三月廿五月初版。大正九年四月十五日四版)。

(50) 落合清彦「八幡祭小望月賑」(『歌舞伎事典』平凡社 一九八三年十一月八日初版第一刷。二〇〇〇年一月二十四日新訂増補版第一刷)。

(51) 小池章太郎「籠釣瓶花街酔醒」(『歌舞伎事典』平凡社 一九八三年十一月八日初版第一刷。二〇〇〇年一月二十四日新訂増補版第一刷)。

(52) 前掲註(7)福井氏論考参照。

(53) 原史彦「長篠・長久手合戦図屏風の製作背景」(竹内誠・徳川義崇編『金鯢叢

- 書』第三十六輯 財団法人徳川黎明会・徳川林政史研究所・徳川美術館 平成二十二年二月二十五日。
- (54) 徳川禁令考二九四二(石井良助編『徳川禁令考 第五』創文社 昭和五十六年十二月二十日第四刷)。
- (55) 徳川禁令考二九四四(石井良助編『徳川禁令考 第五』創文社 昭和五十六年十二月二十日第四刷)。
- (56) 前掲註(16)参照。
- (57) 前掲註(22)参照。
- (58) 齋木一馬・岡山泰四・相良亨校注『日本思想史大系26 三河物語 葉隠』岩波書店 一九七四年六月二十五日。
- (59) 新行紀一「第三章 戦国動乱期の岡崎 第三節 戦国大名への道」(新編岡崎市史編集委員会編『新編 岡崎市史 中世2』新編岡崎市史編さん委員会 平成元年三月三十一日)。
- 平野明夫『三河松平一族』新人物往来社 二〇〇二年五月十日。
- (60) 『朝野舊聞哀藁』「廣忠君御事蹟」第十三史籍研究會編『内閣文庫所蔵史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第一卷 汲古書店 昭和五十七年七月)。
- 松平記曰 天文十八年春の頃より廣忠御煩あり 三月十八日御逝去被_レ成法名道幹と申奉る 御年廿四歳今川殿御蔭にて三河國大方治り申候の處に如_レ斯果報無_レ之次第也
- (61) 齋木一馬・岡山泰四・相良亨校注『日本思想史大系26 三河物語 葉隠』岩波書店 一九七四年六月二十五日。
- 広忠ハ、其年二拾三にて御病死被_レ成ケレバ、岡崎え毛駿河より入番ヲ入_{いれ}て持ケリ。
- (62) 愛知県史編さん委員会『愛知県史 資料編10 中世3』愛知県 平成二十一年三月三十一日。
- (63) 前掲註(62)参照。
- (64) 齋木一馬・林亮勝・橋本政宣校訂『寛永諸家系図伝』第三 統群書類従完成会 昭和五十五年十二月二十五日。
- (65) 前掲註(26)参照。
- (66) 新編岡崎市史編集委員会編『新編 岡崎市史 中世2』新編岡崎市史編さん委員会 平成元年三月三十一日。
- (67) 「堀秀政に遣れる書状」(天正七年八月八日・「松濤棹筆」廿八 徳川林政史研究所蔵・「成瀬氏系圖附録 乾」岡崎市信光明寺所蔵)(徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』徳川黎明会 昭和五十八年六月二十日)。
- (68) 『朝野舊聞哀藁』「東照宮御事蹟」第二百二十三(史籍研究會編『内閣文庫所蔵史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第四卷 汲古書店 昭和五十七年十月)。
- 松平記曰 三郎殿御母儀ハ関口刑部殿御娘今川家にて公御若輩の時分よりの本御臺也 然に駿府に人質として久敷御座候間に公御めかけ数多出来 御子立多く御座候間 御臺三河へ御座候て後ハつき山と申所に置申されて内々御中不和に成給ふ 此御前常に被_レ仰ハ 我こそ本の妻にて三郎殿御母也 其上我父ハ公の為に命を失ひし人なれハ かた_く我賞翫に預なんと思ひしに かくすさめられ無念成とて常に御意也 恐ろしき事ニ仰て御腹立ありしとかや 其頃三郎殿御前御子をもふけ給ふ 女子にて御座候間 三郎殿も築山殿もさのミ御悦なし 其後又御子出来 是又女子にて御座候間 三郎殿も築山殿も御腹立あり 依て信長御女と三郎殿と御中不和に成給ふ 其時分三郎殿物あらき御振廻ひと方ならず 扱又御母築山殿も後にはめつけい_{に源慶}の誤りなと申唐人の醫者も近付て不行義の由沙汰有 剩へ公へ恨ありて甲州敵の方々密に使を越 御内通あり 縁に付へきとて築山殿を後にハ迎ひ取可_レ申由風聞す 誠に不行義大方ならず 剩へ御子三郎殿をもそ、なかし逆心をす、め給ハんと聞へし 公よりも色々異見有しを用給ハす 後に御中惡敷成給ふ 三郎殿の御前其比三郎殿と御中あしくおわしけれハ 此由一ツ書に被_レ成 御父信長へ被_レ遣 先第一ハ御鷹野場にて出家をしはり殺し給ふ事 又をとり惡敷とて弓にて町の踊子を射給ふ事 其外あらき御振舞 公も御ふしん 事人の申合過て仰遣さる、御母義の不行義又ハ甲州方々唐人を召寄御む ほんの沙汰ある事色々細に被_レ遊岐早へ御越あり
- (69) 『朝野舊聞哀藁』「東照宮御事蹟」第二百二十四(史籍研究會編『内閣文庫所蔵史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』第四卷 汲古書店 昭和五十七年十月)。
- 松平記曰 信長驚き給ひ 按_するに前文信康君難中より密 則濱松へ御使ありて酒井

左衛門尉 大久保七郎右衛門を按するに大久保七郎右衛門を呼て三郎殿按するにこの處原本説文ありと覺ゆ内々酒井を初て皆々家老衆数度異見ありしかとも用給はず其頃酒井とも大久保とも三郎殿不快にて御座候時分成し間 信長御腹立加様の悪人にて公の家を何として相續あらん 後には必家の大事とならんと怒給ふ 両人の者共爰にて申分をいたし何様にも陳候答に及ならは是程の大事には及まじきに 同断三郎殿と申惡敷て兩人なからあき果む御意の通り 惡逆人にて御座候 御前の御恨尤なりと申

(70) 『當代記 駿府記』 統群書類従完成会 平成七年十月十日。

(71) 『朝野舊聞哀藁』 第四百二十四(史籍研究会編『内閣文庫所蔵史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁』 第四卷 汲古書店 昭和五十七年十月)。

一 武徳編年集成曰 十六日酒井忠次神君ノ御使トシテ安土ニ赴キ贈リ給フ處ノ駿馬ヲ率シメ 且忠次并ニ奥平九八郎信昌モ亦良蹄ヲ獻ス 于レ時信長閑所ヘ忠次ヲ招テ信康君ノ室家ヨリ呈進セラルル十二ヶ條ノ赴ヲ尋ラル 忠次十ヶ條ニ至テ皆其趣必然ノ由稱ス 信長殘ル二ヶ條ハ秘シテ演ヘ給ハスシテ曰 兼テ信康不仁暴虐タル事ハ家康モ知リ給フ由 然レ共一子ト云 殊ニ武略傑出シテ予カニモ智也 何方ニモ押入置ニ於テハ無レ害シカ 家康ノ内意如何ト問ハル 忠次カ曰 仰ノ如ク籠居ナラシメ 先非ヲ改ラルヘキ時節ヲ待ヘシトイヘトモ 武略ニ長シ短慮ニシテ無ニ孝心ニ故若クハ敵ニ與シ 其憂蕭牆ノ内ニ起シカト虎ノ尾ヲ躡ノ恐ライタキ給フト云々 信長ハ誠ニ其家ノ元老十罪皆然ル由ヲ述テ 兼テ家康モ其害心ナルヘキカト疑ル程ナラハ 信康トモ善ニカヘル志ヲ改ムヘカラス 從ニ家康ニ早ク此ヲ可レ給由ヲ可レ達ト宣フ 忠次承諾シテ退出シ直ニ濱松ニ趣ク 信康君モ酒井カ岡崎ヘ不レ寄ニ依テ其譏諛ヲ悟リ給フ

(72) 『三河物語』 下(青木一馬・岡山泰四・相良亭校注『日本思想体系26 三河物語 葉隠』 岩波書店 一九七四年六月二十五日)。

語 丑之年、信康之御前様より、信康をさへさせ給ひて、十二ヶ條書き立被レ成て、坂「酒」井左衛門督(忠次)に持たせ給ひて、信長へ遣し給ふ。信長、左衛門督を引むけて、巻物を開き給ひ、一々に「是はいかゞ」と御尋ね候へば、左衛門督「中々存知申」と申ければ、又「是ハ」と被レ仰け

「刀銘村正」の伝来と妖刀村正伝説

れば、「其儀も存知申」と申ければ、信長、十ヶ所開き給ひ、一々に御尋有ければ、十ヶ所ながら「存知申」と申ければ、信長、二ヶ所をバ開かせ給ハで、「家の乙名が悉く存知申故「上」ハ、疑なし。此分ならば、とても物にハ成間敷候間、「腹を切らせ給へ」と家康へ可レ被レ申」と仰ければ、左衛門督、此由お請を申て罷歸時、岡崎へハ寄らずして、直に浜松へ通りければ、御利根なる殿に候らへば、頓て御心得被レ成て、「是非に不レ及」と被レ仰けり。家康へ此由を左衛門督が申上ければ、此由を聞召て、「是非に不レ及次第なり。信長に恨ハなし。高きも賤しきも、子のかわゆき事ハ同前「然」なるに、十ヶ所迄開き給ひて一々尋給ひしに、知らざる由申候ハ、信長もか様にハ仰有(間)敷を、一々「存知申」と申たるによつて、か様に被レ仰候うなり。別之子細にあらず、三郎(信康)をバ、左衛門督がさゝゑによつて腹を切らする迄。我も大敵をかゝて、信長を後に當て、有故「上」ハ、信長に背きて成がたければ、是非に不レ及」と被レ仰ける処に、平岩七之助(親吉)罷出て申けるハ、「聊爾に御腹を切らせ御申給ひてハ、必ず御後會「悔」可レ被レ成。然ば某を御傳に付奉り候らへバ、何事をも某之いたつらに被レ成候らへて、某が頸をとらせ給ひて、信長へ急指被レ上給バ、其時、誰ぞ御頼被レ成て、「家康も独子にて御座候う間、不便に可レ被レ存」と申上候ハ、其時ハ信長も、某が頸之參ると聞召給ハ、儀「疑」団のやハラぐ事も可レ有に、菟角に、某が頸を一時も早く指遣され給へ」と、思ひ入て、重々指つめく申上ければ、「七之助が云処、尤なり。忝こそ候らへ。よつく案じても見よ。我も国には、かかる程の独子を持ちて、殊更、我跡を継がせんと思ひて有に、か様に先立申さんこと、日本之恥と云、いか計迷惑これに過ぎず。然るとハ云共、勝頼と云大敵をかゝて有なれば、信長を後に當てねバ叶わざる事なれば、信長に背きてハならず。其故「上」ハ、汝を斬りて頸を持たせてやりて、三郎が命さへながらへバ、汝が命をも貰はんずれ共、左衛門督がさゝへの故「上」ハ、何としても成間敷に、汝までなくしてハ、上がくの恥辱なり。然ば、三郎を、不便なれ共、岡崎を出せ」と仰あつて、岡崎を御出被レ成て、大浜へ御越有て、其より堀江の城へ御越被レ成て、又、其より

二俣の城へ御越被_レ成て、天方山城(通綱)と服部半蔵(正成)を仰被_レ付て、天正六年戊_ツ刁、御年廿にて、十五日に御腹を被_レ成けり。

何たる御咎もなけれ共、御前様ハ信長の御娘子にておハし申し給ふ。

其故「上」、早御娘君も二人出来させ給へ共、御不合にも有つるか。それとても、御子も有中「仲」と申、御夫婦の御中「仲」なれば、御子の御為と申、人口と申、方々以か様に御さ、へ可_レ有にハあらざる御事なれ共、

「さり」とてハ、むごき御仕合」と申さぬ人ハなかりけり。そのミならず、

「坂」「酒」井左衛門督ハ、御家の乙名と申、御普代久敷御主の御事を御前様に見かへ奉りて、御前と一身「味」して、よくく口を指上て、さ、

へ奉りたり」と、各々上下共に申て憎_レけれ共、信長へおそれをなして、仇ハならず。

さても惜しき御事かな。これ程の殿ハ、又出がたし。中「昼」夜共に武刃之者を召寄られ給ひて、武刃の御難談計なり。其外にハ御馬と御鷹の御事なり。よくく御器用にも御座候らへバこそ、御年にも足らせられ給ハね共、被_レ仰し御事を後之世迄も、「三郎様之如_レ此被_レ仰し」と沙汰をもする。人々も惜しき事と沙汰したり。家康も、御子ながらも御器用と申、さすが御親之御身に持たせられ給ふ御武刃をバ、残さず御身に持たせられて出させ給へバ、御惜しみ数々に思召候らへ共、其比、信長に従_レわせられて叶わぬ御事なれば、是非不_レ及して、御腹を御させ給ふなり。上下万民、声を引て悲しまざるハなし。信康之御息女二人おハし申し給ふなり。

- (73) 『朝野舊聞哀藁』「東照宮御事蹟」第二百二十六(史籍研究会編「内閣文庫所蔵史籍叢刊 特刊第一 朝野舊聞哀藁」第四巻 汲古書店 昭和五十七年十月)。
- (74) 『披沙揀金』巻二十六「雑々の部」(全国東照宮連合会編『披沙揀金』徳川家康公逸話集) 続群書類従完成会 平成九年十月十七日。

一、酒井左衛門殿、後には目不見。あるとき御前へ罷出申上候は、「目不見候ゆへ、久々御様躰不奉伺候。御肉などは何程被_レ爲附候や」と、御手などを取被_レ申上候は、「私世倅は、なぜ御取立不被_レ遊候や、私儀も數度の御奉公申上候に、御恨奉存」と被_レ申上候へば、權現様上意に、「三郎

存命ならば、かやうに天下に苦勞は有間敷候。扱、其方も、子のかはゆき事は知たるや」と、上意なり。三郎様事ゆへ、左衛門尉殿、御手を取ながら一言のこともなく、殊の外迷惑のよし。(寛元聞書)

- (75) 『披沙揀金』巻二十六「雑々の部」(全国東照宮連合会編『披沙揀金』徳川家康公逸話集) 続群書類従完成会 平成九年十月十七日。

一、九月十五日早天に勝山を御出、關原へ御旗を被_レ出時 神君仰けるは、「偕々、年寄り骨を折給ふ。倅の居たらば、是程に有まじき」となり。夫は三郎殿の事なり。(永日記)

- (76) 『東照宮御實紀附録』卷三「黒板勝美・國史大系編修會編輯『徳川實紀』第一篇 吉川弘文館 昭和三十九年八月三十一日)。

岡崎殿御事を信長より申さる、旨ありしとき。酒井忠次。大久保忠世兩人も。御ふるまひのあらくしき事ども。條件にしるして御覽に入れれば。三郎がかゝる所行あらば。定て汝等二度も三度も諫を納し上にて。尚聞入ねばこそ我に直訴するならん。聖賢の上にも過誤なしとはいひがたし。まして年若きもの、事をや。いかにと問せ給へば。兩人さ候。若殿にはお、しき御本性におはしませば。若諫言など進めて御心になはざらんには。忽に一命をめさるべければ。今まで忠言進め奉るもの候はずと申せば。

君今の世に比干。伍子胥が如き忠臣なれば。諫を進めざるも理なれとて。又何と仰らる、旨もなし。其後三郎君御生害あり。

はるか年経て後。忠次老かゝまりて御前にいで己が子のことねぎ奉りしに。三郎今にあらばかく天下の事に心を勞すまじきに。汝も子のいとほしき事はしりたるやと仰せければ。忠次何ともいひ得ず。ひれふして在しか。又幸若の舞御覽ありし時。兩人にも見せしめられしに。満仲の曲に。をのが子美女丸をもて。主にかへて首切て進らせしさを御覽じて。兩人に向はせ給ひ。其事となく御落涙し給ひ。兩人あはの舞はと仰られしかば兩人大に恐怖せり。又或時三郎殿のかしづき渡邊久左衛門茂に向はせ給ひ。汝等は満仲が舞見ることかなふまじと仰られし事もあり。また關原の役にあさしく御旗を勝山に進めれし時も。さてく年老て骨の折る、事かな。倅が居たらば是程にはあるまじと獨言の様に仰られしとか。唐國にも

漢の武帝が。衛太子の事有し後に望子の臺を築き。朝夕にその方ざまを望み見て。いさちなげかれしといふは。悲しきことのさりとはいふは。悲しきこととは自らなせる事なれ。これは御父子の間の嫌疑もおはしませず。たゞ少年勇邁の氣すゝどくおはしませしを。信長の恐れ忌しより事起れるにて。御手荒き御舉動の在しも。軍國の習にてあながち深く咎め奉る事にあらず。さるをかの兩人

織田家の奸計に陥り。かしこきまうけの君をあらぬ事になし奉りしは。不忠とやいはむ愚昧とやいはん。百歳の後までも此等の御詞につきて。御父子の御情愛をくみはかり奉るに。袖の露置所なくおぼえ侍るにぞ。（武邊雜談、東武談叢、寛元聞書）

（美術館学芸部部長代理）

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

はじめに

- 一 俊恭院福君の生涯と婚礼
- 二 菊折枝蒔絵調度の全容と伝来
- 三 福君の婚礼準備
- 四 紋直しと製作年代をめぐる問題
おわりに

はじめに

徳川美術館には、寛永十六年（一六三九）に三代將軍家光の長女千代姫が尾張徳川家二代光友に嫁いだ際に持参した国宝「初音の調度」を筆頭に、尾張徳川家以下、「尾張家」と略称する。）に婚嫁した夫人たちの婚礼調度が数多く所蔵されており、記録により所用者が判明する例も少なくない。本稿で取り上げる「菊折枝蒔絵調度」（以下、本文中は「菊折枝調度」と略称する。）もその一つで、天保七年（一八三六）に尾張家十一代斉温なりはるの継室として近衛

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

吉川 美穂

家から嫁いだ福君（二八二〇〜四〇）の婚礼調度であるが、その一部に同じく近衛家から宝暦二年（一七五二）に嫁いだ九代宗睦むねちかの正室・好君たかきみ（一七三〇〜七八）の婚礼調度が混在していることが道具帳から判明している。^{（一）}総体を梨子地として、菊の折枝を散らした意匠に、尾張徳川家の葵紋と近衛家の抱牡丹紋だきぼたんもんの両家の家紋が付いた菊折枝調度は、貝桶をはじめ乗物や挟箱などの行列道具や三棚飾り・化粧道具・香道具・文房具・飲食器など八十件余りに上る。本調度のミニチュアである「菊折枝蒔絵雛道具」と、梨子地に抱牡丹紋のみを散らした「抱牡丹紋散蒔絵雛道具」、その他の雛道具の約百二十件も伝存し、総数は二百件を超え、現存する江戸時代の大名婚礼調度として最大の規模を誇る。ただし、調度品を子細に見ると、梨子地の色合いや、蒔絵や金具における金銀の使用の割合、菊折枝の文様の量感や密度の精粗に差が認められる。後述のように、蒔絵による家紋の大半に付け直しの痕跡が見受けられ、さらに好君の時代を遡る古様な調度も散見されることから、単純に好君の婚礼調度がそのまま福君に引き継がれたとは認められない複雑な伝来状況が推察される。

また、婚礼調度は「嫁入り道具」と呼ばれるように、実家から持参する印象が強いが、将軍家や大名家の場合、「待請道具」として嫁ぎ先で用意されることもある。福君の婚礼準備に際して尾張家と近衛家で取り交わされた書状類、福君歿後の婚礼調度の取り扱いの状況からみる限り、菊折枝調度は尾張家側が用意した待請道具であった可能性が高い。

本稿では、天保期における大名と公家との婚姻の一事例として福君の婚姻事情を紐解きつつ、菊折枝調度の全容を明らかにすることで大名婚礼調度の製作・利用状況についても考察を深めていきたい。

一 俊恭院福君の生涯と婚礼

福君の生涯を振り返る前に、まず、夫である尾張家十一代斉温（一八一九～三九）の経歴を紹介しておきたい。斉温は、文政二年（一八一九）五月二十九日、十一代将軍家斉の十九男として生まれた。幼名を直七郎といい、同五年六月十三日に数え四歳で、継嗣のなかった尾張家十代斉朝の養嗣子となった。九月二日には田安家三代斉匡の娘愛姫（一八一八～三二）と縁組し、同八年に結納を交わした。同九年五月に元服すると、家斉の偏諱を拝領して斉温と称し、同十年に斉朝の隠居を受けて、わずか九歳で家督を継ぎ、翌十一年十一月十一日に十歳で十一歳の愛姫と婚礼を挙げた。しかし、この結婚は天保三年（一八三二）十二月七日に愛姫が十五歳で病歿したため、四年で終わった。その四年後、天保七年に継室として嫁いだのが福君である。

斉温が襲封したとき、すでに藩財政は窮乏しており、前年の文政九年における藩の収支は『片岡喜平治御用向覚書』によれば、金で五万三千三百十

八両余、米で三千五十三石余の不足をきたしたという⁽²⁾。さらに天保四年から凶作が続いて米価が高騰し、飢饉と疫病の流行で名古屋城下でも多数の死者が出た。

福君の婚礼が行われた天保七年は、まさに財政難と長引く天災の影響下にあった。尾張藩士・奥村得義（一七九三～一八六二）が著した『松の葉日記』には、福君の婚礼にあたり幕府から拝借金一万両を受け、総額で五万両を費やしたと記されている⁽³⁾。同九年には、父家斉が隠居する江戸城西之丸が火災で焼失し、その再建のため、当初は名古屋・白鳥木場の貯木八万本余りの提供だけで許されるはずだったが、これに九万二千九百二十五両に上る献金と、これまで手付かずだった尾張領の裏木曾から良質の檜を献上したため、藩財政はさらに悪化し、家臣や領民への負担が増大した。

斉温は天保十年に二十一歳で亡くなるまで十二年間、病弱を理由に一度も国許の尾張に入国せず、藩政を成瀬・竹腰両家年寄（付家老）をはじめとする重臣らに任せきりであったため、専横が目立ち始めた両家年寄への批判と藩主斉温への不満が高まった。死去に際して嗣子不在だったことから、尾張家からの独立を議論む成瀬正住と幕府によって相続が強行され、異母兄に当たる将軍家斉の十一男で、当時田安家四代当主となっていた斉荘が斉温の跡を継いだことにより、斉温に続く将軍家からの「押しつけ養子」として尾張藩士からの強い反発を招いた。

続いて福君の経歴について紹介したい。福君の年齢は斉温の一つ年下で、文政三年十月十九日に京都の摂家・鷹司政熙の第二十二子として生まれ、「豊君」と名付けられた。父の政熙は子福者で、名前が知られる子女だけでも二十四子を数えた⁽⁴⁾。福君の実姉には仁孝天皇の女御となった繁子（新皇嘉門院）と祺子（新朔平門院）、実妹に十三代将軍家定の最初の正室と

表1 近衛家から尾張徳川家へ嫁いだ姫君

名	法号	生歿年・享年	婚姻年・婚姻年齢
あこぎみ 安己君	こうりんいん 光雲院	宝永元年(1704)～ 享保10年(1725) 22歳	享保3年(1718) 15歳
夫：6代継友 元禄5年(1692)～享保15年(1730)			
たかぎみ 好君	てんりょういん 転陵院	享保15年(1730)～ 安永7年(1778) 49歳	宝暦2年(1752) 23歳
夫：9代宗睦 享保17年(1732)～寛政11年(1799)			
さちぎみ 福君	しゅんきょういん 俊恭院	文政3年(1820)～ 天保11年(1840) 21歳	天保7年(1836) 17歳
夫：11代斉温 文政2年(1819)～天保10年(1839)			

表2 尾張徳川家から近衛家へ嫁いだ姫君

名	法号	生歿年・享年	婚姻年・婚姻年齢
よりぎみ 頼君	れいじゅいん 霊樹院	享保13年(1728)～ 宝暦10年(1760) 33歳	延享3年(1746) 19歳
許婚：九条植基 享保10年(1725)～寛保3年(1743) 夫：近衛内前 享保13年(1728)～天明5年(1785)			
としひめ 俊姫	れんしょういん 蓮沼院	安永9年(1780)～ 寛政2年(1792) 13歳	寛政2年(1792) 縁組 13歳
許婚：近衛基前 天明3年(1783)～文政3年(1820)			
つなひめ 維姫(維君)	いがくしんいん 維学心院	天明5年(1785)～ 弘化4年(1847) 63歳	
夫：前田斉広 天明2年(1782)～文政7年(1824)			享和2年(1802) 18歳 文化3年離縁
夫：近衛基前 天明3年(1783)～文政3年(1820)			文化5年(1808) 24歳

なった任子(有君 天保十二年十一月婚姻)がおり、そのほかにも姉妹が伏見宮家・閑院宮家といった宮家や加賀前田家・蜂須賀家といった有力大名家に嫁いでいる。

「俊恭院女君御行状」によれば、福君は文政十一年十一月三日に数え九歳で近衛家に引き取られ、翌十二年二月十一日には近衛基前(証常樂院一七八三～一八二〇)とその正室・維学心院維君(琴姫・維姫とも 一七八五～一八四七)の実子として正式に養女となり、「祥君」と名を改めた。福君が近衛家に引き取られた時、養父の基前はすでにこの世になく、福君は未亡

人である維学心院に養育された。維学心院の実父は、尾張家八代宗勝の五男で、後に分家・高須松平家七代を継いだ松平勝当(義当)である。維学心院は天明五年(一七八五)に勝当の子として生まれ、寛政七年(一七九五)に父の兄に当たる尾張家九代宗睦の養女となり、享和三年(一八〇三)前田斉広に嫁いだ。文化三年(一八〇六)に自身の病気を理由に離縁、その後文化五年に近衛基前に再嫁している。福君の義兄近衛忠熙(一八〇八～一八九八)は、幕末に公武合体派として活躍、十三代將軍家定に三番目の御台所として嫁いだ天璋院篤姫の養父でもあった。

福君は、実父より五歳で書、六歳で和歌、七歳で舞楽を学んで稽古に励んだ。十歳から近衛家の御用役・大津小左衛門に就いて四書五經を学び始めたが、十二、三歳で修学するほど記憶力に優れていたという。十一歳となった天保元年には実父より「定子」の諱を進ぜられ、同年から和歌を一条閑白(忠良)に学んだ。忠良歿後は冷泉家に入門して詠歌にいそしみ、江戸下向後も毎日五、六首を詠むことを心懸けていたため、箏箏は和歌の詠草であふれるほどであったという。養母維学心院からは琴と点茶の嗜みの手ほどきを受ける一方で、社寺参詣の物見遊山に出歩くこともなく、「謹厚」な性格であったという。天保四年には「文久子」の名を改め、「福君」と称したと「俊恭院女君御行状」にある。

天保六年二月二十五日に斉温と福君の縁組が幕命により仰出されると、京都の近衛家と尾張家との間で江戸下向と婚礼に向けての折衝が行われた。なお、尾張家と近衛家は維学心院・福君のみならず、度々婚姻関係を結んだ間柄でもあった(表1・2)。尾張家側の窓口は、維学心院付の尾張藩士・尾崎八右衛門(忠征 一八一〇～一八九〇)で、近衛家

家司の吉村伊勢介・清水玄蕃允などと書状のやりとりを頻繁に行い、着々と準備が進められた(「福君縁組控」⁽⁷⁾)。

天保七年九月二十三日に京都で付家老の成瀬正壽の嫡男正住を使者として結納が行われると、江戸下向への準備は大詰めを迎え、十月二日に福君は禁裏へ暇乞いに向かった。実姉の繁子・祺子が相次いで仁孝天皇の女御となった関係から、福君は幼い頃より禁裏へたびたび参上しており、暇乞いでは天皇に黄銅の花活・花台、親王(後の孝明天皇)に鶴蒔絵春日形の卓・岩亀の香炉、敏宮・経宮に人形、准后(祺子)に小衝立、お付きの女官らに綸子や帯・反物・金子などを献上した。⁽⁸⁾ また天皇からは六歌仙手鑑と机、親王からは桑の書棚、准后からは十牀和歌巻や真綿・経師張の文箱などを拝領した。⁽⁹⁾ またこれに先立つ九月十四日には仙洞御所へ暇乞いに向かい、仙洞(光格上皇)へ花瓶・花台、大宮(新清和院)へ衝立、女官らには反物等を献上、仙洞からは原在明が袋棚の絵を描いた書棚・伊勢物語・伽羅・檜扇を、大宮からは三部抄・机・講釈文庫・縮緬、欽宮から煙草盆・経師張の文庫を拝領した。⁽¹⁰⁾

十月四日に北野天満宮で首途^{かたで}の式を行うと、その二日後の同月六日が出立の日である。福君の嫁入り行列は、福君付の女中五十二人をはじめ、名古屋から迎えに上がった用人の玉置小平^{たまき}太をはじめ尾張藩士七十九名、日雇いの駕籠舁・道具運搬の人夫なども加えて総勢千人を数えたといい、その様子は「福君江戸下向行列図」(徳川美術館蔵)に克明に描かれている。

行列は中山道・美濃路を経て、十一日に名古屋城へ到着した。名古屋城で福君は前藩主十代斉朝との対面を果たし、原在明筆「石清水臨時祭礼図巻」三巻を進上した。⁽¹¹⁾ 十五日に名古屋を発って東海道を下り、二十八日に江戸市ヶ谷の上屋敷に到着した。京都から江戸まで実に二十三日がかりの

大移動であった。

そして、十一月九日には市ヶ谷上屋敷で斉温との婚儀が執り行われた。婚儀の様子については史料がなく詳細は不明だが、斉温と先妻・愛姫との婚礼の次第⁽¹²⁾が残されており、福君の婚儀も同様に進められたと想像される。

福君の婚礼は、斉温にとっては再縁であり、「福君縁組控」には「中納言^{ちゅうなごん}様御再縁之義ニも候得者 御婚礼式も御手輕之調ニ付 其余之儀も万端右に准じ御省略取斗候」とあり、再縁のため婚礼を「手輕」にしたいという尾張家側の意向があった。⁽¹³⁾ 一方で、「松の葉日記」には福君の江戸下向の際、行列に同行する藩士は衣服や身の回りの品々をすべて新調し、また駕籠舁や人夫には揃いの看板(中間・小者が着る丈の短い衣服)を貸し与え、尾張家の威信をかけ、行粧には華美が尽くされたとある。しかし、婚礼の供を命ぜられた藩士は諸道具や衣服を新調するにも自費だったため、退役や転役を願ひ出る者さえ出たという。また米価高騰のなか、宿代の上限を設けたために、宿屋が不利益を被ったとして、「御役人衆の行装のみきらひやかにて下々の痛むを顧り見給ハさるハ 第一犬山侯の御心不仁におはします故なるへし 此御婚礼の御行末いか、有るらん」と、奥村は婚礼を取り仕切った成瀬正壽を批判し、婚礼の行末を危ぶんでいる。⁽¹⁴⁾

このように当初から不安要素を抱えた結婚であったが、婚嫁後の福君は夫斉温とも前藩主斉朝の実母・乗蓮院とも仲は良好と伝えられ、京都から伴った女中とともに香や生花を嗜む穏やかな日々を送り、結婚生活は順調にゆくかに見えた。しかし、奥村の危惧が的中したかのように、三年後に斉温が病に倒れる。福君は丹精を尽くして看病に努め、神仏に祈ったが、その甲斐なく斉温は天保十年三月十日に二十一歳で薨去し、尾張家の菩提寺建中寺に葬られた。わずか三年の結婚生活であった。福君は落飾^{しゅくし}して俊

恭院と名を改め、持病の瘰癧^{しやづけ}の療養と夫の菩提を弔うため尾張に移り住むことを望んだ。幕府の許可を得て、同年八月九日に江戸を発ち、木曾路を通じて、名古屋に二十四日に到着、名古屋城三之丸御屋形に入った。三之丸御屋形は、江戸城大奥と同様、福君の居住空間をはじめ女中の詰所・住居のほか、男性の役人が詰める広敷向を備えていたとみられ、「尾城三之丸隅御屋形御住居聖聡院様俊恭院様御附衆之員」によれば、福君付の役人は広敷用人の矢部彦右衛門・浦井小左衛門の二人を筆頭に、下男にいたるまで計百五十一人を数えた¹⁵。女中の数は不明だが、福君の御屋形での新生活は二百人を優に超える役人・女中で運営されていたとみられる。以降、建中寺に参詣して斉温の菩提を弔い、また名古屋城在住の前藩主斉朝や国入りした十二代齊荘とも茶の湯を行い、また近衛家の老女村岡を名古屋城で出迎えたことが記録に見える¹⁶。藩主未亡人としての役割を果たしながら、尾張で安穩な日々を送るはずであったが、一年も経たない翌十一年六月十一日に病が悪化し、九月二十九日にわずか二十一歳の生涯を閉じた。遺骸は斉温と同じ建中寺に葬られた。

二 菊折枝調度の全容と伝来

福君が歿した翌天保十二年（一八四一）には、尾張の御細工所が中心となって名古屋城三之丸御屋形に遺された数々の諸道具の整理が順次行われた。その際の道具帳が「天保十二丑年俊恭院様御道具帳（什器旧原簿第九号、以下「福君道具帳」と称する。）である。「福君道具帳」は、御屋形の賄所や福君付の用人が管理していた金簞笥や錢箱・状箱などの①「諸色帳」に始まり、御膳所が管理していた火事羽織や看板などの②「御諸色」、また

御屋形の用人から細工頭へと引き渡された際に整理された③「銀器御道具帳」・④「六道具帳」・⑤「五道具帳」¹⁷・⑥「御膳所道具」・⑦「天兒御道具帳」・⑧「御賄所御道具」・⑨「御道中御雪隠御道具」・⑩「御行列御道具帳」・⑪「御道具帳」・⑫「御雛御道具帳」¹⁸・⑬「内家局江引渡候分俊恭院様御道具帳」¹⁹など用途や部署ごとにまとめられた道具帳が合綴されている。このうち⑩「御行列御道具帳」以下に菊折枝調度が列記され、整理番号をはじめ意匠や附属品が一致することから、本調度が福君の所用品であったことが確認できる。ただし、「福君道具帳」所収の広敷用人の矢部彦右衛門・浦井小左衛門連名の書付によれば、道具帳に書き上げる以前に、梨子地の膳部類は江戸表（江戸上屋敷の表向）の老女に伺いを立て、福君の供養に用いる「霊具」として建中寺に奉納、また福君が生前に使用して古びた道具や書物・到来物・反物等は逝去の際、御付の女中や役人等に分与したという。このように福君所用の道具の一部は歿後まもなく奉納・分与されており、生前の所用道具が全て記載されているわけではないものの、婚嫁からわずか五年の時点の記録であることから、福君の婚礼調度の大部分が記載されているとみてよいだろう。

また、「福君道具帳」には「転陵院様御初御道具帳（什器旧原簿第十二号、以下「好君道具帳」と称する。）も合綴されている。そこには転陵院すなわち尾張家九代宗睦の正室好君所用をはじめ各種の蒔絵調度類が記載されており、その中にも菊折枝調度の記事が見える。好君は近衛家久の娘で、延享四年（一七七七）に宗睦との縁組が仰出され、宝暦二年（一七五二）三月四日に結納を行い、同月十五日に京都発駕、翌四月一日に市ヶ谷屋敷に到着、同月十三日に婚儀を挙げた。宗睦との間に治休・治興という二人の男子を設けたが、治休が安永二年（一七七三）、治興が同五年に若くして亡くなり、

好君も安永七年八月二十八日に病氣のため江戸で歿した。四十九歳であった。「好君道具帳」は、表紙に「東幸分相廻候」の文言、また巻末に「巳九月」があることから、明治二年（一八六九）に東京から国許の尾張へ運搬された際の道具リストとして整理されたとみられ、菊折枝蒔絵と雛道具を書き上げた^⑭「転陵院様御道具」と^⑮「地並御道具」と題した道具目録二種などから成る。

いずれも、婚礼当初ではないものの、菊折枝調度の所用者がそれぞれ福君・好君であると証明できる一次史料である。本稿では、福君が歿した直後の天保十二年の記録として「福君道具帳」のうち、^⑩「御行列御道具帳」・^⑪「御道具帳」を翻刻し、「好君道具帳」の記載作品とともに、徳川美術館所蔵品との対照表を示した（翻刻1・2、表3）。

^⑩「御行列御道具帳」には輿をはじめ二十件が記載され、そのうち七件（件数は道具帳に基づく、以下同）が現存し、当初は輿だけでも菊折枝蒔絵と蜀江蒔絵、山奥の三挺があったことが知られる。また^⑪「御道具帳」は菊折枝調度のほか砂物鉢や屏風など七十一件を数え、そのうち五十二件が現存する。^⑫「御雛御道具帳」は抱牡丹紋蒔絵と菊折枝蒔絵が混在しているものの記載の八十九件（棚道具まで数えれば百十七件）のうち七十件（同じく九十八件が現存している。「好君道具帳」には^⑭「転陵院様御道具」に調度類四十七件、雛道具二十件、^⑮「地並御道具」に二十三件の計九十件が記載されるが、大半が明治四年（一八七二）から六年にかけて売立や下賜の対象となっており、現存するのは当初の一割程度の十件である。

このほか、徳川美術館の所蔵品には両道具帳に記載されない菊折枝調度類が二十七件確認される。これらは別の道具帳に記載され、両道具帳の記載品とは別に管理されていたとみられるが、各道具帳には現存しない作例

も含まれている（表4）。これらが当初より一揃いであったかどうかは記録の上では確認できないものの、蒔絵の意匠や様式などが共通し、一連の菊折枝調度とみなされる。

表4のうち大きな一群としては、明治初年にまとめられた什器原簿第十号「什器目録」十九冊のうち第十三冊の「大奥残道具 初音道具」記載品で、これによれば表4の3花台から28提重までが「大奥残道具」として長持の三番・四番に入れられ一括して伝わったことがわかる。また42長刀拵・43長刀は建中寺宝蔵で管理されていた。また46及六盤から49棗までは、江戸で管理されていたためか道具帳に記載はないが、いずれも大正十年（一九二二）に尾張家から売立てられたことが売立目録から明らかで、近年の寄贈・購入によって所蔵品となった。

現存作品と照らし合わせてみても、「福君道具帳」と「好君道具帳」にそれぞれの道具は重複することなく記載されており、またこれ以外にも名古屋と江戸の各所で管理されていた道具も含めれば、総数三百二十件に上り、江戸時代には膨大な数量の道具が存在していたことが改めて確認できた。

このほか、尾張家との関連を示す記録はないものの「菊折枝蒔絵色紙箱・短冊箱」（京都・三時知恩寺蔵）、「菊折枝蒔絵硯箱」（京都・泉涌寺蔵）も蒔絵の仕様や文様から一連の作例と目されている^⑯。

ところで、両道具帳は菊折枝調度が好君・福君の所用品であることを証する一方で、いずれも後世の書き込みがあり、各調度がその後どのような伝来をたどったかも明らかとなる。「福君道具帳」のうち^⑩「御行列御道具帳」・^⑪「御道具帳」の冒頭にある貼紙墨書（翻刻参照）によれば、福君の歿後十一年が過ぎた嘉永四年（一八五二）七月に福君の道具類が一括して江

戸表へ回送された。さらに、このうち昆布箱をはじめ十六件が安政二年（二八五）に十二代齊荘の娘利姫（一八三六～八五）の引移御用すなわち婚礼調度とされている。⁽²³⁾ 道具の再利用を示す事例だが、その際には必ずしも道具一式ではなく、鏡や齒黒染の上水（童子）・渡金、茶弁当の燭風炉といった金工品を中心に一部の内容品のみ再利用も散見される。⁽²⁴⁾ また安政六年には蜀江蒔絵の輿（乗物）はじめ茶弁当などが「御簾中様御用」すなわち十五代茂徳の正室政姫（一八三八～一九〇九）の道具として再利用されている。⁽²⁵⁾

⑫「御雛御道具帳」にも冒頭に墨書と貼札があり、これによれば嘉永五年に尾張で誕生した十四代慶勝の娘栄姫の初節供に用いるために雛道具一式が広敷へ渡された。しかし、翌年栄姫が早世したため差し戻され、その後安政四年に同じく慶勝の娘道姫（一八五六～七五）の「御雛以御用」とするため、改めて広敷用人に引き渡されている。

婚礼調度は、姫君の個人財産とされ、歿後には実家に戻される例も多いが、好君・福君の婚礼調度は、そのまま婚家である尾張家に遺されて御細工所で整理され、後に続く同家の姫君や正室の道具として再利用が行われている。

翻って福君の婚礼を考えてみると、前章で述べたような財政難のなか、福君の婚礼調度がすべて新調されたとは考え難く、道具帳が示す以上にかのり部分において好君の婚礼調度から大半を受け継ぎ再利用した可能性が非常に高いことが推測される。

三 福君の婚礼準備

ここで、再び福君の婚礼準備に話を戻そう。近衛家伝来の古記録類を保

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

存管理する陽明文庫には福君の婚礼に関する詳細な史料が残されており、このうち「福君縁組控」および「福君様御縁談一式 義」「福君様御縁談一式 礼」をはじめ書状類などから福君の婚礼準備の様相を時系列で追うことができる。これらの史料には、両家の間で取り交わされる年中の贈答儀礼の対象者・時期・贈答品にはじまり、結納や首途式、京都立立の日時、道中の行程や宿泊地、福君付の男性の役人・女中の人数やその扱いなど、多方面にわたり子細な交渉の経過と取り決めが記録されているが、本稿では婚礼調度製作にかかわる金銭や物品のやりとり注目して検証していきたい。

まず、天保七年（一八三六）四月には、近衛家側から尾張家側の窓口である尾崎八右衛門に、「御首途御道中御行列御用御道具類」すなわち京都出立前に行う首途式と江戸下向に用いる行列道具を近衛家に廻してくれるように依頼、また婚礼準備にかかる御用脚金がいくら同家に送られるかなどの問い合わせがされている。⁽²⁷⁾ 御用脚金はなかなか届かなかったようで、六月五日にも近衛家側から請求した記録が残る。これに対する尾張家側からの回答は左記の通りである（「福君縁組控」）。

別紙御用脚金之義 御先例ハ金式千両近衛様江被進候処 今般御再縁之義ニも候得者 御婚礼式も万端御手輕ニ可被為整旨 兼而被 仰出之趣も有之且 福君様御下向御用意等 維学心院様御手前ニ而為御取斗相成候哉も難斗候間 金千五百両 御同所様江被進相成事ニ候 右之趣程能御家司へ可被申聞置候 就夫 福君様御召服等出来方之義 此表女中より申越反物類御小道具等 当三月中御買上相成候分御入用金四百八拾式両式歩式朱 銀六匁式分 頃日 維学心院様へ別段被進相成 右ハ金御下

向ニ付御入用之品ニ可有之候 付而者 千五百両与相来候而者 式千両程之被進候ニ相当候ニ付 前形千五百両之内ニ而四百八十二両余引除殘金千十七両一步 銀毫匁三分相渡候間 右之趣 維学心院様江も憚り被申上 表方へ八千五百両被進候様 書付等ニ而御達相成候様可被取斗候 尤表方ニも御用三石御入用可有候哉 左候ハ、右金子表方へ相廻候義者双方申相次第 御家を為ても今般之御物入莫大之事ニ付 右之趣を以御入用ニ而 程能打合差引相渡候 金高ニ而何連ニも御用意相整候様可被取斗候

但金子請取方之義ハ於尾州可被申達候

六月

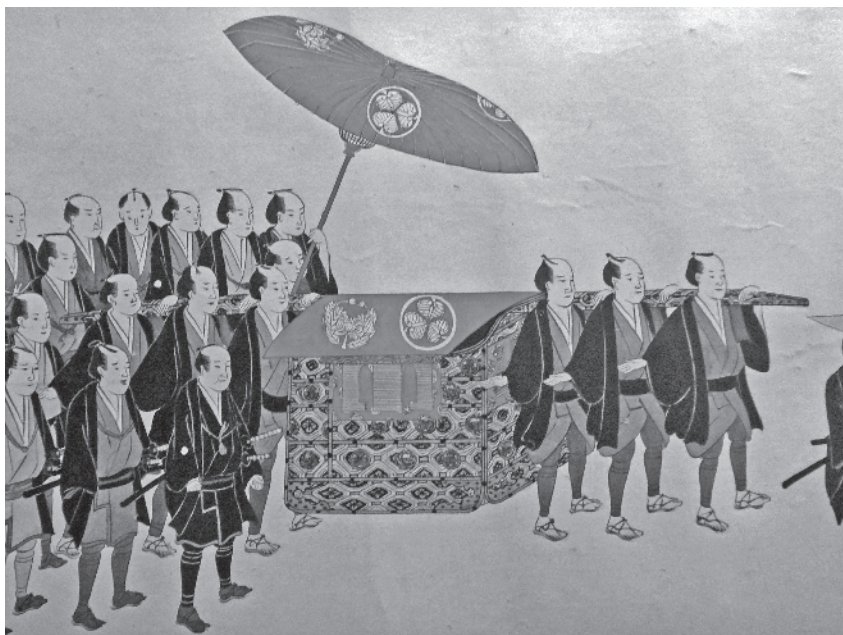
近衛家へ渡す御用脚金は、好君の先例に従えば二千両となるところ、この結婚は斉温にとつては再縁であり、婚礼のすべてにわたり手輕にとの仰出のため、千五百両となる旨が述べられている。しかし、この回答に先立つ書状では、福君の御召服・手道具は尾張家側で準備するとあり、すでに三月には表方の女中が福君の反物類・小道具などを買上げた。物価高もあり、その金額が「金四百八拾式両式歩式朱 銀六匁三分」となり、これを千五百両から差し引いた金額が「金千十七両一步銀毫匁三分」である。維学心院には憚られるので、あくまで額面は千五百両とし、千両の送金で了解して欲しいことが苦し紛れに述べられている。なお、この前後の書状では、代替案として福君の縁組に伴い、尾張家から維学心院宛で近衛家へ毎年合力金二百両を送ることが提示されている。⁽²⁹⁾ 結局、婚礼間近の九月晦日になって尾張家から近衛家へ千両が送られたのだが、先例では二千両だった御用脚金が福君の婚礼では半額に減額されたことになり、尾張家の苦し

い財政事情が垣間見える。⁽³⁰⁾

一方、近衛家側から婚礼に際し、事前に京都へ送るように依頼のあった行列道具については、挟箱・長刀・緋傘・茶弁当などであったことが、四月十四日付の書状からわかる。⁽³¹⁾ このなかには福君用の輿はなく、近衛家側で網代輿を新調する手筈となっていたが、七月になって尾崎八右衛門より福君の乗る輿は「塗輿」にし、すでに製作に取り掛かっている網代輿は替輿（代替用の輿）にするとの尾張の役所からの方針が伝えられた。⁽³²⁾ 結局、尾張家から行列道具が届けられたのは、首途式の三日前となる十月三日である。⁽³³⁾ このときは挟箱や長刀などのほか、山道用とみられる山輿が届けられ、さらに京都出立前日の五日になって蜀江蒔絵の輿が届けられた。⁽³⁴⁾ これに新調した網代輿が加わり、最終的に六日の出立には、「御輿御塗輿蒔絵 御替輿網代覆花色牡丹葵 御替輿^{同覆}御山輿」の三挺が揃えられたことが行列書からわかる。⁽³⁵⁾ 福君はこのうち塗輿である蜀江蒔絵乗物に乗輿して江戸に下向したのであった。実際、「福君江戸下向行列図」には、蜀江蒔絵乗物が葵紋と抱牡丹紋を大きくあらわした緋色の日覆をつけ、緋傘を差し掛けられて進む様子が描かれている（挿図1）。

福君の輿については、「松の葉日記」にも左記の通り述べられている。

一 御輿ハ転院様御召之御料を今度御ふき立に成て御譲り被遊御用ニ成ニき 此御輿初而出来之時ハ金千両懸り候ト也 惣金ニ而拵たる物ト也 一説ニ今度御城御多門^{何れに納居候哉}より御差出しニ成拭ひ候はかりにて御用に立と成 下小田井御小休^ハ被召之ト云ニ漆のつやもぬけ減金の金具ハ光り甚おとなしく大かた御紋直しの金具の様に相見したり 屋ねニハ猩々緋の日覆ニ御紋ニツ、ありし様に見たり



挿図1 福君江戸下向行列図 乗物部分

十月十一日の名古屋入城にあたり、福君は近郊の下小田井^{しもおたい}で小休止を取った際、京都出立時とはまた別の輿に乗り替えた。転陵院すなわち好君の召料で漆を拭き直して譲られたという「惣金」の輿である。当初の製作費には千両が掛かり、名古屋城多聞櫓内にあったのを持ち出して再利用したため、漆の艶も抜け、鍍金の金具の光り方も控えめで、御紋直しの金具

のように見えたという。意匠には触れられていないが、この好君の輿とは「福君道具帳」から、総梨子地の菊折枝蒔絵の輿に当たると考えてよいだろう。

しかし、十月十五日の名古屋城出立時には福君はさらに別の輿に乗り換えたようで、「松の葉日記」には「今日ハ立涌雲形之蒔絵御輿ニ被為召候是ハ此間之御紋直しの御輿トハ違ひ少し廉なる方路頭ハ被召之にや」とある。立涌雲形蒔絵の輿で、入城時の輿に比べて廉つべく見えたという。つまり、福君の江戸下向には、少なくとも蜀江蒔絵・網代・山輿・菊折枝蒔絵・立涌雲形蒔絵の計五挺の輿が用意されたのであった。このうち菊折枝蒔絵とみられる輿は、記録の上では下小田井から名古屋城までおよそ五キロ、わずか一里余りの道中で使用されたのみで、他の輿とは別格の扱いであった。婚礼行列はいわば政治的デモンストレーションであり、国許においては名古屋城入城が一番の見せ場であったはずである。菊折枝蒔絵乗物は「惣金」すなわち総梨子地であるため、十一代藩主の継室にふさわしい格式の高さをあらわす輿として特別視され、いざという見せ場だけに使用されたとみられる。

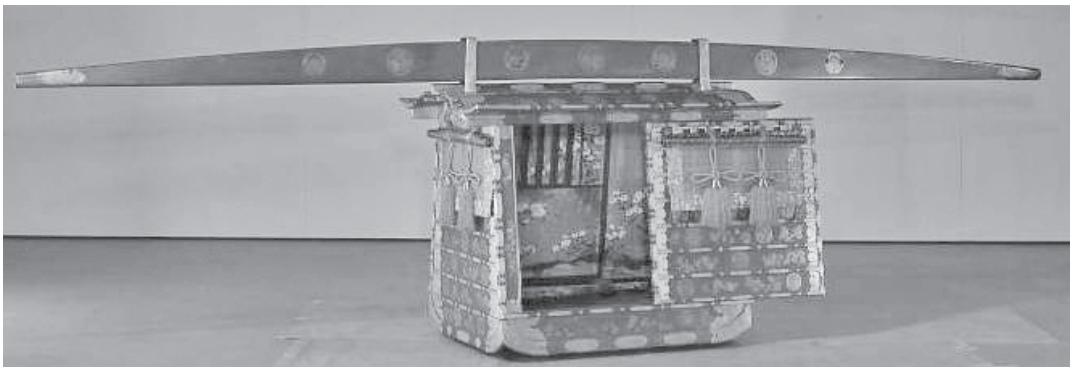
こうした史料が示す諸事情から勘案するに、少なくとも福君の行列道具は、実家である近衛家ではなく、婚家の尾張家で用意された「待請道具」であり、しかも乗物は新調ではなく既存の道具を再利用して調えられたとみてよいだろう。近衛家側では、禁裏への贈答品(下賜品も含むか)をはじめ、夫となる斉温へ婚礼の贈り物として「刀銘和泉守国清」「鳳凰蒔絵白銀造毛抜形太刀拵」(いずれも徳川美術館蔵)を進上するため、既存の太刀拵を補修して調えたことなどが知られるが、菊折枝調度のような大揃えの婚礼調度の製作、あるいはこれらが江戸へと運搬された形跡はない。また前章

で述べたように、福君歿後に遺された婚礼調度のほとんどが実家に戻されることなく、尾張家の御細工所で整理され、後に続く尾張家の夫人や子女の道具に再利用されたのも、婚礼調度製作の主体、すなわち出資先が尾張家であったことに理由が求められよう。尾張家の六十二万石に対し、近衛家は三千石に満たない家領であり、財政的には格段の差がある。大名家と公家との婚姻にあたっては、好君の時には二千両、福君の時には実質千両の御用脚金と呼ばれる支度金が近衛家へ渡されたように、公家への財政的援助が行われ、大揃えの婚礼調度は「待請道具」として大名家側で製作されていたと考えられる。

四 紋直しと製作年代をめぐる問題

第二章で述べたように、婚礼調度の再利用自体は少なくなく、他にも再利用の事例が報告されている。⁽³⁸⁾とりわけ、輿すなわち乗物は再利用率が高かったとみられ、尾張家でも近衛家に嫁いだ福君の義母・維学心院の黒塗牡丹唐草蒔絵乗物が歿後に尾張家へ返却され、十四代慶勝の正室矩姫の婚礼調度として再利用されている。⁽³⁹⁾

また後年の記録となるが、『南紀徳川史』には、文久二年（一八六二）の紀伊徳川家十四代茂承と伏見宮家の倫宮の婚礼にあたり、「御道具向」として「御婚礼御道具之事左記御広敷御用人より政府へ提出書に達れば可成御有物を御用ひ不得止分のみ新調たるを知るべし」と、既存の婚礼調度はできる限り再利用し、止むを得ない場合に限り新調するとの方針が示された。再利用の候補となったのは、文化十三年（一八一六）に紀伊徳川家十一代斉順の正室となった豊姫の「葵紋竹菱蒔絵調度」であった。⁽⁴⁰⁾



挿図2 菊折枝蒔絵乗物

菊折枝調度もすでに指摘がある通り、⁽⁴¹⁾好君の婚礼調度を福君の婚礼調度として再利用した一例といえるが、先述した「松の葉日記」の記事で、注意を要する点がある。それは福君入城時の輿が「御紋直しの御輿」であったとの文言である。「紋直し」すなわち家紋の付け直しは、再利用に伴い必然的に行われ、決して珍しい事象ではない。しかし、好君は福君と同じ近衛家出身で尾張家に嫁いでいるため、記事の通り、輿が単純に好君から福君へ譲られたとするならば、紋直しの必要は生じないはずである。しかし、現存する菊折枝蒔絵乗物（挿図2）の家紋を熟視すると、蒔絵による抱牡丹紋の円内の梨子地の色合いが一段明るく、梨子地粉の密度も周囲とは異なる（図1）。金具についても、金鍍金で魚々子地に唐草と葵・抱牡丹の両紋が打ち出されているが、このうち抱牡丹紋は周囲と色合い

が異なり、魚々子が乱れ、打ち直されたようにも見える(図2)。また丸鉾も抱牡丹紋は葵紋に比べ、周囲に疵が付いているため、打ち直しの可能性が高い(図3)。実はこうした紋直しは、乗物に限ったことではなく、菊折枝調度の大半に見受けられる。雛道具を除き、菊折枝蒔絵の現存作品だけを抜き出し、どれほど紋直しが行われているかを表5にまとめた。なお、表3に挙げた道具帳の記録と現存作品とを照合する限り、家紋に異同はなく、道具帳記載後には少なくとも紋直しがなかったとみられることを付け加えておく。家紋は、両紋すなわち葵紋と抱牡丹紋の両方が付くか、もしくは葵紋のみかに二分され、総数八十六件のうち、両紋付は三十六件、葵紋付は五十件で、圧倒的に葵紋付が多い。両紋が付くのは行列道具および厨子棚・黒棚・書棚といった棚道具、貝桶、鏡台といった、婚礼調度のなかでも婚儀で人目に触れることの多い調度である。ちなみに抱牡丹紋のみが付く例は婚礼調度にはなく、抱牡丹紋散蒔絵雛道具に限られる。

なお、婚礼調度の尾張家製作説を裏付け、紋直しをうかがわせる史料として、「尾崎八右衛門書状 吉村伊勢介・清水玄蕃允宛 (天保七年) 四月十二日付」(陽明文庫蔵)がある。⁽⁴¹⁾

以手紙得御意候 然者 福君様御道具之内御紋附候分有之候付 御紋本
大中小御取調御廻被下候様 自尾州申越候間 早行御廻被下候得度 如此
御届候 以上

四月十二日

福君の道具に「御紋」を付けるにあたり、その見本帳である「御紋本」を送ってほしいとの尾張家からの依頼状である。「福君縁組控」には、こ

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

の要請を受けて近衛家からの返答(天保七年四月二十日付)が左記の通り記される。⁽⁴²⁾

四月廿日

一 御紋形御治定之本紙大中小三枚 尾崎八右衛門ニ相渡 尤牡丹古形を以書写ス 高槻主水認片書アリ下画之墨塗形也 尋常之御紋也

但し是迄福君様御紋ハ牡丹少々違ひ枝なし牡丹の處 今度普通の牡丹ニ御改被進候也

大中小の家紋の紙形三枚を尾張家側の尾崎八右衛門へ渡した。その家紋は高槻主水が描いた墨塗で「古形」の抱牡丹紋である。福君の御紋はこれまで牡丹が少し違って枝のない「枝なし牡丹」であったが、今度の家紋は普通の牡丹紋としている。図を伴わないので詳細はわからないが、実際、乗物には二種の抱牡丹紋が確認できる。一つは牡丹の葉で取り囲んだ輪の中の上部に葉を二枚あらわし、輪の中の空間が少ないタイプ(図1 牡丹aとする)、もう一つは内側の二枚の葉がなく、牡丹の周囲にリング状に枝葉を巡らせ、輪の中の空間が広いタイプ(図4 牡丹bとする)である。「枝なし牡丹」とは、おそらく牡丹bのようなタイプを指すと思われるが、数が少なく、乗物の抱牡丹紋のうち棒(図4)と飾り金具(図5)のみ、このほか菊折枝蒔絵雛道具(図6)と三時知恩寺蔵の色紙箱・短冊箱だけに確認できるのみである。乗物および色紙箱・短冊箱には牡丹紋の付け直しの跡が確認されるが、雛道具の家紋は付け直しではなく、当初からこの牡丹bを採用しているとみられる。なかでも乗物の牡丹紋のうち図1〜5は付け直しとみられるが、屋根部分には当初からの牡丹紋が確認でき(図7)、また

一部の葵紋にも付け直しの痕跡が見受けられる。このように付け直しの様子は調度によってさまざまであるため、表5から菊折枝調度の紋直しの傾向として、次の三点を指摘しておく。

- ①行列道具に抱牡丹紋の付け直し(牡丹a)が多い。そのほか守掛・大文箱・薬通箱・貝桶・鏡台に同様の紋直しが見受けられる(図8・9)。
- ②全体的には両紋付か葵紋付かにかかわらず、葵紋の紋直しが多い。その場合、葵紋の大きさに大小があり、大の方に紋直しの痕跡が認められる(図10・11)。

③紋直しは梨子地に限定され、村梨子地・蠟色塗・黒塗には見受けられない。

繰り返しになるが、好君の道具をそのまま再利用したのであれば、紋直しは必要ではない。とりわけ①で指摘したように、行列道具や貝桶など婚儀の中核となる調度に抱牡丹紋の紋直しが行われていることから考慮して、安永七年(二七七八)の好君の歿後から、天保七年(一八三六)福君の婚礼までの間に少なくとも一度は別の姫君の婚礼調度として利用され、別の家紋が付けられていた可能性が高い。この間で浮上する該当者は、寛政十一年(二七九九)に十代斉朝の正室として嫁いだ將軍家斉の娘淑姫(二七八九、一八一七)と、文政十一年(一八二八)に斉温の先妻として嫁した田安斉匡の娘愛姫の二人である。⁽⁴⁴⁾ 蒔絵の婚礼調度は、婚家の家格によってその仕様が定められており、なかでも梨子地は最も高い格式を誇る仕様として、將軍家および御三家御三卿に嫁した正室の婚礼調度にのみ許された。⁽⁴⁵⁾ ③の指摘の通り、梨子地のみ紋直しが行われていることから、より高い格式が求められる尾張家の正室の待請道具として再利用されたとみてよいだろう。候補の二人は、いずれも実家は將軍家・田安家で、家紋は葵である。②の

指摘は、両紋付の家紋のうち、抱牡丹紋を葵紋に付け直して、葵紋のみとしたと考えれば、辻褄が合う。さらに①に指摘した点は、両紋↓葵紋↓両紋と紋直しを行ったと考えられる。福君の婚礼時にはすべての婚礼調度を両紋には付け替えず、主要な調度のみ抱牡丹紋とし、大半を葵紋のままとしたのではないだろうか。また、葵紋付の調度の中には紋直しの跡がみられない作例もあり、当初より葵紋だけを付けた調度も製作されていたことがわかる。

ところで、はじめに述べたように現存する菊折枝調度は、梨子地の色合いや、蒔絵や金貝における金銀の使用の割合、菊折枝の文様の量感や密度の精粗に差があり、複雑に異なる。判断が難しい作例も多いが、特徴ごとに左記の五タイプに分類し、表5中に併せて示した。

- A 黄色味が強い梨子地肌。菊折枝は薄肉高蒔絵であらわされ、最も量感があり写実的である。一枝につく花数が多く、全体の密度も高い。銀蒔絵の比率が高い(図12)。
- B 黄色味のある梨子地肌。菊折枝の一枝が短く、一枝につく花数はさほど多くない。銀蒔絵・銀金貝の比率が高い。紋直しでない葵紋は縁輪内が金沃懸地である(図13)。
- C 黄色味のある梨子地肌で、菊折枝の花数が多く、こんもりとした花房に特徴があり、全体の密度も高い。金の金貝を多用するため、梨子地肌とあいまって、全体として見たとき、最も金色が感じられる(図14)。
- D やや赤味のある梨子地肌。菊折枝の花数が少ない。枝ぶりも細く単調で全体に平板な印象を受ける(図15・16)。中には、赤味の強い梨子地肌の作例もある。

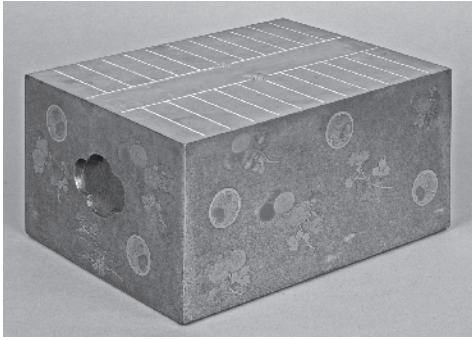
E 右の四タイプに該当しない作。もしくは判断が難しい作。

調度により紋直しや塗直しがあり、また大揃えの婚礼調度の場合、同時に梨子地・村梨子地・黒地(蠟色塗・黒塗も含む)の道具を揃え、その格式や蒔絵師によって様式の違いが生まれることもあり、一概に判断できないところもあるが、葵紋は時代によって様式が変化し、製作年代を判定する基準となる⁽⁴⁷⁾。Cタイプの当初からの葵紋は、縁輪および葉柄が細く、三つ葉も葉先が接することなく空間が比較的に広いことから、江戸時代中期の特徴を示すといえる(図19)。Cタイプを基準としてその他を確認すると、Aタイプは紋直しが多く、葵紋による時代判定は難しいところがあるものの、当初とみられる葵紋は薄肉の高蒔絵で蒔絵粉の色合いも変化に富み、空間が広い(図17)。また菊の折枝の表現が最も古様である。当初とみられる銀蒔絵に鍍足が出て、風格ある古色を示す。Bタイプは菊折枝の表現はやや平板なもの、葵紋は基本的に縁輪内を金沃懸地とし、Cより縁輪内に占める三つ葉の割合が小さく、古様を示す(図18)。これに対して、Dタイプの葵紋はCタイプに比べ、全体の傾向として、葵の葉がやや大きく空間が狭くなっている(図20・21)。中には付け直しがなくとも、葉先がより直線的で縁輪内の空間がかなり狭い江戸時代後期の特徴に近い葵紋も見いだされる(図22)。菊の折枝の表現はいずれも花数に乏しく、平板かつ単調である。中には梨子地肌の赤味がより強く、全体として経年劣化をあまり感じさせない作例があり、Dタイプはさらに分類も可能だが、葵紋の表現と梨子地肌の特徴が時代的に一致しない例もあり、判断が難しい。Dタイプの分類は今後の課題だが、全体的の流れとしてはAタイプが最も古く、降順に時代が下がるとみてよいだろう。

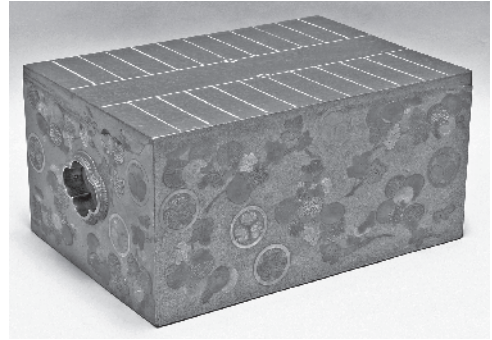
葵紋が江戸時代中期の特徴を示すCタイプは、蒔絵による家紋だけでなく

く金具も両紋が付くことが多い。後世の例となるが、十三代將軍家定の継室であつた天璋院篤姫、十四代將軍家茂の正室・皇女和宮の婚礼関係の史料において、いずれも幕府が用意した待請道具の蒔絵調度には將軍家と実家の両紋を付けることを意味する「両御紋」との言葉が見受けられることから、婚家で製作する待請道具には両紋を付けることが通例であつたとみられる⁽⁴⁸⁾。この例に従えば、Cタイプは宝暦二年(一七五二)の好君の婚礼時に待請道具として製作されたと考えられる。Dタイプも伝承から、行列道具の乗物は好君の婚礼調度と推測されるが、Cに比べると菊折枝の枝ぶりも瘦せて単調な表現であるため、Cタイプと果たして同時期であるかは、現時点で即断は控えたい。Dタイプのうち、当初から葵紋だけが付けられた作例のなかでは、寛政十一年の淑姫の婚礼調度として不足分を新調補完した可能性も考えられる。

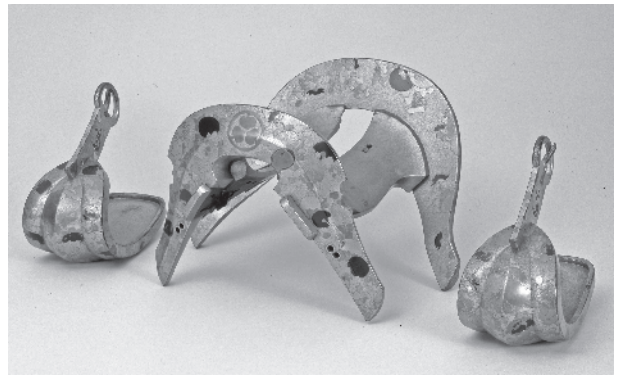
Aタイプについては、紋直しが多いものの、紐金具等に牡丹紋が見受けられ、古様を示すことから、好君・福君と同じく近衛家から享保三年(二七一八)に六代継友の正室として嫁いだ安己君(表1参照)の婚礼調度が想定される⁽⁴⁹⁾。しかし、Aタイプの中には、注意を要する作例もある。双六盤(表5「福君道具帳」62)は、取手金具に葵紋と十二裏菊紋を付ける(挿図3・図23)。また、近年寄贈された双六盤(表5「その他道具帳」46)は、Bタイプに分類されるが、やはり外箱の蓋表に葵紋と十二裏菊紋を金蒔絵であらわす(挿図4・図24)。各双六盤の寸法がほぼ変わらないことから、伝来の途中で箱が入れ替った可能性も捨てきれないが、いずれにせよ葵紋とともに付けられた家紋が牡丹紋ではなく十二裏菊紋であつたことは特筆に値しよう。なぜなら、菊折枝調度が必ずしも近衛家ではなく、別家との婚礼調度として製作された可能性を示唆するからである。紋直しは必ずしも抱牡丹



挿図4 双六盤(その他道具帳46)



挿図3 双六盤(福君道具帳62)



挿図5 鞍・鐙

紋↓葵紋とは限らず、十二裏菊紋↓葵紋の場合もあり得ることになる。裏菊紋は宮家が想定されるが、江戸時代を通じて尾張家は宮家とは婚姻関係になく、婚姻関係のある宮家がらみでは広幡家を数えるのみである。広幡家は八条宮智仁親王の三男忠幸に始まる清華家で、忠幸の娘瑩珠院新君(一六五四〜九二)が寛文七年(一六六七)に三代綱誠の正室として嫁いでいる。但し、通常知られる広幡家の家紋は十六裏菊紋であるため、断定は難しい。

このほか現存作例のうちでは、鞍・鐙(表5「その他道具帳」41)が、菊折枝の文様が隙間なく高蒔絵であらわされ、葵紋も三つ葉の小さい江戸時代前期の様式を示す(挿図5・図25)。由岐裏に「天和二年正月吉日」の銘があり、銘に従えば製作年代が十七世紀後半まで遡り得る可能性がある。男性用に比べ、小振りのため女性用であることは間違いないのだが、この様式の作例は一件しかなく、そもそも婚礼調度であったかどうかもわからない。

このように菊折枝調度と一口に言っても、製作年代や製作事情が異なる調度が複合的に集成して伝来しており、紋直しも数度にわたって行われていたとみられ、その諸相は簡単に読み解けるものではないが、何世代にもわたり、再利用と不足分の新調補完を繰り返し、これだけの大規模な婚礼調度群になったと考えられる。同じ菊折枝でも、村梨子地や蠟色塗・黒塗とは異なり、梨子地の調度が明治維新後もさほど散逸せずに残されたのは、梨子地という仕様が尾張家の高い格式を象徴するがゆえに大切に保管されたからであろう。梨子地は器物の表面にまんべんなく梨の肌のように金粉を蒔き付けるため、使用する金粉の量が夥しく、黒地(蠟色塗・黒塗)に比べて数段手間もかかる。意匠面においても尾張家伝来で同じ梨子地の「松橋蒔絵調度」(聖聡院従姫所用)を例に挙げれば、流水のある土坡に松橋

の樹木を風景模様とした「松橘蒔絵調度」に比べ、菊の折枝を全体的に散らしただけの意匠は、新調補完するにしても汎用性が高かったと思われる。

大名婚礼調度の現存作例を見る限り、江戸時代後期は將軍家においても村梨子地もしくは黒地（蠟色塗・黒塗）に唐草蒔絵の婚礼調度が主流であり、補完のためとしても福君の婚礼時にどれだけ梨子地の調度が新調されたかは疑わしい。むしろ福君婚礼時に製作された可能性が高いと考えられるのが、菊折枝蒔絵雛道具である。この雛道具は、葵紋と抱牡丹紋の両紋付だが、梨子地粉に金粉だけでなく銀粉もしくは錫粉が混じっているのか、全体に茶色味が強く見える（図26）。この梨子地の色合いは、後補とみられる婚礼調度の蓑箱・挟箱の担い棒と共通し、時代の降下を感じさせるが、担い棒の抱牡丹紋は牡丹aで、雛道具は先述の通り牡丹bであり、注意を要する。但し、これについては次のように考えてみたい。牡丹bが先述した御紋本の「是迄福君様御紋ハ牡丹少々違ひ枝なし牡丹」に該当すると仮定すれば、御紋本を要求する以前に、まず牡丹bを付けて雛道具を新調した。ところが婚礼調度に牡丹紋の付け直しを行う際に好君時代の抱牡丹紋との違いに気づいたため、改めて御紋本を近衛家に要求し、行列道具をはじめ棚道具などには牡丹aで紋直しをしたのではないだろうか。あくまで推測に過ぎないが、両紋付であること、Cタイプとは梨子地の色合いが異なることから、菊折枝蒔絵雛道具は福君の婚礼時の製作が有力視される。

おわりに

福君の婚礼は、天保年間の厳しい財政・社会事情の中、諸事手輕に行うことが求められ、実家である近衛家への御用脚金も半減された。その反面、

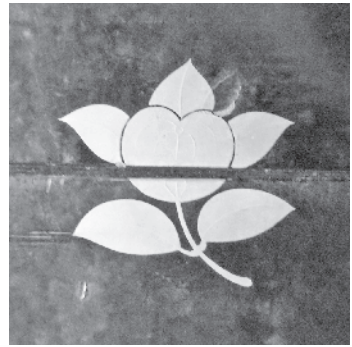
俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

嫁入り行列は総勢千人にも及び、供回りの者に衣服を新調させ、華美が尽くされた。夫の斉温が家督相続して以来、一度も国入りせず、藩主斉温に対する政治的な求心力が失われるなかで、国許の名古屋で公家筆頭の近衛家から迎えた継室の福君の嫁入り行列という政治的デモンストレーションを派手やかに行うことによって、藩主の權威を取り戻す必要があったのであろう。その壮大な行列のなかで一番の目玉が、「惣金」の菊折枝蒔絵乗物であったことは、尾張家における菊折枝調度の位置付けをよく示しているといえよう。総梨子地の乗物自体、現存作例としては菊折枝を含め四件しか知られず、しかもいずれの所有者も徳川將軍家や尾張・水戸といった徳川家一門がらみであることが指摘されている。⁽⁵⁰⁾乗物に象徴されるように、総梨子地の婚礼調度は、高い格式を視覚的に示し、かつ尾張家藩主の正室の格式を整える道具として重要視されたのである。

本稿では、菊折枝調度が公家の近衛家から嫁ぐ好君・福君を迎え入れるため、尾張家で用意された待請道具であったことを史料分析により解明し、併せて好君・福君以外の尾張家の藩主正室や娘たちの道具として何世代にもわたり、再利用と不足分の新調補完を繰り返して使用されてきた可能性を指摘した。再利用あるいは使い回しという言葉は、価値が半減するようなイメージがあるが、梨子地にかかる金額と手間を考えれば、大揃えの婚礼調度を一度に新調するよりも遥かに財政的負担が少ないだけでなく、新調だとしても村梨子地や黒地（蠟色塗・黒塗）の婚礼調度では決して創出しえない視覚効果の高さや価値を、総梨子地の菊折枝調度に見出していたと考えられる。百数十年余りの長きにわたって大揃えのまま脈々と尾張家の女性たちの間で再利用されつつ受け継がれてきた菊折枝調度は、江戸時代を通じて建中寺で秘藏されてきた国宝「初音の調度」とはまた別の意味で、



挿図6 薬通箱 外箱 梅印



挿図7 提重 外箱 橘印

尾張家を代表する婚礼調度であったと言っても過言ではない。

一方、何世代にもわたり使用されてきたがゆえに、製作年代をはじめ、葵紋・抱牡丹紋の付け直しの時期や、二つの双六盤に付けられた十二裏菊紋の所用者など、本稿で解明できたとは言いがたい問題点も多く残る。本文では特に触れなかったが、菊折枝調度には外箱の合口に、梅の丸文(梅印挿図6)や橘文(橘印挿図7)の金蒔絵が施されている双六盤や提重などの一群がある。これらは所用者を示す手印ともみられるが、いかなる法則のもとに付けられたのかは現段階では不明である。

大名婚礼調度と一口に言っても、持参道具と待請道具があり、実家および婚家が武家が公家によっても婚礼調度の格式はさまざまに違いを見せる。本稿は、天保期に公家から武家に嫁いだ福君の婚礼と婚礼調度の再利用の一事例を報告したに過ぎないが、江戸時代の大名家の婚礼および大名婚礼調度研究の発展において、本稿がその一助となれば幸いである。

註

- (1) 徳川美術館編『徳川美術館蔵品抄7 婚礼』徳川美術館 一九九一年四月。
徳川美術館編『徳川美術館蔵品抄5 雛 ひるな』徳川美術館 一九八九年

二月。

小池富雄「俊恭院福君の婚礼調度と雛道具」(徳川美術館編『徳川美術館蔵品抄5 雛 ひるな』徳川美術館 一九八九年二月)。

吉川美穂執筆『日本最大の婚礼調度―さちぎみ様のお嫁入り―』徳川美術館 二〇一七年二月。

- (2) 名古屋市編『名古屋市史 政治編第二 名古屋市役所 一九一五年十二月。林董一『將軍の座 徳川御三家の政治力』風媒社 二〇〇八年十二月。

- (3) 「国秘録」第二十三(御女中向御定書写 尾州御広敷御役附大抵 松の葉日記 風の記) 徳川林政史研究所蔵(旧蓬左二八二三)。

- (4) 霞会館華族家系大成編輯委員会編纂『平成新修 旧華族家系大成 下巻』霞会館 一九九六年十一月。なお、「俊恭院女君御行状」(続学舎叢書26 上田仲敏著 名古屋蓬左文庫蔵)によれば、実母は「大聖寺宮御内津田右兵衛 妹 玉川」とある。

- (5) 前掲註(4)「俊恭院女君御行状」参照。以下、本章における福君の経歴は、同書による。

- (6) 名古屋市蓬左文庫編『稿本 藩士名寄 二七〇二九 おノ一〜おノ三』名古屋蓬左文庫 一九九八年十月。

- (7) 「天保六乙未年 福君様尾州様へ御縁組ニ付 今出川御殿へ文通贈答之控 自二月御納戸方」陽明文庫蔵(陽明文庫文書分類目録)家門篇三 八七八七。本文中では「福君縁組控」と略称する。

- (8) 「天保七丙申歳八月 福君様御参内之節御献上并被下之扣 御納戸方」陽明文庫蔵(陽明文庫文書分類目録)家門篇三 八七八九。

- (9) 「福君様御縁談一式 義 同年七月廿七日ヨリ九月廿二日迄 検定所」陽明文庫蔵(陽明文庫文書分類目録)家門篇三 八七八八。本文中では「福君縁談一式 義」と略称する。

- (10) 「福君様御縁談一式 禮 天保七年九月二十三日ヨリ十月六日マテ 検定所」陽明文庫蔵(陽明文庫文書分類目録)家門篇三 八七六七。本文中では「福君縁談一式 礼」と略称する。同書には「御拝領物」と記されるが、三十六歌仙手鑑、十鉢和歌巻の表具や金具等の製作に関わる見積書や請求書が近衛家

(陽明文庫蔵)に残されており、拝領という形を取りながら、実は近衛家が製作用意したとみられる。

(11) 外箱の蓋裏貼紙に「天保七年十月 進上」の墨書がある。

(12) 近松真知子「大名の婚姻―変遷・法令・縁組・結納・輿入れ・婚礼・献立―」

『徳川美術館蔵品抄7 婚礼』徳川美術館 一九九一年四月。

(13) 前掲註(7)。「福君縁組控」天保七年四月付書状控。

福君様御下向御婚礼ニ付而ハ多分之御物入ニ有之候 中納言様御再縁之義ニも候得者御婚礼式も御手輕之調ニ付其余之儀も万端右に准じ御省略取斗候間 維字心院様より福君様御下向ニ付御世話被成進候哉も前形之趣を以御省略筋可取斗旨(後略)

(14) 前掲註(3)参照。

(15) 「国秘録 安政御改革物帳」第四(惣帳五 尾城三之丸良隅御屋形御住居聖聰院様・俊恭院様御附衆之員・御本丸御女中向キ之録) 徳川林政史研究所蔵(旧蓬左三二―二四)。内訳は御用人二人・御用役六人(内御賄頭兼一人)・御賄頭一人・御傳目付十一人・御傳六人・御同朋一人・御用達四人・御徒組頭一人・御物書三人・御徒七人・御台所人組頭二人(内御台所人勤一人)・御賄人組頭一人(外に仕理一人)・御台所人四人・御賄人六人・坊主二人・御物書添書二人・同心組頭共十八人・御勝手口番十三人・御下男組頭二人・御中間組頭三人・御輿之者八人・中間三十二人・下男十三人である。

(16) 「御用留」 徳川林政史研究所蔵(尾一一)。

(17) ④「六道具帳」・⑤「五道具帳」は三之丸御屋形で御屋形付役人が使用したとみられる備品類を記す。

(18) ⑫「御雛御道具帳」は前掲註(一)『徳川美術館蔵品抄5 雛 ひゐな』に翻刻される。

(19) 前掲註(一)『徳川美術館蔵品抄7 婚礼』には、「内家局江引渡候分 俊恭院様御道具帳」が翻刻されているが、「御行列御道具帳」「道具帳」の二つと内容を比較してみれば、内容が重複するものの「内家局(以下略)」の方が作品件数や後世の書入れといった情報が少ない。また「内家局(以下略)」は末尾に「己九月」とあることから、後述する「好君道具帳」と同様、明治二年「己巳 一八六九」の

記録である可能性が高いとみられる。

(20) 前掲註(一)『徳川美術館蔵品抄7 婚礼』に翻刻が掲載される。

(21) ⑮「地並御道具」は他の意匠の蒔絵をはじめ、陣羽織や直垂や武具なども記載され、好君の道具ではない可能性が高いが、菊折枝調度が含まれるため、表3では蒔絵調度のみ取り上げた。また「地並御道具」以降には俊恭院(福君)・聖聰院(從姫)・光雲院(安己君)などの所用道具が記載されるが、割愛した。このうち俊恭院(福君)所用とされる道具は、表3「福君道具帳」と照合すると、「利姫引移道具」と一致するため、一旦は利姫の引移道具とされたものの、実際は使用されず、尾張家に残されていたとみられる。

(22) 硯箱は皇室とのゆかりが深い京都・泉涌寺に伝来した桜町天皇(一七二〇―一五〇)の遺愛品である。桜町天皇の母は近衛家熙の娘・尚子(一七〇二―一二〇)であり、その妹の安己君が尾張家六代継友へ嫁いでいる。このため硯箱は、十八歳の若さで世を去った母の遺品、もしくは二十一歳で亡くなった叔母の形見として天皇へと伝えられた可能性が考えられる。また、三時知恩寺は五摂家筆頭の近衛家がかつて管理した尼門跡寺院である。近衛家と尾張家は第一章で先述したように複数の婚姻関係で結ばれており、両家のゆかりは深い。短冊・色紙箱は、形見分けなどとして近衛家にもたらされた品を姫たちの菩提を弔うため三時知恩寺に寄進、もしくは姫君自身によって存命中に親戚の尼門跡に贈られたとみられる。いずれも京都国立博物館 研究員 永島明子氏のご教示による。

(23) 利姫は父斉荘が田安家四代当主であった天保七年に田安邸で誕生した。父が尾張家の家督を相続したため、弘化二年に清水斉彊の養女となり、斉荘の養子となった鑑丸(後、尾張家十三代慶藏)と縁組した。慶藏が嘉永二年に逝去したため、嘉永四年に浅野慶熾と縁組、安政三年に嫁いだ。

(24) 本稿では特に触れないが、③「銀器御道具帳」記載の銀器は、銀の銚子や湯当などが天保十五年二月に十二代斉荘の「花閨製藤花銀金具付組重墨箱」(徳川美術館蔵)の隅金具とするため鑄潰された。また、銀長柄銚子・加銚子などが嘉永五年に栄姫の道具とするため広敷へ、銀の燗風炉や銚子が文久元年(一八六一)に江戸下向する元千代(十六代義宣)の道具として御数寄屋へ渡されており、男女を問わず、銀器は再利用される確率が高い。

(25) 政姫は、二本松丹羽家九代長富の娘である。茂徳と政姫の婚姻は、茂徳が尾張家分家の高須松平家十一代当主だった嘉永六年に行われた。安政五年に茂徳が本家の尾張家の家督相続した際に、尾張家正室の格を整えるために再利用されたのであろう。なお、茂徳は慶応二年(一八六六)に一橋徳川家十代当主となったため、夫婦で一橋家に引き移った。

(26) 柳谷慶子「武家のジェンダー」『新体系日本史9 ジェンダー史』山川出版社 二〇一四年七月。

(27) 前掲註(7)「福君縁組控」のうち(天保七年)四月十四日付書状控。
(前略)

一 御首途御道中御行列御道具類御廻しニ相成候 御品数承知いたし度事
付札 御行列御道具御廻し相成候分
前啓之通ニ而候
一 御先例被進候 御用脚金之義 此度何程被進候事哉 兼而承置度 尤被進候ハ、
御早ク御廻しニ相成候様いたし度事
付札 御用脚金之義頃日
御達申御通ニ候旨

四月

右 尾崎八右衛門へ文通ニ而相廻ス
前啓左之通

御道中御行列御道具御廻しニ相成候分
御挟箱 一對 御長刀 一振 御緋傘 一本
御立傘 一本 御茶弁当 一荷 御水荷箱 一荷
御蓑箱 一荷 御桐油箱 一荷 山御駕 一挺
御用所箱 一荷 御幕箱 二荷

(後略)

(28) 前掲註(7)「福君縁組控」のうち天保七年六月付書状控。
演説頭書

先達而以来 追々中間有之候 御用脚金之事 別紙之趣 関東今申来候ニ付 右ニ添候事付共 式通相達候ニ付而ハ 書面ニ有之候通 今般ハ万端御手輕与之事ニ付 御先例より被進高も相減来 其上当三月中御買上品之代も引除残金千両餘之内を以程能及御打合いつれニも右金高ニ而御用意御整有之様可取斗旨申来候 就夫御

先例者尤被進高も多 其御方様御一手ニ而万端御用意等御整被進候趣ニ相見候 此度之義者御案内之通 御召服を初御手道具等 多分此方ニ而御用意被進も有之義ニ付而者 其御方様ニ而御用意被進候御品々等之義 今般申来候趣ニ而如何様之御調ニ相成申候哉 右御入用筋之廉品并御入用金高大法御取調御申聞有之様致度候 右者関東へ早々相達度義も有之候間 其御心得□早速御申聞有之様致度事

但別紙拙者へ申談之書付 追而被戻候事

六月

(29) 前掲註(7)「福君縁組控」のうち天保七年六月付書状写。
福君様御縁組ニ付 近衛様江年々御合力金被進方之義 追々御申聞之趣有之候ニ付 当年より式百金ツ、維学心院様江被進候間 近衛様江御廻し被進候様ニ与之御事ニ候旨 成瀬隼人正殿申越候 仍而此段御達申置候事
六月

(30) 前掲註(10)「福君縁談一式 礼」のうち天保七年九月晦日条。

(前略)

一 金千両也
覚

右者今度 福君様御下向ニ付御用脚金 維学心院様被進之内 右之員数被進之儘ニ受取申候處如件
天保七丙申歳九月晦日

近衛殿御内 吉村伊勢介印

尾崎八右衛門殿

(31) 前掲註(27)参照。

(32) 前掲註(9)のうち「福君縁談一式 義」天保七年七月付書状控。

先達而御再談有之候 福君様御召網代御輿之義 最初御申聞之趣 尾州へ相達候 処 御道中御用之義ハ塗御輿被為召 網代御輿之義者御替輿之積ニ候間 前段 有君様御同様再御到来ニ者不及候間 重段御達申候様之申来 若者頃日御申聞候通出来方被申付有之由ニ候得共 何卒御解御申渡候義者 出来申間敷哉□御申聞之事

七月

付札

御輿之儀 都而 其御方様ニ而御取斗御座候様ニ先達而付札を以及御答候処 今度網代御輿ニ挺新調ニ被仰付度旨ニ付 此御殿ニ而申付候様 過日依御頼 則申付候義ニ而最早過半出来之様子ニ付 迎も打留メ候事難致候間 右新調網代御輿ニ御道中可為召候事

(33) 「尾崎八右衛門書状 吉村伊勢介・清水玄蕃允宛 十月三日付」〔陽明文庫文書分類目録〕家門篇三 八八四三 陽明文庫蔵。

以手紙得貴意候 昨日大久保藤四郎御申聞有之候 福君様御道具之内 別昏之通相廻之候 以上

十月三日

尚々別昏之外御茶弁当并御水荷之儀ハ御賄所相廻候間 右様御心得被下度候

覚

一 御長刀 一振 一 御緋傘 一本 一 御立傘 一本
一 御挾箱 一對 一 御蓑箱 一 御桐油箱 一

右之外ニ頃日御恰好之網代御輿老挺御輿臺とも

以上

(34) 前掲註(10)「福君縁談一式 礼」のうち天保七年十月五日条。

一 尾崎八右衛門 梶五郎三郎御輿相廻ス 如左申来

以手紙得御意候 然者過刻御申越有之候 福君様明日被為召罷 塗御輿并別紙之通相廻申候間 宜御差斗被下候 仍此段得御意度 如此御座候 以上

十月五日

猶々本文

御輿之儀 別紙之外御雨覆等之儀者取扱之者へ相渡相廻申候間 右様御承知可然御差斗可下候 且又右之外網代御輿花色紗綾御油筆老相廻申候間 宜御差斗可被下候 以上

蜀江蒔絵

一 御輿 老挺

御内幕附

一同花色紗綾御油筆 老

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

一 御輿臺 老對

一 泥臺 老

一 花色紗綾蟬引御桐油 老通り

以上

なお、この蜀江蒔絵乗物は現存しないものの、同じ意匠の婚礼調度が徳川美術館に現存している。蜀江蒔絵の婚礼調度は、紀伊徳川家七代宗将の娘で、尾張家九代宗睦の世子治行の正室となった聖聡院從姫（七五七―一八〇四）所用と記録から判明する。從姫は安永九年（一七八〇）四月十一日に治行と婚儀を挙げ、天明元年（一七八一）に嫡男五郎太を産んだが、寛政五年（一七九三）に治行、翌六年に五郎太に先立たれた。享和二年には江戸を離れて尾張の三之丸御屋形に移り、文化元年（一八〇四）同地で歿した。享年四十八歳。

(35) 前掲註(10)のうち天保七年十月六日条。

(36) 「勘定書」のうち「坂井与兵衛覚書 申八月付」陽明文庫蔵（陽明文庫文書分類目録）家門篇三 八九五八。近衛家御納戸方に宛てた坂井与兵衛の覚書で、太刀拵の葵紋の金具や切羽・紫革などの部品を新調して補修し、太刀身を研ぎ直した際の修理の代金表が残されている。修理代は、総計銀五百四十三匁かかったことがわかる。

(37) 慶応元年の時点で家領は二千八百六十二石八斗一升二合六勺であった。『幕末公家集成』新人物往来社 一九九三年二月。

(38) 高橋あけみ執筆『大名家の婚礼―お姫さまの嫁入り道具―』仙台市博物館 二〇〇〇年三月。

室瀬和美「江戸東京博物館所蔵梨子地葵紋散松菱梅花唐草蒔絵女乗物の修復について」『東京都江戸東京博物館研究報告』第六号 東京都江戸東京博物館 二〇〇一年。

日高真吾『女乗物―その発生経緯と装飾性』東海大学出版会 二〇〇八年二月。

日高真吾「女乗物を科学する」・小池富雄「大名婚礼道具の華「女乗物」」・齋藤慎一「徳川將軍家の女乗物」〔東京都江戸東京博物館編「特別展 珠玉の輿―江戸と乗物―」 東京都江戸東京博物館・読売新聞東京本社 二〇〇八

年十二月)。

高橋あけみ『大名家の婚礼調度―仙台伊達家の場合―』大崎八幡宮
二〇一五年十月。

(39) 小池富雄「黒漆葵紋散牡丹唐草蒔絵調度について―近衛基前夫人維君の婚礼調度―」『金鯢叢書』第二〇輯 徳川黎明会 一九八三年九月)。

(40) 『南紀徳川史』巻之百二十七 第十四巻 名著出版 一九七一年十月。

高橋あけみ「大名の婚礼について」『大名家の婚礼―お姫さまの嫁入り道具―』

仙台市博物館 二〇〇〇年三月)。

(41) 「陽明文庫文書目録」家門篇三 八八四三。

(42) 前掲註(7)参照。

(43) 前掲註(1)小池論文、註(38)高橋論文参照。

(44) 淑姫は將軍家齊の長女に当たる。尾張家二代光友の正室千代姫以来、將軍姫君が尾張家に嫁すという尾張家にとって名譽な婚姻であった。淑姫は齊朝に嫁ぐ以前、九代宗睦の世嗣治行の長男五郎太と寛政二年(一七九〇)縁組、同五年に結納まで取り交わしていたが、翌六年に五郎太が逝去したため、尾張家養子に決まっていた齊朝と縁組した経緯がある。また、愛姫の婚礼では、福君とあまりに時期が近すぎ、二人の内では淑姫の方が可能性として高いと思われるが、断定は控えたい。

(45) 前掲註(40)『南紀徳川史』・高橋論文参照。

野口明日香「大名婚礼調度の装飾と格」徳川記念財団・東京都江戸東京博物館編集『徳川將軍家の婚礼』徳川記念財団 理事長 徳川恒孝 二〇一七年一月)。

地時では、「黒地」「(村)梨子地」「濃梨子地」の順に格式が上がる。『南紀徳

川史』によると紀伊徳川家では、他の御三家や田安・一橋家に嫁ぐ場合、それ以外の京都の宮家や上級公家へ嫁ぐ場合の、三パターンで取り揃える道具の格式が異なる。どの家に嫁ぐ場合も「黒蠟色御蒔絵御紋散らし」を基本とするが、御三家・御三卿の場合は最も豪華で、これに加え、婚礼のときに「御塗濃梨子地御紋散らし」「平生筋御手道具」として「黒蠟色唐草御蒔絵御紋散らし」の三種類の手道具を揃えた。

(46) 前掲註(40)参照。

(47) 四辻秀紀「龍澤彩「葵紋の変遷」」『尾張の殿様物語』徳川美術館 二〇〇七年四月)。

(48) 「篤姫御方御待請並御婚礼御用留」および「和宮様御婚礼御入用帳」。いずれも国立公文書館蔵。

(49) 安己君は近衛家熙の娘で、正徳五年(一七一五)七月二日縁組、十一月晦日結納。享保三年(一七一九)五月十一日に京都を発ち、同月二十五日に江戸に到着、六月十一日に婚礼を挙げた。

(50) 前掲註(38)齋藤論文参照。

〔付記〕 本稿は、二〇一七年二月十日から四月九日まで、徳川美術館第五展示室および名古屋蓬左文庫で開催された特別展『日本最大の婚礼調度―さちぎみ様のお嫁入り―』における研究成果に基づきます。本展に御出品いただいた公益財団法人陽明文庫 文庫長 名和修氏をはじめ、泉涌寺・三時知恩寺・京都国立博物館の御所蔵者および碁盤・将棋盤・双六盤の御寄贈者には格別のご高配を賜りました。また、史料翻刻にあたっては原史彦氏・並木昌史氏にご教示賜りました。ここに記して深謝いたします。

(徳川美術館 学藝員)

表3 福君道具帳・好君道具帳対照表

通番	名 称	地塗または 地蒔	意匠・仕様	家紋	員数	備 考	図録 番号
「福君道具帳」 ⑩御行列御道具帳							
1	輿(乗物)		蜀江蒔絵	葵	一挺	安政6年2月輿・輿家・○印附属品、 政姫御用 ※1	
2	輿(乗物)	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一挺	※1	婚34
3	山輿	黒塗	胴 猩々緋包	葵牡丹	一挺	文久2年12月江戸表へ回す ※1	
4	茶弁当	黒塗	蜀江蒔絵葵紋散	葵	一荷	安政2年爛風呂のみ利姫引移御用、 安政6年2月小道具、政姫御用	
5	茶弁当	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一荷	安政2年銀ちろり等3点利姫引移御用、 安政6年2月爛風呂等6点政姫御用 ※1	婚37
6	茶弁当	黒塗	唐草模様葵紋散	葵	一荷	明治6年4月売立	
7	水弁当	溜塗	溜塗朱葵紋	葵	一荷	天保15年6月広敷へ渡す	
8	荷弁当	黒塗	黒塗葵紋付	葵	一荷	明治6年3月売立	
9	挟箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一対	※1	婚31
10	蓑箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一荷	※1	婚36
11	長刀	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一振	文久2年9月道姫・豊姫御間飾御用 広敷用人へ渡切	婚32
12	緋傘	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	二本	※1	婚35
13	雨傘	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一本	慶応元年袋猩々緋表、政姫茶弁当油 簾用 ※1	婚35
14	緋傘	表記なし	蜀江蒔絵葵紋散	葵	一本	御用 ※1	
15	雨傘	表記なし	蜀江蒔絵葵紋散	葵	一本	入札払 ※1	
16	四半纏				一本	安政6年新御殿引移御用	
17	四半纏				一張		
18	高張提灯	朱	葵牡丹紋・ 二ツ引印	葵牡丹	一張	安政6年新御殿引移御用	
19	高張提灯	黒	丁子丸印付		一張		
20	雨具入御半長持	朱	葵牡丹紋付	葵牡丹	一棹		
⑪御道具帳							
1	守掛	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚39
2	厨子棚	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚41
3	十二手箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	安政2年鏡1面のみ利姫引移御用	婚44
4	火取香炉	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚75
5	大文箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚70
6	小文箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚69
7	硯箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		
8	黒棚	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚42
9	払箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	(一)		婚48
10	小角赤	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		
11	元結箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚47
12	渡金箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	安政2年渡金のみ利姫引移御用	婚61
13	歯黒箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	安政2年上水のみ利姫引移御用	婚60
14	書棚	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚43
15	払髪箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚52
16	眉作箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚50
17	畳紙箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚64
18	角盥・椀	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚66
19	毛垂箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚57
20	爪取箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚55
21	爪取盥	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚56
22	旅櫛箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚65
23	小櫛箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚49

24	櫛文庫	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚51
25	手水盥	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚68
26	手拭掛	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚67
27	上指箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚84
28	乳請	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚54
29	昆布箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一	安政2年利姫引移御用	婚59
30	大角赤	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		
31	水引箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一	安政2年利姫引移御用	
32	薫物壺・台	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通り		婚74
33	十種香盤(四種盤)	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一通り		婚82
34	沈割	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一通り	安政2年利姫引移御用	婚80
35	香炉箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚76
36	廻り香炉・台	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一	安政2年利姫引移御用	婚73
37	匂箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚78
38	香台・唐銅鶴香炉	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚100
39	薄板	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一	安政2年利姫引移御用	婚99
40	見台	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一脚		
41	寄掛	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚85
42	祝枕	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一對		婚72
43	衣桁	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一組		婚87
44	袋棚	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚91
45	鼻紙箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		婚62
46	茶碗台・蓋	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	五		婚106
47	台子	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一飾	弘化4年4月維学心院へ貸渡す、安政2年利姫引移御用	
48	丸盆	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	二		婚106
49	棗	梨子地	紗綾紋蒔絵	葵	五		
50	薬通箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	二	安政2年1つのみ利姫引移御用	婚94
51	平煙草盆	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一面		婚102
52	瓶子	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一對		婚105
53	炭斗	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一對		婚101
54	櫛台	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通り	文久2年広敷へ渡す	
55	髷箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	安政2年利姫引移御用	
56	耳盥・台輪	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	文久2年広敷へ渡す	
57	楊枝箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	二	安政2年1つのみ利姫引移御用	
58	昆布箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	福島屋へ下賜	
59	貝桶	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一對	安政3年油簾裏のみ払、慶応元年猩々緋油簾、政姫茶弁当に用いる	婚40
60	碁盤	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一面	安政2年利姫引移御用、明治6年東京廻り	婚90
61	将棋盤	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一面	安政2年利姫引移御用、明治6年東京廻り	婚88
62	双六盤	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一面	安政2年利姫引移御用、明治6年東京廻り	婚89
63	茶簾笥	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚93
64	唐銅砂物鉢				一	盗難	
65	唐銅砂物鉢				一	天保14年5月広敷賄所へ渡す	
66	砂物鉢	船虫食木地			一	天保14年5月広敷賄所へ渡す	
67	伏籠	黒塗			一	明治6年売立	
68	冠棚	金砂子塗	梅蒔絵		一		婚188
69	小袖簾笥	蠟色塗		葵牡丹	二棹		
70	長持	春慶塗		葵	六棹		
71	綴子張障子屏風				二双		
⑫御雛御道具帳							
1	輿(乗物)	梨子地	葵牡丹紋散(菊折枝蒔絵)	葵牡丹	一挺	※2	雛80
2	挟箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一對	※2	雛78

3	長刀	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一振	※2	雛66
4	日傘	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一本	※2	雛82
5	茶弁当	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一荷	※2	雛77
6	貝桶	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一荷	※2	雛83
7	碁盤	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一面	※2	
8	将棋盤	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一面	※2	
9	双六盤	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一面	※2	
10	行器	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一荷	※2	雛76
11	差樽(指樽)	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一対	※2	雛71
12	厨子棚	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一	※2	雛85
	手箱				一		雛85
	香盆				一		雛85
	香炉				一		雛85
	火道具				一		雛85
	薰物壺・台				一		雛85
	短冊箱				一		雛85
	文箱				一		雛85
	硯箱				一		雛85
	水引箱				一		雛85
13	黒棚	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一	※2	雛84
	元結箱				一		雛84
	大小角赤				一		雛84
	閑香炉				一		雛84
	櫛箱				一		雛84
	菌黒箱				一		雛84
	渡金箱				一		雛84
	沈箱				一		雛84
14	書棚	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一	※2	雛86
15	文台・硯箱	梨子地	牡丹紋散	牡丹	三通り	※2	
16	机	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一	※2	
17	腰物掛	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛64
18	守懸	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛65
19	枕箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛59
20	見台	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛40
21	花瓶 唐銅				一	※2	雛55
22	花台	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛55
23	煙草盆	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛61
24	台子	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一飾	※2	雛90
25	脇息	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛62
26	櫛台	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛36
27	鏡台	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通り	※2	雛35
28	鏡・鏡建	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通り	※2	雛33
29	耳盥	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛30
30	茶碗台	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛72
31	眉作箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛23
32	衣桁	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛58
33	源氏簞笥	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛41
34	大小(刀・拵)	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通り	※2	雛64
35	懸硯	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛39
36	琴箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛53
37	三味線箱・三味線	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛52
38	提重	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛75
39	重箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一組	※2	雛74
40	食籠	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一荷	※2	雛73
41	長持	梨子地	葵牡丹付	葵牡丹	二棹	※2	雛79

42	葛籠			牡丹	一荷	※2	雛92
43	伏籠	桑木地			一	※2	雛88
44	手水手洗・ 手拭懸	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通り	※2	雛37 ・38
45	衝立		松竹鶴桜		二	※2	雛67
46	二枚折屏風				片	※2	雛 p122
47	掛盤	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	二通り	※2	雛69
48	膳部	梨子地	鉄仙唐草	葵	一通り	※2	雛174
49	盃台	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	※2	雛70
50	乗物	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一挺		雛91
51	挟箱	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一対	広敷にて紛失	
52	長刀	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一振		
53	日傘	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一本		
54	長持	梨子地	牡丹紋付	牡丹	二棹		雛93
55	厨子棚	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		雛21
	手箱				一		雛34
	香盆				一		雛60
	文箱大小				二		雛42 ・43
	短冊箱				一		雛45
	色紙箱				一		雛25
	水引箱				一		
56	黒棚	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		雛20
	元結箱				一		雛26
	大小角赤				二		雛31 ・32
	香炉箱				一		雛60
	菌黒箱				一		雛29
	渡金箱				一		雛28
	沈箱				一		雛54
57	書棚	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		雛22
58	料紙箱	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一通り		
59	見台	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一		
60	碁盤	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一面		雛50
61	将棋盤	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一面		雛49
62	双六盤	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一面		雛51
63	衣桁	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一		
64	文台・硯箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通り		雛47
65	机	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		雛48
66	鏡台	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一通り		雛89
67	手水盥・湯当・手拭懸	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一		
68	耳盥・嗽茶碗・台	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一		
69	払箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		雛27
70	畳紙箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一		雛24
71	角盥・椀	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一	安政5年2月広敷へ渡す	雛87
72	貝桶	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一対		雛19
73	銀砂物鉢				一		
74	銀長柄銚子				二通り	安政5年2月広敷へ渡す	雛70
75	台子	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一飾		雛56
76	行器	梨子地	鉄仙唐草	葵	一荷		雛p116 参考
77	広蓋	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	安政5年2月広敷へ渡す	雛57
78	広蓋	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一	安政5年2月広敷へ渡す	
79	守箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	安政5年2月広敷へ渡す	雛65
80	料紙箱・硯箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通り	安政5年2月広敷へ渡す	雛46

81	丸伏籠	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	天保14年5月広敷へ渡す	
82	汨台・銀茶碗				一	安政5年2月広敷へ渡す	雛p122 参考
83	柳台・杓				三通り		雛81
84	輿台	黒塗			二挺分		雛91
85	香炉	梨子地	松竹梅		一		雛191
86	空焼香炉	梨子地	松竹梅	葵牡丹	一	安政5年2月広敷へ渡す	雛191
87	燗鍋 銀			葵	一		
88	文箱	梨子地	牡丹紋散	牡丹	一		
89	長持	梨子地	牡丹紋散	牡丹	三棹	安政4年2月道姫御用、広敷へ渡す	
		梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	二棹		
「好君道具帳」 ⑭転陵院様御道具							
1	担	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一荷	明治4年秋払	
2	鏡台	梨子地	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通り	明治5年小道具のうち鏡巢1を嶋本文太郎へ下賜、小箱1棗1を前野小平治へ下賜、明治6年剃刀箱2を売立	婚53
3	枕香炉箱	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一		婚77
4	書物箱	村梨子地	秋草蒔絵	葵	二通り		
	二十一代集				四十一冊		婚137
	夫木和歌集				三十七冊		
5	指樽	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一対	明治6年3月売立	
6	盃台	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	二		婚104
7	小櫛箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵	一	渡辺貞信へ下賜	
8	乱箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵	一	杉山又吉へ下賜	
9	眉作箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治6年4月売立	
10	厨子棚	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一飾	明治6年4月売立	
11	十二手箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治4～5年に小箱11合を1合ずつ桑原善六はじめ11名に下賜、明治6年4月売立	
12	鏡台	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治6年4月売立、小道具のみ葵印へ組入	
13	沈箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通り	明治6年葵印へ組入、明治9年7月東京へ回す	
14	角手洗・椀	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通り	明治4年払	
15	硯箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治5年正月山川茂兵衛へ下賜	
16	黒棚	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治6年4月売立	
17	書棚	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一飾	明治6年4月売立	
18	払箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治6年4月売立	
19	元結箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治6年4月売立	
20	物裁	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一通	明治6年4月売立	
21	呉服箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治6年4月売立	
22	冊屑箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治5年正月山本定助へ下賜	
23	小角赤	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治6年4月売立	
24	大角赤	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治6年4月売立	
25	帯箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治4年払	
26	伽羅箱簞笥	黒塗	菊折枝蒔絵	葵	一	葵印へ組入	
27	茶碗台	黒塗	菊折枝蒔絵	葵	五	明治5年正月に1つずつ堀田徳エ衛門はじめ5名へ下賜	
28	手拭懸	黒塗	菊折枝蒔絵	葵	一脚	明治6年4月売立	
29	手水盥・湯当	黒塗	菊折枝蒔絵	葵	一	明治6年4月売立	
30	守脇差箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵	一	明治5年正月山田伊三郎へ下賜	
31	守掛	黒塗	菊折枝蒔絵	葵	一	明治5年正月林市郎兵衛へ下賜	
32	手拭懸	梨子地		葵	一	明治5年正月森田久右エ門へ下賜	
		梨子地	菊折枝蒔絵		一	明治6年4月売立	
33	鼻紙台	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	祖父江重兵衛へ下賜	
34	鼻紙箱	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治5年正月堀江徳兵衛へ下賜	

35	香盆	黒塗	菊折枝蒔絵		一枚	明治6年4月売立	
36	水弁当	朱塗	牡丹紋	牡丹	一荷	明治5年6月払	
37	銅野風炉				一	明治5年払	
38	見台	黒塗	菊折枝蒔絵	葵牡丹	一	明治6年6月売立	
39	唐銅鹿香炉				一	明治4年12月森嘉兵衛へ下賜	
40	書物箱 東鑑 太平記 目録	黒塗	秋草蒔絵		二通り	明治4年払	
41	楊枝箱	黒塗	唐草蒔絵	葵	一	明治4年12月中島屋藤左エ門へ下賜	
42	平多葉粉盆	黒塗	菊折枝蒔絵		三面	明治6年4月売立	
43	寄掛	黒塗	菊折枝蒔絵		一	明治6年4月売立	
44	枕香炉・重香合	黒塗	菊折枝蒔絵		一	明治6年4月売立	
45	棗	黒塗	菊蒔絵	葵	二	明治5年3月下賜	
		黒塗			二	明治5年払	
47	床机	黒塗			一	明治5年払	
48	膳弁当	梨子地	菊蒔絵	葵	一荷	明治5年10月売立	
(以下、雑道具)							
1	几帳	梨子地	蝶鳥蒔絵		二	明治4年払	
2	蚊帳				一	明治4年払	
3	袴 紅精好				一	明治4年払	
4	乱箱	梨子地	梅蒔絵	葵	一	明治4年払	
5	爛鍋		松梅	葵	二	明治4年払	
6	六枚折屏風 四季遊				一双	明治4年払	
7	青貝卓 麒麟置物				一	明治4年払	
8	花台 唐桑(損傷)				一對	明治4年払	
9	花瓶 銀減金				一對	明治4年払	
10	行器	黒塗	唐草		一荷		
11	指樽	黒塗	唐草		一對	明治4年払	
12	茶台・茶碗	梨子地	鉄仙唐草蒔絵	葵	一面	明治4年払	
13	碁盤	梨子地	鉄仙唐草蒔絵	葵	一面	明治4年払 個人蔵	
14	将棋盤	梨子地	鉄仙唐草蒔絵	葵	一面	明治4年払 個人蔵	
15	双六盤	梨子地	鉄仙唐草蒔絵	葵	一面	明治4年払 個人蔵	
16	棗	梨子地	鉄仙唐草蒔絵	葵	一	明治4年払	
17	湯当	濃梨子地	牡丹唐草	葵	一通り	明治4年払	
18	台子	梨子地	葵御紋散	葵	一飾	明治4年払	
19	耳手洗	濃梨子地	牡丹唐草蒔絵	葵	一	明治4年払	
20	手鑑				一冊	明治4年払	
⑮地並御道具							
1	鏡台・鏡建	梨子地	唐草	葵	一通り	明治4年小道具青山藤助はじめ6名へ下賜、5年東京へ回す	
2	手拭	梨子地	南天		二脚	明治5年払	
3	提重	梨子地			一組	明治5年払	
4	耳手洗・台輪(輪台)	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	一通り		婚58
5	鏡台・鏡建	梨子地	菊折枝蒔絵		一通り	明治4年12月小道具酒井紹兵衛はじめ4名へ下賜	
6	櫛台	梨子地	梅唐草蔦紋散	葵	一	栄光院道具	
7	鏡家	梨子地	梅唐草蔦紋散	葵	二面	明治5年正月東京へ回す	
8	大小角赤	梨子地	菊折枝蒔絵	葵	二		婚45・46
9	多葉粉盆	村梨子地	竹に長春		一面	明治4年払	
10	櫛箱	梨子地	松竹梅		一箱	明治5年5月東京へ回す	
11	柄付鏡家	梨子地	松竹梅		二	明治5年払	
12	刀懸	村梨子地		葵	二脚	明治5年正月渡辺甚吉へ下賜	
		梨子地		葵		明治4年12月下村庄之助へ下賜	

13	台子	濃梨子地	松梅	葵	一飾		
14	台子	濃梨子地	梅唐草	葵	一飾		
15	台子	濃梨子地	花菱		一飾	明治5年払	
16	手水盥・湯桶	梨子地	菊折枝蒔絵		一		
17	手拭懸	梨子地	菊折枝蒔絵		一脚		
18	手水盥・湯桶	村梨子地	菊ノ丸		一通り	明治4年払	
19	呉服箱	梨子地	紋散し	葵	一对	明治5年払	
20	元結箱	梨子地	菊唐草葵	葵	一	明治5年払	
21	耳手洗・木椀	梨子地	牡丹唐草	葵	一通り		
22	櫛台	梨子地	梅唐草	桐	一	明治6年3月売立	
23	鏡家・鏡建	梨子地	梅唐草	葵・桐	二		

凡例：

- ・現存作品は太字で表した。適宜、旧字は新字に改めた。
- ・作品名称は、各道具帳に基づくが、現行の名称と異なる場合は、現行の名称を（ ）内に示した。
- ・家紋は、葵紋を「葵」、抱牡丹紋を「牡丹」、桐紋を「桐」と略称した。
- ・員数は、現存品以外は台帳の表記に基づく。（ ）内の漢数字は、現存数を示す。
- ・図録番号は『徳川美術館蔵品抄7 婚礼』（徳川美術館 1991年4月）記載の場合は「婚」、『徳川美術館蔵品抄5 雛 ひゐな』（徳川美術館 1989年2月）記載の場合は「雛」と冠した。
- ・備考は、各道具帳に基づき、年月・対象者・処置の順で記した。
- ・※1…安政3年もしくは4年に油簾のみ払い、※2…安政4年2月道姫御雛御用として広敷御用人へ渡す。

表4 その他道具帳記載の菊折枝調度

No.	名 称	地塗・地蒔	家紋	員数	記載道具帳	備 考	図録番号
1	菊折枝蒔絵棹台	梨子地	葵	一基	旧原簿12		婚86
2	菊折枝蒔絵側簾筒	梨子地	葵	一棹	旧原簿20		婚92
3	菊折枝蒔絵花台	梨子地	葵	二(一基)	什器原簿10、11	明治21年2基のうち1基を男爵家へ分譲	婚98
4	菊折枝蒔絵櫛台	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
5	菊折枝蒔絵柱空棚	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
6	菊折枝蒔絵掛子付沈箱	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
7	菊折枝蒔絵湯桶	梨子地	不明	二	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
8	菊折枝蒔絵盥	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
9	菊折枝蒔絵手拭掛	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
10	菊折枝蒔絵刀掛	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
11	菊折枝蒔絵耳盥・輪台	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
12	菊折枝蒔絵嗽茶碗蓋付	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
13	柄付鏡	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
14	菊折枝蒔絵鏡建	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
15	菊折枝蒔絵楊子箱	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
16	菊折枝蒔絵楊枝台	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
17	菊折枝蒔絵紙台(鼻紙台)	梨子地	葵	二(一基)	什器原簿10、11	明治21年2基のうち1基を男爵家へ分譲	婚63
18	菊折枝蒔絵乱箱	梨子地	葵	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
19	菊折枝蒔絵伏籠	梨子地	葵	一基	什器原簿10		婚83
20	菊折枝蒔絵巻物箱	梨子地	葵	一合	什器原簿10		婚95
21	菊折枝蒔絵軸台	梨子地	葵	一基	什器原簿10		婚96
22	文正草子絵巻			三巻	什器原簿10		婚229
23	菊折枝蒔絵色紙箱	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
24	菊折枝蒔絵硯仕込短冊箱	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
25	菊折枝蒔絵料紙硯箱	梨子地	不明	一对	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	

26	菊折枝蒔絵机	梨子地	不明	一	什器原簿10、11	明治21年男爵家へ分譲	
27	菊折枝蒔絵机	梨子地	葵	一基	什器原簿10		婚97
28	菊折枝蒔絵提重	梨子地	葵	一具	什器原簿10		婚108
29	菊折枝蒔絵文台	梨子地	葵牡丹	一基	什器原簿1		婚71
30	菊折枝蒔絵煙草盆	村梨子地	なし	二(一基)	什器原簿10	2基のうち1基は明治15年東京へ回送	婚202
31	菊折枝蒔絵茶台	村梨子地	葵	五基	什器原簿10		婚201
32	菊折枝蒔絵八寸重箱	蠟色	葵牡丹	一	什器原簿10	明治7年12月東京へ回送	
33	菊折枝蒔絵重箱	蠟色	葵牡丹	一	什器原簿1		
34	菊折枝蒔絵重箱	梨子地	葵	一重		現行の台帳に「大奥八棹」に収められていたとある	婚103
35	菊折枝蒔絵十種香箱	梨子地	葵	一合	什器原簿2		婚81
36	菊折枝蒔絵小簞笥(香簞笥)	梨子地	葵	一基	什器原簿2、10		婚79
37	銀菊折枝文茶碗		葵牡丹	一口	什器原簿10	松印(矩姫)行列道具の茶弁当内容品	婚125※
38	菊折枝蒔絵碁盤	蠟色	葵	一面	什器原簿1		
39	菊折枝蒔絵双六盤	蠟色	葵	一面	什器原簿1		
40	菊折枝蒔絵将棋盤	蠟色	葵	一面	什器原簿1		
41	菊折枝蒔絵鞍・鏡	梨子地	葵	一具	什器原簿2		婚38
42	菊折枝蒔絵長刀拵	蠟色	葵牡丹	一本	武器原簿4	建中寺宝蔵	婚33-1
43	長刀 銘 丹後守藤原寿命			一振	武器原簿4	建中寺宝蔵	婚33-2
44	長刀 銘 伯耆守信照			一振	武器原簿5		婚32-1
45	菊折枝蒔絵長持	梨子地	葵	二棹			婚109
46	菊折枝蒔絵双六盤	梨子地	葵	一面	売立目録211(東京)	大正10年売立、平成29年寄贈	
47	菊折枝蒔絵碁盤	梨子地	葵	一面	売立目録211(東京)	大正10年売立、平成29年寄贈	
48	菊折枝蒔絵将棋盤	梨子地	葵	一面	売立目録211(東京)	大正10年売立、平成29年寄贈	
49	葵紋付棗	黒塗	葵	一对	売立目録281(名古屋)	外箱蓋裏に桜形(福君所用)の朱印がある。大正10年売立、平成12年購入	
50	葵紋・抱牡丹紋散重箱	黒塗	葵牡丹	一組		重箱蓋裏・底、外箱に梅の丸文と「清」金粉字形あり。平成29年購入	

凡例：

- ・現存作品は太字で表した。適宜、旧字は新字に改めた。
- ・員数は、現存品以外は各道具帳の表記に基づく。()内は現存数を示す。
- ・図録番号は表3凡例に基づく。
- ・記載道具帳は、表では整理番号のみに留めたが、名称と成立年代(推定を含む)は以下の通り。
 - 什器旧原簿第12号「転院様御道具」(好君道具帳)。末尾に、「俊恭院様(福君)」とある一群がある。重複があるため、表3では省略したが、棹台はこの道具帳にのみ記される。
 - 什器旧原簿第20号「東京廻御側御道具類」1冊 江戸時代後期成立か。江戸で管理された御側御道具帳で慶応2年(1866)に尾張へ回送された。
 - 什器原簿第1号「御器物目録」9冊 明治13年7月
 - 什器原簿第2号「道具目録」6冊 明治10年代成立か
 - 什器原簿第10号「什器目録」19冊のうち第11冊「御厨子棚始・能道具・刀懸・雑之部」および第13冊「大奥残道具 初音道具」 明治初年頃成立か
 - 什器原簿第11号「什器目録 男爵家へ御分譲品」5冊 明治21年成立
 - 武器原簿第4号「建中寺 定光寺 相応寺 性光(高)院 御太刀始下調帳」1冊 明治44年成立
 - 武器原簿第5号「御鎗御長刀等元帳」1冊 明治5年成立
- ・売立目録は、大正10年に東京と名古屋の二か所で行われた際の目録番号を示した。
- ・記載道具帳には複数の道具帳に重複して記載される場合もあるが、初出および特記事項があるものに留めた。
- ・※…牡丹唐草蒔絵茶弁当 内容品。
- ・「男爵家」は、尾張家14代慶勝の11男慶恕が明治21年に創設した分家である。

表5 菊折枝調度 家紋・様式分類表

番号	名称	地蒔・ 地塗	家紋	紋直しの有無	金具	様式	備考	図録 番号
福君道具帳								
⑩御行列御道具帳								
2	輿(乗物)	梨子地	葵牡丹	牡丹付け直し	葵牡丹 牡丹は 付け直し	D		婚34
5	茶弁当	梨子地	葵牡丹	牡丹付け直し	葵	D		婚37
9	挟箱	梨子地	葵牡丹	牡丹付け直し	葵牡丹	D		婚31
10	蓑箱	梨子地	葵牡丹	牡丹付け直し	葵牡丹	D		婚36
11	長刀	梨子地	葵牡丹	なし	葵牡丹※1	D		婚32
12	緋傘	梨子地	葵牡丹	なし	葵牡丹	D		婚35
13	雨傘	梨子地	葵牡丹	なし	葵牡丹	D		婚35
⑪御道具帳								
1	守掛	梨子地	葵牡丹	牡丹付け直し	葵牡丹	D		婚39
2	厨子棚	梨子地	葵牡丹	葵一部付け直し	葵牡丹	C		婚41
3	十二手箱	梨子地	葵牡丹	葵一部付け直し	牡丹	C		婚44
4	火取香炉	梨子地	葵牡丹	なし	なし	C		婚75
5	大文箱	梨子地	葵牡丹	ともに沃懸地、牡丹付け直し	牡丹	B		婚70
6	小文箱	梨子地	葵牡丹	葵のみ沃懸地	牡丹	C		婚69
8	黒棚	梨子地	葵牡丹	葵一部付け直し	葵	C		婚42
9	払箱	梨子地	葵牡丹	なし	牡丹	C		婚48
11	元結箱	梨子地	葵牡丹	葵牡丹ともに付け直し	牡丹	A		婚47
12	渡金箱	梨子地	葵牡丹	葵牡丹ともに付け直し	牡丹	C		婚61
13	齒黒箱	梨子地	葵牡丹	葵牡丹ともに付け直し	牡丹	C		婚60
14	書棚	梨子地	葵牡丹	葵一部付け直し	葵	C		婚43
15	払髪箱	梨子地	葵	葵大小あり、大に付け直し	葵	C		婚52
16	眉作箱	梨子地	葵牡丹	葵大小あり、大に付け直し	牡丹	C		婚50
17	畳紙箱	梨子地	葵	葵大小あり、大に付け直し	葵	C		婚64
18	角盥・椀	梨子地	葵牡丹	なし	葵牡丹	D		婚66
19	毛垂箱(剃刀箱)	梨子地	葵牡丹	葵付け直し	なし	C		婚57
20	爪取箱	梨子地	葵	葵大小あり、大に付け直し	なし	D		婚55
21	爪取盥	梨子地	葵	なし	なし	D		婚56
22	旅櫛箱	梨子地	葵	なし	葵	D		婚65
23	小櫛箱	梨子地	葵	なし	葵	C		婚49
24	櫛文庫	梨子地	葵	葵大小あり、大に付け直し	葵	C		婚51
25	手水盥	梨子地	葵牡丹	なし	なし	D		婚68
26	手拭掛	梨子地	葵牡丹	葵牡丹ともに付け直し	葵	C		婚67
27	上指箱	梨子地	葵	なし	葵	D		婚84
28	乳請	梨子地	葵	なし	なし	D		婚54
29	昆布箱	梨子地	葵	葵大小あり、大付け直し	葵	C		婚59
32	薫物壺・台	梨子地	葵牡丹	牡丹付け直し	なし	C		婚74
33	十種香盤 (四種盤)	梨子地	葵	なし	なし	D		婚82
34	沈割	梨子地	葵	台は地塗直しか	なし	B		婚80
35	香炉箱	梨子地	葵	なし	なし	D		婚76
36	廻り香炉・台	梨子地	葵	なし	なし	D		婚73
37	匂箱	梨子地	葵	葵一部付け直し	葵	D		婚78
38	香台・唐銅鶴香炉	梨子地	葵牡丹	なし	なし	D		婚100
39	薄板	梨子地	葵	なし	なし	D		婚99
41	寄掛	梨子地	葵	葵大小あり、大付け直し	なし	C		婚85
42	祝枕	梨子地	葵牡丹	なし	なし	D		婚72
43	衣桁	梨子地	葵牡丹	葵大小あり、大付け直し	葵牡丹	C		婚87
44	袋棚	梨子地	葵	葵大小あり、大付け直し	葵	D		婚91
45	鼻紙箱	梨子地	葵牡丹	なし	なし	D		婚62

46	茶碗台・蓋	梨子地	葵	なし	なし	D		婚106
48	丸盆	梨子地	葵	なし	なし	D		婚106
50	薬通箱	梨子地	葵牡丹	牡丹付け直し	薬通箱：牡丹 黒塗箱：葵牡丹	A	外箱「梅印」	婚94
51	平煙草盆	梨子地	葵牡丹	煙草箱：葵牡丹ともに付け直し	なし	D		婚102
52	瓶子	梨子地	葵牡丹	葵大小あり、大付け直し	なし	D		婚105
53	炭斗	梨子地	葵	葵大小あり、大付け直し	なし	D		婚101
59	貝桶	梨子地	葵牡丹	牡丹付け直し	なし	C		婚40
60	碁盤	梨子地	葵	なし	なし	A	外箱「梅印」	婚90
61	将棋盤	梨子地	葵	なし	なし	A	外箱「梅印」	婚88
62	双六盤	梨子地	葵	なし	葵・十二裏菊	A	外箱「梅印」	婚89
63	茶簞笥	梨子地	葵	葵大小あり、大付け直し	葵	E	外箱「梅印」	婚93
好君道具帳								
2	鏡台	梨子地	葵牡丹	葵牡丹ともに付け直し	牡丹	C		婚53
3	枕香炉箱	梨子地	葵	葵大小あり、大付け直し	葵	D		婚77
6	盃台	梨子地	葵	なし	なし	D		婚104
地並御道具								
4	耳手洗・台輪(輪台)	梨子地	葵	なし	なし	B		婚58
8	大小角赤	梨子地	葵	大小とも付け直しなし、 葵沃懸地	大小葵	B		婚45・46
その他道具帳								
1	棹台	梨子地	葵	なし	なし	D		婚86
2	側簞笥	梨子地	葵	葵一部付け直し	葵	D		婚92
3	花台	梨子地	葵	葵大小あり、大付け直し	なし	D		婚98
17	紙台(鼻紙台)	梨子地	葵	なし	葵	D		婚63
19	伏籠	梨子地	葵	なし	なし	D		婚83
20	巻物箱	梨子地	葵	葵一部付け直し	なし	D		婚95
21	軸台	梨子地	葵	なし	なし	D		婚96
27	机	梨子地	葵	なし、葵沃懸地	なし	D		婚97
28	提重	梨子地	葵	なし	なし	D	外箱「橘印」	婚108
29	文台	梨子地	葵牡丹	なし	葵	D		婚71
30	煙草盆	村梨子地	なし	なし	なし	D		婚202
31	茶台	村梨子地	なし	なし	なし	D		婚201
34	重箱	梨子地	葵	葵大小あり、大付け直し	なし	D	外箱「梅印」	婚103
35	十種香箱	梨子地	葵	なし	葵	D		婚81
36	小簞笥(香簞笥)	梨子地	葵	葵大小あり、大付け直し	葵	A		婚79
39	双六盤	蠟色	葵	なし	なし	※2		
40	将棋盤	蠟色	葵	なし	なし	※2	外箱「梅印」	
41	鞍・鐙	梨子地	葵	なし	なし	E		婚38
42	長刀拵	蠟色	葵牡丹	なし	葵牡丹	※2		婚33-1
45	長持	梨子地	葵	なし	葵	D		婚109
46	双六盤	梨子地	葵	なし、葵沃懸地	なし	B	外箱：葵紋、 十二裏菊紋の 金蒔絵	
47	碁盤	梨子地	葵	葵大小あり、大付け直し	なし	D		
48	将棋盤	梨子地	葵	なし	なし	D		

凡例：

- ・作品番号・図録番号は表3・4に基づく。
- ・作品名称のうち「その他道具帳」記載作品は、「菊折枝蒔絵」を省略した。
- ・葵紋は「葵」、抱牡丹紋は「牡丹」と略称した。
- ※1…一部に菊の縁輪の葵紋が含まれる。※2…菊折枝の様式はDに近い。

翻刻 ⑩「御行列御道具帳」

凡例 ゴチック体は朱字を示す。

(内題)

御行列

御道具帳

(貼札)

「嘉永四亥年七月

俊恭院様御行列御道具之類

初御輿より末御茶弁当

御挟箱御蓑棒之箱迄不殘

別帳ニ取調江戸表江戸廻相成候ニ付

御用人衆江戸指遣候事」

安政六未年二月御輿初御輿家并丸印附屬品共

御簾中様御用ニ付差下ス

イ御輿

肥田孫三郎殿談

壹挺

右外廻り御棒共蜀江之蒔絵葵御紋

散シ御内張梨子地御天井間毎ニ金

張付百草之極彩色御金物類減金

御連子葵紋紗ニ而張り御翠簾并

細割紅糸ニ而あみ御縁紅本金紗

御窓覆紺地本金紗御肘懸ケ緋天鷲

絨包

此一ノ
江戸廻
相成

紅糸御金物減金

一 御総角御房

御縁赤地紗本金宝尽シ

六

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

一 御下座 壹枚

黒搔合塗

一 御輿臺 壹對

猩々緋葵牡丹両御紋付御裏緋紗綾

一 同御油簾 本文御油簾 壹對

内 壹安政三辰年御拂相成候

黒塗搔合

一 御棒箱 壹

猩々緋葵牡丹両御紋付御裏紅鏡御紐紅糸

一 御日覆 安政三辰年 一枚 御拂相成候 一通り

花色紗綾葵牡丹両御紋付

一 御油簾 一通り

緋縮緬

一 御内幕「不見」(貼札) 三 盜難

猩々緋葵牡丹両御紋付御裏紅紗綾

一 御油簾 安政四巳年二月 壹枚 江戸表江戸差下

同断御金物減金

一 御雨覆 壹

猩々緋裏紅鏡 御前安政三辰年御拂

一 御腰卷内御前壹

御左右後安政四巳年壹通 江戸表江戸差下

黒搔合塗

一 御眷駄一山口ニ出候分數一通り

黒天鷲絨ニ而包

一 簾 虫入ニ而取捨 一通り

黒搔合塗

一 御輿家損シ一山口ニ見ユ 壺

イ御輿

壺挺

天五十七

納判六十四番上江組入

右外廻り御棒共梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋散シ御金物類減金

御内通り金張付菊之絵極彩色寄

梨子地塗御天井金張付唐草唐

花之絵御連子紫紋紗ニ而張り御翠

簾竹細割本紅糸ニ而あみ御窓覆

紺地錦

紅糸御金物減金

一 御総角御房 六

御縁白綾

一 御下葎 一枚

黒搔合塗

一 御輿臺 壺對

猩々緋葵牡丹両御紋付御裏紅鏡

一 同御油簾安政三辰年 壺對

御拂ニ相成

黒搔合塗

一 御棒箱 壺

天五十七

納判六十四番下江組入

猩々緋葵牡丹両御紋付御裏紅鏡

一 御雨覆安政三辰年 壺

御拂相成

猩々緋御裏紅鏡 前々安政三辰年御拂

一 御輿卷内前壺 一通り

左右後

猩々緋葵牡丹両御紋付黒塗寄組仕立御金物

減金唐草毛彫葵御紋付

一 御日覆安政三辰年 壺

御拂

猩々緋御金物減金

一 御張出シ安政三辰年 一通り

御拂

緋縮緬

一 御内幕従前 一通り

盜難

縁紺地錦

一 御内簾 式枚

花色紗綾葵牡丹両御紋付

一 御油簾 一通り

黒搔合塗

一 御眷駄 一通り

黒搔合塗

一 御輿家 壺

山御輿

文久二戌年十二月

壺挺

江戸表江御差下

右外廻り御棒共黒塗御胴廻り猩々緋ニ而

包葵牡丹両御紋白羅紗ニ而差拔御内通

寄黒塗胴板金砂子御連子萌黄紋

紗ニ而張御肘懸黒天鷲絨包御翠

簾竹細割本阿み御縁本金萌黄

紗御金物類減金

猩々緋葵牡丹両御紋付御裏紅鏡

一 御日覆安政四年江戸表江
御差下 壺

一 御興卷 一通り 盗難

一 御張出シ 一通り 盗難

同断

一 御雨覆安政三辰年
御拂相成 壺

紫糸御金物減金 六ツ

一 御給角御房

花色紗綾葵牡丹両御紋付 一通り

一 御油簾 一通り

黒塗搔合 一對

一 御輿臺

御縁白綾 壺枚

一 御下座

黒塗搔合 一通り

一 御眷駄 一通り

天鷲絨包 一通り

一 簾

地黒塗蜀江蒔絵葵御紋散御金物類
減金唐草毛彫

一 御茶弁当 一 荷
安政六年二月御小道具共
内 花色木綿御油簾掛
御簾中様御用差下
肥田孫三郎殿談

葵御紋付

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

一 長形銀御燭風呂 壺
目方御蓋共五百六拾匁

同断安政二卯年
利姫様御引移御用ニ付江戸表江差下

一 角形同断 壺
同断 目方御蓋共三百五匁

唐草毛彫葵御紋付 壺

一 銀御ちろ里 壺
此分巳二月□□ 目方御蓋共九十匁五左衛門六□□
江戸表江差下 黒塗はかま壺ツ添

同断

一 同御天目 壺
安政二卯年
利姫御引移候付江戸表江差下
目方御蓋共五拾匁

蜀江蒔絵葵御紋付 壺

一 御足打 壺
同断

一 角切形御片木 大小式
同断

一 御茶臺御蓋共 壺
同断

一 御四ツ椀 壺組

蜀江蒔絵葵御紋付 壺

一 御平 壺
同断

一 御棗 壺
同断

一 御杓子 壺本
同断

一 御杓子 壺本
同断

一 御油簞 一對

本文御油簞安政三辰年
御拂相成

黒塗

一 御棒 壹本

一 外家 貳 黒搔合塗木綿真田附

梨子地菊折枝蒔絵葵牡丹両御紋散

天六十三 御金物銀唐草毛彫納判六十九番上下江組入

口一 御茶弁当 棒共 一荷

安政六未年二月朱丸印御燭風呂初六ヶ条之分

内

御簾中様御用差下
肥田孫三朗殿談

〇一 長形銀御燭風呂 壹(貼札)

目方御蓋共五百六拾匁

〇一 角形同断

目方御蓋共貳百九拾五匁

〔天保十五辰年
正月御小納戸
御渡相成〕
此朱書召返
銀器御道具帳
之内三百目之方相渡
戌四月改

菊折枝彫葵御紋付

一 銀御ちろり 壹

右 銀御さや附

安政二卯年 目方さや蓋共七拾五匁

利姫様御用二付江戸表江

御差下 梨子地菊折枝蒔絵葵御紋付

はかま壹ツ添

一 銀御葉鏝 壹

同断

目方蓋共壹五拾五匁

同□□より申来

〇一 同断 此分安政二年卯十月 壹

御広敷御用人江渡又 三年辰二月十日

目方蓋共百拾五匁 返納品多門へ納

安政二卯年 □□□□

一 銀御湯漉 利姫様御引移御用二付壹

江戸表江御差下

目方輪共貳拾五匁

〇一 同断 壹

但柄八木二而出来目方輪共貳拾五匁

唐草毛彫葵御紋付

〇一 銀御銚子 壹

目方蓋共百五匁

菊折枝彫葵御紋付

〇一 銀御天目 壹

目方蓋共四拾五匁

是合末十四ヶ条請取候節合無之

天六十三 白陶器

一 御天目 貳

六十九番江 葵御紋付朱蓋壹枚添

組入 葵御紋染付

一 御茶碗 貳

竹之模様

一 御小盃 壹

春慶塗葵御紋付

一 御茶碗入小箱 壹

真鍮

一 底取り 壹

同

一 灰押 壹

安政三卯年 利姫様御引移御用二付

江戸表江御差下

天六十三 同断 御茶釜 壹

組入

白木箱入

一 御茶杓 御筒共

貳本

内象牙

壹本

竹

壹本

梨子地菊折枝蒔絵葵御紋付

天六十三一 御棗

貳

納判 同断

六十九番一 御茶臺

壹

組入 同断葵牡丹両御紋付

一 御天目

壹

御蓋共

同断葵御紋付

一 御高茶臺

壹

同断葵牡丹両御紋付

一 御茶箱

壹

真鍮

一 御火箸

大小ノ方壺膳
貳膳

猩々緋葵牡丹両御紋付

一 御油簞

一通り

黒塗

一 御棒

本文御油簞安政三辰年
御拂相成 壹本

木綿袋入

一 御茶傘

壹本

黒木綿袋入

此黒木綿袋之儀嘉永三戌年
三月十六日御数寄屋方相渡ス

葵牡丹両御紋付

一 絹御桐油

此御桐油木綿袋共嘉永三戌
三月十六日 一通り
御数寄屋方相渡ス

黒木綿袋入

一 外家 貳 黒搔合塗木綿真田付

地黒塗唐草模様葵御紋散

御金物類減金

八一 御茶弁当

一 荷

明治六西四月調売立 花色木綿御油簞掛

外家 壹 黒搔合塗木綿真田附

黒塗

一 御棒

壹本

一 外家 壹 黒搔合塗

溜塗朱葵御紋付

一 御水弁当

一 荷

五右衛門殿御覧

花色木綿御油簞掛 天保十五辰年
六月御廣敷江
相渡ス

黒塗鉄金物附

一 志やうき

壹對

黒塗

一 御棒

壹本

黒塗葵御紋付

二一 御荷弁当

一 荷

明治六三月売立真鍮鍵壹ツ附

内御拂相成候事

黒塗内朱葵御紋付

御懸盤

本二

二膳

同 御碗

五ツ組

同 御平

壹組

同 御平

大小

貳

同	御坪	同	式
同	御腰高	同	式
同	御吸物椀	同	四
同	御飯鉢	御臺附	壺
同	御杓子	箱入	壺本
同	御箸	同	壺膳
同	御盃	惣朱御紋付	式枚
同	御湯当	同	壺
同	御露物入	御ふた附	角 式
同	御吸筒	同	壺
同	御重	三ツ組	壺組
同	御切溜	角	式
同	御通ひ膳	同	五枚
同	御貝杓子	柄黒塗	壺本
同	御杓子	同	壺
同	御茶碗	御蓋付	式
同	御鱈皿	同	式枚
同	御煎物皿	同	式枚
同	御小皿	同	式枚

鉄御銚子 壺

此三ヶ条引分 御蓋銀葵御紋付唐草彫小
同節御拂 唐銅御鍋 式枚
御蓋黒掻合塗朱葵御紋付

鉄五徳 壺

萌黄羅紗葵御紋付

御油簞 壺對
本文御油簞安政三辰年
御拂相成

御棒 壺本

梨子地菊折枝蒔絵葵牡丹両御紋付御金物銀

唐草毛彫両御紋付

木一 御挾箱 壺對

天五十八 納判六十五番上下被組入花色木綿御油簞掛
片シハ無

猩々緋葵牡丹両御紋付

一 御油簞 一通り
本文御油簞安政三辰年
御拂相成

本紅糸打

一 御紐 本文御對箱紐片シ分万延一對内殘壺
元甲年建中寺本堂御両面
円鏡附総角御取繕御用相成候事

一 御棒 一對

一 外家 式 黒搔合塗

梨子地菊折枝蒔絵葵牡丹両御紋付御金物銀

唐草毛彫両御紋付

へ一 御蓑箱 壺□（貼札）「△」

天五十九 納判六十六番江組入

猩々緋葵牡丹両御紋付

天五十九 納判六十六番江組入

猩々緋葵牡丹両御紋付

天五十九 納判六十六番江組入

△一 御油簞 一通り

本文御油簞安政三辰年
御拂相成

本紅糸打

△一 御紐 一通り

一 御棒 壹本

外家 壹 黒搔合塗

同断御切羽継合

ト一 御長刀 一振 (貼札)「△」

天六十二 同断六十八番江組入

猩々緋葵牡丹両御紋付

一 御袋 本文御袋裏解 安政三辰年御拂二相成 壹

本紅糸打房付

一 御紐 壹

一 外家 壹 黒搔合塗

文久二年戊九月

道姫様 豊姫様御間飾御用三相成候付

御広敷御用人江御渡切三相成

御長刀 御紐 外家

右御長刀御紐外家共慶応二卯年二月十二日御広敷御用人大相成

甚左衛門より手紙を以差戻三相成候事

葵牡丹両御紋付御柄梨子地菊折枝蒔絵両御紋散

御金物銀唐草彫

天六十四 一 御緋傘 貳本

納判七十番上下江組入

猩々緋葵牡丹両御紋付

一 御袋 貳

本文御袋裏斗

安政三辰年御拂二相成

本紅糸

一 御紐

真鍮栓付

貳

同断

天六十五 一 御雨傘 壹本

同断七十一番江組入

猩々緋葵牡丹両御紋付

一 御袋 本文御袋安政三辰年 壹

本紅糸 御拂二相成

一 御紐 但表猩々緋慶応元年 壹

前御簾中様御茶弁当御油簞用
御用ひ相成候

一 外家 壹 黒搔合塗

葵牡丹両御紋付御柄蜀江蒔絵葵御紋散シ

御金物減金唐草彫

子一 御緋傘 壹本

猩々緋葵牡丹両御紋附

一 御袋 本文御袋安政三辰年 一通り

御拂二相成

真鍮せん付

本紅糸

一 御紐 一通り

同断

一 御雨傘 壹本

入札御拂相成事

猩々緋葵牡丹両御紋付

一 御袋 本文御袋安政三辰年 一通り

御拂二相成

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

本紅糸

一 御紐

一通り

一 御挟箱桐油

式對分

一 外家 壺 黒搔合塗

一 御蓑箱桐油

式枚

□龍門朱葵御紋付并二ツ引印付安政六未年
新御殿御引移御用

一 四半御纏

壺本

一 御茶弁当桐油

式荷分

竿共

同断黒三而丁子丸印三ツ付

一 御輿臺桐油

二對分

又一 同断

壺本

一 御緋傘 桐油

三勺

朱葵牡丹両御紋付并二ツ引印附

一 御雨傘

三勺

一 御纏高張提灯 壺張

一 同

三勺

竿共

請取候節より無之

同断黒三而丁子丸印壺ツ付

一 御輿之棒桐油

三通り

一 同断

壺張

一 同

壺荷分

朱葵御紋并黒三而二ツ引印付

一 葵牡丹両御紋付

壺荷分

一 同断安政六未年
新御殿御引移御用被成

一 同

壺荷分

御茶弁当

一 同

八

ル 一 御挟箱 棒之箱 壺

御蓑箱 黒搔合塗木綿真田附

朱塗牡丹両御紋付

一 同

八

一 御雨具入御半長持壺棹

一 御荷弁当桐油

壺荷分

嘉永元年申八月
本文長持本文御長持留書付合御修復ニ
相成

是合以下請取候節より無之

金葵牡丹両御紋付紗綾

一 同

三枚

一 御輿桐油

一 同

三枚

同

一 同

三枚

翻刻2 ⑪「御道具帳」

凡例 ゴチック体は朱字を示す。

(内題)

御道具帳

(貼札)

「嘉永四亥年七月

俊恭院様此御道具之部

初御守掛より末褌子張御障子

屏風迄不残書拔江戸表江

御廻ニ相成候事

但有合之分」

沓番御長持入

沓 梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋散惣御金物銀葵御紋付唐草彫

改 一 御守掛

沓 浅黄木綿御油簾掛

天七ノ三 納判五十二号江組入

外家沓 真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田附

式
同断

同断御金物銀葵牡丹両御紋付唐草彫

一 御厨子棚

沓 同断

天沓

納判沓番江組入

外家沓

真搔合塗鉄金物附

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

三 梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋散内張赤地金入銀覆輪

鍔銀牡丹御紋毛彫御敷紙

一 拾式御手箱

沓 浅黄木綿御和巾包

天十七上

納判十八番江組入

内 御鏡沓面安政二卯年

利姫様御引移り御用江戸表江差下

丸御鏡家人入

式面 同絹和巾包

内沓面有

御敷紙 内△沓面

丸御香合

式 同断

三ツ御櫛

拾式具御畳紙包

角御香合

八 浅黄絹御和巾包

外家沓

真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田附

四
同断

葵牡丹両御紋散

一 御火取香炉

沓 浅黄木絹御和巾包

天六

銀御伏籠添

此目式拾沓又六分

同断六番江組入

外家沓 同断

五

梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋散銀鍔牡丹御紋毛彫御敷紙

一 大御文箱

沓 浅黄木絹御和巾包

天十八

納判二十号江組入

外家壺

真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田附

天貳

一 御黒棚

壺 浅黄木綿御油簞掛

納判二番江組入

外家 壺 真搔合鉄金物附

同断 六

同断 一

小御文箱

壺 同断

同断 九

同断 一

御拂箱

同断御和中包

葵牡丹両御紋散銀鍍牡丹御紋毛彫御敷紙

天十九

同断二十一号江組入

外家壺 同断

同断九番江組入

内十四番

三ツ御櫛

拾壺具御畳紙包

二ツ御櫛

壺具 同断

御櫛拂

壺對御畳紙包

外家壺

真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田附

同断 七

葵牡丹両御紋散

一 御硯箱

壺 同断

天十七下

同断十九号江組入

内

御硯箱

壺

銀御水入臺座共 壺

此目八匁三分ヨハク

御墨御墨敷共

壺 挺

御筆

壺對浅黄絹御和中包

御差刀

壺本浅黄絹御和中包

御錐

壺本同断

御墨挾

壺 同断

外家壺

真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田附

十 梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋散銀鍍牡丹御紋毛彫御敷紙

一 小御角赤

壺 浅黄木綿御和中包

天十六

納判十六番上江組入

外家壺

同断

同断 十一

同断 一

御元結箱

壺 同断

天三十六

同三十九号江組入

内

絵御元結

壺通 御畳紙包

同断 八

梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋散惣御金物銀両御紋唐草毛彫

外家沓 同断

十二
同断

一 御渡金箱 沓 浅黄木綿御和巾包

天卅九 同四十二号江組入

内

△銀御渡金 沓枚御畳紙包

此目八拾八匁 御渡金斗安政二卯
利姫様御引移り御用江戸表江差下

御歯黒筆 沓對同断

外家沓 真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田附

十三
梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋散銀鋳牡丹御紋毛彫御敷紙

一 御歯黒箱 沓 浅黄木綿御和巾包

天三十八 納判四十一番江組入

内

御附子箱 式 浅黄絹御和巾包

△銀御志ようす 式 同断

此目三拾三匁 御上水斗安政二卯年
利姫様御引移り御用差下

同御歯黒差 沓 同断

此目三拾八匁ツヨク

外家沓 同断

十四
梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋散惣御金物銀葵御紋唐草毛彫

一 御書棚 沓 浅黄木綿御油筆懸

天三 納判三番江組入

外箱沓 真搔合塗鉄金物付

十五
同断

葵御紋附御金物銀葵御紋附

一 御拂髪箱 沓 同断御和巾包

天十五 同断十五番江組入

外家沓 真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田付

十六
同断

葵牡丹両御紋附銀鋳牡丹御紋毛彫御敷紙

一 御眉作箱 沓 同断

天三十五 同三十八番江組入

内

御眉墨香合 式 浅黄絹御和巾包

御眉はき 式對

大女郎 式對 御畳紙包

小女郎 式對

御紅筆 式對

御真筆 式對

御白粉筆 式對 御畳紙包

御真立 沓本

御真はつし 沓本

御髪撫 沓本

御際置 壺本 同断

外家壺 真搔合塗煮黒目鷄目
木綿真田附

十七 梨子地菊折枝蒔絵

葵御紋附銀鋳葵御紋毛彫御敷紙
一 御畳紙箱 壺 浅黄木綿御和巾包
天三十七 納判四十番江組入
外家壺 同断

十八 梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋散御金物銀葵御紋唐草毛彫
一 御角盥御椀共 壺通浅黄木綿御和巾包
天五十三 納判五十七番江組入
外家壺 真搔合塗煮黒目鷄目
木綿真田附

十九 同断

葵牡丹両御紋散
一 御毛垂箱 壺 同断
天三十三 同断三十六番江組入

内 御毛垂 式對
柄金入包
外家壺 同断

廿

同断 葵御紋付

一 御爪取箱 壺 同断
天三十四 同断三十七番江組入

内 御爪取 御金物銀
五對浅黄絹御和巾包

外家壺 真搔合塗煮黒目鷄目
木綿真田附

廿壺 梨子地菊折枝蒔絵

葵御紋付
一 御爪取盥 壺 浅黄木綿御和巾包
天四十二 納判四十五番江組入
外家壺 同断

廿二 同断

葵御紋散銀葵御紋御金物御敷紙
一 御旅櫛箱 壺 同断
天三十 同断三十三号江組入

内 丸御鏡家入 壺面 浅黄絹御和巾包
御敷紙
打御鏡立 壺 同断
御油桶御柄杓共 式 同断
御白粉箱 壺 同断
御附子箱 壺 同断
御鉢 壺挺 御畳紙包

御白粉解 壺 浅黄絹御和中包

銀御化粧水入 壺 同断
此目貳拾四匁貳分

御真襟墨入 貳 同断

二重組御毛垂箱壺 同断

三ツ御櫛 壺具御畳紙包

銀御鬢水入 壺
此目拾八匁貳分

同御齒黒差 壺 同断
此目三拾四匁

同御渡金 御畳紙包
此目五拾九匁

同御しやうす 貳 同断
此目四拾匁貳分

御毛抜 壺挺 同断

御櫛拂 壺 同断

御毛垂 壺對 浅黄絹御和中包

御爪取 壺對 同断

御髮撫 壺本

御白粉筆 壺對

御真筆 壺對

御紅粉筆 壺對

御齒黒筆 壺對

御眉はき 壺對 御畳紙包

御引出入御硯石壺

銀御水入 壺
此目拾壹匁四分

御差刀 壺本 浅黄絹御和中包

御錐 壺本 同断

御筆 壺對 同断

御墨 壺挺

猩々緋御墨敷

外家 壺

真搔合塗煮黒目鷄目
木綿真田附

廿三
梨子地菊折枝蒔絵

葵御紋附銀鋳葵御紋御敷紙

一 御小櫛箱 壺 浅黄木綿御和中包

天三十一
納判二十四番江組入

内

御油桶御柄杓共 壺 浅黄絹御和中包

御鬢水入 壺 同断

御櫛拂 壺對御畳紙包

御髮撫 壺本

御際立 壺本

御真はつし 壺本

三ツ御櫛 壺具同断

外家 壺

真搔合塗煮黒目鷄目
木綿真田附

廿四
同断

一 御櫛文庫 壺 浅黄木綿御和中包

天三十貳
同断三十五番江組入

外家 壺 真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田附

廿五

梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋付

一

御手水盥

沓 浅黄木綿御和巾包

天五十五

納判五十九号江組入

外家沓同断

廿六

同断

葵牡丹両御紋散御金物銀葵御紋唐草毛彫

一

御手拭掛

沓 同断御油簾懸

天五十四

同五十八番江組入

銀御手拭挟 沓

此目拾四匁式分ヨハク

外家沓同断

廿七

同断

葵御紋付銀鉾葵御紋付

一

御上指箱

沓 同断御和巾

天五十

同五十三号江組入

外家沓

同断

廿八

梨子地菊折枝蒔絵

葵御紋附御金物銀

一

御乳請

沓 浅黄木綿御和巾包

天四十三

納判四十六番江組入

外家沓 真搔合塗煮黒目鶏目

木綿真田附

廿九

同断

葵御紋附銀鉾葵御紋御敷紙

一

御昆布箱

沓 同断

安政二卯年 利姫様御引移御用ニ付江戸表江差下

外家沓 同断

三十

同断

葵牡丹両御紋付銀鉾牡丹御紋御敷紙

一

大御角赤

同断

天十六

納判十六番上下江組入

外家沓 同断

三十一

同断

葵御紋付銀鉾葵御紋付御敷紙

一

御水引箱

沓 同断

御畳紙式

安政二卯年

利姫様御引移御用ニ付江戸表江差下

外家沓

三十二上二箱

梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋付

一

御薫物壺臺共

沓通 浅黄木綿御和巾包

天七ノ沓

納判七番上下江組入

御壺紅紐懸り

内家沓 蠟色塗葵牡丹両御紋付銀鶏目萌黄

真田附

外家式 真搔合塗煮黒目鷄目木綿真田付

三十三
同断

葵御紋付

一 御十種香盤 壺通 同断

鷄目銀

天十三

納判十三番江組入

内

競馬板式枚 浅黄絹御和巾包

競馬人形臺共式 同断

紅葉作り花六枚證抛之木共

桜作り花五枚

矢屏風矢共拾本

白旗六本赤旗六本御畳紙包

金銀魔 式拾

外家壺 真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田付

三十四

梨子地菊折枝蒔絵

葵御紋附

一 御沈割 壺通 浅黄木綿御和巾包

安政二卯年
利姫御引移御用ニ付御差下

御沈割盤 壺

御鋸 壺挺

御鑿 壺挺

御沈きり 壺挺

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

御槌 壺本

内家 壺 黒塗葵御紋付銀減金

葵御紋附

外家 壺 真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田附

三十五

梨子地菊折枝蒔絵

葵御紋付

一 御香炉箱 壺 浅黄木綿御和巾包

天十一
納判十一番江組入

内

カケコ
御香盆 壺枚 浅黄絹御和巾包

御香炉 式

内張銀

外家壺 真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田附

三十六
同断

同断銀鷄目

安政二卯年
利姫御引移御用江戸表江差下

△一 銀廻り御香炉臺共 壺 浅黄木綿御和巾包

外家壺 真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田付

三十七
同断

同断銀鋌葵御紋付

一 御匂ひ箱 壺 同断

天五

納判五番江組入

内

カケコ

御香盆 壺枚

御提臺 壺 浅黄絹御和巾包

御金物銀

重御香合 壺 同断

御空薰入 壺 同断

御香炉 壺 同断

銀御伏籠付 此目拾貳匁七分

銀御灰押 壺

同御香箸 壺

同御銀葉挟 壺 同断

三番

是より 外家壺 真搔合塗煮黒目礪目

木綿真田付

三十八上二箱

梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋附

一 御香臺

壺 浅黄木綿御油簾掛

天廿三 納判二十五番上下江組入

唐銅鶴

天廿貳

御香炉 壺

外家貳 真搔合塗木綿真田付壺

溜塗同断壺

三十九 梨子地菊折枝蒔絵

葵御紋附

一 御薄板 壺 浅黄木綿御和巾包

安政二卯年 利姫様御引移御用ニ付御差下

外家壺 真搔合塗木綿真田附

四十 同断

葵牡丹両御紋付御金物銀牡丹御紋付

一 御見臺 壺脚 同断

天廿九 納判三十二号へ組入

外家壺 同断

四十一 同断

葵御紋付御金物銀甲板金入紋天鷲絨包

一 御寄掛 壺

天四十九 納判五十二号江組入

外家壺 同断

四十二 梨子地

葵牡丹両御紋付南天獏之蒔絵

一 御祝枕 壺對浅黄木綿御和巾包

天五十一 納判五十四番江組入

外家壺 真搔合塗木綿真田附

四十三 梨子地

葵牡丹両御紋付御金物銀両御紋唐草毛彫

一 御衣桁 壺組浅黄木綿袋入

天六十 同断六十七番江組入

外家壺同断

四十四
同断

葵御紋付御金物銀葵御紋唐草毛彫

一 御袋棚 沓 浅黄木綿御油簾掛

天四 納判四番江組入

外家沓同断

四十五

葵牡丹両御紋付御敷紙

一 御鼻紙箱 沓 浅黄木綿御和中包

天四十一 納判四十四番江組入

外家沓 溜塗木綿真田附

四十六

梨子地菊折枝蒔絵

葵御紋付

一 御茶碗臺蓋共五浅黄木綿御和中包

天廿七 同断三十番江組入 内蓋沓小キス

外家沓 真搔合塗木綿真田付

四十七

同断

△一 御臺子

沓飾 浅黄木綿袋入

安政二卯年

利姫様御引移御用ニ付江戸表江差下

右御臺子附

葵御紋付

○唐銅御水翻 浅黄木綿御和中筒 沓箱

○印五品

弘化四未年四月

維字心院様合

同 ○同御蓋置 同断

御貸渡 ○同御杓立 同断 沓箱

申四月廿九日 同 ○同御水差 同断

同唐草彫 銀御釜 同断 沓箱

此目八百九拾目

葵御紋附 ○唐銅御風炉 浅黄木綿御和中包 沓箱

外家五 溜塗木綿真田付四

木地塗同断沓

四十八

梨子地菊折枝蒔絵

葵御紋附

一 御丸盆 式 鬱金木綿袋入

天廿七合併 納判 三十番江合併組入

四十九

梨子地葵御紋附紗綾紋蒔絵

一 御棗 五 浅黄絹御和中包

此五个葵印ニテ 葵印五十二番江組入

夫々被下

外家沓 溜塗木綿真田付

是合五番

五十

梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋散銀鋳牡丹御紋附

沓 葵御紋之方也

一 御薬通ひ箱 式 同断

内沓ツ納判四十七番江組入

内家式 内沓ツ 浅黄木綿御和中包

但蠟色塗牡丹御紋付御金物銀真鍮鍵

沓ツ安政二卯年 式ツ付

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

利姫様御引移御用ニ付差下

外家式 溜塗木綿真田付

五十一

梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋附

一 平御煙草盆 沓面 浅黄木綿御和巾包

天四十七 納判 五十番江組入

内

銀御火入 沓 浅黄絹御和巾包

此目八拾三匁

同御灰吹 沓 同断

此目式拾九匁

同御させる沓對同断

此目らうとも式拾匁

御煙草箱 沓 同断

外家沓 真搔合塗木綿真田付

五十二

同断

一 御瓶子 沓對浅黄木綿袋入

天四十六 納判 四十九番江組入

外家沓 同断

五十三

同断

葵御紋付

一 御炭斗 沓 浅黄木綿御和巾包

天四十八 同断 五十番江組入

外家沓 真搔合塗木綿真田附

五十四

黒塗葵牡丹両御紋付菊折枝蒔絵鉾減金御敷紙

一 御櫛臺 沓通浅黄木綿御和巾包

文久二戌年御広敷へ渡

内

御毛垂箱 沓浅黄絹御和巾包

但御毛垂柄鞘斗四ツ

御元結箱 沓 同断

御白粉箱 沓 同断

御白粉解 沓 同断

御附子箱 沓 同断

御油桶 沓 同断

御化粧水入沓 同断

銀御髪水入沓 同断

此目三拾五匁

三ツ御櫛 沓具御畳紙包

大女郎 沓對

小女郎 沓對

御紅筆 沓對

御白粉筆 沓對

御櫛拂 沓本御畳紙包

御髮撫 沓本

御際置 沓本

御真立 沓本

御鉢 沓挺御畳紙包

御鏡立 沓 浅黄木綿御和巾包

御鏡家人 式面 同断

但柄金入包御敷紙

外家四 溜塗木綿真田付

五十五

黒塗葵牡丹両御紋付菊折枝蒔絵御金物葵御紋減金

一 長御かもし箱 沓 浅黄木綿御和巾包

御畳紙 沓 安政二卯年
利姫御引移御用ニ付江戸表江
差下

外家 沓 溜塗木綿真田附

五十六

一 同断 御耳監臺輪共 沓 同断

文久二戌
御広敷江渡

御嗽木椀蓋共 沓 浅黄絹御和巾包

御片木 沓 枚同断

外家 沓 同断

五十七

黒塗葵牡丹両御紋付菊折枝蒔絵

沓

△一 御楊枝箱 式 浅黄木綿御和巾包

沓ツ 安政二卯年沓ツ
葵印 利姫御引移御用ニ付
四十六番江組入 江戸表江御差下

葵印ニテ千賀信友へ被下

御畳紙 式

外家 沓 溜塗木綿真田付

五十八

黒塗葵牡丹両御紋付菊折枝蒔絵御金物減金御敷紙

一 御昆布箱 沓 浅黄木綿御和巾包

葵印四十七番江組入 葵印ニ福島屋善助へ被下トアリ

外家 沓 同断

俊恭院福君の婚礼と菊折枝蒔絵調度

五十九

梨子地菊折枝蒔絵

葵牡丹両御紋付鷄目銀内張赤地錦

一 御貝桶 沓 對浅黄木綿御油簞掛
猩々緋御油簞式

天五十六上下 納判六十三番上下江組入

本文御油簞裏斗 本文表猩々緋慶応元年
安政三辰年御拂 前御簾中様御茶弁当

外家 式

真搔合塗木綿四ツ打紐付
御油簞ニ御用ひ相成候

御貝三百八拾三 猩々緋御貝敷共

外家 沓 同断 萌黄真田付

六十 上下

同断

葵御紋散

一 御碁盤 沓 面 紫絹御油簞掛

東天三 同断 六十一番江組入

御碁筒 沓 對 紫絹御和巾懸

石 白 百七拾九 石斗安政二卯年

明治六年東京廻り 黒 百八拾 利姫様御引移御用ニ付
江戸表江御差下

外家 式 真搔合塗木綿真田付

六十一

梨子地菊折枝蒔絵

東天三 葵御紋散 納判六十番江組入

一 御将碁盤 沓 面 紫絹御油簞掛

明治六年東京廻り △御駒并箱共 駒斗安政二卯年

利姫様御引移御用江戸表江
差下

外家沓 同断

木綿真田付

六十二

同断

東天三

一 御双六盤

沓面 同断

明治六年東京廻り 同断六十二号の組入

石黒 拾五宛 さい式筒入

但御袋赤地錦紅白紐付

此袋斗安政三辰年
利姫様御引移り御用江戸表江御差下

是迄四番入 外家沓 同断

六十三

是迄五番 同断

一 御茶簞筒

沓 浅黄絹御和巾包

天式拾六 納判二十九番の組入

鍵 沓

外家沓 真搔合塗煮黒目鷄目

木綿真田付

六十四

唐銅

一 御砂物鉢 沓

御砂物鉢斗盜難

黒塗金面取御臺沓添

外家無之

六十五

同

一 御砂物鉢

沓 浅黄木綿御和巾包

外家沓 春慶塗煮黒目鷄目

天保十四卯年五月御廣敷
御膳所江相渡候

六十六

船虫食木地

一 御砂物鉢 沓同断

黒柿岩式添 浅黄木綿御和巾包

外家無之

六十七

黒塗減金御金物付

一 御伏籠 沓 浅黄絹御和巾包

明治六酉四月調売立

外家沓 春慶塗木綿真田付

六十八

金砂子塗梅蒔絵

一 御冠棚 沓 浅黄絹御油簞掛

納判百五番江組入

雑 天四十六 紅緒房八ツ付

外家沓 春慶塗四分一金物付

六十九

蠟色塗葵牡丹両御紋付御金物減金両御紋付唐草彫

ソ一 御小袖簞筒 式棹

明治三年十二月
釣姫様御嫁御用二付
東御屋敷江相廻候

御用相成

七十

春慶塗葵御紋付

一 御長持 六棹 内沓黒塗

銘々御道具入

七十巻

(貼札)

ツ一 綆子張御障子屏風 式双 壹「壬申御拂」

寄組菱形 内一双中疵之方

外家式 真搔合塗

内壹双

地四百五十五 納判四十一番江組入

屏風

尾張徳川家における世襲財産附屬物

香山里 絵

はじめに

- 一 世襲財産附屬物申請以前の尾張徳川家什宝
 - 二 「華族世襲財産法」
 - 三 尾張徳川家の世襲財産と世襲財産附屬物
 - 四 世襲財産附屬物としての価値判断
 - 五 尾張徳川家と臨時全国宝物取調
- おわりに

はじめに

明治二十六年（一八九三）二月十四日、尾張徳川家（以下、「尾張家」と略す）第十八代当主である侯爵・徳川義禮（一八六三～一九〇八）は世襲財産附屬物登録を宮内省に願出、同年四月十九日に宮内大臣土方久元より認可された。華族の世襲財産は官報で広告することが定められていたため、認可された什宝六百三十点は、同月二十一日の官報第二九四〇号で五十五行にわ

尾張徳川家における世襲財産附屬物

たり掲載された。

明治十九年（一八八六）四月二十八日公布の「華族世襲財産法」には、世襲財産とは別に世襲財産附屬物がある。尾張家の世襲財産附屬物（以下「附屬物」と略す）六百三十点は財団法人尾張徳川黎明会（現・公益財団法人徳川黎明会）設立に先立ち昭和五年（一九三〇）に登録解除され、全点が優先的に財団寄附の対象とされた。現在も徳川美術館と名古屋市蓬左文庫に伝来する什宝は、ここで選択されたと言っても過言ではない。本論では尾張家における世襲財産附屬物がどのように選択されたか確認したい。

一 世襲財産附屬物申請以前の尾張徳川家什宝

世襲財産附屬物申請以前の尾張家什宝を取り囲む状況に関して記す。

明治四年（一八七一）四月十日、尾張家十六代当主義宜（一八五八～七五）の後見役である徳川慶勝（一八二四～八三）は名古屋城新御殿を引き上げて東京・浅草瓦町邸に移住した。同年九月二十九日には義宜が同じく浅草瓦町

邸に移住した。翌五年、名古屋城は明治天皇に差上、国の保有となり、本丸と二之丸は陸軍省の所管となった。⁽¹⁾江戸時代に保有していた尾張家の屋敷も多くは差上となり、明治十年に尾張家が保有する邸宅は名古屋奥山町邸、名古屋大曾根邸、名古屋新出来町邸、浅草瓦町邸、本所相吉町邸の五邸まで減少したと思われる。⁽²⁾屋敷の集約の過程で、各屋敷に分蔵されていた図書・什宝・道具も取捨選択されていた。山本泰一氏は明治に入つての最初の整理は明治三年から五年に行われ、「什器目録」十九冊(徳川美術館蔵は明治五年頃に成立したと推定する。⁽³⁾ 廃藩置県に際し当主の東京移住が強制され多くの邸宅を収公される中で、多くの什宝は処分・売却・贈呈・下賜されている。山本氏はここで約七割方の什宝が手放されたという。⁽⁴⁾ そのような中で残されるべき道具類が主に名古屋大曾根邸に集約・管理されたのは、主要な什宝を保管していた名古屋城からの移動の便、各邸の敷地面積や立地といった理由があつたと想像される。⁽⁵⁾

邸宅の減少と同時に家職も大幅に減少した。明治二年十二月に七百二十二名数えられた家職は、明治二十五年には御相談人五名、家令一名、家扶六名、家従十名、北海道事業担任三名内兼務一名となった。⁽⁶⁾ しかし尾張家には一貫して美術品を管理する「御道具懸」が存在した。明治十五年七月制定「家職職務章程」ではその職務は以下の通り記される。

第十九條 什器係ハ一切ノ藏品ヲ簿冊ニ明記シ、其出入増減アルニ方リ所由ヲ細記スル等、渾テ疎漏ナキ様注意スヘシ、其他風入ヲ要スル諸品ハ、年々一回取斗ヒ、爾時令扶立会簿冊ニ照シ、精査ヲ遂クヘシ、尤修補等ニ心付タル儀ハ、速ニ令扶ニ開申スヘシ(徳川家々法其外調書 五味末吉調)

また明治二十六年十二月の「職制及各課分掌事項」によれば、「什器掛」

は名古屋邸庶務課に配属され、課長(家扶)一人の下、庶務掛、營繕掛、社寺掛、什器掛の四名の家従が勤務していた。その職務は「什器ニ係ル台帳ヲ整理シ什器ノ位置ヲ明カニスル事」、「什器ヲ保管スル事」、「世襲財産附屬物取扱ニ関スル事」「什器ヲ貸与スルハ家主ノ裁定ヲ経ル事 但縁故アル社寺ノ祭典ノ際雜品ヲ貸与スルハ本文ノ限ニアラス」とある。

尾張家は明治四年の名古屋博覧会をはじめ明治期の展覧会に継続的に出品するが、これは大曾根邸という安定した収蔵場所の確保と、「什器掛」という職制が守られたことが一因であろう。

明治八年十一月二十六日、第十六代当主義宜は十八歳で逝去し、慶勝は十七代当主を再承した。⁽⁸⁾ その後急遽養子選びが行われ、水戸徳川家分家・高松松平家第十一代藩主松平頼聰の次男・晨若、⁽⁹⁾ 後の徳川義禮が選ばれた。明治十三年七月の「御器物目録」は明治十三年九月二十七日に慶勝が隠居し、義禮に家督譲渡する際の目録として明治十二年から準備されたと考えられ、「本邸ノ命」により「上中下ノ三等ニ精選」されて作成された。「上等」である「天」七冊、「中等」である「地」一冊、「御音信用」である「人」一冊の計九冊である。⁽¹⁰⁾ 同目録はそれまでの目録とは異なり、什宝の寸法や表装裂、外題や添書、伝承などが記され、明治二十一年六月に慶勝の十一男義恕(一八七八―一九四六)が分家設立する際の財産分与や、全国宝物取調局の調査結果が記入される。例として「御大切御清メ」第一号「東照宮尊影」の記述を掲げる。

蔵第四号 位置 階上東部御唐櫃一号 什器番号 壹

「世」(朱印)「虫」(朱印)御束帶密画彩色

東照宮尊影 一幅

画工探幽ノ鑑定アリ無落款

由緒及記事 章善院様御所持一所ニ納候様ニ与御意ニ付入置

総長 五尺四寸四分 紙地 竪二尺九寸六分

巾 一尺八寸二分 横一尺二寸八分強

上下 桐鳳凰唐草錦 中 紺地葵紋宝尽金欄 一文字風帶 白茶地大

小菱模様鋁金 御軸卷止御金具 赤銅七子減金唐草 御緒付座減金赤

銅素銅三重裏返菊彫刻 御軸赤銅七子地減金唐草 小口葵御紋御袋茶

地柘榴模様純子 御箱梨地金沃金懸内朱 外箱黒塗金御紋三箇金具銀

黒メ

「第一部記入済」(黒印) 「整理第 号」(黒印)

附属物に該当する什宝には「世」の朱印が捺され、また表紙に「明治二十四年八月訂正」とあることから、附属物を決める直前の尾張家の所蔵品の状況を記すと考えられる。

このように明治に入り名古屋大曾根邸を中心に管理されていた尾張家什宝は細かく記録されて整然と収蔵され、什器掛が什宝管理に留意し、家令・家扶の指示の下、展覧会に際する什宝貸与も可能な、当時としては理想的な収蔵状況を保っていたと思われる。

二 「華族世襲財産法」

「華族世襲財産法」全二十七条は勅令として明治十九年(一八八六)四月二十八日に内閣総理大臣・伊藤博文により公布された。^① 満二十歳以上の華族の戸主は世襲財産を創設することができ(第一条)、その財産は家督相続者に相続させるものとする(第二条)。世襲財産は、総額で年利益五百円以上の収益を挙げる財産に限定されており、第一類Ⅱ田畑・山林・宅地・塩

尾張徳川家における世襲財産附属物

田・牧場・池沼等、第二類Ⅱ政府発行の公債・証書、政府の保証または監督に属する銀行・会社の株券を対象とする。世襲財産及び附属物は売却譲渡、負債の抵当とすることが禁止され(第十三条・十四条)、世襲財産の管理者は宮内大臣であり、所有者が廃止・内容変更することはできなかった(第七条、十六条・十七条)。戸主及び満二十歳以上の相続者または後見人と親属三名以上で、世襲財産に関して協議する親属会議を設ける必要があり、あらかじめ認可を得ておく必要があった(二十四条)。世襲財産に関する願書や届出には親属会議各員の連署が必要であった(二十五条)。

附属物は上記世襲財産の認可を得た者のみが、所有する建物・庭園・図書・家宝(第五条)に適用することができた。明治十九年五月二十二日施行の「華族世襲財産法施行手続」(宮内省達第七号)第五条には、その標準として左記が挙げられている。^②

一 稀世ノモノ

一 其家ニ由緒アルモノ

一 観古ノ参考トナルヘキ貴重ノモノ

附属物の申請は定型様式に則った目録提出が定められており、「由緒アルモノハ詳記スヘシ」とされ、建物の場合には「構造ノ概略并由緒ヲ詳記シ略図ヲ添」えることとされていた(施行法二十二条)。指定品は「差出シテ点検」又は「華族局員ノ臨検ヲ受」けることとなっている(施行法第二条)。附属物も世襲財産と同様に一度認可を受けると売却・譲与・廃止することが禁止されていた。

華族世襲財産法成立前の読会で法制局参事官・岩崎小二郎(一八四五～九五)は同法の意図として、華族の品位を保ちその風儀を乱さないようにするために、財産を保護すべきである、そうしなければ、立国の基本が危

機に陥ると述べている。⁽¹³⁾ また同会において柴原和(一八三二―一九〇五)は附屬物の保護について尋ねているが、岩崎は「特二世襲スヘキ」家屋、庭園、図書、宝器等にかぎり附屬物とできる、名族旧家は建造物や「先祖伝来ノ重器」を所有している、例えば「徳川氏ノ芝、上野ノ廟宇」又は家の系譜などである。それらはその家の名譽門地に関係することを以て附屬物として保護する、宮内省が干渉してそれらの散逸を防ぐべきであると述べている。

世襲財産法第二十条、二十二条に定められる通り、世襲財産は公告が義務づけられており、その指定状況は官報で確認することが出来る。「華族世襲財産法」公布後、世襲財産の最初の認可は明治十九年十月七日岩倉具定であり、同年に二十四家、翌年七十九家の世襲財産が認可された。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾ 大正三年十二月三十一日には、華族全体の二十八%、公爵の六十四・七%、侯爵の五十四%が世襲財産を設定しており、これまで指摘されるようにその内容は圧倒的に第二類が多い。⁽¹⁶⁾ 附屬物については明治二十年三月二十四日本多忠敬所蔵の百十八点、秋元興朝所蔵の六百七十二点の宸翰・武具等の認可に始まる。しかしこちらの指定件数は数少なく、明治末年までに二十一件の認可が確認されるのみである。⁽¹⁷⁾ この附屬物の指定数をみる限り、この法令が文化財に与えた影響はさほど大きくないように思われる。

三 尾張徳川家の世襲財産と世襲財産附屬物

明治二十年(一八八七)九月七日、徳川義禮は実父である高松松平家十一代頼聰連署の下、世襲財産創設願を宮内大臣に提出し、同年十月二十六日に宮内大臣土方久元より世襲財産創設の認可を受けた。世襲財産は第十五

国立銀行株式四件である。⁽¹⁸⁾ 明治二十五年六月三日に名古屋大曾根邸や新出来邸をはじめとする愛知県内の宅地、周囲の田畑、墓地が追加され(官報二六七九号、明治二十五年六月四日)、明治二十八年にも田畑や郡村宅地、原野が追加(官報三六一一号、明治二十八年七月十二日)、その後も次々に追加されている。⁽¹⁹⁾

附屬物の申請は、明治二十六年二月十四日付で同じく徳川義禮から親屬會議員である松平頼聰、松平義生、徳川家達の連署を添えて宮内大臣土方久元に提出され、同年四月十九日に第百二十九号として認可された。附屬物は六百三十点、その内容は同月二十一日の官報二九四〇号により確認することが出来る。⁽²⁰⁾ ここでは表題のみが記され、表記のみでは特定が難しい什宝もあるが、徳川美術館には「御世襲財産附屬物目録」三冊が伝来している。⁽²¹⁾

「御世襲財産附屬物目録」は、四目袋綴で綴られた簡易本である。表紙には墨書で次の通りある。

「第壹部

御世襲附屬物目録 天」

「第貳部

御世襲附屬物目録 地」

「第参部

御世襲附屬物目録 人」

「天」には御世襲財産附屬物第一号～同三百八十二号、「地」には同三百八十三号～同四百六十八号、「人」には同四百六十九号～同六百三十号までの什宝が列挙されている。

官報の簡易な記載と比較するとその内容は一致する。第一号から第十号

までは尾張家初代義直の編纂した『神祇宝典』、『神道正宗』をはじめとする図書が並べられる。第一号には名古屋大曾根邸所蔵であることが記され、以下同断とある。六百三十点の内、最後の三十六点を除く什宝が名古屋大曾根邸所蔵であったようである。第十一号から第一百十号は「掛物」である。その内、第十一号から第二十七号までは天皇宸筆、第二十八号からは家康親筆や家康を描いた什宝、第四十八号から第六十七号は秀忠以下の將軍の親筆が並ぶ。第六十八号から第八十八号は尾張家の当主・正室・子弟の親筆である。第九十九号、百十号は伝狩野元信筆「囃布袋図」と雪舟落款の山水図が掲載される。第一百一十号から第三百十九号は巻物である。天皇の宸筆が最初に並び、尾張家の当主・婦女・子弟の親筆と続く。巻物の最後に「天皇撰関御影」と「破来頓等絵巻」が加わる。続いて「経」として第四百四十号から第四百四十二号まで龜山天皇と後水尾天皇、尾張家二代当主光友正室靈仙院千代姫の親筆が掲載される。第四百四十三号から百五十七号は「手鑑」として、色紙、短冊、歌書、書画、そして各当主所用の鎧兜、刀剣、刀剣具、茶碗・裂が掲載されている。「地」巻は初音蒔絵に始まり、胡蝶蒔絵、長春蒔絵などの漆の道具類が掲載されている。「人」にある什宝は「天」と「地」に洩れた作品を付け足したように感じられる。刀剣、掛物、巻物、茶碗の項目が再び数点ずつ挙げられる。「天」のように整然と分類されていない。五百九十五号から六百三十号は東京の本所横網町邸保管と記される(表1)。

先述した通り、明治十三年の目録で尾張家は什宝の格付け名称として「天」「地」「人」を使用し上等・中等・御音信用としたが、本目録における「天」「地」「人」はこのような格付けがあるとは考えられない。「御世襲財産附属物目録」では天皇宸筆は全て「天」冊に掲載されているが、

「御器物目録」で「天」冊に掲載されている初音蒔絵が「御世襲財産附属物目録」では「地」冊に掲載されている。「御世襲財産附属物目録」は後述するような指導の下、従来の道具目録とは別の順番でまとめられ、おそらく宮内省の指示により冊子の呼称として「天」「地」「人」を用いたと思われる。

「御世襲財産附属物目録」には、什宝名称の朱字修正がある他、記入の仕方を統一する添書、番号修正等の記入がある。例えば、二百二十五号、二百二十九号の刀は「太刀」と記され「太」に訂正線がひかれている。これは官報の告示では「刀」と表記されており、またこの目録に記されながら朱書で訂正が加えられその指示通りに省かれた什宝もある。⁽²²⁾このような書き込みから、本目録は宮内省提出用の目録を完成させ清書する一段階前の目録であったのではないかと推定する。

目録作成時の書き込みに加えて、成立後の記入と考えられる書き込みも多数ある。目録には財団設立の際につけたと思われる什宝番号が付記される他、昭和十年以降の重要美術品、昭和二十五年以降の重要文化財の指定まで記入されている。

ではこれらの世襲財産附属物は、どのように選択されたのであろうか。

四 世襲財産附属物としての価値判断

「世襲財産附属物取調往復簿」(徳川美術館蔵)によれば、尾張家における附属物の取調作業は明治二十四年十月に開始された。⁽²³⁾当初の調査は「華族世襲財産法」及び「華族世襲財産法施行手続」に基づきつつも、尾張家の価値基準を元に什宝を選択しようとした。

「世襲財産附屬物取調往復簿」に綴じられた書類一号及び二号では、以下のように什宝の選択基準が記される。

一名古屋現在ノ御什器ハ予テ天地人ノ三種ニ區別アリ地人ハ之ヲ除キ天ノ部ノミヲ掲クル見込

明治十三年以降、名古屋の什宝は「天」「地」「人」の三種に区別されているが、「天」の部のみを掲げることとし、「地」と「人」の什宝は選択対象としないこととした。その上で当時の尾張家の区分別に什宝の選択基準を決めている。

尊崇ノ部 御大切甲ノ部 同上乙ノ部 同上丙ノ部

御大切ナル部 右五種ハ悉皆掲クルモノトス

御大切物旧御日記所草稿乾坤御書物ノ部 是ハ前頭五種ニ重複ノモノ多キカ故ニ附屬物ニ加ヘス

「尊崇ノ部」「御大切ノ部」は將軍家及び尾張家当主の親筆と駿府御分物をはじめとする由緒品であり、それらは草稿や重複を除いて全て掲げるとされた。ただ以下の通り、「尊崇ノ部」「御大切ノ部」であっても唐本は多くを除くこととした。

御大切御尊崇ノ部ヲ初御書物ニ於テハ素ヨリ、御世襲ノ御品ト雖、唐本ノ如キハ、御世襲御財産トシ其筋ヘ御届可相成モ如何ト愚考仕候、依テ御尊崇ノ部ハ勿論、其他朝鮮版同活字金沢文庫写本及其他ノ古写本ヲ抜粹シ御届相成為方可然哉、尤唐本中經史詩集著名ナルモノ又世ニ稀ナル物ハ御届相成可然候、然レ共凡總數ノ三分ノ二ハ減少スヘキ見込ナリ

以降も屏風、手鑑、石摺、歌書、掛物、巻物は「天」部全てを候補とし、裂革と唐墨は中等以下は掲げないといったように、部毎に候補を選び、そ

こから取捨選択していった。⁽²⁴⁾ここで注目すべきは硯と刀剣の部である。

硯ノ部 硯ハ宝物取調委員ノ抜粹シタルモノヲ掲ク
刀剣ノ部 宝物取調委員来県ノ際選抜シタルモノハ委員可否ノ評ニ不拘悉皆掲クル見込

「宝物取調委員」とは、明治二十一年に宮内省に設置された臨時全国宝物取調局の委員を示すと考えられる。明治二十三年五月以前に臨時全国宝物取調は尾張家の什宝を見ていたと考えられ、⁽²⁵⁾明治二十三年七月十一日には「蒔絵初音之棚三箇」、「源氏物語絵巻」、伝玉潤筆「遠浦帰帆図」、「千鳥香炉」が優等品として認められた。⁽²⁶⁾しかしここに記される通り、硯は全国宝物取調委員の抜粹に基づいて選ぶこととしたが、刀剣については「委員ノ可否ノ評」は参考とされなかった。

作業開始から三ヶ月が経過した明治二十五年一月二十九日から二月五日、全国宝物取調鑑査団の宮内省・稻生真履、雇・八木彫が名古屋大曾根邸を訪れた。ここで八木から以下が示された。

世襲財産附屬物は御由緒物を除くと、全国宝物取調鑑査の一等から三等の器物である。四等五等はそれに次ぐ器物である。由緒品の内、間違いない世襲財産とされるのは「宸翰及天賜ノ器物」「東照宮御影及御筆又ハ御武器ノ類」「義直公御筆及御自撰御書物御家譜御武器ノ類」「駿河御讓御書物ノ内金澤文庫ノ写本其他稀世ノ古写本 駿河御讓ト雖モ和唐トモ版本ハ總テ之ヲ除ク」である。「皇族方御筆」「二代將軍秀忠公御初幕府御代々御筆ノ類」、「光友公御初御家御代々御筆ノ類」「駿河御讓敬公御讓版本及由緒不詳ノ古写本」「東照宮以来徳川家治績ニ関スル写本版本トモ」「光友公御初御武器御刀剣ノ類」はこれに次ぐ器物であるが、時宜により贈与して

も構わない、という内容であった。⁽²⁷⁾

この指導に基づき、取り調べはやり直しとされた。東京の義禮手許品を含む什宝情報が目録化されて名古屋大曾根邸に集められ、当初は対象外であつた尾張家における等級分け「地」「人」も加えて再度候補什宝の目録作成が開始された。⁽²⁸⁾ やり直しから半年ほどの整理を経て、明治二十五年七月六日には世襲財産附属物の候補什宝は次の通りとなっている。

歴代宸筆掛物	拾四
同 手鑑	九
同 巻物	拾八
同 屏風	壺
東照宮御影初御筆	貳拾六
秀忠公御初幕府御代々御筆	貳拾四
源敬公御初御代々御筆 掛物	四拾四
同 無表装御書画	拾七
同 色紙短冊	拾壺
同 巻物	拾壺
同 手鑑	九
同 歌書	五
東照宮御初御武器	五拾
東照宮御上下初御衣服	二十壺
御系譜初書籍	五十八
駿河御譲り書籍	百六十四
優等品(二等已上)掛物	貳
同 巻物	貳

尾張徳川家における世襲財産附属物

同 歌書	四
同 屏風	壺
同 刀剣	拾五
同 初音胡蝶蒔絵物	五十三
同 蒔絵物	貳十五
同 堆朱物	貳
同 釜	壺
同 茶壺	壺
同 茶碗	貳
同 裂	百四十七
計廿七種	七百三十七

これを実際に認可された世襲財産附属物と比較すると、この内容が「世襲財産附属物目録」前半にあたることが確認出来る。数量は減少しているが世襲財産附属物第一号から第十号が「御系譜初書籍 五十八」に該当すると思われる。続く第十一号から百十号が「掛物」であり、二十七号までが天皇宸筆、二十八号から東照宮御影初御筆、四十八号から「秀忠公御初幕府御代々御筆」、六十八号から「源敬公御初御代々御筆」、そして全国宝物取調で三等以上を得た元信筆「噺布袋」と雪舟筆「山水図」の二点が選ばれている。次が「巻物」であり同様に宸筆、將軍家、尾張家の代々御筆、そして全国宝物取調で三等に選ばれた「天皇摂関御影」と「破来頓々物語」が並ぶ。以上のように比較すると、世襲財産附属物四百八十四号までがこの時示された基準と数にはばあてはまる。

この記録から、世襲財産附属物は由緒品と臨時全国宝物取調の三等以上の什宝を指定することとなっており、什宝の判断と指導は臨時全国宝物取

調掛が行っていたと推定することが出来る。

五 尾張徳川家と臨時全国宝物取調

臨時全国宝物取調掛が尾張家の什宝を指定するのは先述した通り、明治二十三年七月十一日の「蒔絵初音之棚三箇」、「源氏物語絵巻」、伝玉潤筆「遠浦帰帆図」、「千鳥香炉」が最初である。前項で触れた明治二十五年一月二十九日から二月五日以外にも全国宝物取調掛は何度も尾張家を訪れており、現在徳川美術館には三百五十三枚の鑑査状が伝来する(表2・表3)。鑑査状の日付は明治二十四年七月三日、八月一日、明治二十五年一月二十日、九月三日、十二月十四日、明治二十六年二月二十三日の六種類、またそれ以外に明治二十三年の取調結果を記した冊子一冊がある。明治二十三年に遡る鑑査状はなく、指定を受けたと冊子に記された什宝には鑑査状が現存する作品とない作品、別番号が付されている作品があることから、正確な指定数は把握出来ない。⁽²⁹⁾

これまで臨時全国宝物取調の活動として京都をはじめとする寺社の所蔵品調査が主に紹介されてきた。⁽³⁰⁾「美術取調二関スル報告摘要」にあるように、調査品は地域の幾つかの指定寺院に集められて確認されていた。⁽³¹⁾報告の前半では圧倒的に寺社所蔵品が多い。しかし明治二十三年七月十一日の「臨時全国宝物取調局宝物検閲景況」前文では、検閲は東京府下の宝物にとりかかり、彫刻が少なく絵画・工芸品が多いことや、寺院よりも「旧族名家」の私有品であり、所在確認が難しいことが記されている。⁽³²⁾この頃から華族の集中する東京の宝物検閲にとりかかったのであろう。では華族の什宝はどのように検閲されたのであろうか。

華族の所蔵品については、展覧会に出品された名品が優先的に指定されたと思われる。明治二十三年七月十一日に優等に選ばれた「蒔絵初音之棚三箇」、「源氏物語絵巻」、伝玉潤筆「遠浦帰帆図」、「千鳥香炉」はいずれも同年三月二十五日から五月三十一日まで上野公園内桜ケ岡美術協会列品館で開催された第十回美術展覧会に出品されている。この展覧会については「臨時全国宝物取調局宝物検閲景況」と同じ官報の彙報「教育」項目に「優等」品を挙げていることから、展覧会の目的に検閲の意図があった可能性もある。⁽³³⁾また一等十五枚の鑑査状全てが最初の鑑査状の日付である明治二十四年七月三日付である。優等品を先に指定する傾向が尾張家の鑑査状では顕著にみられる。

尾張家所蔵品については天皇宸筆や尾張家の由緒品について鑑査状を受けた什宝はない。天皇宸筆とされるものと華族の家の由来を示す由緒品は臨時全国宝物取調掛が判断外としたものではなかった。⁽³⁴⁾

二等十四枚、三等四十九枚の鑑査状は明治二十四年七月三日と八月一日、そして翌二十五年九月三日付の三日間に発行される。それ以降は四等以下の鑑査状しか現存しない。明治二十五年九月は申請の半年前、世襲財産附屬物の目録にいれる最終段階であると思われる。世襲財産附屬物四百八十五号以降の後半の什宝の多くはこの明治二十五年九月に二等、三等に選ばれている。⁽³⁵⁾ここでは尾張家が「地」「人」と評価していた什宝までが確認され、「地」の評価とされていた「八代集」、「曾我物語」十二冊、「源氏物語」(持明院基輔筆)五十四冊が三等に選ばれ、世襲財産附屬物となった。これは華族世襲財産附屬物申請のための調査であったのではなかろうか。

四百七十一枚の鑑査状全点に臨時全国宝物取調委員長・九鬼隆一と同委

員・川田剛の名前があるが、それ以外の四人は日付ではなく什宝の種類毎に異なるように見受けられる。書は山縣篤蔵（一点のみ黒川真頼）、小杉楳邨、山名貫義（二点川崎千虎）、古筆了悦、茶器関係は黒川真頼、小杉楳邨、山名貫義、赤塚輯、絵画は明治二十四年八月一日は岡倉覚三、川崎千虎、橋本雅邦、山名貫義、二十五年一月二十日と同年十二月は橋本雅邦の代わりに狩野探美の名前が連なっている。工芸品は黒川真頼、岡倉覚三、小杉楳邨、中井敬所、川崎千虎、山名貫義、八木雕の名前がある。古筆了悦や赤塚輯、橋本雅邦、狩野探美などは種別の専門家として判断に関与したと思われる。

全国宝物取調掛は尾張家の「器物保管規則」に關しても変更案を示した。「天」「地」「人」の三部に分けられていた尾張家の什宝は、部名を変更し、第一部を世襲財産附屬物、世襲財産に次いで所有権を他に移すべきでない第二部、時宜により贈与しても構わない第三部と区分するように指導された。その種別も改めて形態別に二十類に分けることが示され、「御大切の部」のような区分は無くすよう指導された。また長持や簞笥での保管についても変更するよう指導があった。⁽³⁶⁾

世襲財産附屬物の手続全てが全国宝物取調掛経由で行われたわけではない。指定前には爵位局係員も名古屋大曾根邸を訪れ打ち合わせを行っていた。⁽³⁷⁾しかし指定する什宝の取捨選択は全国宝物取調掛の役割であったと思われる。

日本の文化財保護法制は古器物保存方にはじまり、明治三十年公布の古社寺保存法により体系づけられたとされてきた。華族世襲財産法における附屬物と全国宝物取調は、その間を埋める模索過程の一と捉えられるのではなかろうか。

おわりに

尾張家は華族世襲財産法公布五年後に世襲財産附屬物を申請したが、本多忠敬や秋山興朝が申請する明治十九年十二月、宮内省には未だ臨時全国宝物取調掛が設置されていない。九鬼隆一が「美術の模範及歴史の参考となるべき物品取調」に京都、大阪、奈良、和歌山、滋賀へと向かうのは明治二十一年五月五日である。

本多忠敬家の世襲財産附屬物は百十八点、秋元興朝家の世襲財産附屬物は六百七十二点であり、いずれも天皇宸筆、徳川家関係、先祖伝来の武具や由緒物と共に、由緒品とは思えない什宝を含んでいる。⁽³⁸⁾これらは誰がどのように審査したのであろうか。什宝の比較対象がなく全体像がつかめない、「美術」の価値判断が定まらない段階で什宝の指定を出来る人間はそれほど多くはいなかったと考えられる。その人物は臨時全国宝物取調に関わっていく人間と重なるのではなかろうか。日本の文化財保護の黎明期における世襲財産附屬物と臨時全国宝物取調の接点、そして他家においては誰がどのような判断を行ったのか、今後更なる資料が見つかることを期待したい。

また本研究は華族の所蔵品を明治期の美術史の枠組みに組み入れる作業でもある。明治期に華族が所有していた多くの美術品については、これまで売立を中心とした離散過程が多くとりあげられ、その理由は各華族家の財産状況に求められてきた。しかし本法令でみる限り、華族の所有品も明治期の「美術」制度とは無縁ではない。華族世襲財産法は任意法であり、その機能は十分に機能しなかった。別稿に指摘する通り、世襲財産附屬物

の申請数は大変限定的であり、大正四年の改正法により世襲財産は多く解除され、それが多くの売立に直結した。³⁹⁾ 徳川義親が財団設立を決めたのもまた、華族世襲財産法改正法施行の時点で、「其家二由緒アルモノ」「稀世ノモノ」「観古ノ参考トナルヘキ貴重ノモノ」が守られない現実を認識したからと考える。

註

(1) 「御住居之沿革」個人蔵

(2) 岩下哲典「尾張徳川家の江戸屋敷から東京邸への変遷について」『徳川林政史研究所研究紀要』第二十七号 徳川林政史研究所 一九九三年三月。

岩下哲典「研究ノート 尾張徳川家の江戸屋敷・東京邸とその写真」(『徳川林政史研究所研究紀要』第二十八号 徳川林政史研究所 一九九四年三月)。

『徳川御三家江戸屋敷発掘ものがたり―尾張家への誘い―』(新宿歴史博物館 二〇〇六年)。

「御住居之沿革」(個人蔵)によると各邸の土地は以下の通りである。

名古屋城 明治四年四月十日 慶勝新御殿引上、同年九月二十九日 義宜引上、同年十一月二十六日 奥方様引上、明治五年五月二十日新御殿事務所を引払い奥山町別邸へ移転。

奥山町別邸 明治二十三年一月 陸軍省御用地となり家屋取壊し。

市谷屋敷 明治四年三月十九日 兵部省へ差上。

麴町屋敷 明治二年三月十三日上地。

戸山屋敷 明治二年五月二十五日 宗家三田綱坂邸と交換、明治三年四月二十九日三田綱坂邸上地。

築地屋敷 明治三年四月二十九日上地。代邸として浅草瓦町上田藩邸並びに金千五百円下賜。

京都吉田・伏見御屋敷 明治四年上地。

(3) 山本氏は「什器旧原簿」といわれる一連の蔵帳の残留、分譲、贈呈、売却された作品点数を確認し、庚午、辛未、壬申といった書き入れから明治三年から五

年に整理した結果としてこの目録が出来たと推定する。

山本泰一「研究ノート 尾張徳川家の幕末期における什宝(収藏品)の種類と数量について」『金鯢叢書』第三十一輯・第三十三輯 徳川黎明会 二〇〇四年十二月 二〇〇六年十月。

他に尾張徳川家伝来の蔵帳を紹介した論考に以下がある。

佐藤豊三「享保時代における尾張徳川家の蔵帳整理について」『金鯢叢書』第二十五輯 徳川黎明会 一九九八年八月。

(4) 山本泰一氏によれば、明治維新にあたり、莫大な量の大名道具を整理縮小せざるを得なくなり、約七割方が売却や焼却処分された。しかし家康由緒の品々、歴代当主の筆になる書画や遺品をはじめ婚礼道具などの名画、名書蹟は保存された上、あらゆる分野の道具を満遍なく残し、藩政期の道具分類を踏襲して整理されているという。

山本泰一「尾張徳川家の収藏品について」『大徳川展』図録 『大徳川展』主催事務局 二〇〇七年十月。

尚、註③に掲出した文献には尾張徳川家の藩債処分に際して協力者への謝礼として作品贈呈される例や、側近御用を解かれるに際しての下賜といった実例が挙げられている。

(5) 山本泰一氏によれば、江戸時代には徳川家康の遺品「駿府御分物」をはじめとする「御大切之品々」は名古屋城に保管されていた。その他歴代当主や正室の収藏品、婚礼の際の持参品から日用品までの多様な道具が城内、御下屋敷(現・名古屋市中区葵)、大曾根屋敷、江戸の市谷屋敷、麴町屋敷、戸山屋敷など各所に分蔵され、管理者も御小納戸、御茶道方・御数寄屋方、御細工方、御腰物方など様々であったという(山本泰一「宝物の所在と管理」『尾張徳川家初代義直襲封四〇〇年記念 尾張の殿様物語』徳川美術館 二〇〇七年四月)。

明治期の最初の東京邸である浅草瓦町邸敷地は五千三百六十坪で内二千坪余が当初から貸地であった。明治四年七月に三千坪ほどの本所相吉町邸を加え、隅田川をはさんで瓦町邸と相吉町邸を使用していたが不便であったのであろう、明治十一年一月には敷地四千百十五坪の本所横網町邸を購入し本邸は移転した。手狭で立地も芳しくない東京邸に対して、大曾根邸敷地は明治二十一年には六万坪に

達し、明治二十三年には土蔵三棟を含む建物群が落成した(「御住居之沿革」個人蔵)。

尚、大曾根邸で圧倒的多数の作品が管理されているが、当主の手元で保管すべきとされた作品群も存在しており、東京邸で保管されている。その区分がいつどのようにして決められたかについては今後精査していきたいと考える。

(6) 「御家職任免調書」昭和二十一年 個人蔵。尚、明治二十二年十二月の職制は以下の通りである。家令二名、家扶頭取九名、家扶暱近頭取四名、家扶暱近十六名、家扶近侍三十八名、侍医十三名、家従二十四名、内家属吏六十四名、内家給事十九名、内家御雇卒族百十三名、御雇御側番四十三名、御雇卒族見習二十名、諸隸三百五十七名(「御家職任免調書」昭和二十一年 個人蔵)。「暱近」は「昵近」の書き違いかと思われる。

(7) 明治十三年三月に開始する観古美術会をはじめ、内国絵画共進会、ロンドン万国衛生博覧会(明治十七年五月)、靖國神社遊就館等への出品が確認される。

(8) 『平成新修旧華族家系大成』(霞会館 一九九六年)をはじめ古くは尾張家出版物では義宜の歿年を明治八年十一月二十四日としており、その記録は過去帳に遡る。二十六日説の根拠を含め、検討の必要がある。

(9) 義禮については長沼秀明「研究ノート 徳川義禮の英国留学」(『徳川林政史研究所研究紀要』第四十九号 『金鯢叢書』第四十二輯 徳川黎明会 二〇一五年三月)参照。尚、義禮の幼名「晨若」について、義禮の一八七六年三月の玉藻学校の賞状(徳川美術館蔵)には「T. Matsudaira」と表記される他、一八七二年の「Shimbu Gakusha」(未詳)の賞状(徳川美術館蔵)には「Takiwaka Matsudaira」(すずれも松平の表記に「su」は含まない)とある。「晨」を「とき」とも訓むことから、「ときわか」と訓むと推定する。文久三年九月十九日高松で生まれた晨若は、明治四年九月に父・頼聰が高松から東京へ移住するにあたり東京に移住し、頼聰を校主とする玉藻学校(東京府本郷元町一丁目七十四番地、明治八年九月開校で学んだ。同九年(一八七六)尾張家十七代慶勝の養子となり、名前を「義禮」とした。その後は学習院で学び、同十三年(一八八〇)慶勝隠居に伴い、尾張家十八代当主となった。最初の正室は慶勝の娘・登代(明治二十年十二月二日離縁)、二番目の正妻・良子は稲葉正邦の養女として嫁するが、同じく慶勝の娘である。登代

尾張徳川家における世襲財産附属物

離縁に関して当時の大衆紙はゴシップとして報じるが、義禮の長女米子に拠れば登代は障害を持ち子供を授かることが困難であった。側室を勧められたが義禮は断り、慶勝の直系を望んだため、良子を稲葉家の養子として迎えたという(徳川米子聞取調査資料)。明治十一年十一月一日に慶勝には十一男義恕が誕生しており、慶勝逝去の際には、義恕を当主とすべきとする家臣団も登場し紛糾する。分家設立まで家臣が二分する中、義禮は英国に留学した。この時義禮の英国留学を世話するのは後に徳川家家政に重要な役割を担う加藤高明である。

(10) 明治十三年七月・八月の目録は三組現存する。「御器物目録」九冊(明治十三年七月、什器原簿第一号)、これに添えられた副本八冊と「道具目録」八冊(明治十三年八月、什器原簿第七号)がある。八冊組の二組では第二冊に「唐墨」「色墨」「朱之類」と共に「香木」がまとめられているが、「御器物目録」では「香木」が単独で第三冊となっている。いずれも構成は同じであるが、八冊本はそれまでの目録のように作品名と数量、伝来だけが記録され、法量や表装などの詳細は書かれていない。

(11) 勅令第三十四号 明治十九年四月二十八日公布、官報第八四五号(明治十九年四月二十九日 内閣官報局)告示。

(12) 宮内省達第七号 明治十九年五月に十日公布、官報第八六五号(明治十九年五月二十二日 内閣官報局)告示。

(13) 「元老院会議筆記」明治十九年四月五日 第五百八号議案 華族世襲財産法第一読会(「元老院会議筆記 自第五百一号至五百卅三号」国立国会図書館デジタルコレクション 請求記号XB100 G1-1)。

(14) 最初の申請である岩倉具定は日本鉄道株、第十五国立銀行株と千葉県東葛飾郡の土地を八月に申請し(官報九三七号 明治十九年八月十四日、官報九三九号 明治十九年八月十七日)、同年十月七日認可を受けた(官報九八二号 明治十九年十月八日)。

(15) 明治十九年認可は岩倉具定、板倉勝観、上杉茂憲、板倉勝弼、本庄壽巨、本多忠敬、松平定教、前田利昭、池田政保、丹羽長保、有馬頼萬、三條実美、水野忠敬、大岡忠實、細川護久、津軽承昭、細川行真、戸田忠友、酒井忠彰、松平乗命、池田政禮、宗重正、細川興實、松園尚嘉の二十四家である。翌年一月に三家、

三月に二十三家、四月に三家、五月に六家、六月に九家、七月に九家、八月に六家、九月に七家、十月に四家、十一月に三家、十二月に六家が世襲財産認可を得た(官報九八二号—一三三三三)。

(16) 大正三年末の指定数は「第三十七回帝国議會貴族院華族世襲財産法改正法立案特別委員會議事速記録」第二号(大正四年十二月二十一日、国立国会図書館)にある政府委員高橋作衛の発言による。華族世襲財産法とその背景を説いた論考として以下を参照した。

磯野誠二「華族世襲財産法制定と改正の経過—家産制史の一側面」(家永三郎編『明治国家の法と思想』御茶の水書房 一九六六年三月)。

霞会館編『華族会館史』霞会館 一九六六年八月。

霞会館諸家資料調査委員会編纂『華族制度資料集 昭和重修華族家系大成別巻』吉川弘文館 一九八五年八月。

吉川弘文館 一九八五年八月。

千田稔「華族資本の成立・展開—一般的考察」(『社会経済史学』五二巻一号 社会経済史学会 一九八六年五月)。

岡部牧夫・小田部雄次編『華族財産関係資料』不二出版 一九八六年十月二十日。

小田部雄次「一九二〇年代における華族世襲財産の変様—華族世襲財産に関する新資料を中心に」(『日本史研究』二八八号 日本史研究会 一九八六年八月)。

後藤靖「日本資本主義形成期の華族の財産所有状況」(『立命館経済学』第三四巻六号 立命館大学経済学部 一九八六年二月)。

鈴木正幸「近代天皇制の支配秩序」校倉書房 一九八六年九月。

佐々木克「華族令の制定と華族の動向—旧華族間の対立をめぐって」(『人文学報』六十二号 京都大学人文科学研究所 一九八五年十月)。

千田稔「華族資本としての侯爵細川家の成立・展開」(『土地制度史学』二九巻四号 一九八七年)。

後藤致「華族世襲財産の設定状況について」(『立命館経済学』第三十七巻第四号・五号 一九八八年十二月)。

佐々木克「初期議會の貴族院と華族」(『人文学報』六十七号 京都大学人文科学研究所 一九九〇年十二月)。

酒巻芳男「華族制度の研究—在りし日の華族制度」霞会館 一九八七年三月。

大久保利謙歴史著作集三『華族制の創出』吉川弘文館 一九九三年六月。

森岡清美『華族社会の家戦略』吉川弘文館 二〇〇二年一月。

刑部芳則『明治国家の服制と華族』吉川弘文館 二〇一二年十二月。

久保正明『明治国家形成と華族』吉川弘文館 二〇一五年二月。

内山幸一「明治期の旧藩主家と社会—華士族と地方の近代化」二〇一五年十二月 吉川弘文館。

(17) 認可が確認されるのは以下の通り。本多忠敬、秋元興朝、松平忠和、毛利元徳、松浦詮、浅野長勲、五島盛主、太田資美、松平忠和(変更)、佐竹義生、生駒親忠、徳川義禮、青山忠允、大久保忠禮、内藤信任、竹腰正巳、秋元興朝(追加)、小出英延、小川又次、松平忠敬、石川成秀。

(18) 創設願・認可証は写しが残されている(個人蔵)。認可は官報に告示された(官報一三〇一号 内閣官報局 明治二十年十月二十八日)。

(19) 明治期だけで以下の申請・認可がみられる。明治三十年八月二日(第十五銀行株式、官報四二二六号)、明治三十一年四月一日(原野、官報第四四二三号)、明治三十四年四月二日(原野、官報第五三三二号)、明治三十五年三月四日(畑、官報第五五九七号)、明治三十五年九月十六日(日本鉄道株、官報第五七六三三号)、明治三十六年三月十日(畑、官報第五九〇三三号)、明治三十八年十一月七日(金禄公債証書、官報第六七〇九号)、明治四十年一月二十四日(記名特別大日本帝國政府五分利公債証書、官報第七〇七〇号)、明治四十年六月十三日(記名特別大日本帝國政府五分利公債証書、横浜正金銀行株、官報第七一八六号)。大正に入っても毎年のように入れ替えが行われる。

尾張徳川家の世襲財産については大石勇が「徳川義親と八雲町の農村美術運動」(『徳川林政史研究所研究紀要』第二十五号 徳川林政史研究所 一九九一年三月)に触れているが、世襲財産法は任意法であり、北海道八雲の土地はこれまで確認した限り一切その対象とはなっていない。

(20) 掲載内容は以下の通りである。

○華族世襲財産附屬物認可

神書二部、國史一部、傳記三部、儒書一部、武学三部、後宇多天皇宸筆掛物一幅、伏見天皇宸筆掛物一幅、後小松天皇宸筆掛物二幅、後奈良天皇宸筆掛物二

幅、後水尾天皇宸筆掛物五幅、後光明天皇宸筆掛物一幅、後西院天皇宸筆掛物二幅、靈元天皇宸筆掛物一幅、光格天皇宸筆掛物二幅、掛物三幅（著者注…筆者不明の家康像三幅を示すと推定される）、狩野安信筆掛物一幅、徳川家康筆掛物十六幅、徳川秀忠筆掛物五幅、徳川家光筆掛物一幅、徳川家綱筆掛物四幅、徳川綱吉筆掛物四幅、徳川家治筆掛物三幅対二、徳川家齋筆掛物二幅、徳川家齋室廣大院筆掛物一幅、徳川家慶筆掛物一幅、徳川義直筆掛物九幅、徳川光友筆掛物三幅対一、同筆掛物十四幅、徳川光友竝六男六郎筆掛物一幅、徳川綱誠筆掛物二幅、徳川吉通筆掛物二幅、徳川完陸筆掛物一幅、徳川齊朝筆掛物一幅、徳川齊溫筆掛物一幅、徳川齊莊筆掛物一幅、徳川慶城筆掛物二幅、徳川慶勝筆掛物一幅、徳川茂徳筆掛物一幅、徳川義宜筆掛物一幅、徳川齊朝室清湛院筆掛物一幅、徳川齊莊室貞慎院掛物一幅、近衛基前室維學心院筆掛物一幅、狩野元信筆掛物一幅、雪舟筆掛物一幅、京極黃門定家筆掛物二幅、經山虛堂和尚筆掛物一幅、宋玉潤筆掛物一幅、直夫竝假溪牧溪筆三幅対一、無準師範禪師筆掛物三幅対一、所翁竝牧谿筆掛物二幅対一、古林清茂禪師掛物一幅、足利尊氏筆掛物一幅、武田晴信筆掛物一幅、豊臣秀吉筆掛物一幅、牧溪筆掛物一幅、仙竺僊筆掛物一幅、伏見天皇宸筆卷物四卷、後伏見天皇宸筆卷物二卷、後醍醐天皇宸筆卷物一卷、後二條天皇宸筆卷物一卷、後小松天皇宸筆卷物二卷、後陽成天皇宸筆卷物一卷、明正天皇宸筆卷物一卷、後光厳天皇宸筆卷物一卷、後圓融天皇宸筆卷物二卷、東福門院筆卷物一卷、徳川義直筆卷物一卷、徳川光友筆卷物四卷、徳川光友室靈仙院筆卷物一卷、松平勝長同勝當筆卷物一卷、徳川治休筆卷物一卷、徳川治行筆卷物一卷、廣幡忠幸室普峰院筆卷物三卷、古土佐家之筆卷物一卷、世尊寺行尹竝古土佐筆卷物一卷、後二條天皇宸筆竝土佐光頭筆卷物一卷、菅原道眞筆卷物二卷、明成祖武皇帝勅書一卷、為家竝土佐守経隆筆卷物一卷、寂蓮法師竝中務少輔隆親筆卷物二卷、飛鳥井雅経竝中務少輔隆親筆卷物一卷、後醍醐天皇宸筆手鑑一帖、龜山天皇宸筆經一部、後水尾天皇宸筆經一卷、徳川光友室靈仙院筆經一帖、聖武天皇宸筆手鑑五帖、伏見天皇宸筆手鑑一帖、後陽成天皇宸筆手鑑一帖、徳川秀忠筆手鑑一帖、徳川義直筆手鑑七帖、徳川光友筆手鑑一帖、徳川慶勝筆手鑑五帖、徳川家宣筆色紙一枚、徳川光友筆色紙十二枚、同筆短冊十八枚、徳川宗睦筆短冊四枚、徳川治休筆短冊二枚、徳川

治行筆短冊一枚、徳川義直室高原院筆短冊一枚、徳川光友歌書二部、徳川齊莊歌書三部、徳川治行室聖聰院歌書一部、近衛基前室維學心院歌書一部、近衛基熙歌書一部、曾我物語一部、持明院基輔歌書一部、御深草天皇宸筆屏風一雙、後伏見天皇宸筆屏風一雙、小栗宗丹筆屏風一雙、徳川家康書一冊、同書二通、徳川義直書二十五枚、同画讀八枚、徳川光友画七枚、徳川継友書十枚、徳川宗春書一枚、徳川宗勝書十一枚、徳川齊朝書一枚、徳川齊溫書三枚、徳川慶勝書三枚、徳川吉通室瑞祥院書一枚、徳川治休書一枚、徳川清康書一枚、具足十二領、陣太鼓二、軍配团扇二、冑一、白熊采配二、軍扇三、鞭二、孫手一、狩箴一、馬面一、馬鎧一、白銅鉦一、螺一、馬標一、鎧一領、鞍鎧一具、鞍一、鐙一、轡一、馬氈一、丹波守吉道刀一口、短刀一口、來孫太郎刀一口、筑州住國弘短刀一口、青江包次刀一口、守家竝光忠刀一口、貞眞刀一口、城羽兼永刀一口、一文字刀二口、正恒刀一口、相模國貞宗刀一口、藤島刀一口、廣助刀一口、正宗小サ刀一口、二王清則小サ刀一口、保昌五郎短刀一口、郷則重短刀一口、濃羽志津短刀一口、備前國光忠刀二口、備前國則宗刀一口、來國光刀一口、信國刀一口、長光刀一口、備州長船住兼光刀三口、古備前正恒刀一口、國宗刀一口、備中國住人貞次刀一口、大原眞守小サ刀一口、ワカエ正宗短刀一口、左安吉短刀一口、來國俊短刀一口、備中國直次一口、備前國長船長光刀一口、遠江長光刀一口、鳥飼二字國俊刀一口、兵庫守家刀一口、大左文字刀一口、松浦源左衛門尉信國小サ刀一口、鯨尾吉光脇差一口、三條宗近短刀一口、新藤五國光短刀一口、山城國來國光短刀一口、栗田口吉光短刀一口、相模國貞宗短刀一口、備前國兼光短刀一口、山城國平安城長吉短刀一口、駿河國島田義助短刀一口、越前國下阪康繼短刀一口、後藤藤四郎吉光短刀二口、不動正宗短刀一口、一庵正宗短刀一口、包丁吉光短刀一口、包丁正宗短刀一口、物吉貞宗短刀一口、奈良屋貞宗短刀一口、上野貞宗短刀一口、戸川志津短刀一口、池田正宗刀一口、南泉一文字刀一口、吉見左文字刀一口、備前三郎國宗刀一口、山城國信國刀二口、備前國吉用刀一口、備中國青江次直刀一口、備前國長義刀一口、相州鎌倉一文字助眞刀一口、相模國正宗刀一口、大和國保昌貞吉短刀一口、小柄一、三所物一具、鐔一、蜀江錦十一、蒙流十二、紗十七、綾金十四、印金四、和物金欄二、銀欄六、安樂庵十九、焼裂二十、風帶三十一、紹金四、黄純六、蜀江十、

純子二十九、祖父著附二、側次一、古錦欄摸三、焼裂銀欄一、紗金織七、朝鮮錦三、琉球物一、繡珍一、細川純子六、上代純子三、風通段織一、風通二、吉野廣東一、望月廣東五、緘廣東七、金入唐純子二、萬曆時代純子二、名物珠光純子三、名物古渡純子一、名物古金欄四、笹蔓純子三、金木理六、銀木理二、定家純子一、芝山純子二、綴ノ錦一、名物東山裂古金欄二、名物上代平野廣東一、焼裂金欄一、紅毛本國羽二重織二、古金欄二、名物二人靜古金欄茶入袋一、一番更紗二、厨子棚一、黒棚一、書棚四、大角赤一、小角赤一、手箱十一、鏡臺三、櫛箱二、小櫛箱一、眉作箱一、旅眉作箱一、乱箱二、耳盥二、渡シ金箱一、鐵漿箱一、楊枝箱一、湯注子一、硯箱文臺二具、色紙箱二、短冊箱二、見臺四、机三、料紙箱三、硯箱五、文箱一、長文箱四、香盆四、枕箱四、旅香具箱一、薫物壺二、帶箱二、昆布箱二、碁盤一、将棋盤一、枕一對、枕香炉二、寄り掛一、貝桶二対、衣桁一、挟箱一對、名所香箱一、古今香箱一、宇治香箱一、香月香箱一、伽羅割道具一具、十種香箱一、食籠一、盆四、小箱六、文臺一、組硯箱一、簞笥一、香合三、十炷香箱一、香臺一、菓簞笥一、香箱一、筆簞一管、一節切二管、琵琶四面、等二面、石帶一、貝玉箱一、天目臺四、酒器一對、花生二、香炉四、筆架一、硯一、盆石一、刀掛二、手拭掛一、棚鍋一、重箱一組、釜五、茶壺九、茶碗十、水指四、茶入九、茶杓一、臺子一、風呂一、柄杓建一、鎮一、蓋置一、香火筋建一、炷空入二、棗一、皿一、盃二、菓鍋一、菓茶碗二、塵壺一

右華族從四位侯爵徳川義禮所有ノ分同家ノ世襲財産附屬物ト為スコトヲ明治二十六年四月十九日宮内大臣認可ス 爵位局

(21) 「御世襲財産附屬物目録」什器原簿第五号 徳川美術館蔵。

(22) 当初は附屬物百七十九号に徳川家康筆小池筑前守宛下知状(八月十六日)、百八十一号に「某邑之書」が掲載されているが、朱線で消された上、欄外に「省クコト」と朱書されている。付け直しされた番号も朱書されている。

(23) 「世襲財産附屬物取調往復簿」什器古帳第五十一号 徳川美術館蔵。

(24) 註(23)文獻。詳細は以下の通りである。

尊崇ノ部 御大切甲ノ部 同上乙ノ部 同上丙ノ部

御大切ナル部 右五種ハ悉皆掲クルモノトス

御大切物旧御日記所草稿乾坤御書物ノ部 是ハ前頭^(マ)五種ニ重複ノモノ多キ力故ニ附屬物ニ加ヘス
凶類ハ悉皆掲クル見込
駿河御讓御書物 敬公御書物

此二種ハ駿河御讓ハ悉皆之ヲ掲ケ 敬公御物ハ写本又ハ

類少ノ判本ハ之ヲ掲ケ唐本ニシテ稀世ニアラサル御書物ハ之ヲ除ク

古写本 悉皆之ヲ掲ケ

東照宮御影初ノ部 敬公御筆ノ部 御筆ノ部

(単ニ御筆ノ部トアルハ 御宗家尾紀水様等ノ類)

右三種ハ悉皆之ヲ掲ケ

屏風ノ部 手鑑ノ部 石摺ノ部 歌書ノ部

掛物ノ部 巻物ノ部 右六種ハ悉皆之ヲ掲ケ

裂革ノ部 唐墨ノ部 朱ノ部

裂革ノ内裂ハ古渡又ハ和製ト雖上品ノ分ハ之ヲ掲ケ中品以下ノ分ハ之ヲ除キ革ハ稀世ノモノニアラサレバ悉皆之ヲ除ク裂ハ 源懿様御代小堀

宗中等上中下ノ品評ヲナシタル事蹟アルヲ以中等以下ハ除キテ可ナリ

唐墨モ上品ノミヲ掲ケ中品以下ハ掲ケサル見込ナリ

朱ハ上々品二箱ニテ箱紐共四貫九拾目上朱拾三箱ニテ四拾五貫八百

四拾目但箱紐トモノ惣目ナリ朱ハ従前御側御用ニ御支用ナリシモノニ

シテ悉皆附屬品ニ掲クルモ然ルベカラス故ニ上々朱二箱上朱ハ凡其半ヲ

掲ケ他日御支用ノ余裕ヲ付ケ惜クモ然ルヘキカ

元大奥梨地菊折枝蒔絵ノ部 同上厨子棚ノ部

源氏初音胡蝶蒔絵ノ部 香道具ノ部

香炉ノ部 盆ノ部 盆石ノ部

右七種ハ悉皆之ヲ掲クル見込

楽器ノ部 横笛ノ部 簞簞ノ部

笙ノ部 鉦鼓ノ部 調子笛ノ部

譜本ノ部 能道具ノ部

右八種ハ多少取捨シテ掲クル見込ナリ

刀掛ノ部 是ハ悉皆掲クル見込

銀器ノ部 同上

雜ノ部 文房具ノ部 是ハ取捨シテ掲クル見込

硯ノ部 硯ハ宝物取調委員ノ抜粹シタルモノヲ掲ク

文台硯ノ部 手箱ノ部 是ハ悉皆掲クル見込

花生ノ部 銅香炉ノ部 中央卓ノ部

食籠ノ部 会席具ノ部 風炉釜ノ部

台子ノ部 水指ノ部 茶入・棗・薄茶器ノ部

茶碗ノ部 茶杓ノ部 香合ノ部

右ハ悉皆掲クル見込

茶器ノ部 手焙ノ部 台子付風炉釜ノ部

茶壺ノ部 能装束ノ部 但唐人相撲ノ装束ニ限ル

右ハ前同上

仏像・仏画・経ノ部 是ハ些少除クヘキモノアリ

武器ノ部 建中寺ニ於テ火災ニ罹リタルモノ及ヒ御旗ノ類・自然永年

保存シカタキモノヲ除キ其他ハ悉皆之ヲ掲ク

刀剣ノ部 宝物取調委員来県ノ際選抜シタルモノハ委員

可否ノ評ニ不拘悉皆掲クル見込

小道具ノ部 名物ハ勿論上作ノ物ハ悉皆掲ケ其他ハ之ヲ除ク見込

(25) 全国宝物取調に同行したとされる小川一真撮影の大曾根邸書院に初音三柵を

はじめ置きそろえた写真が『國華』八号(國華社 明治二十三年五月)に掲載され

ている。これが正式な全国宝物取調であったのか、それとも後述する展覧会出品

前の調査の為であったかは判明しない。小川一真に関しては岡塚氏の見解に添う。

岡塚章子「小川一真の「近畿宝物調査写真」について」(『東京都写真美術館紀要』

第二号 東京都写真美術館 二〇〇〇年)。

同「明治期の美術写真出版物—『國華』『真美大観』『Histoire de l'Art du

Japon』を中心に」(『美術フォーラム21』第四号 醒醐書房 二〇〇一年)。

同「小川一真の近畿宝物調査写真—日本美術への視点をつくった写真」(『月刊文

化財』五一七号 第一法規出版 二〇〇六年十月)。

尾張徳川家における世襲財産附屬物

(26) 官報第二一〇九号 内閣官報局 明治二十三年七月十一日。

(27) 註(23)文獻。

明治二十五年二月十日付第九号に名古屋別邸羽鳥清水から本邸の連絡内容とし

て記されている。稲生真履(一八四三—一九二五)は明治二十五年宮内省に正倉院

御物整理掛が設置された際に採用され、東京帝室博物館の学芸委員であったこと

が知られる(木内半古「正倉院御物修繕の話」(『東洋美術特輯正倉院の研究』飛

鳥園 一九二九年)、小野善太郎『正倉院の栞』西東書房 一九二〇年、安藤更

正『正倉院少史』明和書院 一九四七年)。八木雕(一八二八—一九一〇)は大

藩敬道館教授を務め、明治政府で神祇省、教部省、内務省寺社局等に勤務した後、

明治二十六年奈良帝室博物館の嘱託となった(『愛知県姓氏歴史人物大事典』愛

知県姓氏歴史人物大事典編纂委員会 一九九一年)。

(28) 「世襲財産附屬物取調往復簿」のこれ以降の記録には義禮お手元品の「石」

の目録も入っているほか、後述する通り、「地」「人」からも作品が付け加えられた。

(29) 「世襲財産附屬物取調簿」には「鑑査状文案」がいくつも綴じられており、

初期の鑑査状は存在しない。鑑査状がいつからどのような形で作られたのか、検

討する必要がある。

(30) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』第一法規出版 昭和四十八年三月。

隈元謙次郎「岡倉天心」(『月刊文化財』百二十一号 一九七三年十月)。

村形明子「フェノロサの宝物調査と帝国博物館の構想」(上・下) (『MUSEUM』

三四七・三四八号 東京国立博物館 一九八〇年二月・三月)。

村形明子「フェノロサと美術行政」(『東京国立博物館研究誌』三六二号 東京国

立博物館一九八一年五月)。

佐藤道信「フェノロサの古社寺調査と古美術保護」(『月刊文化財』四一一号

一九九七年十二月)。

村角紀子「明治期の古美術写真—畿内宝物取調を中心に」(『美術史』五十二号

美術史学会 二〇〇二年十月)。

古川史隆「臨時全国宝物取調局による滋賀県社寺宝物調査の記録」(『滋賀県立琵琶湖文化館研究紀要』第二十一号 二〇〇五年三月)。

吉田千鶴子「(日本美術)の発見—岡倉天心がめざしたもの」(吉川弘文館

二〇一一年四月一日。

吉野俊哉「明治期の全国的な宝物調査と旧越中国内の宝物について―東京国立博物館蔵資料の調査を中心に」〔富山県〔立山博物館〕研究紀要〕第二十一号 富山県〔立山博物館〕二〇一四年三月三十一日。

(31) 明治二十一年五月十六日の官報一四六一号(内閣官報局)には以下のように報告された。

○美術取調ニ関スル報告摘要

美術ノ模範及歴史ノ参考トナルヘキ物品取調ノタメ曩ニ京都、大阪二府、奈良、和歌山、滋賀三県ニ出張セル九鬼圖書頭一行ハ去ル五日調査地方ニ向ヒ東京ヲ出發翌六日神戸ニ着直ニ和歌山県ニ赴キ同地ノ検閲ニ着手スルノ筈ナリシヲ目下京都府各宗本山ハ其宝什ヲ蒐集シ相国寺、南禅寺、及清水寺ノ三寺ニ於テ展覽会ヲ開設シタレハ其閉場セサルニ先チ之ヲ検閲スルノ必要アルカタメ途ヲ転シテ京都府ニ赴キ去ル八日ヨリ都合四日間其取調ニ従事セリ、然ルニ今回ノ検閲調査ハ務メテ確實ナル結果ヲ得ルヲ要スルカタメ特ニ京都府庁ヲ経テ同府各専門ノ鑑定家数名ヲ招集シ其意見ヲモ諮詢シ以テ参考ト為セリ、抑々此三寺ノ展覽会ハ今回検閲ノ目的ニ抛リ蒐集陳列セルモノニ非サレハ優等ト認ムルモノ甚タ多カラス、故ニ其陳列品合計五百四十四点ノ内ニ就キ先ツ優等ト認メタルハ三十三点ニシテ之ヲ類別スレハ古文書八点、絵画七点、彫刻一点、漆器九点、陶器五点、金工一点、楽器一点、雜一点ナリ、又之ニ次クヘキモノハ四十四点ニシテ之ヲ類別スレハ古文書十一點、絵画八点、彫刻三点、漆器十四点、陶器五点、金工一点、楽器一点、雜一点ナリ、又同一行ハ本月十二日調査ヲ結了シ公私同行二十余名同十四日和歌山県ニ向ヒ京都府ヲ出發、粉河、根来、高野等ヲ経テ奈良県下ニ赴ク筈ナリ(去ル十二日京都府発本局出張員報告)

(32) 明治二十三年七月十一日の「臨時全国宝物取調局宝物検閲景況」(官報二二〇九号 内閣官報局)は以下の通りである。

○臨時全国宝物取調局宝物検閲景況

本年一月以来東京府、巖手、宮城両県下及相州鎌倉地方ニ於テ局員ノ検閲ヲ遂ケタル物品ハ古文書千四百三十点、絵画五千二百五点、彫刻九百三十一點、美術工芸品二千二百二十八点、合計九千七百九十四点ニシテ其内先ツ優等ト認

メタルモノ七十六点之ニ次クモノ五百十三点トス、而シテ東京府下其他前陳諸地方ニ於テハ未タ検閲ヲ完了セス、目下調査施行中ニアリト雖モ、要スルニ奈良及京都府ニ比シテ大体近世ノ製作ニ富ミ彫刻少ク絵画及工芸品多シ、古文書ノ如キハ今日ニ至ルマデ検閲ニ供スルモノ甚タ多カラサレトモ目下調査ノ最中ニアリテ未タ比較ヲ見ルニ至ラス、其所在ハ寺院ノ什宝ヨリハ却テ旧族名家ノ私有品ニ属シ離散隔絶シテ鑑査ノ便ヲ欠クノ趣ナキニアラサレトモ名品宝器ハ稍々人ノ知ル所トナリ恣ニ埋滅頽廢ニ帰セシムルコト稀ナリ、検閲ノ上優等又ハ之ニ次クモノト認メタルモノハ其種類ニ応シテ漸次各種ノ鑑査狀ヲ發シ来レリ而シテ國宝トシテ之ヲ台帳ニ登録シ其宝物ヲ証明スルタメニ品質大小伝来等ノ外尚ホ其時代作者良否等ノ詳細ヲ調査記載スルモノトス(後略)

(33) 官報二〇二〇号 内閣官報局 明治二十三年三月二十八日。

(34) 尚「美術展覽会週報」(官報二〇二〇号 明治二十三年三月二十八日)には帝國博物館所蔵の「後花園天皇宸筆歌切」「後陽成天皇宸筆一行物」といった作品が含まれる。

(35) 世襲財産附屬物五〇〇号、五〇一号の「源氏物語絵巻」や五四五号「曜変天目」などが明治二十五年九月三日に二等に選ばれた。また四八九号の「掛物 名物墨画 中直夫画偃溪賛 左右牧溪自画讀」、四九九号「西行物語絵巻」、六二二号から六二五号にある「梨地時代菊水文字入蒔絵」の文台、硯箱等や茶壺が同日三等に指定された。

(36) 註(23)文獻。

(37) 明治二十五年十二月九日に爵位局属石原秀男が名古屋で打ち合わせを行っていることが、「世襲財産附屬物取調往復簿」(什器古帳第五十一号 徳川美術館所蔵)内に綴じられた庶第百十六号(明治二十五年十二月七日付)、庶第百十三号(明治二十五年十二月八日付)により判明する。

(38) 本多忠敬には李安忠筆「養由基図」と「菊香合 紫檀挽物龜甲ノ彫内梨子地 蓋上ニ珊瑚伽羅琥珀瑠璃金銀ヲ以テ造リタル菊付」がある(官報第一一一九号 明治二十年三月二十八日)。秋元興朝家については表記が簡易なため詳細はわからないが雪舟画七幅、元信画六幅、探幽画十四幅などがあり(官報一一二三号 明治二十年四月一日)、いずれも由緒品である可能性は低いように思える。

(総務部非常勤学藝員)

表1 「世襲財産附属物目録」作品一覧

号数	作品名	員数等			伝来	保管場所
1	神書	但九冊 図一冊	一部	神祇宝典	天照大神ヲ初全国ノ社号神号ヲ掌ケ 暨其神記ヲ録ス、図ノ一冊ハ日月御 幣真榊各種ノ神器ヲ記ス、正保三年 二月序文ヲ自撰ス、右ハ祖先從二位 大納言徳川義直自撰ノ書ニシテル来 伝来ス、以下同断	名古屋 大曽根邸
2	神書	但一冊	一部	神道正宗	右祖先義直中臣抜抄ニ添削ヲ加ヘ神 道正宗ト称ス、伝記ニヨリ之ヲ録ス	
3	國史	但七拾冊	一部	類聚日本記	神代御系統一卷 自国常立尊至意宰 足奴尊、皇統三卷 自神武天皇至後 陽成院、其余百七拾卷合計百七拾四 卷ヲ七拾卷ニ製本ス、日本書紀同統 紀同後記文徳実録三代実録ノ正史ヲ 本文ニ掲ケ、偽事紀古事記其他雜書 ノ説ヲ注釈ニ加ヘ、正保三年十一月 義直序ヲ自撰シ稿全ク成ル	
4	伝記 附系譜	但全一帖 紙本	一部	系譜	清和天皇ヨリ右大臣徳川家綱ニ至ル	
5	同	但五冊	一部	年譜	徳川家康天文十一年壬寅十二月廿六 日三州岡崎城ニ於テ誕生ヨリ元和二 年内辰四月十七日遠逝同三年四月 十六日神靈ヲ日光山正殿ニ移ス迄ノ 事蹟ヲ掲ク、正保三年四月十七日義 直序ヲ自撰ス	
6	伝記	但拾八冊二帙	一部	成功記	徳川家康一世ノ事蹟ヲ漢文ヲ以録ス	
7	儒書	但全一冊	一部	初学文宗	修身治国ノ道ヲ説キ片仮名文ニシテ 巻首ニ箇条目錄ヲ掲ケ孝行ノ事ニ始 メ葬ノ事ニ終ル	
8	武学 附兵法	但三冊	一部	軍證志	神武天皇孔舎衛坂ニテ長髓彦トノ合 戦ヨリ、慶長五年前田肥前守利長ト 丹波五郎左衛門長重ト小松大聖寺ニ 於テ合戦ニ至ル本邦古今ノ対關六拾 六箇条ヲ論ス	

9	武学 附兵法	但一冊	一部	軍書合鑑	和漢ノ兵書ヲ校ヘ軍事ノ大旨ヲ解説シ次ニ兵士ノ要領数箇条ヲ記シ自序ニ子孫ノ為庭訓ヲ仮名文ヲ以書ス	
10	同	但一冊	一部	軍書萃言	正兵奇兵伏兵等ノ事ヨリ軍理ノ要ヲ論ス	
11	掛物	後宇多天皇宸筆	一幅	宸翰 初句竹園御報進之外	右祖先伝来以下同シ	
12	掛物	伏見天皇宸筆	一幅	御製 初句おもふとち		
13	掛物	後小松天皇宸筆	一幅	御製 初句世の中に		
14	掛物	後小松天皇宸筆	一幅	和歌 初句夕つく日		
15	掛物	後奈良天皇宸筆	一幅	和歌 初句志ら雲に		
16	掛物	後奈良天皇宸筆	一幅	宸翰 初句けふの御うた		
17	掛物	後水尾天皇宸筆	一幅	永忠ノ二大字		
18	掛物	後水尾天皇宸筆	一幅	和歌 初句しら雲の		
19	掛物	同上	一幅	小式部内侍ノ和歌 初句鶯ハナニソハ鳴ソ		
20	掛物	同上	一幅	春日神号		
21	掛物	後水尾天皇宸筆	一幅	南無天神号		
22	掛物	後光明天皇宸筆	一幅	和歌 初句我せこか 式紙	右当家二代從二位大納言光友以降伝来以下同シ	
23	掛物	後西天皇宸筆	一幅	御製 初句おなしくは		
24	掛物	同上	一幅	宸筆 人丸讃 ほのほのと		
25	掛物	靈元天皇宸筆	一幅	御製 初句おもふより		
26	掛物	光格天皇宸筆及御細工押絵	一幅	宸筆 和歌 初句心たに渡唐天神像	右当家九代從二位大納言宗睦以降伝来以下同シ	
27	掛物	光格天皇宸筆画筆者不詳	一幅	菅原道真東帯ノ画像彩色		
28	掛物	無落款或探幽筆歟	一幅	徳川家康ノ像密画彩色	右祖先伝来以下同シ	
29	掛物	画工不詳無落款	一幅	徳川家康長篠戰役陣中小具足着用床机ニ椅ル密画彩色ノ像		
30	掛物	狩野安信筆在落款	一幅	徳川家康長久手戰役陣中小具足陣羽織着用床机ニ寄ルノ像外武將二人隨從傍ニ松樹二本小笹有密画彩色		名古屋大曾根邸
31	掛物	画工不詳無落款	一幅	徳川家康松樹ノ下ニ具足陣羽織ヲ着シ床机ニ寄ル外ニ松平甚太郎康忠、高木主水入道性順、榑原式部大輔康政、酒井左衛門尉忠次、内藤四郎左衛門正成、平岩主計頭親吉、井伊兵部少輔直政、渡邊半藏守綱、蜂谷半之丞定次、鳥居四郎左衛門直忠、服部半藏正成、大久保七郎左衛門忠世、本多中務大輔忠勝、鳥居彦左衛門元忠、大久保次右衛門忠佐、米津藤藏入道浄心ノ十六將各具足ヲ着シ四人宛列居ス密画彩色		
32	掛物	徳川家康手翰花押親筆	一幅	手翰 初句為歳暮祝儀		
33	掛物	同上	一幅	手翰 初句其表之儀		
34	掛物	徳川家康実名花押親筆	一幅	手翰ノ切レ家康花押 九月廿八日藤堂和泉守宛		
35	掛物	徳川家康花押親筆	一幅	手翰 初句為蘆田人質云々		
36	掛物	徳川家康花押親筆	一幅	手翰 初句羽黒		
37	掛物	同上	一幅	手翰 初句今日九日午之刻		
38	掛物	同上	一幅	手翰ノ切レ 九月廿三日付家康花押		
39	掛物	徳川家康親筆	一幅	手翰 初句さいせふいよいよ	右祖先義直痘瘡ニ罹リタル際、義直実母かめ子局あちや子へ贈リタル手翰ニシテ来相伝ス	
40	掛物	同上	一幅	和歌短冊 初句ふしの山	右祖先伝来	
41	掛物	徳川家康花押親筆	一幅	手翰 初句為壺口切	右山下武左衛門ナル者故有テ当家へ贈リタルモノナリ	
42	掛物	徳川家康親筆	一幅	和歌色紙 初句みとりたつ	右祖先伝来以下同シ	
43	掛物	徳川家康親筆	一幅	覚書 初句九江戸		

44	掛物	同上	一幅	和歌 初句こめやとハ		
45	掛物	徳川家康親筆	一幅	手翰 初句ひさしく		
46	掛物	同上	一幅	手翰 初句御状令拝見		
47	掛物	徳川家康花押親筆	一幅	手翰 初句如仰御下國	右美濃国可見郡中吉右衛門家ニ伝来ノ処、文久四年甲子正月当家へ贈リタルモノナリ	
48	掛物	二代將軍徳川秀忠親筆	一幅	書翰 初句さい将きあひいよいよ	右祖先伝来以下同シ	
49	掛物	同上	一幅	和歌式紙 初句いつくにか		
50	掛物	二代將軍徳川秀忠花押親筆	一幅	書翰 初句到駿州		
51	掛物	同上	一幅	書翰 初句小笠原いつみ		
52	掛物	二代將軍徳川秀忠親筆	一幅	和歌 初句しら浪の		
53	掛物	三代將軍徳川家光親筆	一幅	和歌式紙 初句大かたの	右当家二代ノ祖徳川光友以降伝来	
54	掛物	四代將軍徳川家綱親筆	一幅	詩七言二句 初句今日不知	右当家五代徳川五郎太以降伝来以下同シ	
55	掛物	同上	一幅	詩七言二句 初句威加海内		
56	掛物	同上	一幅	伊勢物語画彩色詞書		
57	掛物	四代將軍徳川家綱親筆	一幅	墨画布袋ノ図		
58	掛物	五代將軍徳川綱吉親筆	一幅	詩 初句道通天地 和歌 初句万代を	右当家六代徳川継友以降伝来以下同シ	
59	掛物	五代將軍徳川綱吉親筆	一幅	彩色住吉行幸ノ図		
60	掛物	五代將軍徳川綱吉親筆	一幅	着色寿老人ノ画		
61	掛物	同上	一幅	語 懷明德 三大字横物		
62	掛物	十代將軍徳川家治親筆	三幅対	左右墨画竹 中着色鶴	右当家十一代徳川齊温以降伝来以下同シ	
63	掛物	同上 有落款	三幅対	着色 左芳野 右竜田 中富士山		
64	掛物	十一代將軍徳川家齊親筆有落款	一幅	語 正名ノ二字	右当家十三代徳川慶臧以降伝来以下同シ	
65	掛物	十一代將軍徳川家齊親筆	一幅	着色 赤色牡丹花輪ノ折枝ヲ描ク		
66	掛物	十一代將軍徳川家齋室廣大院筆	一幅	朗詠詩七言二句 初句嵩山表裏千重雪		
67	掛物	十二代將軍徳川家慶親筆	一幅	墨画 葡萄枝間二月アリ其月ハ着色	右当家十四代徳川慶勝以降伝来	
68	掛物	当家初代徳川義直親筆	一幅	五字一行 至聖文宣王	右祖先徳川義直以降伝来以下同シ	
69	掛物	同人親筆	一幅	語 初句易日知進退存亡而		
70	掛物	当家初代徳川義直筆	一幅	初句駱賓王		
71	掛物	同上	一幅	語 初句君子之道		
72	掛物	当家初代徳川義直親筆 落款アリ	一幅	七言絶句画讀 初句天星何代隕虚空		
73	掛物	同上	一幅	手翰 初句御城奥方之		
74	掛物	当家初代徳川義直親筆	一幅	菅公束帯座像着色画讀 初句早春内宴		
75	掛物	同上	一幅	語 七字一行 君子必慎其独也		
76	掛物	当家初代徳川義直親筆	一幅	和歌短冊 初句一声ハ		
77	掛物	当家二代徳川光友親筆 落款アリ	三幅対	墨画 左岩鵲鴿 中布袋 右蓮ニ乙鳥	右当家二代ノ祖光友以降伝来以下同シ	
78	掛物	当家二代徳川光友親筆	一幅	着色 文殊ノ像		
79	掛物	同上	一幅	墨画 古木ノ梅左右ニ花アリ枯枝ニ雀一羽止但疎画		
80	掛物	当家二代徳川光友親筆 落款アリ	一幅	墨画山水 山中人家一棟ヲ描キ水辺一小舟ヲ浮フ		
81	掛物	同人詞書并六男六郎画両筆	一幅	墨画梅ノ絵 光友詞書アリ 初句 六郎二歳ノ時		

82	掛物	当家二代徳川光友親筆 落款アリ	一幅	画讀 墨画山水 和歌 初句 色かほる	
83	掛物	当家二代徳川光友親筆	一幅	墨画山水 山上ニ樹木アリ遠村 ニ塔一字林上ニ露ハル	
84	掛物	同上 落款アリ	一幅	墨画 古木ノ梅立枝ニ鶯一羽止 ル図	
85	掛物	当家二代徳川光友親筆 落款有	一幅	山水画讀七言絶句 初句蘆荅誤 作衡陽雪	
86	掛物	同上	一幅	着色 山水ノ画 遠山重疊月ヲ 描キ山麓林中人家三棟	
87	掛物	当家二代徳川光友親筆	一幅	着色 秋三タノ和歌及画 水流 鳴一羽飛行ノ図 横立山ノ図 海濱苔家二棟ノ図	
88	掛物	同上 無落款	一幅	和歌 初句心なき	
89	掛物	当家二代徳川光友親筆	一幅	彩色画讀 菅公像束帶ノ座像同 公ノ詩 讀七言絶句 初句今宵 旅宿	
90	掛物	同上 無落款	一幅	天神名号	
91	掛物	同上 落款有	一幅	墨画 水流アリ竹枝垂レテ水中 ニ入ル其傍ラ小魚数尾浮フ翡翠 竹枝ノ上ニアリテ小魚ヲ得ント スルノ形状ヲナスノ図	
92	掛物	当家二代徳川光友親筆 落款アリ	一幅	墨画 布袋杖ヲ以テ袋ヲ荷ヒ腹 部ヲ表ハシ踊ノ図	
93	掛物	当家三代徳川綱誠筆	一幅	画讀着色 歌仙束帶ノ像 讀和 歌 初句一ふしに	右当家三代徳川綱誠以降伝来以下同シ
94	掛物	当家三代徳川綱誠親筆	一幅	語四字一行 君止於仁	
95	掛物	当家四代徳川吉通親筆 在名	一幅	詩歌色紙三葉七言絶句	右当家四代徳川吉通以降伝来
96	掛物	当家四代徳川吉通拾歳ノ親筆	一幅	墨画 竹	右当家四代徳川吉通以降伝来
97	掛物	当家九代徳川宗睦親筆在名	一幅	和歌 初句ほととぎす	右当家九代宗睦以降伝来
98	掛物	当家十代徳川齊朝親筆	一幅	語五字一行 木従繩則正	右当家十代徳川齊朝以降伝来
99	掛物	当家十一代徳川齊温親筆	一幅	語五字一行 花落擁籬根	右当家十一代徳川齊温以降伝来
100	掛物	当家十二代徳川齊莊親筆 落款アリ	一幅	語四字一行 福如東海	右当家十二代徳川齊莊以降伝来
101	掛物	当家十三代徳川慶臧親筆	一幅	語五字一行 蘭署得人芳	右当家十三代徳川慶臧以降伝来以下同シ
102	掛物	同上 無落款	一幅	語五字一行 山呼萬歲声	
103	掛物	当家十四代徳川慶勝親筆	一幅	語五字一行 幽勝似僊家	右当家十四代徳川慶勝以降伝来
104	掛物	当家十五代徳川茂徳親筆 落款アリ	一幅	語五字一行 風景一時新	右当家十五代徳川茂徳以降伝来
105	掛物	当家十六代徳川義宜親筆	一幅	語四字一行 故旧不遺	右当家十六代徳川義宜以降伝来
106	掛物	当家十代徳川齊朝室清湛院親筆	一幅	古歌 初句春かすみ	右当家十代徳川齊朝以降伝来
107	掛物	当家十二代徳川齊莊室貞慎院親筆	一幅	和歌 初句茂李そふ	右当家十二代徳川齊莊以降伝来
108	掛物	当家九代徳川宗睦養女近衛基前室維字心院親筆	一幅	和歌 初句百年の	右当家九代徳川宗睦以降伝来
109	掛物	狩野元信筆 在印	一幅	着色 嚙布袋ノ図	右祖先伝来以下同シ
110	掛物	雪舟筆 左方ニ落款アリ	一幅	墨画 山腹樹陰人家二棟アリ遠 山ノ間隈アリ又山間松樹アリ	
111	巻物	伏見天皇宸筆	一卷	朗詠詩歌 七言四句 歌二首	右祖先伝来以下同シ
112	巻物	伏見天皇宸筆	一卷	和歌九首	
113	巻物	伏見天皇宸筆	一卷	権右中弁の文	
114	巻物	伏見天皇宸筆	一卷	詞書 初句 とりのこゑに	
115	巻物	後伏見天皇宸筆	一卷	歌合	

名古屋
大曾根邸

116	巻物	後伏見天皇宸筆	一卷	詞書		
117	巻物	後醍醐天皇宸筆	一卷	宸翰及詞書 八種		
118	巻物	後二條天皇宸筆	一卷	和歌十二首		
119	巻物	後小松天皇宸筆	一卷	詞書		
120	巻物	後小松天皇宸筆	一卷	宸翰		
121	巻物	後陽成天皇宸筆	一卷	和歌四十八首		
122	巻物	明正天皇宸筆	一卷	宸翰		
123	巻物	後光厳天皇宸筆	一卷	詞書		
124	巻物	後円融天皇宸筆	一卷	朗詠詩歌 七言六句 歌三首		
125	巻物	後円融天皇宸筆	一卷	歌合		
126	巻物	東福門院御筆	一卷	源氏詞書抜粹	右当家二代徳川光友以降伝来	
127	巻物	当家初代徳川義直親筆始	一卷	書翰 義直親筆、墨画ノ梅 讀江雪和尚 七言絶句 光義親筆、語止至善 継友親筆、着色 柘榴ノ画 宗春親筆、朗詠懐紙 筆者不詳、和歌寄松祝 懐紙 宗睦親筆	右祖先伝来	
128	巻物	当家二代徳川光友親筆	一卷	和歌三首及画 彩色白菊ノ画	右当家二代徳川光友以降伝来以下同シ	
129	巻物	当家二代徳川光友親筆	一卷	旋頭歌拾七首		
130	巻物	当家二代徳川光友親筆	一卷	山水ノ画及和歌一首、金地扇面二枚 歌		
131	巻物	当家二代徳川光友親筆	一卷	三拾六歌仙和歌		
132	巻物	当家二代徳川光友室靈仙院親筆	一卷	和歌及詞書		
133	巻物	当家八代徳川宗勝 六男松平勝長親筆書二枚、七男松平勝当親筆画六枚	一卷	書画	右当家八代徳川宗勝以降伝来	
134	巻物	当家九代徳川宗睦長男徳川治休親筆	一卷	藤原雅親百首歌	右当家九代徳川宗睦以降伝来以下同シ	
135	巻物	当家九代徳川宗睦三男徳川治行親筆始	一卷	書		
136	巻物	初代徳川義直長女広幡忠幸室普峯院親筆	一卷	詩歌 七言六拾二句 歌廿三首	右祖先伝来	
137	巻物	八代宗睦	二巻一部	論語	右者藩校明倫堂中聖堂ノ神主ト為セシ者ニシテ当家九代從二位大納言宗睦自書シテ之ヲ納メ天明六年二月十三日初テ釈菜ヲ举行シ爾来魔藩ニ至ルマテ連年此祭典ヲ施行セリ 右当家九代宗睦以降伝来	
138	巻物	古土佐家之筆	一卷	彩色画像 古代天皇御始衣冠着用ノ像三十七	右祖先伝来以下同シ	
139	巻物	世尊寺行尹筆 詞書、古土佐ノ筆 画着色	一卷	破来頓々物語		
140	経	亀山天皇宸筆 但八巻	一部	法華経紙本	右祖先伝来以下同シ	
141	経	後水尾天皇宸筆	一卷	普門品紺紙金泥廿五折		
142	経	当家二代徳川光友室靈仙院親筆	一帖	普門品 但仮名書紙本 廿四折		
143	手鑑	聖武天皇宸筆初	一帖	紙本廿五折 古筆切及び色紙短冊 総数百七拾五葉		
144	手鑑	聖武天皇宸筆初	一帖	紙本廿四折 古筆切及び色紙短冊 総数百三十六葉		
145	手鑑	聖武天皇宸筆初	一帖	紙本十五折 宋ノ柯九思龍ノ画 張込、同上同筆虎ノ画、平家物語ノ図六十葉		
146	手鑑	聖武天皇宸筆初	一帖	紙本廿折 古筆切及色紙短冊 総数百拾七葉		
147	手鑑	聖武天皇宸筆初	一帖	紙本廿五折 古筆切及色紙短冊 総数百拾五葉		
148	手鑑	伏見天皇宸筆初	一帖	紙本廿折 古筆切及び色紙短冊 総数百四拾八葉		

149	手鑑	後陽成天皇宸筆初	一帖	紙本廿折 古筆切及び色紙短冊 総数百五拾卷葉	
150	手鑑	二代將軍徳川秀忠親筆	一帖	紙本廿七折 源氏物語 画五拾 四枚 土佐光則筆	
151	手鑑	初代徳川義直親筆	二帖	紙本布目振箔三十四折	
152	手鑑	当家初代徳川義直親筆	一帖	紙本四折 詩歌短冊張込十六枚	
153	手鑑	当家初代徳川義直親筆	二帖	錦繡段 紙本上五十一折、下 五十折	
154	手鑑	当家初代徳川義直親筆	一帖	草訣歌帖 紙本十九折	
155	手鑑	当家初代徳川義直親筆	一帖	扇面張込帖 紙本七折	
156	手鑑	当家二代徳川光友親筆	一帖	色紙張込帖 紙本二十折	右当家二代徳川光友以降伝来
157	手鑑	当家十四代徳川慶勝親筆	五帖	千字文紙本四拾三折	右当家十四代徳川慶勝以降伝来
158	色紙	六代將軍徳川家宣親筆	一枚	和歌 初句 さよ更て	右当家七代徳川宗春以降伝来
159	色紙	当家二代徳川光友親筆	十二枚	一 初句 三尺剣光	右当家二代徳川光友以降伝来以下同 シ
160	短冊	当家二代徳川光友親筆	十八枚	一 初句 賢詩良友	
161	短冊	当家九代徳川宗睦親筆	四枚	一 初句 ことふきに	右当家九代徳川宗睦以降伝来以下同 シ
162	短冊	当家九代徳川宗睦長男徳川治休親筆	二枚	紙本和歌	
163	短冊	同上宗睦三男徳川治行親筆	一枚	紙本和歌 初句いくる世の	
164	短冊	当家初代徳川義直室高源院親筆	一枚	紙本和歌 初句白雲に	右当家祖先徳川義直以降伝来
165	歌書	当家二代徳川光友親筆	一部	三十六歌仙	右当家二代徳川光友以降伝来以下同 シ
166	歌書	当家二代徳川光友親筆	三冊一部	古今集	
167	歌書	当家十二代徳川齊莊親筆	三冊三部	自詠歌書	右当家十二代徳川齊莊以降伝来
168	歌書	当家九代徳川宗睦三男徳川治行室聖聰院親筆	二冊一部	宗睦和歌詠草	右当家九代徳川宗睦以降伝来以下同 シ
169	歌書	当家九代徳川宗睦養女近衛基前室維学心院親筆	十四冊一部	宗睦詠歌	
170	歌書	行成卿筆	一冊一部	重之家集	右祖先伝来以下同シ
171	歌書	近衛基熙筆	十六冊一部	八代集	
172	曾我物語	筆者不詳	十二冊一部		
173	歌書	持明院基輔筆	五十四冊一部	源氏物語	
174	屏風	後深草天皇宸筆小六枚折	一双	仮名御文四通張込	
175	屏風	後伏見天皇宸筆小六枚折	一双	御製張込	
176	屏風	小栗宗丹筆	一双	芒燕ノ画六枚折 無落款	
177	書	徳川家康親筆	一冊	覚書 慶長十八年	右祖先伝来以下同シ
178	書	徳川家康実名花押親筆	一通	手翰 七月九日 小池筑前守宛	
179	書	徳川家康親筆実名朱印アリ	一通	感状 天正十年六月二十一日 小池筑前守宛	
180	書	当家初代徳川義直親筆	一枚	源家正嫡	
181	画讃	当家初代徳川義直親筆	八枚	和安養尼像着色、采女像着色、 前中書王像着色、伊勢ノ像着色、 小野小町ノ像着色、河島皇子像 着色、中納言定家ノ像着色、大 学頭山田史三方像着色	
182	書	当家初代徳川義直親筆	二十四枚		

名古屋
大曾根邸

183	画	当家二代徳川光友親筆	二枚	菅公像、唐人立像	右当家二代徳川光友以降伝来以下同シ
184	画	当家二代徳川光友親筆	二枚	絹本唐人座像 人丸像	
185	画	当家二代徳川光友親筆	二枚	絹本朱子像	
186	画	当家二代徳川光義(光友初名)親筆	一枚	菅公像并詩	
187	書	当家六代徳川継友親筆	拾枚		右当家六代徳川継友以降伝来
188	書	当家七代徳川宗春親筆	一枚	紙本和歌 初句九重や	右当家七代徳川宗春以降伝来
189	書	当家八代徳川宗勝親筆	一枚	紙本 關雎ノ二字	右当家八代徳川宗勝以降伝来以下同シ
190	書	当家八代徳川宗勝親筆	七枚	紙本中奉書 詩歌 初句 春眠不覺曉	
191	書	当家八代徳川宗勝親筆	三枚	紙本 義ノ一字、鸞ノ一字、寄鶴祝歌	
192	書	当家十代徳川齋朝親筆	一枚	朱唐紙 七字一行 一千年色雪中深	右当家十代徳川齋朝以降伝来
193	書	当家十一代徳川齋温親筆	三枚		右当家十一代徳川齋温以降伝来
194	書	当家十四代徳川慶勝親筆	三枚		右当家十四代徳川慶勝以降伝来
195	書	当家四代徳川吉通室瑞祥院親筆	一枚	布目紙 和歌 いく千代と	右当家四代徳川吉通以降伝来
196	書	当家九代徳川宗睦長男徳川治休親筆	一枚	紙本 天地ノ二字	右当家九代徳川宗睦以降伝来
197	書	徳川清康親筆	一枚	三社託宣	右祖先伝来
198	具足	熊毛植黒糸威	一領		右徳川家康三河出身以来数十回ノ戦役ニ着用セシモノニシテ名古屋城ニ納メラレ後故アッテ祖先義直へ譲与セラレタルモノナリ
199	陣太鼓		一個	胴曲物黒塗鍔鉾脊負杵入	右徳川家康数十回ノ戦役ニ用ヒタル者ニシテ前件甲冑ニ属シタルモノナリ
200	軍配团扇	網代中央綴子張菱梅模様但白茶地菱蜀江模様袋入	一個		右徳川家康所持ニシテ祖先義直へ譲与シタルモノナリ
201	冑	糸緋威大満仲鍛明珍宗泰作及徳川源義季ト鉢裏後板ニ銘アリ	一個		右八幡太郎義家四代ノ後裔当家遠祖徳川四郎義季ノ所持ニシテ累代相伝徳川家康ニ至ル家康八男仙千代平岩主計頭親吉養子トナルノ際此冑ヲ家康ヨリ與ヘラレタリ仙千代逝去ノ後親吉諱冑ハ徳川家由緒ノ器物ナルヲ以テ家臣平野采女ニ命シ之カ修理ヲナサシメ徳川家へ返却ナサシメントセシニ其素志ヲ果サスシテ親吉卒ス親吉卒後采女故有テ逐電シ諱冑ヲ京師ノ商家太田屋某ニ預ケ旅費ヲ得タリト云フ其後多年ノ星霜ヲ經過シ大和國郡山柳町太田六郎右衛門所持セシヲ聞キ寛延元年辰十月四日之ヲ購求セシモノナリ
202	具足	黒塗黒糸威	一領		右ハ祖先義直徳川家康ニ随從シ大坂ノ戦役ニ着用セン者ニシテ累代之ヲ伝フ
203	具足	黒糸威	一領		右ハ祖先義直予備ノ具足ニシテ爾來相伝ス以下同シ
204	具足	黒塗黒糸威	一領		
205	具足	朱塗啄木糸威	一領		右ハ寛永三年寅七月二代將軍秀忠上洛ノ時祖先義直随從上京ニ際シ春田吉次ニ命シ具足三領ヲ調製セシメ二領ハ紀州家水戸家へ贈与シー一領ハ義直着用ノ品ニシテ累代之ヲ伝フ
206	具足	黒塗黒糸威	一領		右ハ祖先義直予備ノ具足ナリ
207	具足	白糸威	一領		右ハ祖先義直特ニ意ニ適シタルヲ以テ旅行ノ際必ス之ヲ携帯セシモノニシテ累代相傳スヘキ旨遺言アリ

名古屋
大曾根邸

208	軍配団扇		一柄	徳川家康所持ノ軍配ヲ模造シタルモノナリ	名古屋 大曾根邸
209	白熊采配		二柄	右軍配団扇采配ノ二品先祖義直ノ所持ニシテ累代相伝ス以下同シ、梨地ノ方豊公所持義直伝来	
210	軍扇		三柄	由緒 敬公伝来	
211	鞭		二本	由緒 敬公伝来	
212	孫手		一個	敬公伝来	
213	狩籠		一個		
214	馬面	早瀬吉政作	一個		
215	馬鎧		一個		
216	白銅鉦		一個		
217	陣太鼓		一個		
218	螺		一個		
219	馬標		一個		
220	具足	銀箔置白糸威	一領	右ハ徳川家康第四子從五位下下野守忠吉慶長五年子九月十五日濃州関ヶ原戦役ノ際大坂方ノ先鋒島津兵庫入道義弘ノ部將松浦或ハ松井三郎兵衛ト關ヒ同人ヲ組伏セ討取タル時着用ノ甲冑ニシテ鮮血附着シ今尚其痕跡ヲ遺セリ忠吉卒去ノ後清洲城ヲ名古屋ニ移シ祖先義直名古屋城主タリシ際諒甲冑ノ如キモ譲与セラレタルモノナリ忠吉ハ文祿元年辰二月十九日武蔵国忍ノ城主ニ封セラレ拾万石ヲ領シ慶長五年子十一月十八日関ヶ原戦功ニヨリ尾州清洲ノ城主トナリ四拾万石ニ封セラル同月二十九日從四位下侍從薩摩守ニ累遷シ同十年子六月二十九日從三位左近衛權中將ニ任セラレ	
221	鎧	黒塗勝色糸威	一領	右ハ八代從三位中納言宗勝六男從四位下左近衛權少將勝長ノ所持ニシテ爾來相伝ス	
222	具足	銀箔置白糸威	一領	右ハ当家三代贈從二位大納言綱誠第十子安房守通温ノ所持ニシテ爾來相伝ス	
223	具足	黒塗紺糸威	一領	右ハ当家十四代從一位大納言慶勝所持ニシテ相伝ス	
224	具足	黒塗白糸威	一領	右甲冑ハ累代相伝ニシテ当家十五代從三位義宜着用ノ具トシタルモノナリ	
225	刀	在銘丹波守吉道	一口	右当家十四代從一位大納言慶勝国家多事ノ秋ニ膺リ勅命ヲ辱フシ文久三年六月上京シ同月十七日參朝ノ際賜フニ盃及本條ノ刀ヲ以テセラル爾來之ヲ相伝ス	
226	短刀	無銘平打	一口	右明治二年三月六日從一意大納言慶勝議定職ヲ命セラレ天顔ニ咫尺シ盃及本條ノ刀ヲ賜フ爾來相伝ス	
227	太刀	在銘来孫太郎作	一口	右徳川家康所持ニシテ元和四年午十一月朔日駿府ヨリ祖先義直ヘ譲与セラレタルモノ也	
228	短刀	在銘筑州住國弘作平打白鞘	一口	右徳川家康ノ帶シタルモノニシテ祖先義直ヘ譲与セラレ爾來相伝ス	
229	刀	在銘青江包次白鞘	一口	右徳川家康駿府ニ所藏セシモノニシテ元和四年午十一月朔日祖先義直ヘ譲与セラレタルモノナリ	
230	刀	守家 光忠兩作白鞘	一口	右加藤肥後守清正ヨリ徳川家康ヘ贈リタルモノニシテ以來駿府ニ所藏シ元和四年午十一月朔日祖先義直ヘ譲与セラレタルモノナリ	
231	刀	在銘貞真 白鞘	一口	右徳川家康駿府ニ貯藏セシモノニシテ祖先義直ヘ譲与セラル爾來相伝ス以下同シ	
232	刀	無銘城州兼永白鞘	一口	正徳四年午折紙代金五百貫	
233	刀	無銘一文字 白鞘	一口	享保元申年折紙代金三拾枚	
234	刀	無銘正恒 白鞘	一口	元禄四未年折紙代金五百貫	

235	刀	無銘相模國貞宗 白鞘	一口			
236	刀	在銘藤島 白鞘	一口		寛保三亥年折紙代金七枚	
237	刀	在銘廣助 白鞘	一口			
238	小サ刀	在銘正宗	一口			
239	小サ刀	在銘二王清則 白鞘	一口			
240	短刀	無銘保昌五郎 平打 白鞘	一口		札代金貳枚五兩	
241	短刀	無銘郷則重 白鞘	一口			
242	短刀	無銘濃州志津平 打 白鞘	一口			
243	刀	在銘備前国光忠 白鞘	一口		右豊臣秀吉ノ帶シタルモノニシテ徳川家康へ譲与セラレ爾後又祖先義直へ授与セリ爾來相伝ス以下同シ	
244	刀	在銘備前国則宗 白鞘	一口			
245	刀	在銘來國光作 白鞘	一口		右元和九年亥閏八月日不詳三代將軍家光ヨリ祖先義直へ贈与セラレタルモノナリ	
246	刀	在銘一文字 白鞘	一口		右元禄十一年寅三月日不詳五代將軍綱吉江戸本邸へ臨マレ当家四代贈從二位大納言吉通へ贈与セラレタルモノナリ	
247	刀	在銘信国 白鞘	一口		右元禄十一年寅三月十八日五代將軍綱吉江戸麴町邸へ臨マレタル時当家四代贈從二位大納言吉通へ授与セラレタルモノナリ	
248	刀	在銘長光	一口		右元禄十一寅年月日不詳前項ト等シク五代將軍綱吉ヨリ譲与セラレタルモノナリ	
249	刀	在銘備州長船住 兼光 白鞘	一口		右元文四未年四月十一日当家八代從三位中納言宗勝帰国ノ際八代將軍吉宗ヨリ贈与セラレタルモノナリ	
250	刀	在銘古備前正恒 白鞘	一口		右延享二年丑十月九日八代將軍吉宗ヨリ当家九代從二位権大納言宗睦へ贈与セラレタルモノナリ	
251	刀	在銘國宗	一口		右寛政十一未年十一月十九日当家十代正二位大納言齋朝一橋家ヨリ養子トナリ婚禮ノ式ヲ挙行セシヲ以テ十一代將軍家齊ヨリ贈与セラレタルモノナリ	
252	刀	在銘備州長船住 兼光 白鞘	一口		右十一代將軍家齊退隱江戸城西丸へ移転ノ際祝賀トシテ当家十二代從二位大納言齋莊登城ノ節授与セラレタルモノナリ	
253	刀	在銘備中國住人 貞次作 白鞘	一口		右祖先徳川義直ノ帶シタルモノニシテ累世相伝ス以下同シ	
254	小サ刀	無銘大原真守 白鞘	一口			
255	短刀	無銘ワカエ正宗 白鞘	一口		右祖先伝來ニシテ名古屋城天守閣ニ貯蔵セシモノナリ 但其出所詳ナラサレ共天守閣ニ貯蔵ノ器物ハ概シテ大坂城ヨリ移シタルモノナレハ本條ノ如キモ同種ノモノト認定ス	
256	短刀	朱銘左安吉平打 白鞘	一口		右当家二代徳川光友ノ帶シタルモノニシテ累世相伝ス	
257	短刀	在銘來國俊 白鞘	一口		右当家六代贈從三位中納言継友ノ室近衛准后家熙ノ女享保三戌六月十一日結婚ノ際携帯ノ品ニシテ爾來相伝ス	
258	刀	無銘備中國直次 作 白鞘	一口		右当家九代從二位大納言宗睦ノ帶シタルモノニシテ爾來相伝セリ	
259	刀	在銘備前国長船 長光造 拵付	一口		右当家九代從二位大納言宗睦ノ帶シタルモノニシテ爾來相伝ス	
260	小柄	名物浮木亀 無銘	一個		右祖先伝來以下同シ	
261	三所物	名物丸木橋 無銘	一具			
262	鐺	名物あけほの 無銘	一個			

名古屋
大曾根邸

263	鞍鐙	梨地武具蒔絵	一具		右明治二年七月廿一日正二位徳川慶勝在職中勉強苦勞ニ思召候旨ヲ以陛下リ前頭ノ鞍鐙ヲ賜フ以来相傳ス	
264	鞍	海有臘色塗 伊勢駿河守貞雅作	一口			
265	鐙	臘色塗	一足			
266	轡		一鑣			
267	馬嚢		一掛		右鞍鐙轡馬嚢ノ四件ハ徳川家康数回ノ戦役ニ使用セシモノニシテ特ニ馬嚢ハ苦戦ニ負傷セシ際鮮血ノ痕跡ヲ残セリ故有テ祖先義直ヘ譲与セラレタルモノナリ	
268	刀掛	蠟色地菊桐葵紋金蒔絵	一個			
269	手拭掛	蠟色地菊桐葵紋金蒔絵	一個			
270	盃	梨地菊桐葵紋金蒔絵	一個			
271	燗鍋	梨地菊桐葵紋金蒔絵	一個			
272	重箱	梨地菊桐葵紋金蒔絵三重組	一組		右五件ハ徳川家康親シク使用セシモノニシテ祖先義直ヘ譲与セラレタルモノナリ	
273	釜	蘆屋鞆鼓形蓋唐銅裏糸目	一個		右祖先伝来	
274	茶壺	古瀬戸銘夕時雨	一個		右祖先伝来以下同シ	
275	茶碗	星建蓋天目銀覆輪 宋時代	一個			
276	茶碗	玳比蓋銀覆輪	一個			
277	蜀江錦	模様変り	一反		右ハ徳川家康所蔵セシ者ニシテ祖先義直ヘ譲与セラレタルモノナリ	
278	蒙流	織留鶏頭模様	一反		右祖先伝来以下同シ	
279	蜀江錦	茶地菱模様	一裂			
280	蜀江錦	丹地円形紋金入牡丹唐草段織	二裂			
281	蜀江錦	丹地円形紋牡丹模様	一裂			
282	蜀江錦	黒地亀甲金入円形紋模様	一裂			
283	紗	丹地唐花ニ蝶模様縫潰シ	二裂			
284	総金	丹地八角繫キ模様	一裂			
285	総金	丹地八角繫キ模様	二裂			
286	総金	丹地小菱四ツ目模様	一裂			
287	総金	丹地大牡丹唐草模様	一裂			
288	総金	花色地角模様	一裂			
289	総金	無地	七裂			
290	印金	薄柿地角竜模様	四裂			
291	和物金襴	白地中牡丹模様	二裂			
292	銀襴	紫地大黒屋裂小牡丹宝尽	六裂			
293	安楽庵	紫地大内桐模様	四裂			
294	安楽庵	萌黄紗地牡丹模様	五裂			
295	安楽庵	萌黄地大牡丹模様	一裂			
296	焼裂	萌黄地雲鳳模様	一裂			
297	焼裂	紺地大牡丹模様	一裂			
298	焼裂	白地小牡丹模様	一裂			
299	焼裂	花色地中牡丹模様	一裂			
300	風帯	模様 各種	三拾壹筋			
301	紹金	紫地中牡丹模様	二裂			
302	紹金	紺地竜丸唐草宝尽	二裂			
303	紗	茶地糸入花鳥模様	二裂			
304	紗	白地牡丹模様	四裂			
305	紗	茶地飛模様	六裂			
306	紗	茶地牡丹唐草模様	一裂			
307	紗	茶地中牡丹模様	二裂			
308	黄純	白地牡丹ニ蝶模様	二裂			
309	黄純	白地大内桐模様	一裂			
310	蜀江	丹地人形入牡丹唐草模様	一裂			
311	純子	浅黄地籠綺ニ鳥模様	二裂			
312	純子	萌黄地雲紗綾形模様	五裂			
313	純子	萌黄地柘榴模様	四裂			
314	祖父気附	唐物茶地金入裏白羽二重	一枚			
315	祖父気附	唐物黄色純子裏紫羽二重	一枚			
316	側次	唐物花色地唐草ノ内ニ卍字模様裏茶絹	一枚			
317	古金襴模	白地小牡丹模様	三裂			
318	安楽庵	萌黄地紗綾形輪花宝珠ノ内ニ兎模様	一裂			
319	安楽庵	萌黄金地大牡丹模様	一裂			
320	安楽庵	萌黄金地中牡丹模様	一裂			
321	安楽庵	花色地中牡丹宝尽模様	二裂			
322	焼裂	萌黄地鹿ノ子梅虫模様	一裂			

名古屋
大曾根邸名古屋
大曾根邸名古屋
大曾根邸

323	焼裂	花色地蔓模様	一裂	名古屋 大曾根邸
324	焼裂	茶地織分宝尽模様	一裂	
325	焼裂	萌黄地竜ノ丸菱ノ内二卍字模様	一裂	
326	焼裂	白地尾長鳥蔓模様	一裂	
327	焼裂	黒地鳳凰牡丹模様	一裂	
328	焼裂銀欄	白地小牡丹模様	一裂	
329	焼裂	紫地花兎模様	一裂	
330	焼裂	花色地花兎模様	二裂	
331	紗金織	花色地大内桐模様	二裂	
332	黄純	白地大内桐模様	三裂	
333	蜀江錦	茶地	一裂	
334	朝鮮錦	丹地紗綾形獅子ノ丸喜ノ字七宝模様	一裂	
335	朝鮮錦	白茶地雲ニ鳳凰ノ丸模様	二裂	
336	捻金	萌黄地紗綾形靈芝ニ七宝模様	一裂	
337	琉球物	茶地乱格子花菱模様	一裂	
338	繻珍	花色地亀甲模様	一裂	
339	細川純子	紺地卍字油炬形内二雨竜模様	一裂	
340	上代純子	浅黄地折入菱ニ牡丹模様	一裂	
341	純子	花色地雲鶴模様	二裂	
342	純子	花色地水鳥模様	一裂	
343	風通段織	萌黄地金入小模様白鼠藤色	一裂	
344	風通	花色地金入牡丹唐草模様	二裂	
345	蒙流	銀地萌黄金入花鳥模様	二裂	
346	蒙流	白茶浅黄堅縞ノ内二花模様	六裂	
347	吉野廣東	手変	一裂	
348	望月廣東	白茶紺萌黄堅縞横筋織分	五裂	
349	緘廣東	白地花色堅横縞	一裂	
350	金入唐純子	茶地靈芝唐草模様	二裂	
351	萬曆時代純子	紺地人形手牡丹唐草模様	二裂	
352	名物珠光純子	花色地	三裂	
353	名物古渡純子	茶地笹蔓模様	一裂	
354	名物古金欄	天鵲絨色花兎模様	一裂	
355	笹蔓純子	茶地	三裂	
356	金木理	チョロケン	六裂	
357	銀木理	チョロケン	二裂	
358	焼裂	茶地紗綾形桃模様	二裂	
359	蜀江錦	茶地	一裂	
360	蜀江錦	茶地石畳菱井桁飛模様	一裂	
361	純子	萌黄織色地笹蔓模様	廿裂	
362	焼裂	縞ニ牡丹菊模様	一裂	
363	定家純子	花色地茶紋菊桔梗唐草模様	一裂	
364	細川純子	紺地卍字油炬形内二雨竜模様	五裂	
365	芝山純子	花色地折入菱ニ雨竜模様	二裂	

366	蜀江錦	茶地牡丹亀甲段模様	一裂	名古屋 大曾根邸
367	蜀江錦	丹地大牡丹模様	一裂	
368	綴ノ錦	金入雲竜模様	一裂	
369	安楽庵	萌黄金地中牡丹模様	四裂	
370	焼裂	花色地乱桐模様	三裂	
371	紗金織	濃浅黄地大牡丹模様	五裂	
372	純子	鼠地黄織色靈芝笹唐草模様	二裂	
373	緘廣東	白地紺三筋堅横真田入	六裂	
374	名物二人静古金欄茶入袋	濃紫色逢鳳凰ノ丸模様	一個	
375	沓番更紗	白地草花模様	二裂	
376	名物東山裂古金欄	萌黄地小牡丹唐草模様 茶入袋裂	二	
377	名物古金欄	天鵲絨色花兎小模様	三裂	
378	名物上代平野廣東		一裂	
379	焼裂金欄	赤地梅模様	一裂	
380	焼裂	赤地輪ノ内二菊模様	一裂	
381	紅毛本國羽二重織		二裂	
382	上代純子	花色地雲竜小模様	二裂	
383	厨子棚	梨地源氏初音ノ卷蒔絵	一個	
384	黒棚	梨地源氏初音ノ卷蒔絵	一個	
385	書棚	梨地源氏初音ノ卷蒔絵	一個	
386	書棚	梨地源氏初音ノ卷蒔絵	一個	
387	書棚	梨地源氏胡蝶ノ卷蒔絵	一個	
388	大角赤	梨地源氏初音ノ卷蒔絵 長方形打被蓋	一個	
389	小角赤	梨地源氏初音ノ卷蒔絵 長方形打被蓋	一個	
390	手箱	梨地源氏初音ノ卷蒔絵 掛子付印籠蓋銀覆輪	一個	
391	手箱	梨地源氏初音ノ卷蒔絵 掛子及抽斗附長方形印籠蓋	一個	
392	手箱	梨地源氏胡蝶ノ卷蒔絵 長方形印籠蓋	一個	
393	鏡台	梨地源氏初音ノ卷蒔絵 角形抽斗二個付	一個	
394	櫛箱	梨地源氏初音ノ卷蒔絵 長方形印籠蓋	一個	
395	櫛箱	梨地源氏初音ノ卷蒔絵 長方形二打被蓋掛子附	一個	
396	小櫛箱	梨地源氏初音ノ卷蒔絵 長方形打被蓋掛子付	一個	
397	眉作箱	梨地源氏初音ノ卷蒔絵 長方形二重組印籠蓋掛子附	一個	

398	旅眉作箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 印籠蓋抽斗掛子 附	一個	名古屋 大曾根邸
399	乱箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形	一個	
400	乱箱	梨地源氏初音ノ 蒔絵 長方形	一個	
401	耳盥	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 丸形	一個	
402	耳盥	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 丸形	一個	
403	渡シ金箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 印籠蓋	一個	
404	鉄漿箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 印籠蓋二重組	一個	
405	楊枝箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 打被蓋	一個	
406	湯注子盥	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵	一個	
407	硯箱文台	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵	一具	
408	硯箱文台	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵	一具	
409	色紙箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 印籠蓋	一個	
410	短冊箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 印籠蓋掛子附	一個	
411	見台	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 抽斗附	一個	
412	見台	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵	一個	
413	机	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 但抽斗 付	一個	
414	机	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 但抽斗 無之	一個	
415	机	梨地源氏胡蝶ノ 卷蒔絵 但抽斗 付	一個	
416	料紙箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 打被蓋	一個	
417	硯箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 角形打 被蓋	一個	
418	硯箱	梨地源氏胡蝶ノ 卷蒔絵	一個	

419	文箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 打被蓋	一個	名古屋 大曾根邸
420	長文箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 打被蓋	一個	
421	長文箱	梨地源氏胡蝶ノ 卷蒔絵 長方形 打被蓋	一個	
422	香盆	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 角入り 長方形	一個	
423	沈箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 打被蓋掛子附	一個	
424	旅香具箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 角入長 方形印籠蓋掛子 付	一個	
425	薰物壺	銀壺形象牙蓋	一個	
426	帯箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 打被蓋	一個	
427	帯箱	梨地源氏胡蝶ノ 卷蒔絵 長方形 打被蓋	一個	
428	昆布箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 角形印 籠蓋	一個	
429	昆布箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 印籠蓋	一個	
430	碁盤	梨地源氏胡蝶ノ 卷蒔絵	一個	
431	将棋盤	梨地源氏胡蝶ノ 卷蒔絵	一個	
432	枕	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵	一對	
433	枕香炉	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 引出付	一個	
434	枕香炉	梨地源氏胡蝶ノ 卷蒔絵 引出付	一個	
435	寄り掛り	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 掛子附	一個	
436	貝桶	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 八角形 但貝無之	一對	
437	刀掛	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 三本懸 ケ造 但上二一 本前二二本	一個	
438	衣桁	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵	一個	

439	挟箱	梨地源氏胡蝶ノ 卷蒔絵長方形打 被蓋	一對		右第三百八拾三号ヨリ第四百三拾九号ニ至ル附屬物ハ宗家三代將軍家光長女千代子当家二代目從二位大納言徳川光友へ寛永十六年卯九月二十二日婚禮ノ際持參ノ器具ナリ其内源氏初音ノ卷蒔絵歌ノ文字ハ梶井宮園融院殿御筆彫刻ハ法橋顯乗蒔絵ハ幸阿弥ノ調製ナリ蒔絵師幸阿弥私記入略伝写(省略)右幸阿弥ノ伝ニヨレハ初音蒔絵ノミヲ調製セシモノ、如シト雖モ目錄中載スル所ノ胡蝶蒔絵モ亦幸阿弥ノ製造ニ係ルモノ、如シ其所以ハ前記ノ如ク一對ノ器物ニシテ初音胡蝶兩種ノ蒔絵アリ尤モ其意匠ニ至テハ巧拙ナキモノトノ鑑定ナリ	名古屋 大曾根邸
440	名所香箱	梨地須磨明石葵 紋散蒔絵	一個			

441	古今香箱	梨地四季花卉葵紋散蒔絵	一個			
442	宇治香箱	梨地宇治ノ里山水葵紋散蒔絵	一個			
443	花月香箱	梨地花月蒔絵長方形	一個			
444	伽羅割道具	蜀江模様葵紋散蒔絵	一具		前頭第四百四拾号ヨリ第四百四拾四号ニ至ル四種ノ香箱及ヒ伽羅割道具ハ初音蒔絵器物附属品ニシテ蒔絵師幸阿弥ノ調製セシヤ否ニ至テハ詳ナラサレトモ其精工年代ノ如キハ初音蒔絵ニ類スルモノナリ	
445	十種香箱	梨地折紙香包貝香合香炉火屋火箸葵紋散蒔絵長方形	一個		右ハ全四種ノ香箱ト均シク初音蒔絵器物附属品ニシテ精工初音蒔絵ニ譲ラスト雖モ年代稍々古色ヲ負ヒタル者ナレハ幸阿弥ノ作ニ非ルヘシ	
446	手箱	梨地松梅東山時代蒔絵錫縁掛子附長方形印籠蓋	一個		右祖先伝来以下同シ	
447	食籠	堆朱樓閣人物彫刻八角形内黒塗	一個			
448	盆	堆朱牡丹模様二重彫刻張成作丸形高台附	一個			
449	簞笥	梨地蜀江蒔絵引出及建戸付	一個		右ハ豊臣秀吉愛玩ノ器物ニシテ故有テ徳川家康へ譲与セラレ其後家康ヨリ又祖先義直へ譲与セラレタルモノナリ	
450	香合	梨地菊折枝蒔絵丸平形	一個		右ハ初東福門院ノ鏡巢ナリトノ言ヒ伝ヘニシテ祖先ヨリ伝来セリ	
451	沈箱	蠟色地菊唐草鎌倉時代蒔絵二重組長方形印籠蓋	一個		右祖先伝来以下同シ	
452	手箱	梨地籬ニ梅蒔絵角形印籠蓋	一個			
453	十炷香箱	梨地葵紋散秋草蒔絵二重組	一個			名古屋 大曾根邸
454	香台	金タヒ塗若松山水蒔絵角入長方形足附	一個		右当家九代宗睦ヨリ伝来	
455	沈箱	梨地山水蒔絵	一個		右祖先伝来	
456	見台	梨地流水長春蒔絵	一個		右当家二代光友ヨリ伝来	
457	葉簞笥	梨地葵紋散唐草繫キノ内菊蒔絵建戸付但銀鍵添	一個		右祖先伝来以下同シ	
458	見台	梨地牡丹唐草蒔絵 引出附	一個			
459	書棚	梨地松竹梅蒔絵	一個			
460	鏡台	梨地松橘葵紋散蒔絵角形 抽斗附	一個			
461	長文箱	梨地若松桜葵紋散蒔絵長方形打被蓋	一個			
462	鏡台	梨地松橘蒔絵角形抽斗付	一個			
463	長文箱	梨地松橘蒔絵長方形打被蓋	一個			
464	香箱	梨地松梅東山時代蒔絵錫縁長方形	一個			
465	手箱	梨地菊蒔絵二重組長方形	一個			
466	貝桶	梨地松橘葵紋散蒔絵八角形	一対			
467	硯箱	梨地秋野鎌倉時代蒔絵胴張角形錫縁掛子付	一個			
468	色紙箱	梨地山水鷺蒔絵角形打被蓋	一個			

469	刀	名物遠江長光 在銘	一口		右津田遠江ナルモノ所持セシヲ以テ 其名アリト云抑本刀ハ織田信長所持 ニシテ安土城ニ蔵ムル品ナリシガ天 正十年六月二日明智光秀ノ為ニ京都 本能寺ニ於テ生害セラレ光秀安土城 ノ器物ヲ押領シ老臣三名ヘ分与セシ トキ本条長光ノ刀ハ津田遠江ニ與フ 光秀亡ヒシ後秀吉遠江ヲ助命シ秀次 ニ属セシム秀次生害ノ後遠江前田利 長ニ仕ヘ其際長光ノ刀ヲ呈セリ其後 五代將軍徳川綱吉ノ養女松子(實ハ 当家三代綱誠ノ女)加賀宰相吉徳ヘ 結婚ノ際將軍綱吉ヘ呈ス宝永六年五 月廿三日当家四代吉通初テ國ニ就ク ノ際六代將軍徳川家宣ヨリ之ヲ贈与 セラレ爾來相伝ス
470	刀	名物鳥飼二字國 俊 在銘	一口		右ハ鳥飼宗慶ナル者所持セシヲ以テ 其名アリト云(宗慶ハ能書ノ名アリ) 宗慶之ヲ子息與兵衛ニ傳ヘ與兵衛之 ヲ細川幽齋ニ売却シ幽齋之ヲ子息忠 興ニ伝ヘ石田三成金五百貫ヲ以テ之 ヲ購求ス関ヶ原ノ戰役ニ紛失シ其後 富田信濃守之ヲ得テ徳川家康ニ呈シ 家康ヨリ又当家初代義直ヘ譲与セラ レ(其年不詳)爾來相伝ス
471	刀	名物兵庫守家 在銘	一口		右ハ高野山ヨリ出テタル品ニテ徳川 家康之ヲ得当家初代義直ヘ駿河ニ於 テ譲与セラレ爾來相伝ス
472	刀	名物大左文字 在銘	一口		右ハ寛永二丑年二月廿六日三代將軍 徳川家光当家江戸邸ヘ臨マレタルト キ初代義直ヘ贈与セラレ爾來相伝ス
473	小サ刀	名物松浦源左衛 門尉信國 在銘	一口		右ハ慶長十六亥年四月三日豊臣秀頼 ヨリ当家初代義直ヘ贈リタル品ニシ テ爾來相伝ス
474	脇差	名物鯉尾吉光ト 称ス 在銘	一口		右ハ鶴首造リノ形チ鯉ノ尾ニ似タル ヲ以テ其称アリ元ト薙刀ヲ刀ニ直シ タルモノナリト云自而シテ此刀ハ豊 臣家所持ノ品ナリシカ大坂落城ノ後 当家ニ傳リ先祖以來相傳ス又大坂落 城ノ際一旦火災ニ罹リタルモノヲ当 時越前下坂ヲシテ焼直サセシメタル 旨当家旧記ニアリ
475	短刀	三条宗近 在銘	一口		右徳川家康当家初代義直ヘ駿府ニ於 テ分与セラレ爾來相伝ス
476	短刀	新藤五國光 在 銘	一口		右ハ元禄十二卯年買収シ爾來相伝ス
477	短刀	山城國來國光 在銘	一口		右ハ祖先伝來(出所不詳)
478	短刀	栗田口吉光 在 銘	一口		右ハ元禄十一年寅三月十八日五代將 軍徳川綱吉当家江戸麴町邸ヘ臨マレ タルトキ当家三代綱誠ヘ贈与セラレ 爾來相伝ス
479	短刀	相模國貞宗 朱 銘	一口		右祖先伝來
480	短刀	備前國兼光 在 銘	一口		右ハ天明六午年十代將軍徳川家治遺 物トシテ当家九代宗睦ヘ贈与セラレ 爾來相伝ス
481	短刀	山城國平安城長 吉鎧通シ 在銘	一口		右ハ徳川家康駿府ニ於テ当家初代義 直ヘ譲与セラレ爾來相伝ス
482	刀	山城國信國 在 銘	一口		右ハ当家二代光友軍刀ニ充テタル品 ニシテ爾來相伝ス
483	短刀	駿河國島田義助 在銘	一口		右ハ弘化二巳年当家十三代慶藏田安 家ヨリ当家ヘ養子トシテ来リタル際 持參セシ品ニシテ爾來相伝ス
484	短刀	越前國下坂康繼 在銘	一口		右祖先伝來
485	掛物	名物小倉倉紙 京極黃門定家筆	一幅	和歌 初句こひすてふ	右徳川家康所持其後駿府ニ於テ当家 初代義直ヘ譲与セシモノニシテ爾來 相伝ス
486	掛物	名物小倉倉紙 京極黃門定家筆	一幅	和歌 初句百しきや	右三代將軍徳川家光ノ女寛永十六年 卯九月廿二日当家二代光友ヘ結婚ノ 際携帯セシモノニシテ爾來相伝ス
487	掛物	名物経山虚堂和 尚筆 在印	一幅	七言絶句 初句岩桂始飄好問津	右ハ六代將軍徳川家宣遺物トシテ当 家ニ贈与セラレ爾來相伝ス

488	掛物	名物遠浦帰帆墨 画宋玉礪筆 在 印	一幅	墨画山水	右足利義政所蔵セシ品ナリ其後徳川 家康之ヲ得家康駿府ニ於テ先祖義直 へ譲与セラレ爾來当家ニ相伝ス	名古屋 大曾根邸
489	掛物	名物墨画 中直 夫画偃溪賛 左 右牧溪自画賛	三幅対		右徳川家康ヨリ先祖義直へ譲与セシ モノニシテ爾來当家ニ相伝ス	
490	掛物	名物墨画無準禅 師自画讀名印在	三幅対	左 郁山主驢ニ乗ル讀五言四句 中 蘆葉達磨讀三十 右 政黄牛牛ニ騎ス讀五言四句 アリ	右ハ成瀬隼人正ヨリ贈付シ(年月不 詳)祖先以來相伝ス	
491	掛物	墨画 所翁 牧 谿筆	二幅対	左 雲龍ノ図所翁筆 名印及讀 アリ 右 風虎ノ図牧谿筆 名印アリ	右徳川家康ヨリ先祖徳川義直へ譲与 セラレ爾來当家ニ相伝ス以下同シ	
492	掛物	書 古林清茂禅 師筆	一幅	初句 月林皎蔵主		
493	掛物	足利尊氏親筆	一幅	和歌 初句あつまちを	右祖先伝來以下同断	
494	掛物	武田晴信親筆	一幅	和歌 初句たつの市		
495	掛物	豊臣秀吉親筆	一幅	手翰 初句せつくのかたひし		
496	巻物	詞書二條天皇宸 筆 画土佐光顕 筆	一卷	物語彩色画及詞書		
497	巻物	菅原道真親筆	二巻	金光明最勝王經紫地金地		
498	巻物	明成祖武皇帝勅 書	一卷	紙白地金泥雲龍ノ地紋 初行 勅日本國王源道義王忠賢 明信敬恭云々		
499	巻物	詞書為家筆 画 土佐守経隆筆	一卷	西行物語着色画及詞書		
500	巻物	詞書寂蓮法師筆 画中務少輔隆 親筆	二巻	源氏物語 残欠拾段 彩色画及 詞書		
501	巻物	詞書飛鳥井雅経 筆 画中務少輔 隆親筆	一卷	此巻物ハ前二巻ノ離レモノナル ベシ但詞書筆者ハ別人ナレ共料 紙等凡テ前二巻ニ異ナラス		
502	手鑑	後醍醐天皇宸筆 吉野切	一帖	和歌四首		
503	具足		一領		右ハ豊臣秀吉着用ノ具ナリシガ大坂 落城ノ後当家ニ伝ハリ以來相伝ス	
504	簞築	名物景仁作			右祖先伝來以下同シ	
505	一節切	名物銘虚心 宗 勲作	一管			
506	一節切	銘山下風	一管			
507	琵琶	名物銘禹門	一面			
508	琵琶	名物銘山郭公	一面			
509	琵琶	名物銘松虫	一面			
510	琵琶	名物銘影向	一面			
511	箏	名物銘虎	一面			
512	石帯		一條		右石帯ハ明代ノ名玉ニシテ豊太閤ノ 帯用セシモノナリ元和大坂役ノ後当 家ニ伝ハリ爾來相伝ス	
513	貝玉箱		一個		右徳川家康ヨリ先祖義直へ譲与セシ モノニシテ爾來相伝ス	
514	天目台	名物尼崎一ニ蜈 蚣天目台ト云	一個		右豊臣秀吉尼ヶ崎城ニ於テ用ヒタル トノ口碑アル品ナリ武野紹鷗ノ末孫 新右衛門ナルモノ当家へ贈リタルモ ノニシテ祖先ヨリ伝來セリ	
515	天目台	名物尼崎一ニ蜈 蚣天目台ト云	一個		右ハ徳川家康駿府ニ於テ先祖義直へ 譲与セラレ爾來当家ニ相伝ス以下同 シ	
516	酒器	南京染付德利	一對			
517	花生	名物古銅銘きね のをれ	一個			
518	花生	名物青銅	一個		右祖先伝來以下同シ	
519	盆	名物ハシカ彫盆	一個			
520	盆	名物若狹盆	一個		右成瀬隼人正ヨリ贈リタルモノニシ テ祖先ヨリ伝來ス以下同シ	
521	盆	名物松ノ木盆	一個		此盆ノ木理松ニ似タルヲ以テ松ノ木 盆ノ称アリト云	
522	香炉	名物銘千鳥	一個		右祖先伝來	
523	香炉	名物紫銅向獅子	一個		右ハ武野紹鷗愛玩セシ品ナリ祖先以 來相伝ス	

524	筆架	名物唐銅雨龍	一個		右徳川家康所持ニシテ祖先義直へ譲与セラレ爾來相伝ス	名古屋 大曾根邸
525	硯	名物高麗紫石	一個		右古田織部正愛玩セシ器物ナリ祖先以來相伝ス	
526	盆石	名物銘夢浮橋	一個		右ハ後醍醐天皇吉野行幸ノトキ御懷中被遊御愛玩品ナリシト云祖先以來相伝ス	
527	茶壺	名物銘初時雨 元祖藤四郎作	一個		右祖先伝來	
528	茶壺	名物銘夕立	一個		右ハ徳川家康ヨリ当家祖先義直へ譲与セラレ爾來相伝ス	
529	茶壺	名物銘雄鳥	一個		右祖先伝來以下同シ	
530	茶壺	古瀬戸藤四郎作	一個			
531	茶壺	名物銘判官	一個		右徳川家康駿府ニ於テ祖先義直へ譲与セラレ爾來当家ニ相伝ス	
532	茶壺	名物銘人麿	一個		右祖先伝來	
533	茶壺	名物銘松花	一個		右徳川家康駿府ニ於テ祖先義直へ譲与セラレ爾來当家ニ相伝ス	
534	釜	名物古蘆屋	一個		右豊臣秀吉及ヒ古田織部正所持セシ品ナリ	
535	釜	名物古天明 銘 梶	一個		右古田織部正ノ所持セシ品ナリ宗家ヨリ当家へ贈与セラレ(年月不詳)爾來相伝ス	
536	釜	名物古蘆屋 糸 目	一個		右武野紹鵬所持セシ品ナリ徳川家康駿府ニ於テ祖先義直へ譲与セラレ以來当家に相伝ス	
537	水指	名物南蛮 銘芋 頭	一個		右南都称名寺ノ僧珠光及ヒ武野紹鵬愛玩セシ品ナリ徳川家康之ヲ得駿府ニ於テ祖先義直へ譲与セラレ爾來当家ニ相伝ス	
538	水指	名物古備前 銘 青海	一個		右武野紹鵬所持セシ品ナリ祖先以來相伝ス	
539	水指	青磁大形	一個		右祖先伝來	
540	茶碗	名物白天目	一個		右武野紹鵬所持セシ品ナリ紹鵬ノ末孫新右衛門ナルモノ当家ニ贈リ爾來相伝ス	
541	茶碗	名物三島桶茶碗	一個		右千道安所持セシ品ナリ竹腰正武ヨリ当家ニ贈リ爾來相伝ス	
542	茶碗	名物三島筒 銘 藤袴	一個		右祖先傳來	
543	茶碗	名物大高麗	一個		右荒木摂津守村重愛玩セシ品ナリ徳川家康之ヲ得家康ヨリ先祖義直へ譲与セラレ爾來当家ニ相伝ス	
544	茶碗	名物高麗一名荒 木茶碗ト云	一個		右荒木摂津守村重愛玩セシ器物ニシテ沙界道珍及千利休等所持セシモノナリ(但名物記ニ利休荒木道珍所持トアリ)徳川家康駿府ニ於テ祖先義直へ譲与セラレ爾來当家ニ相伝ス	
545	茶碗	名物曜変天目	一個		右泉州堺油屋浄祐之ヲ所持セシ品ナリ徳川家康駿府ニ於テ祖先義直へ譲与セラレ爾來当家ニ相伝ス	
546	茶碗	黄天目銀覆輪	一個			
547	天目台	黒塗唐物青貝入	一個		右黄天目及天目台ハ徳川家康ヨリ先祖義直へ譲与セラレ爾來当家ニ相伝ス以下同シ	
548	香合	名物堆朱居布袋 錢鎮作	一個			
549	茶入	名物古瀬戸肩衝 銘筒井	一個		右筒井順慶所持セシ品ナリ其後徳川家康之ヲ所蔵シ先祖義直へ譲与セラレ爾來当家ニ相伝ス	
550	茶入	名物漢作 銘苦 屋文琳	一個		右ハ宗家ヨリ贈与セラレ(年月不詳)爾來相伝ス	
551	茶入	名物漢作 銘茜 屋茄子	一個		右徳川家康駿府ニ於テ祖先義直へ譲与セラレ爾來相伝ス	
552	茶入	名物 銘唐丸壺	一個		右竹腰山城守ヨリ贈リタルモノニシテ祖先ヨリ伝來セリ	
553	茶入	名物漢作 銘靱	一個		右足利義政所持セシ品ナリ義政之ヲ細川政元ニ與フ政元甥高國へ譲リ高國ヨリ氏綱藤賢藤孝忠興ニ伝ヘ忠興之ヲ豊太閤ニ呈ス太閤之ヲ木下若狭守勝俊ニ與フ勝俊ノ曾孫齋範寛文十三年五月伝記ヲ添ヘテ之ヲ当家ニ代光友へ贈リ爾來相伝ス	

554	茶入	名物漢作肩衝 銘宗無	一個		右五代將軍徳川綱吉薨去ノ後遺物ト シテ宝永六年当家八代宗勝へ贈ラレ タル者ニシテ爾來相伝ス	名古屋 大曾根邸
555	茶入	名物古瀬戸肩衝 銘横田	一個		右足利義政ヨリ義昭迄足利家ニ伝リ 其後織田信長ヲ經豊臣秀吉へ伝ハリ 秀吉徳川家康ト和議成ルノ日家康へ 贈リ家康又之ヲ先祖義直へ譲与セラ レ爾來当家ニ相伝ス	
556	茶入	名物初代藤四郎 作 銘虫咀藤四郎	一個		右祖先伝来以下同シ	
557	茶杓	名物千利休作 銘泪茶杓	一個			
558	台子	純金板張	一個		右ハ祖先伝来以下同シ	
559	風呂	純金切合セ	一個			
560	釜	純金霰丸形切合 セ	一個			
561	水指	純金	一個			
562	柄杓建	純金	一個			
563	盥シ	純金袋形	一個			
564	蓋置	純金丸形三足	一個			
565	茶碗	木地台純金着セ 天目形蓋付	一個			
566	天目台	純金丸形	一個			
567	茶入	純金肩衝	一個			
568	硯箱	純金	一個			
569	香盆	木地台純金着セ 角入長方形	一個			
570	香盆	木地台純金着セ 角入長方形	一個			
571	香匙火筋建	純金六角形	一個			
572	香炉	純金火屋付	一個			
573	香合	純金三重組	一個			
574	炷空入	純金阿古多形	一個			
575	棗	純金	一個			
576	炷空入	純金瓜形	一個			
577	薰物壺	純金壺形	一個			
578	沈箱	純金面取長方形 掛子付打着セ蓋	一個			
579	香炉	阿古多形火屋附	一個			
580	皿	純金	一個			
581	盃	純金	一個			
582	藥鍋	純金鉤付	一個			
583	藥茶碗	木地台純金着蓋 付	一個			
584	藥茶碗	木地台純金着セ 蓋付	一個			
585	手箱	時代梨地長生殿 蒔絵文字入錫縁 懸子附	一個			
586	手箱	時代梨地松竹梅 蒔絵	一個			
587	手箱	梨地純子蒔絵	一個			
588	短冊箱	梨地松竹梅葵紋 蒔絵懸子附	一個			
589	蜀江	茶地壽ノ字丸紋 金入宝尽	一裂			
590	蜀江	茶地金入丸紋宝 尽	一裂			
591	古金欄	白地大牡丹	一裂			
592	蒙流	黄地段金地萌黄 蔓模様	一裂			
593	蒙流	折留金地立木花 模様	二裂			
594	古金欄	草色地牡丹二重 蔓 手変り浮模 様				

595	短刀	名物後藤藤四郎 吉光 在銘	一口		右古昔後藤庄三郎ナル者所持セシニ ヨリ其称アリ寛永五年九月三日三代 將軍徳川家光土井大炊頭邸宅へ臨マ レタルトキ大炊頭此刀ヲ呈ス同十六 年九月廿二日家光ノ女当二代徳川 光友へ結婚ノ際家光ヨリ贈与セラレ 以来当家ニ相伝ス	本所 横網町邸
596	短刀	名物不動正宗 在銘	一口		右不動ノ彫刻アルカ故ニ此称アリ豊 臣秀次曾テ黄門タリシトキ代金五百 貫ニテ購求シ徳川家康へ贈呈ス而シ テ家康ヨリ前田利家へ贈与シ前田家 三代利常ニ至リ復タ徳川家康へ贈呈 ス家康之ヲ当家初代義直へ譲与セラ レ以来当家ニ相伝ス	
597	短刀	名物無銘藤四郎 吉光	一口		右無銘ノ故ヲ以テ其名アリ昔時來國 俊作ノ極メナリシカ後本阿弥光室本 条ノ如ク極メヲ改ム生駒讀岐守正俊 之ヲ所持シ正俊卒後遺物トシテ二代 將軍徳川秀忠へ呈ス秀忠元和九年閏 八月廿三日上洛ノ帰途尾張國名古屋 城ニ泊シ其際当家初代義直へ贈与セ ラレ以来当家ニ相伝ス	
598	短刀	名物一庵正宗 無銘	一口		右ハ豊臣秀長家臣横山一庵法師所持 セシニ依リ其名アリト云井伊直政之 ヲ得徳川家康へ贈リタルモノニシテ 宝永六年丑六月五代將軍徳川綱吉遺 物トシテ当家へ贈与セラレ以来当家 ニ相伝ス	
599	短刀	名物庖丁吉光 在銘	一口		右徳川家康所持ニシテ駿府ヨリ当家 初代義直へ譲与セシモノニシテ爾來 相伝ス	
600	短刀	名物庖丁正宗 無銘	一口		右ハ徳川家康駿府ニ於テ当家初代義 直へ譲与セラレ爾來相伝ス	
601	短刀	名物物吉貞宗 無銘拵付	一口		右ハ徳川家康ノ所持シタルモノニシ テ数回ノ戦役ニ此刀ヲ帶シ出陣スル トキハ必ス凱旋ノ吉例アルニ由リ物 吉ト名ケシト云フ或ハ能ク堅ヲ切断 スルニ依リ名ケシトモ云家康秘藏セ シ品ナリシカ当家初代義直ノ実母か め請フ所アリ義直ニ譲与セラレ以後 当家世々相伝フルノ重宝トセリ	
602	短刀	名物奈良屋貞宗 無銘	一口		右古昔泉州奈良屋宗悦ナル者所持セ シニ由リ其名アリト云(或ハ親子藤 四郎トモ云フ一説アリ)文祿年中代 金五百貫ヲ以豊臣秀俊之ヲ購求シ豊 臣秀吉ニ呈ス秀頼ノ代ニ至リ慶長十 三年五月廿一日之ヲ二代將軍秀忠へ 贈ル元和九年二月十三日秀忠当家 藩邸へ臨マレタル時之ヲ当家へ贈ラ レ寛永十一年七月四日三代將軍家光 名古屋城ニ宿泊セラレタル時之ヲ家 光へ呈シ其後紀州家ニ伝ハリ同十七 年五月十四日家光紀州邸ニ臨マレタ ル宴席ニ於テ当家初代義直和泉藤四 郎短刀ト交換シ爾來当家ニ相伝ス	
603	短刀	名物上野貞宗 無銘	一口		右ハ昔時本多上野介ナルモノ所持セ シヲ以テ其称アリト云寛永十六年九 月廿二日三代將軍徳川家光ノ女当 二代光友へ結婚ノ際家光ヨリ光友へ 贈与セラレ以後相伝ス	
604	短刀	名物戸川志津 無銘	一口		右ハ昔時戸川肥後守ナルモノ所持セ シニヨリ其称アリト云前田利長之ヲ 購求シ寛永年中二代將軍徳川秀忠前 田邸へ臨マレタルトキ前田利常之ヲ 贈呈シ寛永十年三月廿六日当家初代 義直國ニ就クノ際三代將軍徳川家光 ヨリ之ヲ贈与セラレ其後当家ヨリ宗 家ニ贈リ宗家ヨリ又紀州家ニ贈ラレ タル者ト見ヘ(此間傳記不詳)寛文 十一年三月廿四日紀州家頼宣遺物ト シテ当家ニ贈ラレ爾來相伝ス	

605	刀	名物池田正宗 金銘	一口		右ハ昔時池田備中守ナルモノ所持セシヲ以テ其称アリト云一昨伊達政宗千貫ニテ之ヲ買入タルコトアリタルトモ間モナク之ヲ売却セリ其後二代將軍徳川秀忠又之ヲ千貫ニ購求シ寛永十三子年九月廿一日三代將軍徳川家光江戸藩邸へ臨マレタルトキ当家二代光友へ贈与セラレ爾來相伝ス	本所 横網町邸
606	刀	名物南泉一文字 無銘	一口		右昔時此刀ヲ以テ猫ヲ截リタルコトアリ之ニ依リ南泉和尚猫ヲ切ルノ義ヲ取り以テ名ケシト云豊田秀頼之ヲ慶長十六年三月廿八日二条ノ城ニ於テ徳川家康へ贈リ家康又之ヲ当家初代義直へ譲与セラル義直又之ヲ二代將軍徳川秀忠へ呈ス其後再ヒ当家へ贈与セラレタルモノナリ	
607	刀	名物吉見左文字 追銘	一口		右ハ吉見三河守源正頼所持セシ品ナリ故ニ其称アリ之ヲ徳川家康ニ呈ス又家康之ヲ当家初代義直へ譲与セラレ爾來相伝ス	
608	刀	備前国光忠作 在銘	一口		右ハ元禄十一年三月十八日五代將軍徳川綱吉当家麹町邸へ臨マレタルトキ当家三代綱誠へ贈与セラレ爾來相伝ス	
609	刀	備前三郎國宗 在銘	一口		右ハ当家二代光友ヨリ支家松平友著(光友四男)へ譲与シ友著長子宗勝(当家八代)当家ヲ継クノ際携帯シ爾來相伝ス	
610	刀	山城国信國 在 銘	一口		右ハ弘化二巳年十二月当家十三代慶藏冠禮ヲ挙ケ初メテ任官ノ際十二代將軍徳川家慶ヨリ贈与セラレ爾來相伝ス	
611	刀	備前國吉用 在 銘	一口		右当家初代義直浅野紀伊守幸長ノ女ト元和元年四月四日結婚ノ際浅野家ヨリ贈リタルモノニシテ爾來相伝ス	
612	刀	備中國青江次直 折返シ銘	一口		右ハ寛文元年丑九月廿五日成瀬一岳遺物トシテ当家へ贈リタルモノニシテ爾來相伝ス	
613	刀	備前國長義 追 銘	一口		右ハ延宝九年酉六月代金百五拾貳両壱分ニテ当家へ買入爾來相伝ス	
614	刀	備前國長船兼光 無銘	一口		右ハ当家八代宗勝支家ヨリ入ッテ当家ヲ継クノ際携帯セシ品ニテ爾來相伝ス	
615	刀	相州鎌倉一文字 助真 無銘	一口		右ハ文政十二年巳十一月代金百兩ニテ尾張ニテ買入爾來相傳ス	
616	刀	相模國正宗 無 銘	一口		右ハ正徳三巳年十二月当家六代継友家督任官ヲ祝セラレ七代將軍徳川家継ヨリ贈与セラレ爾來相伝ス	
617	短刀	大和國保昌貞吉 無銘	一口		右祖先伝來	
618	掛物	牧溪筆 墨画無 落款	一幅	垂柳繁葉ノ中ニ巢燕二羽アリ下ニ一羽飛ヒ去ル図	右ハ五代將軍徳川綱吉薨去ノ後遺物トシテ当家へ贈与セラレ以來相伝ス	
619	掛物	仙竺僊筆	一幅	初句 示照侍者兄弟家云々	右ハ七代將軍徳川家継薨去ノ後遺物トシテ当家へ贈与セラレ爾來相伝ス	
620	塵壺	青磁文字置文	一個		右祖先伝來以下同シ	
621	茶壺	高麗	一個			
622	料紙箱	梨地時代菊水文 字入蒔絵	一個			
623	小箱	蒔絵前二同シ	六個			
624	文台	梨地時代菊水文 字入蒔絵	一個			
625	組硯箱	梨地金貝菊蒔絵 廿組下二大硯箱 一個	一個			
626	手箱	青貝紗綾形模様	一個			
627	手箱	金溜菊重子蒔絵	一個			
628	香盆	梨地菊水葵紋文 字入蒔絵	一個			
629	料紙箱	時代梨地蔦細道 蒔絵	一個			
630	硯箱	時代梨地蔦細道 蒔絵	一個			

表2 鑑査状一覧

等級	番号	名称	指定日	発行者					
1	5210	初音蒔絵 一箇 旅香具箱 掛子附 漆器	明治24年7月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5211	初音蒔絵 一箇 耳盥 一ト通 同乱箱	明治24年7月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5212	初音蒔絵 旅眉作箱 漆器 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5213	初音蒔絵 文台 二脚 机 二脚	明治24年7月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5214	初音蒔絵 猿枕 一對 鏡台 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5215	初音蒔絵 湯桶 一箇 盥 一箇	明治24年7月3日	中井敬所	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5216	初音蒔絵 貝桶 一箇 倚掛 一箇 見臺 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5217	初音蒔絵 帯箱 一箇 刀掛 一架	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5218	初音蒔絵 料紙箱 硯箱 一具	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5219	初音胡蝶蒔絵 枕香炉 一對	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5220	胡蝶蒔絵 碁盤 一面 将棋盤 一面	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5221	胡蝶蒔絵挟箱 一對 帯箱 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5222	胡蝶蒔絵掛硯 一箇 机 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
2	5225	簞笥 傳豊太閤愛玩品 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
2	5226	名所香札箱 古今香札箱 宇治香札箱 三箇	明治24年7月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
2	7238	傳隆能 源氏物語 二巻 同 一巻 物語 一巻	明治25年9月3日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
2	7239	茶壺 陶 六耳白釉下部淡黒色胴ニ銀杏葉ノ図あり 一個	明治25年9月3日	赤塚 輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
2	7240	曜変天目 銀覆輪 傳堺油屋浄祐所用 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
2	7241	黄天目 銀覆輪 傳東照宮御譲 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	5235	二重箱 梨地枝菊蒔絵 一組	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	5236	六角形貝桶 赤地七宝織覆添 梨地松橋葵紋散金銀金貝蒔絵 一對	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	5237	重之歌集 行成卿本 紙本 一帖	明治24年7月3日	古筆了悦	川崎千虎	小杉楳邨	山縣篤蔵	川田 剛	九鬼隆一
3	5238	十種香札箱 小箱二十組付属 漆器文字銀嵌貝葵紋散シ蒔絵 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	5244	破束頓々物語 世尊寺行尹卿筆 紙本 一巻	明治24年7月3日	古筆了悦	川崎千虎	小杉楳邨	山縣篤蔵	川田 剛	九鬼隆一
3	6564	中布袋図 表装共 直夫筆偃谿賛 左右朝陽対月図 牧溪自画賛 紙本墨画 賛有印 参幅	明治25年9月3日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
3	6565	西行物語 詞為家卿筆 画土佐守経隆筆 紙本着色 詞書共三段 一巻	明治25年9月3日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
3	6566	組硯箱 梨地金貝菊松皮菱繋キ菊唐艸唐松蒔絵 二拾重一組 下二大硯箱一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6567	文台 梨地菊水露蘆手書蒔絵文字露切金葵紋金物附 一脚 文庫 前同断葵紋附 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6568	手箱 黒地裏梨地青貝紗綾形紋金貝雨龍宝蓋周圍花卉掛子密陀画梅蕙水仙等 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6569	長文箱 黒地裏梨地胡蝶ノ卷蒔絵桜切金金物葵紋附 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6570	手箱 荒目梨地金貝入松竹梅遠山ニ日出周圍松竹梅椿紅葉掛ケ子母松及松ノ折枝蒔絵 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6571	短冊箱 掛子附 梨地金貝切金入松竹梅橋鶴亀葵紋桐紋蒔絵 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6572	手箱 掛子附錫縁 金溜十六菊高蒔平時重蒔絵身裏薙菊繡白綾張 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6573	手箱 梨地菱花緞子蒔絵金貝入蓋裏黒地折菊蒔絵身裏花色地蓮草唐金欄張 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6574	香盆 木瓜形 梨地菊水露蘆手書葵紋蒔絵文字露切金 一箇	明治25年9月3日	赤塚 輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6575	茶壺 銘時雨 二代藤四郎作 陶四耳黒釉肩二筋アリ 下部柳色底文字アリ 一箇	明治25年9月3日	赤塚 輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一

3	6576	茶壺 初代藤四郎作 陶 四耳洪柳色釉 底ニ窺目アリ 一箇	明治25年9月3日	赤塚 輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6577	水指 壺形 青磁 蔓牡丹浮紋共蓋同紋撮ニ宝珠 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6578	白天目 金覆輪 伝武野紹鷗所持 陶 帶青白色釉 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6579	灰蒙天目 砂張覆輪 陶 茶黒色釉銀砂子狀細点 一箇	明治25年9月3日	赤塚 輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6580	星建盞天目 砂張覆輪 陶 茶黒色釉高臺裏朱漆ニテ三上トアリ 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6581	蜀紅錦 丹地人形牡丹唐艸 一截	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6582	蜀紅錦 丹地大牡丹唐艸 一截	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6583	蒙流 黄地段金地萌黄蔓 一截	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6584	蒙流織留 金地立木花 貳截	明治25年9月3日	山名貫義	今泉雄作	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6585	古金欄 織留ニケ所アリ 草地牡丹唐草 一截	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	7237	遠浦帰帆図 玉礪 自画賛 有印 紙本墨画 一幅	明治25年9月3日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
4	5351	長角箱 楼閣人物彫 堆烏 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	5352	手箱 梨地扇蒔絵 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	5353	手箱 引出附 梨地花菱裂紋様蒔絵 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	5354	手箱 井筒菊蒔絵 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	5355	二重箱 梨地葵紋蒔絵 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	5356	箱 掛子附 蜀江裂葵紋附金貝嵌蒔絵 一箇	明治24年7月3日	中井敬所	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	5357	花瓶 管耳付分銅形 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	5358	花瓶 浮牡丹模様 青磁 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6280	刀掛 梨地牡丹唐草葵紋付蒔絵 一架	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6291	香炉 鴛鴦形 銅 一箇	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6292	厨子棚 梨地菊折枝葵紋金貝入蒔絵銀金具 一架	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6618	浄土曼荼羅 上下画表粧アリ 絹本着色 一幅	明治25年9月3日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
4	6619	花瓶 銘 きねのをれ 銅 燕形鬼面耳 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	八木 雕	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
4	6620	花瓶 口疵アリ 飛青磁 斑紋二十四点 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	八木 雕	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
4	6621	存星彫長盆 朱漆 樋人遊獵図内縁山水ニ鳥外縁山ニ獸 一枚	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6622	天目台 堆朱六葉 菊牡丹梔子等ノ彫 八箇 朱曲輪六葉 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6623	組硯箱 鉄刀木 岩ニ浪葱ニ野菊虫尽蒔絵裏村梨地梅ニ鶯等蒔絵 拾重一組	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6624	硯箱 梨地錫緑 山河紅葉橋舟蛇籠等ノ蒔絵 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6625	手箱 粉溜浮泉綾紋蓋裏梨地牡丹折枝蒔絵掛子梨地錫緑同蒔絵中裂張 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6626	密多画文庫 木瓜形ニ鶯鶯菊花周圍椿白密陀塗高彫内朱金具銀六葵 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6627	手箱 梨地錫緑金銀切金高蒔絵 住吉の浜云々ノ蘆手書金物丸ニ桐 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6628	沈箱 剝蓋 蓋山形総黒地螺鈿唐草金具真鍮唐草毛彫鍔附 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6629	菱形香具箱 刑部梨地金具枝菊高蒔絵掛子盆同時絵角重香合菱重香具各一組総梨地 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6630	千鳥香炉 青磁 千鳥形浮足高台釉カ、ラス 胴ノ中程ニ最小黒点アリ 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6631	青磁香炉 算木手 三足火屋真鍮籠目ニ秋草蝶 太鼓手 無足胴牡丹浮紋紐鬼面火屋銀竹梅打出シ 貳箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一

4	6632	茶壺 銘松花 陶 四耳 帯黒黄色釉 一箇	明治25年12月14日	山名貫義	川崎千虎	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6633	茶壺 銘夕立 陶 四耳肩ニ筋アリ 胴ニ縹ヒアリ 餗色釉底ニタ立ト張札アリ 一箇	明治25年12月14日	赤塚輯	山名貫義	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6634	茶壺 銘雄嶋 陶 四耳 餗色釉底ニ墨書花押アリ 一箇	明治25年12月14日	赤塚輯	山名貫義	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6635	茶壺 銘判官 陶 四耳肩ニ筋アリ 餗色釉粒点アリ 底ニ朱漆ニテハンクワン及利休判アリ 一箇	明治25年12月14日	赤塚輯	山名貫義	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6636	茶壺 銘人磨 陶 四耳肩ニ筋アリ 餗色釉 一箇	明治25年12月14日	赤塚輯	山名貫義	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6637	円形硯 紫石 硯池ニ波ニ龜尾周囲六十四卦ノ彫背ニ東載ノ印アリ 一面	明治25年12月14日	山名貫義	川崎千虎	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6638	鯉魚図風呂先屏風 応挙筆 有款印 絹本着色 一双	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
4	6639	蘆屋姥口電釜 傳豊太閤所用 一個	明治25年12月14日	山名貫義	川崎千虎	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6640	蘆屋糸目釜 傳紹鸞所用 一個	明治25年12月14日	赤塚輯	山名貫義	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6641	餌簀形笹耳水指 傳三嶋 陶 肩ニ葉形ト雷紋アリ 一個	明治25年12月14日	赤塚 輯	山名貫義	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6642	筒茶碗 傳三嶋 雷紋九紋及螺座アリ 一個	明治25年12月14日	赤塚 輯	山名貫義	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6643	茶碗 傳安南 陶 三ヶ所縹アリ 一個	明治25年12月14日	赤塚 輯	山名貫義	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6644	曜陽蓋天目 陶 真鍮覆輪黒釉外無地内梅花形十五点アリ 一個	明治25年12月14日	山名貫義	川崎千虎	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6645	鹽筥茶碗 傳高麗 陶 帯花紋胴小丸紋内外凸凹アリ 一個	明治25年12月14日	山名貫義	川崎千虎	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6646	楽茶碗 二代長二郎作 陶 総体黒釉一ヶ所カセアリ 一個	明治25年12月14日	山名貫義	川崎千虎	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6647	黄天目 銀覆輪 陶 内外黄釉ナダレ六ヶ所 一箇	明治25年12月14日	赤塚 輯	山名貫義	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6648	漢作肩衝茶入 銘靱 傳東山義政所用 陶 一箇	明治25年12月14日	赤塚 輯	山名貫義	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6649	大海茶入 陶 古瀬戸薄釉ナダレ底ニ糸目二條 一箇	明治25年12月14日	赤塚 輯	山名貫義	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6650	大海茶入 陶 総体赤黒交釉口高ク上リ蓋ノ掛リアリ 一箇	明治25年12月14日	赤塚 輯	山名貫義	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6651	本阿弥肩衝茶入 陶 尻膨胴ニ轆轤目アリ 一箇	明治25年12月14日	赤塚 輯	山名貫義	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6652	蓮鷺彫香合 堆朱 平円形 総体蓮蓋上鷺高彫 一個	明治25年12月14日	中井敬所	山名貫義	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6653	香合 撫角蠟色錫緑葱草ニ蝶裏菱ニ葱草底ニ浪ノ蒔絵 一個	明治25年12月14日	中井敬所	山名貫義	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6654	鎌倉彫香合 枳円形蓋甲ニ梅枝布目側部ニ靈芝唐草彫 一個	明治25年12月14日	山名貫義	川崎千虎	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6655	絁地錦 白地金入靈芝模様 円形裂一枚	明治25年12月14日	中井敬所	山名貫義	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6657	古金襴 白地大牡丹 貳枚	明治25年12月14日	山名貫義	川崎千虎	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	5347	花鳥図屏風 山楽筆 六枚折一双	明治24年7月3日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	5350	手箱 掛子附 梨子錫緑瓜ノ紋散蒔絵 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6270	貫之墨蹟 紙本 一幅	明治24年8月1日	山名貫義	川崎千虎	小杉樞郎	山縣篤藏	川田 剛	九鬼隆一
5	6271	中李白左黄山谷右杜子美図 雪村筆 紙本墨画 参幅	明治25年1月20日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6273	森林飛鶴図 讀萬歳云々 一休白画 讀 紙本墨画 一幅	明治25年1月20日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6274	柳下美人図 傳仇英筆 絹本着色 一幅	明治24年8月1日	山名貫義	橋本雅邦	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6275	源氏詞書屏風 冷泉為相筆 紙本 一双	明治24年8月1日	山名貫義	川崎千虎	小杉樞郎	山縣篤藏	川田 剛	九鬼隆一
5	6576	本多平八郎肖像屏風 傳又兵衛筆 紙本着色 二枚折 双	明治25年1月20日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6277	芳野図屏風 狩野常信筆 紙本金砂子地着色 二枚折 一双	明治25年1月20日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6278	小箱 掛子附 梨地船波蒔絵 一個	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6279	小箱 梨地錫緑梅鉢紋散蒔絵 一個	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉樞郎	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一

5	6281	硯 紫石龍鳳彫 一面	明治25年1月20日	中井敬所	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6282	硯 紫石 表面蟹裏面波彫 一面	明治25年1月20日	中井敬所	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6283	硯 紫石 表面人物牛裏面登竜門彫 一面	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6284	硯 八稜形 紫石裏面獅彫 一面	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6285	硯 猿面形脚附 紫石 貝模様嵌入 一面	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6286	花瓶 耳附帯紋 銅 一個	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6287	花瓶 鳳耳 青磁砵手 一個	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6288	花瓶 青磁 算木手 一個	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6289	花瓶 廣口 磁器獅子耳釉禿 一個	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6290	花瓶 青磁 算木手 二個	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6293	文臺 菊折枝蒔絵 一脚	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6294	小簾笥 菊折枝蒔絵 一個	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6295	小簾笥 菊折枝蒔絵 一個	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6297	禮讀式 世尊寺行能筆 紙本 一帖	明治24年8月1日	古筆了悦	山名貫義	小杉楳邨	山縣篤藏	川田 剛	九鬼隆一
5	6298	源氏画詞 土佐光則筆 紙本着色 一冊	明治24年8月1日	山名貫義	橋本雅邦	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6299	金剛樹珠数 羅漢彫刻 百拾顆 一聯 參拾五顆 一聯 百拾貳顆 一聯 桃枝珠数 羅漢彫刻 貳拾顆 一聯	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6300	阿弥陀如来立像 紙本着色 一幅	明治25年1月20日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6301	阿弥陀如来立像 紙本着色 一幅	明治25年1月20日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6302	春日曼荼羅 絹本着色 一幅	明治25年1月20日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6303	十六羅漢 絹本着色 拾六幅	明治25年1月20日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6304	茶壺 銘橋姫 常憲院殿ヨリ拝領 陶 四耳飴色釉 一箇	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6305	茶壺 銘呂宋 陶 青黒色釉 一箇	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6306	茶壺 銘曾路里 底ニ黄精香音羽花 押 一箇	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6307	茶壺 旧銘夕立 陶 四耳淡色釉帶 黒色線條流釉 一箇	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6308	天目台 牡丹紅花緑葉 一箇	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6309	天目台 花形青貝入 表牡丹菊 裏 小桜高台鉄線唐艸 一箇	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6310	天目台 拾箇	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6311	燭台 獅頭三足 陶 松梅及雲形染 附 一箇	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6312	花瓶 青磁壺形環附 一箇	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6347	料紙箱 菊ノ下水蒔絵 硯箱 山川 蒔絵 蘆手蒔絵文字金無垢照高院宮 道晃親王筆跡 一具	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6352	物語絵 詞書 伝尊円親王筆 紙本 着色 一卷	明治24年8月1日	山名貫義	橋本雅邦	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6354	歌舞伎絵草紙 詞書烏丸光廣筆 紙 本着色 一卷	明治24年8月1日	山名貫義	橋本雅邦	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6355	墨 五拾參錠	明治24年8月1日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6715	中蘆葉達磨 左右郁山主政黄牛 無準画賛有款印 紙本墨画 參幅	明治26年2月23日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6716	龍虎図 龍 陳所翁筆 有賛及款印 虎 牧溪筆 有款印 絹本墨画 双幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6717	花鳥図 伝王若水筆 絹本着色 參 幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6718	琴棋書画図 伝趙子昂筆 絹本着色 四幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7286	牛之図 閻次平筆有印 絹本淡彩 双幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7287	垂柳巢燕図 伝牧溪筆 絹本墨画 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7288	青緑山水人物図 仇英筆有款印 絹 本着色 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7289	花鳥図 周之冕筆有款印 絹本着色 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7290	夏木垂陰図 謝時臣筆有款印 絹本 淡彩 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一

5	7291	月夜山水図 平山筆有款 絹本墨画 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7292	山水図 伝牧溪筆 絹本墨画 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7293	三聖嘗酸図 啓書記筆有印 紙本淡彩 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7294	馬図 雪舟筆 中有款左右有款印 参幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7295	山水図 雪舟筆 有款印 紙本墨画 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7296	釈清茂書 花押及款印アリ 紙本 一幅	明治25年12月14日	古筆了悦	山名貫義	小杉樞邨	山縣篤藏	川田 剛	九鬼隆一
5	7297	中壽老 左右花鳥図 探幽七十歳筆 有款印 絹本淡彩 参幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7298	中人物 左右花鳥図 安信探幽筆 尚信有款印 紙本左淡彩 中右墨画 参幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7299	中普化禪師 左右山水図 伝松栄筆 紙本墨画 参幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7300	許由巢父図 呉小僊筆有款印 絹本淡彩 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7301	渡唐天神像 雪舟筆 有款 紙本墨画 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7302	貝盡之図 光起筆有款印 絹本着色 一幅	明治25年12月15日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7303	色紙 はるくれは 公任卿筆 紙本 一幅	明治25年12月14日	古筆了悦	山名貫義	小杉樞邨	山縣篤藏	川田 剛	九鬼隆一
5	7304	唐児図 尚信筆有款印 团扇形 紙本墨画 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7305	中東方朔 左右鳳凰孔雀図 常信筆 有款印 絹本着色 参幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7306	人麿像 脇息ニ倚レル坐像 探幽六十八歳筆 有款印 絹本淡彩 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7307	菅公像 画筆者不詳 賛益叟筆 絹本着色 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7308	十一面觀世音像 絹本紺地金彩 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7309	五髻文殊像 獅背坐像左手瑞蓮右手利劍 絹本着色 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7310	金光明最勝王経 伝菅公筆 紙本紫地金野金泥書 二卷	明治25年12月14日	古筆了悦	山名貫義	小杉樞邨	山縣篤藏	川田 剛	九鬼隆一
5	7311	青貝盆 朱漆ニテ大明皇慶年製トアリ 一枚	明治25年12月14日	中井敬所	山名貫義	小杉樞邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	7312	八代抄 伝為家卿筆 奥書古筆了佐料紙裏金銀切箔村砂子 一卷	明治25年12月14日	古筆了悦	山名貫義	小杉樞邨	山縣篤藏	川田 剛	九鬼隆一
5	7313	物語絵 画筆者不詳 詞頼阿法師筆 紙本着色 一卷	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7314	石清水臨時祭図 原在明筆 有款印 絹本金泥引砂子地着色 参卷	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7315	後醍醐天皇宸翰 紙本 吉野切 四葉一帖	明治25年12月14日	古筆了悦	山名貫義	小杉樞邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	7316	文三橋書 孫過庭云々一葉 四行詰 有款印 拾五葉一帖	明治25年12月14日	古筆了悦	山名貫義	小杉樞邨	山縣篤藏	川田 剛	九鬼隆一
5	7318	太鼓形花生 花八師九郎兵衛 添状アリ 銅 一箇	明治25年12月14日	山名貫義	川崎千虎	小杉樞邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	7319	二重管耳花瓶 青磁 一個	明治25年12月14日	中井敬所	山名貫義	小杉樞邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一

*1等から5等の「鑑査状」のみ掲載し「登録状」は割愛した。

*鑑査状は等級順とし、等級内は鑑査番号順とした。

*鑑査状用紙の発行者の項目には、一から三行目に「臨時全国宝物取調局」、四行目「臨時全国宝物取調掛」、五行目「臨時全国宝物取調委員」、六行目「臨時全国宝物取調委員長」の文字が印刷される。各人の肩書は以下の通りである。臨時全国宝物取調局臨時鑑査掛一八木雕（正七位）、今泉雄作（従七位）、山名貫義、中井敬所、狩野探美、赤塚輯、古筆了悦、橋本雅邦。臨時全国宝物取調局書記兼鑑査掛一川崎千虎、小杉樞邨。臨時全国宝物取調掛一岡倉覺三（正六位）、黒川眞頼（正七位）、山縣篤藏。臨時全国宝物取調委員一川田剛（従四位勲四等）。臨時全国宝物取調委員長一九鬼隆一（正三位勲二等）。

*4等・5等は鑑査状文面から判別出来ないが、綴込の記載に準じた。

表表3 鑑査状一覧(刀剣)

等級	番号	名称	指定日	発行者					
1	5223	刀 仁一ノ一 来孫太郎作 長銘 花押年号入 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5224	刀 仁一ノ四十七 古備前正恒作 二字銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
2	5229	刀 仁一ノ十五 来國光作 三字 銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	辻 新次	九鬼隆一
2	5230	刀 仁一ノ廿八 銘一文字 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	辻 新次	九鬼隆一
2	5231	刀 仁一ノ廿七 青江包次作 二 字銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
2	5232	螺鈿飾太刀 義ノ十三 備前吉用 作 二字銘 金貝紋散シ 金具金 無垢 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
2	5233	刀 義ノ卅三 長光作 八字長銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
2	6557	刀 遠江長光作 二字銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
2	6558	刀 南泉一文字作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
2	6586	刀 物吉貞宗作 無銘 一口	明治24年8月1日	八木 雕	今村長賀	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	5267	刀 仁一ノ八 備前長光作 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	5268	刀 仁一ノ五十三 備前三郎國宗 作 二字銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	岡倉眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	5269	刀 仁一ノ六十三 備前兼光作 七字銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	5270	刀 仁一ノ七十一 備前兼光作 七字銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	5271	刀 仁一ノ八十一 備中直次作 無銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	5272	短刀 仁二ノ百一 ワカエ正宗作 無銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	5273	短刀 智一ノ百六十五 来國俊作 表梵字裏香箸梵字彫 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6587	刀 池田正宗作 無銘 本阿弥光 徳名 判金象嵌 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6588	刀 兵庫守家作 八字銘 一口	明治24年8月1日	八木 雕	今村長賀	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6589	刀 鳥飼國俊作 二字銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6590	短刀 庖丁正宗作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6591	短刀 不動正宗作 二字銘 表樋 不動像 裏護摩筋彫アリ 一口	明治24年8月1日	八木 雕	今村長賀	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6592	短刀 一庵正宗作 無銘 一口	明治24年8月1日	八木 雕	今村長賀	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6593	短刀 藤四郎吉光作 無銘 一口	明治24年8月1日	八木 雕	今村長賀	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6594	短刀 上野貞宗作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
3	6595	短刀 奈良屋貞宗作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6596	短刀 備前光忠作 二字銘 一口	明治24年8月1日	八木 雕	今村長賀	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6597	刀 備前三郎國宗作 二字銘 一口	明治24年8月1日	八木 雕	今村長賀	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6598	刀 備前長義作 無銘 一口	明治24年8月1日	八木 雕	今村長賀	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	5380	刀 仁一ノ十九 光忠 守家両作 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	5383	刀 仁一ノ六十二 青江助次作 二字ノ刀銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	5385	刀 仁一ノ八十 二字國俊作 無 銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	5389	短刀 仁二ノ四十四 左安吉作 二字銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	5390	短刀 仁二ノ四十六 備前景光作 表八幡大菩薩 裏梵字彫 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	5393	劍 仁二ノ百五 國吉作 二字銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	5394	刀 禮ノ二 青江作 無銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	5396	刀 禮ノ七十三 備前兼光作 八 字銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	5397	刀 智一の百五十 江州高木住貞 宗作 七字銘表蓮花梵字二筋樋裏 二筋樋 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	5399	刀 仁一ノ九 延壽國資作 本阿 弥光忠象嵌銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一

4・5	5400	刀 建第一 來國行作 磨上二字銘存ス 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6357	刀 仁一ノ廿一 城州兼永作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6360	刀 仁一ノ四十二 青江貞次作 長銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6361	刀 仁一ノ六十七 備前近景作象嵌銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6363	刀 仁一ノ八十五 備前康光作六字銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6364	短刀 仁二ノ廿三 筑州國弘作正平年号入 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6366	短刀 仁二ノ廿八 保昌五郎作無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6367	短刀 仁二ノ卅一 濃州志津作無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6368	刀 仁二ノ五十九 長谷部國重作一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6370	刀 義ノ卅四 二字國俊作 折返シ銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6372	短刀 禮ノ六十 当麻作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6373	刀 智一ノ百四十五 石州直綱作折返シ銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6374	短刀 智一ノ百九十四 当麻作朱銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6658	短刀 後藤藤四郎作 二字銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6659	短刀 戸川志津作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6660	刀 貞宗作 朱銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6661	刀 備前兼光作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6662	刀 相州貞宗作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6663	刀 栗田口國安作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6664	刀 備中住直次作 六字折返銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6665	刀 三條家作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6666	刀 鎌倉助真作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6719	小太刀 松浦信國作 裏銘応永廿一年 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6720	短刀 來國光作 三字銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6721	短刀 新藤五國光作 二字銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6723	刀 相州正宗作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6724	刀 備後三原正家作 二字銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6725	刀 來太郎國行作 二字銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6726	短刀 大和保昌五郎作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6727	短刀 越中則重作 二字銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一

*刀剣分として他の鑑査状と分離して保管されていた鑑査状の内、1等から5等の「鑑査状」を掲載した。

*鑑査状は等級順とし、等級内は鑑査番号順とした。

*鑑査状発行者は表2とほぼ同じだが、全点に今村長賀（正七位）が臨時全国宝物取調局臨時鑑査掛として名を連ねる。また二点の鑑査状に以下の名前がある。臨時全国宝物取調委員一辻新次（勲三等）。

*刀剣鑑査状については等級別に区分されていないため、鑑査状文面から判断できない4等5等について判断していない。

*3等5268号には「臨時全国宝物取調掛正七位岡倉眞頼」と記されるが「正七位」であることから「黒川眞頼」と推定される。

〔史料紹介〕

尾張徳川家伝来「即位之記」について(上)

並木昌史

はじめに

- 一 本書の書誌情報と伝来・内容
- 二 本書の特徴
- 三 編者・二条康道

はじめに

尾張徳川家(以下「尾張家」と略称する)に伝来した「即位之記」は、江戸時代前期の明正天皇(一六二四～九六)在位一六二九～四三の譲位と後光明天皇(一六三三～五四)在位一六四三～五四の踐祚・即位の儀式、ならびに後西天皇(一六三八～八五)在位一六五四～六三の譲位と靈元天皇(一六五四～一七三二)在位一六六三～八七の踐祚・即位の儀式を記録した書物である。この天皇四代の皇位継承の儀式は、前者は寛永二十年(一六四三)、後者は寛文三年(一六六三)に挙行されたことから、それぞれ「寛永記」「寛文記」と称されている(以下、本稿では、特に断らない限り「寛

尾張徳川家伝来「即位之記」について(上)

永記」「寛文記」を「本書」もしくは「徳川美術館本」と称す)。

本書は、近年筆者が『愛知県史 別編 文化財4 典籍』で概略を紹介したが、その後一部訂正を要する箇所が生じたり新たな知見を得ることができたため、このたび稿を改めて本書の詳細な紹介とともに、本書の成立および内容や性格について検討を試みた。

なお「即位」という言葉は、天皇の代替わり儀式である「踐祚」と、代替わりを広く表明する儀式である「即位」とが混同して用いられる例が多い^①。本書の書名も「即位之記」とあるが、本文の内容は後述するように即位式そのものよりもむしろ譲位の儀式次第に重点が置かれている^②。

以下、本稿では、次のように区別して用いる(本稿末尾に掲げた表「近世の天皇 一覧」を参照のこと)。

踐祚…新天皇の皇位継承行為およびその儀式。受禪とも称す。

なお先帝の譲位によって行われる場合と、先帝崩御による場合とがある。

即位…新天皇の皇位継承を、広く公にする儀式。即位礼とも称す。

一 本書の書誌情報と伝来・内容

本書は卷子装で八巻からなり、「寛永記」甲・乙二巻と「寛文記」日・月・星・辰の四巻、「寛永記」よりは天地の寸法が小さいが、「寛永記」本文には含まれない内容を収録した「目録」二巻が、補遺として添っている。「目録」が「寛永記」の補遺であると筆者が考えたのは、「寛永記」甲乙二巻と装幀で同じであるという理由である。

これら八巻の巻物は、桐白木製で懸子付きの印籠蓋の内箱に収められている。箱の側面には真鍮製の鍵が付けられ、鍵一本が添って伝えられている。内箱は溜塗りで被せ蓋造りの外箱に収められ、外箱蓋表中央には銀粉字で「御即位之記」と記されている。この内箱の蓋表には次の通り墨書による書付がある。

寛永廿年九月記 二巻
寛文記(三月記 三巻・二月記 一卷) 四巻

外目録 二巻

(細字の割注部分はへ内に記した)

「寛永記」二巻と附属の「目録」二巻、ならびに「寛文記」四巻の寸法は次の通りである。

「寛永記」

甲巻 縦二九・〇糎 長一三〇一・八糎
乙巻 縦二九・〇糎 長一〇二四・八糎

「目録」

第一巻 縦一四・九糎 長七〇二・九糎
第二巻 縦一四・九糎 長二九九・九糎

「寛文記」

日巻 縦二八・七糎 長一一八七・八糎
月巻 縦二八・七糎 長一三一八・二糎
星巻 縦二八・七糎 長一〇九六・八糎
辰巻 縦二八・七糎 長九三三・九糎

「寛永記」二巻と「目録」二巻の料紙はすべて斐紙で、表紙には白茶地違い三角繫ぎ文金入り錦が、見返しには切箔を散らし青金砂子を撒いた間合紙が用いられている。各巻には黒柿寸切の軸首が付けられ、巻紐には紫の平打紐が用いられている。

一方の「寛文記」四巻は、表紙に花色地丁子花唐草文金入り緞子と、「寛永記」とは異なる裂が用いられている。見返しには「寛永記」同様、切箔を散らし青金砂子を撒いた間合紙が用いられている。軸首と巻紐も「寛永記」と同じで、表紙の裂地のみ異なるものの「寛永記」と同時に装幀されたと推測される。

本書には恒川了廬(つねかわりょうろ)(古筆家九代了意の高弟で尾張家に仕えた)の極札一枚が附属し、文面には次のように書かれている。

二條撰政康道公(寛永記寛文記) 外題(瓢形黒印「了廬」)

(細字の割注部分はへ内に記した)

この極札は「二條殿 外題 寛永記 寛文記 鑑正」と書かれた包紙に収められている。

本書が尾張家に伝えられたいきさつは明らかではないが、本書の由緒をさかのぼることのできる尾張家蔵帳のうち、最も古い記録が明治二年（一八六九）編「東京廻 御側御道具類一卷」一冊（什器旧原簿第二十号 徳川美術館蔵）で、次の通り記されている。

寛永九月記 二卷

寛文三月記二月記 四卷

外に目録 二卷

了廬極札添

この「御側御道具帳」によって、江戸時代後期の時点で本書が尾張家に存在していたと推測できる。ただし右の記事には、どのような経緯で尾張家にもたらされたか、それ以前からの伝来品か江戸時代後期頃の購入品かどうかを示す来歴に関する記事は無く、江戸時代後期以前の由緒は明らかではない。

「寛永記」各巻の巻頭には内題として「寛永記甲 従一位康道記之」「寛永記乙 従一位康道記之」と、本文とは異なる筆跡で記されている。この内題の筆跡は、恒川了廬の極札に従うなら、二条康道（一六〇七～一六六六）の自筆とされる。以下、内題の筆跡が康道の自筆か否かについて検証してみたい。

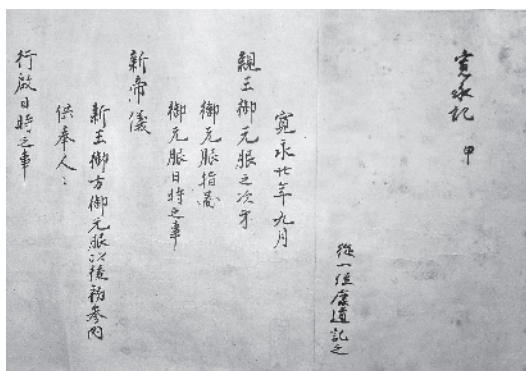
康道は江戸時代前期の公卿で二条家第十六代、摂政・左大臣を務めた。九条幸家（一五八六～一六六五）の長男で母は豊臣秀勝の娘完子。慶長十二年（一六〇七）正月二十四日に誕生、慶長十八年大叔父二条昭実（一五五六～一六一九）の養子となり元服し、この時徳川家康より「康」の字を贈られ

尾張徳川家伝来「即位之記」について（上）

康道と名乗った。その後権大納言・左大臣を経て寛永十二年（一六三五）摂政となり、同十六年に従一位、正保四年（一六四七）に摂政を辞した。寛文六年（一六六六）、享年六十歳で薨去した。正室は後陽成天皇の皇女貞子内親王（後水尾天皇の同母妹）。明正天皇（従妹にあたる）が十五歳となった寛永十四年十二月、後水尾上皇は摂政の康道を閑白とすることを指示したが、京都所司代板倉重宗の反対によって取りやめとなった一件があった。

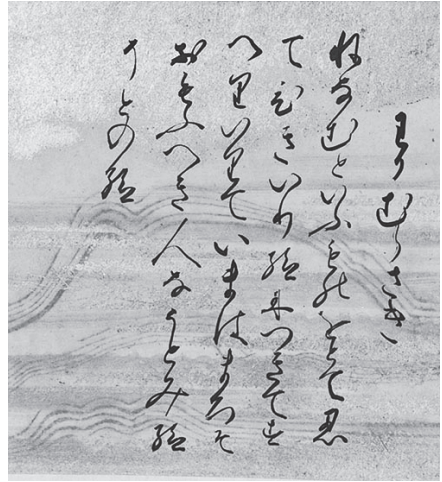
康道は松永貞徳（一五七一～一六五四）に入門して俳諧を学んだほか、朱子学に傾倒した後光明天皇のため、民間から朝山意林庵（一五八九～一六六四）を登用して天皇に進講させたことが知られる。⁽³⁾

「寛永記」各巻の内題にみられる康道の筆跡は、やや筆太で線の肥瘦の変化は乏しく、字形はやや扁平である。各文字も放ち書きで書かれており読み易いが、朴訥な印象である。康道の筆跡は、「本朝古今名公古筆諸流」



挿図1 「寛永記 甲」内題と目次

〔万宝全書〕元禄七年（一六九四）刊所収）によると、青蓮院尊純法親王（一五九一～一六五三）の書風を受け継いだ尊純流に属すとあり、青蓮院尊証法親王・近衛尚嗣・大炊御門教敦（経孝）・円満院常高・日野弘資・葉室頼業・梶井慈胤法親王や佐々木資敦とともに同じ書流とされている。また安政五年（一八五八）に古筆了仲が編集した「筆蹟流儀系図」（東京・静嘉堂文庫蔵）や承応三年（一六五二）の跋文を



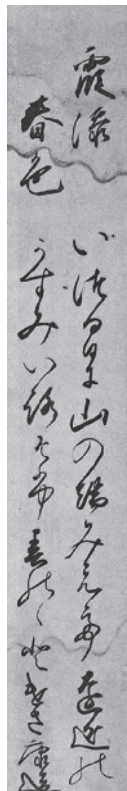
挿図2 土佐光則筆「源氏物語画帖」
「若紫(二)」 徳川美術館蔵

もつ「流儀集」(明翰抄)三十五冊の内 個人蔵といった、書道の流儀系統を記した書物にも、尊純流の一人として二条康道の名が挙げられている。⁴⁾

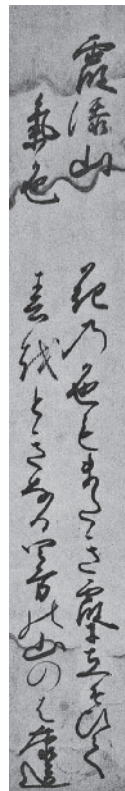
康道の筆跡のうち執筆年紀が明らかな例としては、寛永十三年に作成された重要文化財「東照社縁起」(栃木・日光東照宮蔵)があり、康道も詞書を一部染筆しているが、肥瘦の著しい書風であり、「内題」の署名の書体とは相違する。このほか康道の筆跡に、土佐光則筆『源氏物語画帖』(徳川美術館蔵の「若紫(二)」の詞書があり、「寛永記」内題の筆跡と比較すると、筆太の筆致は類似しているが、同一人物の筆跡とはみなしがたい。康道には和歌短冊が多く遺されているが、内題の「康道」の署名とは異なる。

また、二代光友正室の千代姫が寛永十八年に五歳を迎えた際に行われた深曾木の儀式に用いたと考えられる「鬘曾木道具」一式(徳川美術館蔵)に、附属する書付のうち「著袴深曾木年数事」と内題のある冊子が二条康道の自筆である。この冊子の筆跡と、「寛永記」の内題にみられる署名の筆跡もまた異なり、「寛永記」内題の署名は康道の筆跡を意識して似せた書風

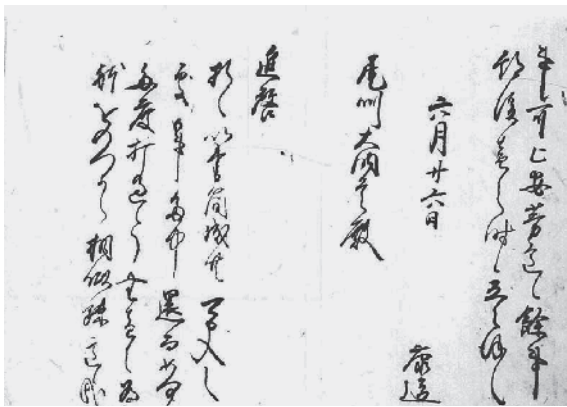
挿図3 和歌短冊 二条康道筆(古筆手鑑「桃江」所収) 徳川美術館蔵



挿図4 和歌短冊 二条康道筆(古筆手鑑「文庫」所収) 徳川美術館蔵

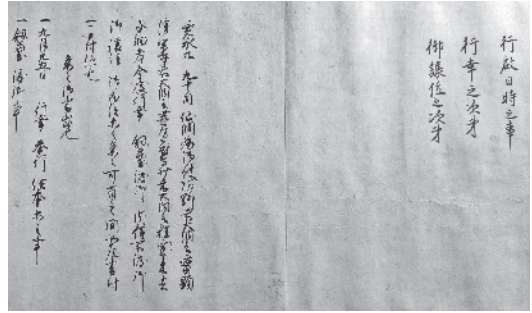


というべきであろう。以前筆者は『愛知県史 別編 文化財4 典籍』のなかで、この内題の筆跡を康道自筆としたが、十分な検討を経ずに速断した誤認であった。今回本稿において訂正したい。



挿図5 冊子「著袴深曾木年数事」末尾 二条康道筆
徳川美術館蔵

一方、「寛永記」本文の筆跡は内題の筆跡と比べると全般的に細い線で書かれている。内題に続く目次は楷書で謹直に書かれ、それに続く本文は、内題や目次の筆跡と異なり、細字で楷・行・草取り交ぜた筆跡で書かれており、分量も多いことから、筆跡の異なる数名が分担して筆写したと推測される。内題を記した人物・目次を記した人物・そして数名の人物が本文を



挿図6 「寛永記 甲」 右の三行が目次(楷書)、左が本文

筆写したのであろう。ただし「従一位康道記之」とあり、また本文中で康道が、自身を「予」と記していることから、康道が執筆し、「寛永記」・「寛文記」の編纂にかかわったと見てよいと思われる。このことは第三章において触れることとする。

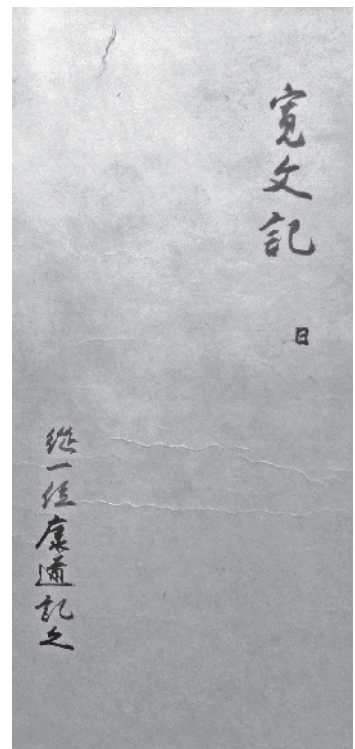
「寛永記」に附属する「目録」には、「寛永記」本文のような内題の文字は無く、「御移徙之次第」「御即位之次第」と、儀式の題が示され、そのあと儀式の次第が続いて書かれているだ

けである。

「寛永記」本文には推敲の跡は無く、誤字を抹消した部分はごく少ない。本書の特徴は、所々指図(見取図)が挿入されている点である。殿舎の内部や調度の配置などを示す指図の罫線は直線が引かれ、行列の人名や天皇の詞書である「宣命」の文章は謹直に書かれている。「寛永記」本文は、書に練達した同一人物による書写と考えられ、本文全体からは、謹直に浄書された趣がある。

「寛文記」各巻の巻頭には内題に「寛文記 日 従一位康道記之」「寛文記 月 従一位康道記之」「寛文記 星 従一位康道記之」「寛文記 辰 従一位康道記之」と、「寛永記」同様に記されており、同じく康道の筆致を意識して書かれた筆跡と考えられる。「寛文記」四巻の本文は複数名の分担による書写と考えられ、「寛文記」の筆跡から受ける印象は、「寛永記」同

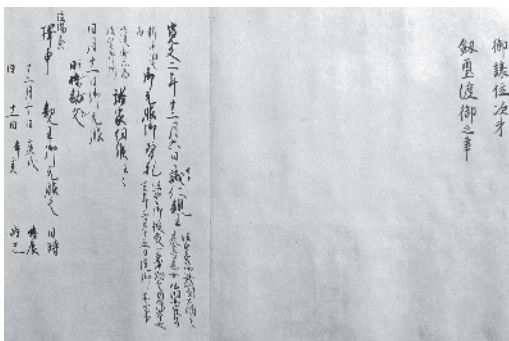
尾張徳川家伝来「即位之記」について(上)



挿図7 「寛文記 日」内題

様謹直に書写された箇所と、「寛永記」に比較すると速筆でやや性急に書写された印象を受ける箇所がある。

「寛永記」「寛文記」ともに、巻頭の序文や巻末の奥書にあたる文章が無い。このため本書「寛永記」の成立年代は後光明天皇の踐祚の儀式の



挿図8 「寛文記 日」冒頭

行われた寛永二十年以後程なく、「寛文記」の成立年代も霊元天皇の即位関連儀式の行われた寛文三年(二六六三)以後程ない時期と考えられる。また本書を筆写した理由も奥書が無いため明らかに示されていないが、まずは康道・光平(二六二五)・八二父子の周辺で子孫に伝えるため、清書本を作ったと推測される。

寛文三年は康道五十七歳で、歿した同六年は六十歳であった。時の後

西天皇が、承応二年(一六五三)六月二十三日や万治四年(一六六二)正月十五日の内裏火災を受け、禁裏御文庫の蔵書の充実を図るため公卿や寺社が所蔵する記録や典籍を集めて複本を作らせる事業に着手したのは承応から寛文年間であった。ことに御文庫ほか数棟を残して全焼した万治四年の内裏火災は、子息・光平の正室・賀子内親王邸が火元になったことで、康道が責任を感じたとしても不思議ではない。そこで二条家では「寛永記」「寛文記」の清書本を作成して来たる臨時の儀式に備えるとともに、康道・光平二代の名譽を子孫に伝えるために自家に備えたと推測される。

本書の写本は多く、「後浄明珠院撰政記」四冊(国立国会図書館蔵)や「後浄明珠院殿記」二冊(宮内庁書陵部蔵 伏見宮旧蔵文書)・「後浄明珠院殿記」三冊(東京国立博物館蔵)をはじめ三十三部が『国書総目録』に挙げられている⁽⁵⁾。これら伝本については、『金鯢叢書』次号掲載予定の「下」においてあらためて触れたい。

「寛永記」甲乙二巻には、次のような儀式の記録が収録されている。各巻の冒頭に挙げられた目次を次に掲げ、その下に儀式の内容を簡単に記した。

「寛永記」

(甲巻)

寛永廿年九月親王御元服之次第

紹仁親王(後光明天皇)の元服の式次第。和文と漢文があり、漢文は康道の作成、和文は後水尾上皇の作成(後述)。

御元服指図

儀式の式場見取図。

御元服日時之事

陰陽師が、儀式の日取りを撰んで提出し

新帝儀

新王御方御元服以後初参内

た文書の写し。

元服を済ませた紹仁親王が、初めて参内した式次第。「新王」は親王の宛字か。

「親王御方」とは儲君(皇位継承者)と目された皇子で、寛永二十年当時は後水尾上皇の皇子のうち紹仁親王を指す⁽⁶⁾。

供奉人々

儀式に供奉した諸卿官人の一覧。

行啓日時之事

陰陽師が儀式の日取りを撰んで提出した文書の写し。

行幸之次第

儀式の式次第。

(乙巻)

御讓位散状

讓位の儀式に参加した諸臣の名簿。

勅符

天皇の命を奉じて発せられた軍事命令書

(讓位をはじめとする非常事態の際、近江の逢坂・伊勢の鈴鹿・美濃の不破に置かれた関三箇所を固める「固関」の儀で、関が置かれた各国の国司に宛てられた)。

太政官府

太政官が発した行政命令文書。

官方吉書・政所吉書

讓位に際して、初めて天皇に奉る政務上の文書。

宣命

讓位の儀式の中で読み上げられる天皇の詞書。大内記が起草した。讓位の儀式の

内舍人差文

御讓位図

新造御所劔璽出御図

劔璽渡御行列

劔璽入御新帝御所図

昇殿勅授等拝所図

御陪膳之次第

御殿御装束之事

御陪膳人之事

「目録」

(第一卷)

御即位之次第

御手水之次第

親王代之作法

中心で、万葉仮名による表記が慣例。

朝廷の行事で、諸役を務める内舍人の名を記した文書。

儀式の式場の指図。

明正上皇から後光明天皇へもたらされた

劔璽の移動儀式の指図。

劔璽渡御の儀の行列。

後光明天皇の御所へ移された劔璽渡御の式場見取図。

昇殿と勅授帯劔を許された諸卿が、新天皇に対して行った拝舞の指図。

後光明天皇に供された饗膳の式次第。

式場の指図。

饗膳の配膳にあたった公卿の人名一覧。

即位式の式次第。

天皇が礼服を着けたあと、手を清める作法。

即位式に参加する親王代の詳細な作法。

親王代は正式な官職ではなく、即位式における配役で、大納言・中納言の中から新たに任命される。

少納言作法

典儀作法

(第二卷)

御移徙次第

今度可被省略之条々

即位式における少納言の作法。

即位式における典儀の作法。

新天皇が新御所に移る儀式。

即位式の中で省略された五箇条「所々居

餐事・供五菓事・公卿着殿上居餐事・出

御之事・奏吉書事」を列挙。

「寛文記」

(日巻)

識仁親王御元服之事

御元服之事

寛文三年正月廿三日御讓位之事

御讓位之次第

劔璽渡御之事

識仁親王(霊元天皇)の元服の儀。

元服の式次第。

後西天皇の讓位の儀。

讓位の式次第。

後西天皇から識仁親王へもたらされた劔璽の移動儀式。

(月巻)

御讓位之次第

行列

劔璽渡御行列

(星巻)

新造内裏新帝御所儀

劔璽入御

讓位の式次第。後西天皇の命で康道が作成したとある。

讓位式に参加する摂政光平の参内行列。

劔璽渡御の行列。

新天皇が新御所で行った儀式。

皇位の印である劔璽の、上皇の御所から

新御所への移動儀式。

勅授帶劍之事

昇殿資格・帶劍資格・牛車参内資格を得た公卿の名を記す。

昇殿如元之事

昇殿資格を得た公卿の名を記す。

大床子御膳之事

天皇が、踐祚後初めて大床子御膳を食べる儀式。

昼御座御膳之事

踐祚後初めて清涼殿の昼御座で御膳を供する儀式。

御殿御装束之事

御所のしつらえについて記す。

大殿祭之事

新天皇の御所の平安を祈る祭祀。

廿七日入夜内侍所渡御之事

正月二十七日の夜に、内侍所(≡神鏡)を新御所に移す儀式。

日時勘文之事

右の儀式を行うにあたり、陰陽師が吉日を撰んで提出した文書の写し。

行列

右の行列。

新院布衣始之事

上皇が初めて狩衣を着け、諸卿に對面する儀式。

被補院司之事

上皇の「院庁」の実務を担当する職員を任命すること(院庁には別當・執事・御廐別當・執権・判官代・主典代・藏人などがあつた。別當は院務を統轄する長官であつた)。

御讓位第二日大床子御膳之事

二日目に行われた大床子御膳の儀。

同第三日之事

三日目の大床子御膳の儀。

御讓位以後初 禁裏諸礼之事

讓位後初めて行われた「諸礼」。諸礼は

新院御所尊号之事

(辰卷)

寛文三年三月礼服御覽之事

日時勘文之事

御覽之次第

行列

御殿之図

委細次第

直廬儀例之事

毎年年頭に行われる行事で、親王や門跡衆らが参内して天皇に参賀すること(正月上旬に例年通りの諸礼が行われた後、讓位があつたため、新天皇に改めて参賀した)。

新天皇が先帝に「太上天皇」の称号を奉る儀式。吉日を撰んだ日時勘文・儀式次第・物品を調進した官人の名・新天皇から先帝へ贈られた宣命を収録する。

天皇が即位礼の際に着用する礼服を、事前に実見する儀式。

陰陽師が儀式の吉日を撰んで提出した文書の控え。

礼服を天皇が実見する式次第。

礼服を運ぶ行列と参加公卿名。

儀式の行われた御殿内の指図。

式次第の詳細を記す。

儀式が、摂政の「直廬」(直廬は摂関や大臣が宿直・休憩を行うために宮廷内に設けられた部屋。摂関の場合は天皇の御座所近くで政務を執る必要から、直廬を事実上の執務室として用いた。更には除目・叙位などの重要な政務も摂関の直廬で開催される場合もあった。原則的には宮廷内に設置されていたが、

清涼殿成人之例之事

非常時に摂関の私邸が里内裏となった場合、近隣の施設に直廬が設置される例もあった（で行われた過去の先例。三例を挙げる。礼服御覧の儀を清涼殿で行う場合の次第および成人した天皇が行った先例三例を記す。

御即位由奉幣之次第

即位を伊勢神宮に奉告する使者を遣わす儀式の式次第。

神祇官参向之事

奉幣使一行が神祇官代の吉田社大元宮に赴くこと。

最上所之図

吉田社大元宮における儀式の指図。

「寛文記」には、即位の儀式の式次第を記した附属の「目録」は無い。この理由として考えられるのは、寛文三年四月二十七日の即位式直前とも言うべき二十五日に、左大臣鷹司房輔が新たに即位式の式次第を作成して献上したため、二条康道や光平の作成ではなかったことによると考えられる⁽⁸⁾。

以上、「寛永記」「寛文記」が収録する讓位・踐祚および即位の式次第を、収録順に項目を拾って列挙した。これら「寛永記」「寛文記」に収録された儀式がどのように行われたかをたどる前に、まず後光明天皇と霊元天皇について、簡単に触れておく。

後光明天皇は、後水尾天皇の第四皇子として寛永十年三月十二日に誕生した。生母は京極局園光子（壬生院）で、幼名は素鷲宮と称した。父・後水尾天皇と中宮・東福門院和子との間には二男五女があったが、二人の皇子

尾張徳川家伝来「即位之記」について（上）

は夭逝したため、第二皇女の興子内親王が寛永六年に即位して明正天皇となった。女性天皇は配偶者を持たない慣例のため、東福門院以外の女性から誕生した皇子のうち最年長の素鷲宮が皇位継承者とみなされ、寛永十九年九月二日に儲君とされた。同年十二月十五日の親王宣下で異母姉である明正天皇より「紹仁」の名を賜わり、翌年九月二十七日に十一歳で元服、十月三日明正天皇の讓位によって踐祚、同月二十一日に即位礼を挙行した。在位期間の約十二年間は三代將軍家光から四代家綱の時代に相当し、若年であったため摂政が置かれた。承応三年（一六五四）九月二十日、痘瘡により崩御。享年二十二歳。翌月十五日に後光明院と追号され、泉涌寺に埋葬された。後光明天皇は学問、なかでも儒学に傾倒して、民間の学者の登用を図ったほか、在位中は応仁の乱以降中絶していた神宮例幣使を再興、家康に東照宮の号を贈り日光例幣使を創設するなど、朝廷儀式の整備を図った。

霊元天皇は、後水尾天皇の第十九皇子として承応三年五月二十五日に誕生した。幼名は高貴宮。生母は内大臣園基音の娘で後水尾天皇に仕えた国子（新広義門院）で、後水尾天皇の中宮徳川和子（東福門院）が養母となった。承応三年に兄・後光明天皇が痘瘡にかかり崩御したため、叔父の好仁親王の跡を継いで高松宮二代となっていた兄・後西天皇が急遽皇位を継いだ。後西天皇は兄・後光明天皇の崩御前に誕生した高貴宮の成長を待つて万治元年（一六五八）正月に親王宣下を行って識仁の名を高貴宮に賜った。高貴宮は寛文二年十二月に元服、翌三年正月に兄・後西天皇から讓位されて踐祚した。霊元天皇の若年時は後水尾法皇が後見したが、法皇が延宝八年に崩御した後は直接政務を執った。貞享三年（一六八六）には、皇子・朝仁親王（後の東山天皇）の立太子礼を再興し、翌四年三月皇位を朝仁親王（東山天

皇に譲り仙洞御所に入つて院政を開始し、同年十一月に、長年中断していた新天皇の大嘗祭を再興した。元禄七年以降政務を東山天皇に委譲し、正徳三年(一七三三)八月に出家して法皇(法名は素浄)となり、享保十七年(一七三三)八月六日に崩御した。享年七十八歳。靈元天皇は父・後水尾天皇や兄・後西天皇から和歌を学び、父や兄の崩御後は宮廷内第一の歌人として堂上歌壇に君臨し、武者小路実陰や烏丸光栄といった後継者を育成した。また在位中は石清水放生会や立太子礼を再興し、譲位後には大嘗祭の再興を強行するなど、朝廷儀式の復興にも功績を残した。

ここで重複をあえて承知で、寛永十九年から翌年十一月にかけて行われた、明正天皇から後光明天皇への代替わり儀式を、「寛永記」および『公卿補任』や柳原紀光編『続史愚抄』をもとに日付順でたどつてみよう。⁹⁾なお「寛永記」に収録されている儀式の名はゴシック体で表記した。

寛永十九年

十二月十五日 この日紹仁親王(十歳)、親王宣下あり。

のちに後光明天皇となる紹仁親王が数え十歳となり、一方明正天皇は即位後十年以上経たため、後水尾上皇は紹仁親王への皇位継承を考え、まず親王宣下を行い、儲君となるための資格を整えた。

寛永二十年

九月十八日 明正天皇が譲位後に住む仙洞御所を新築し、この日安鎮法が行われた。

九月二十七日

この日**紹仁親王の元服の儀**が行われた。親王に冠をかぶせる加冠は摂政二条康道が務めた。『続史愚抄』には「次第

九月二十九日

摂政康道作進。仮名次第上皇御製云」とある。
紹仁親王、元服後初めて参内した。

十月三日

明正天皇、**譲位の儀式**を行った。当日紹仁親王は早朝、居所の東福門院の女院御所を出て参内した。御所では当日早朝より**固関の儀**が行われ、藏人が天皇が譲位の儀を行う旨を大臣に告げ、大臣は内記に譲位の宣命の起草を命じた。作成された宣命は天皇の奏聞を経たのち、承明門が開かれ紫宸殿前庭に公卿が列なり、譲位の式が始まり、宣命使が宣命を読み上げた。式の終了後、明正上皇は父・後水尾上皇の仙洞御所に移り、御所に**劍璽渡御**が行われた。新天皇の後光明天皇が**清涼殿の昼御座に出御**し、摂政二条康道を召して引き続いて摂政を務めること、先帝から昇殿・勅授帯剣・牛車勅許を得ていた公卿には引き続き認める旨を宣して入御。新天皇は再度昼御座に出御し、**官方・藏人・政所からの吉書が奏聞**され、最後に内侍所に神饌が供えられてこの日の行事が終了した。

十月十二日

明正上皇に「太上天皇」の尊号が贈られた。式次第は摂政康道が作成した。またこの日、摂政康道の直廬において礼服御覽の儀が行われた。

十月十八日

この日、皇祖神である伊勢神宮に、新天皇の即位を告げる「由奉幣」の勅使が遣わされた。

十月十九日

左大臣九条道房、即位式次第を新たに作り献上した。

十月二十日

即位式の習礼(予行演習)が行われた。

十月二十一日

紫宸殿で**即位の儀**が行われた。当日早朝に天皇は身を清

め、大臣は内記に宣命の起草を命じ、完成した宣命は天皇の奏聞を経て宣命使に与えられた。左右の近衛・兵衛・衛門が紫宸殿前の南庭の所定の座に着き、主殿と図書が官人が礼服を着けて南庭の座に着く。儀式を指揮する内弁（左大臣九条道房）が合図の鼓を打たせると門が開かれ、紫宸殿上に公卿や女官が座に着き、天皇が礼服を着けて手を清めた。天皇が紫宸殿の高御座に着き、摂政の献じる笏を取って座を立つと庭に置かれた鉦が鳴らされ、高御座の前に立つ女官が左右に分かれ、天皇が姿を現わし、式部が面伏を唱え、参列の諸臣が身を屈して拝礼する。主殿と図書が香を焚き、武官が旗を振り万歳を唱え、宣命使が宣命を二回読み上げ、諸臣が二度拝礼する。鉦が鳴らされて帳が閉じられ天皇が紫宸殿から退出し、再び鼓が鳴らされて諸臣が退出して式が終了した。この日式に先立って摂政康道が天皇に、「即位灌頂」を伝授した。¹⁰この日幕府からは將軍の使者として酒井忠勝と松平信綱および京都所司代の板倉重宗が参内し、紫宸殿の前庭で式の模様を見物した。

十一月十九日

この日から三日間内侍所で御神楽が催された。

ここでも寛文二年九月から翌年にかけて行われた、後西天皇の讓位から靈元天皇の即位までの、一連の動きを後光明天皇の例と同様に「寛文記」や『公卿補任』や『統史愚抄』などとともに確認してみよう。なお「寛文記」に収録されている儀式は、ゴシック体で表記した。

寛文二年

九月十八日

幕府より高家の吉良義弥、女院（東福門院）御所に参内して後西天皇の讓位を進言した。

後西天皇は、兄・後光明天皇の崩御によって急遽皇位を継いだ。だが、叔父の好仁親王（後陽成天皇の皇子で、後水尾天皇の弟）の跡を継いで高松宮二代となっており、皇位継承候補とされていない。さらに後光明天皇崩御の同年に誕生した高貴宮識仁親王が後水尾法皇の意向で皇位継承候補者となり、後西天皇は高貴宮識仁親王が成長するまでの中継ぎとし、識仁親王が九歳となったため、後西天皇が讓位することとなった。

十二月十一日

皇嗣識仁親王の元服の儀。加冠は康道の子息である関白光平が務めた。

寛文三年

正月十二日

讓位の儀式の習礼が行われた。

二十一日

皇嗣識仁親王、新造内裏に入った。

二十四日

後西天皇、讓位の儀式の日取りを決定した。上卿は左大臣鷹司房輔が務めた（上卿とは公卿が関わる組織や儀式・政務・公事などの各種行事における役目の中の筆頭の者を指す。上卿の任用資格者である公卿を指す別称として用いられた例もある）。この日、警護・固閑が行われた。

二十六日

後西天皇、仮内裏（近衛基熙邸）において讓位の儀を行った。上卿は左大臣鷹司房輔。同日、仮内裏から新造内裏へ剣璽渡御の儀が行われた。

二月三日 後西上皇に「太上天皇」の尊号が贈られた。

二月二十一日 この日から三日間、内侍所御神楽が催された。

四月十三日 摂政光平の直廬のある小御所において礼服御覧の儀が行われた。

二十二日 靈元天皇の即位を告げる「由奉幣」の勅使を神宮に遣わす儀式が行われた。

二十三日 即位式の習礼(予行練習)が行われた。

二十五日 左大臣鷹司房輔、即位式次第を新たに作り献上した。

二十七日 紫宸殿で即位の儀。上卿は鷹司房輔が務めた。この日即位式に先立って摂政光平、天皇に「即位灌頂」を伝授した。

幕府からは松平直政と高家の大沢基将が参内し、式の模様を見物した。

以上、後光明天皇と靈元天皇の践祚の概略を、日付順に追ってみた。以下、本書が収録する儀式の本文を抽出して見ていこう。

「寛永記」「寛文記」それぞれの冒頭の目次には収録されている儀式の名称や次第・行列・式場の指図が掲げられている。このうちの儀式の式次第の一例を次に掲げる。以下、引用文は適宜句読点を補い、本文中の細字で書かれた割注部分はへん内に記した。

「寛永記甲」の冒頭に収録する紹仁親王の元服の儀は後水尾上皇が和文で式次第を作成し、「この文章通りに真名(漢文)に直して提出するように」との下令を受けて摂政の康道が式次第を作ったと「寛永記甲」冒頭の「寛永廿年九月親王御元服之次第」に記されている。紹仁親王が皇位継承予定者である儲君であり、その元服の式次第を自ら作成したことから、上皇の

喜びと親王への期待の程がうかがわれる。上皇が自ら式次第作成にあたったことは例が少なく、この当時から注目された。

「寛永記甲」の「寛永廿年九月親王御元服之次第」の掲載順に従い、まず康道が作成した、漢文の「親王御元服次第」を掲げる。着座した紹仁親王が童形の髪型から成人の髪型である髻を結び、加冠が冠を被せ、親王が退出するまでの次第である。

親王御元服次第

御殿御装束簾中、其儀見指圖

刻限親王於本所(南御所)令著童御装束給、二藍御直衣(紋三重たすき)

紅引倍幾御衣(文菊立通)、同御単(紋菱)、紫指貫(浮線綾紋亀甲腹白)

次親王令著御休所給扶持公卿等相從

次親王令出簾中給、扶持人參、御休所方内々褰御簾、先是加冠人參入候上達部座、諸卿同着座

次奉行人告御出由於加冠人

次加冠人參入着座、此間置理髮調度

其儀殿上四位入御休所取御冠經北庇折南經公卿座後出南面妻戸入自同東一間置御座右方(御冠向外方)

次同四位一人取櫛巾置中央(御座与理髮円座間)

次加冠令奉行人召理髮人

次理髮人參進候南簀子、依加冠氣色進著御前円座(但押遣円座於右方不敷)

次理髮

其儀先以左手取御冠拔巾子如元置之次開櫛巾取出本絃（三筋）

次解御直衣紐奉令御手於板敷（左右御膝被）、取解櫛梳御髪以長元絃纏

御本取以髪搔分其末以短本絃結之（先右次左）次以髪一枚（折中）卷之以紙捻結紙上（片鎰鎰方向内先左次右）次取箒刀切之（先左次右取御髪与御本取於左手切之）

（短本縫与紙間也）御髪末蜜々自袖下入櫛巾次取以左御手奉令押之次押合櫛巾置

髪搔并鬢櫛於櫛巾上次如元引直円座暫退候簀子

次加冠人着円座（理髮座）入低額畢復座（先左次右次御後）畢収紐整御調度等退

次親王令婦人御休所給扶持人褰御簾如初

（適宜句読点を補い、本文中の細字で書かれた割注部分はへ内に記した。以下同）

次に上皇が作成した式次第を掲げる。

寛永廿年九月廿七日今日 親王の御方御けむふく也、院中にて其儀あり、御殿の御装束ハさしつにくハしくみえたり、刻限南の御所にて御童装束をめす、藤大納言なか慶卿奉仕す、御まへ装束永まさの朝臣これをつとむ、先御単（紅御紋菱）、次御引倍幾（紅御紋菊立涌）、次御直衣（一藍御紋三重たすき）、御さしぬき（紫御紋亀甲浮線綾腹白）、御こしをときかけまつる、御座さたまりて後、やすひろの朝臣御身かために参加、事おはりてしりそく、次親王の御方の上臈、御さかつきをもてまいらる、一献の後すへる、次院の御前（小御所）へまいらしめ給て

御退出、嗣孝朝臣御けんを持、家司・職事等其外内々伺候のともからしたかひ奉る、中納言ハふちの公卿なれハ、もとより近所に候して南の御所の北より廊を面さまにゆかしめ給ひ、南におれてひろ御所の北のすのこを経て御休所にいらしめ給、御休所の御座（東面）につかしめ給、あらかしめ御座の北の御屏風にすへて二階一脚をたて、上階に御冠を置（面）、柳筥にもる、次汔坏ふた并臺を撤して水をいれ、おなしく柳筥にもりとて置（東）、中階に櫛巾うち乱のはこのふたにもりてをく、扶持公卿中院中納言す、みよりて御簾をかゝく、親王出御、これよりさき摂政・三条大納言・左大弁の宰相等公卿の座につく、藏人頭左中弁弘資朝臣、加冠の人に氣色す、摂政起座、南のすのこを経て東第一間を入て着座、次雑具を、く、有純朝臣御休所に入て御冠をとりて本路を出、南に折、公卿座のうしろを経て南面の妻戸を出、おなしく東の一間より入て御座の右の方に置（御冠外方二向かふ）、次嗣孝朝臣汔坏をとりて御座の左方にをく、次為庸朝臣櫛巾をとりて中央（御座と理髮の円座との間）に置、弘資朝臣加冠の眼路に候す、加冠氣色、弘資朝臣理髮の人（藏人頭右大弁綏光朝臣）を召、理髮の人参進、南の簀子に候す、加冠の人氣色に仍てひかしの一間を入てす、みより、円座を右の方に推よせ（これをよす）安座して裾ヲ直し左手に御冠を取て一見の後巾子を抜、本のこつく是を置、御冠・汔器等をおしなをし櫛巾を開き髻三筋を調へ置、次 親王の御ひもをぬき、御手を板敷につかしめ奉る（左右の御膝のとをり）、御髪をかへし御解櫛をとりけつり長本結を取中などを取むすひて御本とりをまき、是をとめて御髪搔をとり、御本とりのすゐをわけ短本ゆひを取てゆふ（先御右次御左）、次紙一牧を（中ヲ折也）とり、立さまに捲て、紙捻にて紙の上をゆふ（か

たかぎの方を内にむかふやうにこれをゆふ、先御左、御右、次箒刀を取、御髪を御本鳥とを左手に取かへ是をきる(短髪下髪髪トノ間先御左、次御右)、御髪の末蜜々に袖の下より櫛巾に入畢ぬ、次左右の短き本ゆひを取て同櫛巾に入、次巾子を取て御本取を入、御手を以ておさしめ奉る、落拔しめさらむかため也、次櫛巾押合かうかい并鬢櫛巾の上に置、もとのことく円座を引なをし暫退下、簀子に候す、次摂政起座、円座に移り着、磯額を入くわへて復座、次理髪の人又進(円座義如元)、髪搔をとり御髪を入(先御左、次右以御後其由斗也)御紐をさし櫛巾を如元調置退下、次扶持公卿御簾をか、く、親王御方御休所に帰入しめ給、

和文の式次第には、親王の童形装束を着せたのが高倉永慶と永将父子であることをはじめ、儀式の配役の人名が挙げられているが、康道作成の漢文の式次第では人名が省略されている。また土御門泰広が身固みかたの儀式を務めたことをはじめ、漢文の式次第は和文のそれと比べると省略が見られる。本書が漢文の式次第の作成にあたって準拠した和文の式次第を収めることによって、簡略な漢文の式次第を補完し、本書を利用する者がより詳細に儀式の細部を知ることができたのであらう。なお「寛文記」に収録されている識仁親王の元服は関白二条光平が加冠を務め、理髪は桂昭房、奉行は葉室頼房が務めた。この時の式次第は光平の起草にかかるが、式次第の内容は基本的には紹仁親王の時と同じであるため、割愛する。

同じ儀式の次第を漢文・和文の二通りの表記で掲げたのは異例で、この紹仁親王元服時のみの特徴である。「寛永記」「寛文記」に収録されている儀式の式次第の多くは漢文のみ、もしくは和文のみの表記で掲げられている

る。「寛永記」「寛文記」に収録されている各儀式の式次第について触れていくには紙幅に限りがあるため、続く第二章にて本書の特徴について触れておきたい。

二 本書の特徴

本章では、本書の特徴について取り上げてみたい。

収録文書について

この「寛永記」と「寛文記」には、後光明天皇と靈元天皇の皇位継承儀式の中で作成された文書類が収録されている。行事の開催日時を決定するため陰陽寮が提出した日時勘文や、例えば「寛永記」乙巻に収録する御讓位散状・勅符・太政官符・官方吉書・政所吉書・宣命・内舍人差文などである。

「寛永記」甲巻に収録されている、紹仁親王の元服の儀式の日時を撰んで陰陽寮が提出した日時勘文を一例として次に挙げる。

擇申御元服	日時
九月廿七日	戊午 時午
同廿八日	己未 時午
寛永廿年九月八日	從五位下賀茂朝臣有種
	陰陽頭賀茂朝臣友景

「寛永記」乙巻に収録されている、伊勢国司に宛てて発給された太政官

符を次に挙げる。

太政官府 伊勢国司

使散位正五位下大石宿祢正弘

内舍人正六位上和氣朝臣長次

齋 勅符 壺通

驛鈴 式口（壺口伍刻・壺口参刻）

近衛式人 従各壺人

右為国守彼国差件等人給契發遣国

宜承知准関開使依例施行府到奉行

正四位上行左中弁藤原朝臣 従四位上行主殿頭

兼佐太夫小槻宿祢奉

寛永廿年十月三日

日時勸文は儀式を行う吉日を撰んで作成されたため、この時代の朝廷にあつても効力を有した文書であるのに対し、固関の儀式の為に作成された太政官符は、逢坂・鈴鹿・不破の関のある近江・伊勢・美濃の国司に宛てた命令書であるが、平安時代中期にはすでに関の機能が形骸化し、また関のある各国の役所である官衙の制度も失われていたため、効力を全く持たない行政文書であつた。固関の儀式は、国家の非常時に太政官の使者がこの書状（勅符）とともに驛鈴二口を携えて関の所在地の国府に赴くため、讓位の儀式の一環としてこの太政官符が準備された。

このほか、讓位の式の中で奉読された宣命は、天皇が讓位の理由を形式的ながらも示した一文である。まず讓位式の担当閣僚というべき上卿が大

尾張徳川家伝来「即位之記」について（上）

内記に宣命の作文を命じ、大内記の起草した宣命の草稿を受け取った上卿が藏人頭を通じて天皇の御覽に入れ、藏人頭から返却された草稿を上卿が大内記に清書を命じ、讓位の式で音読された。次の文章は明正天皇の讓位の宣命（寛永記）乙巻収録で、「寛文記」収録の後西天皇の讓位の宣命もほぼ同一の文章である。

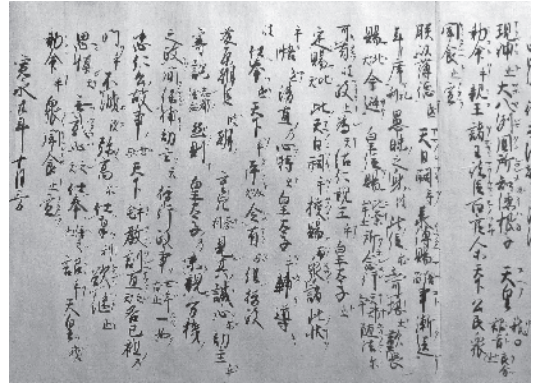
現神と大八洲の国知ろしめす倭根子天皇が詔旨らまと勅命を、親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞し食せと宣ふ。朕薄徳を以て天つ日嗣を承ぎ傳へ賜へる事漸く年序を送れり。愚昧の身は此の位に堪ふ可からずと歎き畏み賜ひて、今皇位を避け賜ひなむと念ほし行てなむ。法の随に有るべき政と為て紹仁親王を皇太子と定め賜ひて此の天つ日嗣を授け賜ふ。衆諸此の状を悟りて清直の心を持て皇太子を輔け導き仕へ奉りて、天が下を平らけく有らしめよ。但し摂政藤原朝臣は朝の重臣なり。其の誠心を見るに幼主を寄託しつべし。然れば則ち皇太子の未だ万機の政を親ざる間幼主を保輔けて政事を執り行ひせむこと、一に忠仁公の故事の如くせよ。天が下をも教へ訓し直して各己が祖の門を滅ぼさず、弥高に仕へ奉り継がむと欲し思ひ慎みて式心無くして仕へ奉るべしと詔を、天皇が勅命を衆聞こし食せと宣ふ。

寛永廿年十月三日

（なお引用にあたり、万葉仮名の表記は平仮名に改め、漢文表記を一部書き下した）

ルビ（読み仮名）について

本書の中で、人名や調度・装束や行事名などにルビ（読み仮名）が振られ



挿図9 「寛永記 乙」宣命

ており、このことが本書の資料的価値を高めている。ことに濁点を入れて筆記している箇所は、実際の発音を伝えて貴重である。ただし清音で表記されていても、濁音で音読するのが自明な場合、濁音は省略されている可能性も考慮に入れる必要があろう。

本書のような有職故実にかかわる書物には、通常の漢字の音訓とは異なる「有職読み⁽¹⁾」をうる単語が多い。ルビのある場合は、実際の発音に従っていると思われる、言語学的な価値が高い。

まず人名について考えたい。本書が備忘のための記録である場合、人名にルビが必要であるが、文中登場する人名すべてにルビが振られているわけではない。振られている人名はまばらで、無作為に選ばれて振られている印象がある。人名の諱(名前)の場合、後世になるほど、特定の字(通字)に付ける漢字の選択が狭まり、その結果変わった読み方をする場合があった。

人名に振られたルビの例(寛永記甲)より)

近衛左府尚(ヒサ)嗣 藤大納言なか慶(ヨシ)

佐伯職行(サエキモトユキ) 宗岡生時(ムネオカナリトキ)

平朝臣時安(トキヤス) 藤原朝臣長條(ナカエタ)
和氣朝臣吉久(ヨシヒサ) 豊原朝臣正秋(マサアキ)

ルビが振られる人名の「法則性」は感じられないが、諱にはルビが振られる場合が多い。「近衛左府尚嗣」の「尚」は本文にある通り「ヒサ」のほか「ナヲ」と読まれる場合もあるため、正確を期して振られているように思われる。康道にとって、左大臣近衛尚嗣(一六三二―五三)は熟知の間柄であったはずであるが、日頃諱で呼びかけることは無かったと考えられる。また地下官人の家である佐伯や宗岡のような名字にルビが振られるような例外も見られる。

単語に付けられたルビの例(寛永記甲)より)

引倍幾(ヒツヘキ) 御衣(キヨイ) 菊立涌(キクタチハキ)
解櫛(トキクシ) 紙捻(カウヒネリ) 片鎰(カタカキ)
笄刀(タカウカタナ) 磯額(イソヒタヒ) 理(ヲサム)
家司(ケイシ) 柳宮(ヤナイハ) 眼路(ガンロ)
行啓(ギヤウゲイ) 御最花(サバ) 作進(サクシン)
驛鈴(エキレイ) 身分(ミブン) 布毯(フタン)
釜殿(カマドノ) 仕人(ツカヒヒト) 大殿祭(ヲホトノマツリ)
分居(ワカテイル)

単語に振られたルビは、「理(ヲサム)」や「分居(ワカテイル)」のような動詞にも見られるが、官職名や儀式名、装束・調度などの名称に多い。宮

殿の平安を祈って行われる大殿祭は、完成した新しい殿舎や重要な儀式や祭祀を行う御殿で行われる祭祀（神道儀礼）で、「おほどのほがい」「おほとほがい」と読まれることが多いが、本文では「ヲホトノマツリ」とルビが振られており、読みの異説として注目される。また元服の儀では冠を被せるのに、童形の髪型から髻を結うための理髪が行われる。この髪型を整える行為を示す「理」という字に「ヲサム」と記している。理髪道具である解櫛・紙捻・片鑑・笄・磯額や柳筥にもルビが振られている。ただし元服の儀や儀式に用いる道具は、公卿の場合は日頃より縁のある道具であり、これら漢字が難読であつたとは思えない。

指図について

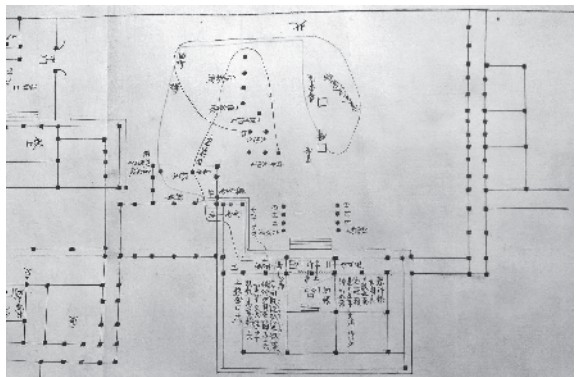
本書は、収録する儀式次第とともに指図（式場見取図）が添えられているのが特徴である。「寛永記」には八図、「寛文記」には七図が収録されている。文字による儀式次第だけでは、儀式における人々の具体的な動きを伝えるには限度があるため、全ての儀式書に指図が入るわけではないものの、指図が入る例が多い。

一例を挙げると、「寛永記」に収録される讓位の式場図の場合、式場となった紫宸殿と前庭が書かれ、前庭には必要な調度の位置が示され、参加する公卿や官人の動きを示す墨線や朱線が書かれている。なかには進行途中に揖（ゆづ）（おじぎ）をする場所や進行方向を変える「曲」という指示が書かれており、儀式の配役のより具体的な動きを知ることが可能である。

本書の成立について、朝廷の儀式書の一般的な成り立ちから述べてみたい。

朝廷の儀式は、当初から儀式書として作られたいわばマニュアル本のほ

尾張徳川家伝来「即位之記」について（上）



挿図10 「寛永記 乙」 御讓位図

本としての儀式書と、実際に行った記録備忘である日記や諸記録類が必要であった。また、一口に儀式書と呼ぶ一連の書籍の中にも、次のような種類に分けることができる。

- ① 行事儀式挙行のために作られたマニュアル本。平安時代の『儀式・内裏儀式』や『北山抄』・『江家次第』など。携行用も含む。
- ② 行事終了後に、備忘のために整理して作られた記録。
- ③ 内容の精粗はあるが、行事の概要を記した解説書。平安時代の『本朝月令』、後醍醐天皇の『建武年中行事』や一条兼良の『公事根源』・『御代始抄』、後水尾天皇の『当世年中行事』が代表例である。

「寛永記」「寛文記」は、それぞれの儀式の終了後に作成され、清書され

か、将来同様の儀式を行うのに円滑に遂行するため、儀式に出仕した公卿官人たちが備忘の為に記録した日記やその他の記録類を集めて参考に資された。一口に朝廷の儀式といっても、即位や大嘗会のような数年から数十年ごとに巡ってくる臨時の儀式のほか、正月元日の四方拝に始まる年中行事のような恒例儀式がある。特に臨時行事は大規模であり、数年から数十年ごとに巡ってくるため、マニュアル

た備忘のための②といえよう。

また儀式書と共に利用された日記や諸記録には、次のような種類があった。

A 本記 日記(日次記)そのもの。

B 別記 特定の行事を詳細に記録するため、Aとは別に記した行事記録。Aの記事の中に「記ハ別ニ在リ」「委シクハ別記ニ在リ」などある場合は、A以外に詳細に記したBがあることを示している。

C 部類記 特定の行事を行うにあたり、AやBのほか、過去の記録から、該当する行事の記録を必要に応じて抜粋・集成した一書。手際よく必要な情報を得る検索として編纂された。『相国拝賀部類記』『年中諸公事装束要抄』『中右記部類』『東宮冠礼部類』などがこれに相当する。

「寛永記甲」冒頭には、康道が後水尾上皇の意を受けて行事項目を書き上げ、上皇に提出した次の記事が見られる。

寛永廿九十 自 仙洞為御使阿野前大納言實顕・清閑寺前大納言共房・飛鳥井前大納言雅宣来、其子細者今度行幸・劔璽渡御・内侍所渡御・御讓位・御即位等之条々可有之間、如左書付可申付仰也

条々御書出也

一 九月廿五日 行幸 奉行 供奉等之事

一 劔璽渡御事

同

一 内侍所渡御事

同

一 十月三日 御讓位

同諸役之事

陣座事 上卿へ可申事

一 同月廿一日 御即位

右何も役者以下可申付仰也

又親王御元服事 當月廿七日可有之也

御元服 傳奏 清閑寺前大納言共房

奉行 日野頭左中弁弘資朝臣

加冠人 摂政予

理髮人 廣橋頭右大弁綏光朝臣

扶持公卿 中院中納言 通純

公卿 転法輪三条大納言實秀・中御門左大弁宰相實順

諸役殿上人 千種宰相有能朝臣・藪中将嗣孝朝臣・五条大内

記為庸朝臣

陪膳 裏辻宰相中将基福朝臣

役走 同諸役殿上人

十一日 阿野前大納言實顕・飛鳥井前大納言雅宣、自仙洞為御使、来三

日御讓位内弁九條左府道房江 被仰出候へ共、近衛右府尚嗣可

被仰付也、然者来月廿一日御即位内弁左府へ可被仰付仰也、予

申詞御尤之由也、

十二日 今度 新院 御殿にて、来三日御讓位之軒廊陣座等みつくりひ

指圖有之、予・左府道房・右府尚嗣・内府光平・松殿有昭・阿

野前大納言實顯・清閑寺前大納言共房・飛鳥井大納言雅宣等也、
様子来三日當日ノ処ニ可書之

廿三日 今日行幸御習礼也、仙洞御幸、予・左府・右府・内府・松殿、
其外近衛前関白・一條前摂政、諸家大方不殘

廿四日 未刻 飛鳥井前大納言雅宣来、自 仙洞御使也、明日 行幸可
有延引、御讓位同日可有之也、其子細ハ江戸年寄衆今度行幸供
奉ニ罷出(武家御名代也)ニ付未上洛故也、先年 仙洞 御讓位
時モ 東照大権現初家康公可有御供歟、老躰故大沢侍従名代勤
御供例也

今日於 仙洞親王御元服之習礼有之、役者衆何も伺公、子細有
當日ノ処ニ

廿五日 飛鳥井前大納言来、今度行幸ニ長橋局脇ニ候間、別勅にて被召
出度由也、是者父方の嬢の服にて廿日服なるに、別勅前代未聞事
也、若ハ服後ハある事也、それもかなハさる時の事也、予御返
事子細有間敷由申也

廿七日 今日 親王御元服也(當時儲君親王也、母者園參議基任卿女、
仙洞女官号京極局)、予加冠也

(適宜句読点を補い、本文中の細字で書かれた割注部分はへ内に記した)

右の記事の書き出しが寛永廿年九(月)十(日)という、日付から始まると
ころは日記と同様であるが、上皇からの使者三人が伝えた要件と、康道が
記して上皇に差し出した書付を簡潔に載せており、以下の記事が儀式の記
録のみを抽出することを当初から意図していたと考えられる。十日条にあ
る紹仁親王元服の儀の配役で「加冠人 摂政予」と、康道が自身を「予」

尾張徳川家伝来「即位之記」について(上)

と一人称で記しており、本文の著者が康道であることが確認できる。十一
日以降の記事も、儀礼関係のみが記されており、十二日から二十三日に日
付が飛んでいることも、必要な記事を抽出したためであろう。九月十一日
から二十七日までの記事も詳細な讓位の儀式の記事ではなく、それぞれの
日に行われた儀式関連の記事を簡潔に記し、詳細は「来三日當日ノ処ニ可
書之」(九月十二日条)・「子細有當日ノ処ニ」(九月二十四日条)と記して、別
に存在していた可能性のあるA本記の当日条の参看を促している。このこと
から、本書が当初より儀礼記録集成に特化して編集したB別記であった可
能性が高いと思われる。康道が別記として本書を編纂した理由は、踐祚・
讓位という臨時の儀式に備えるための記録集成を作り、自家に備えて子孫
に伝える目的があつたと推測される。

なお「寛永記」「寛文記」諸本の残存状況は、本書との校訂とともに次号
掲載予定の「下」において述べる。

三 編者・二条康道

本章では、本書の編纂に当たったと考えられる二条康道と二条家につい
て触れておきたい。

二条家は五摂家の一つで、江戸時代には家領千七百石余を領した。摂家
のなかでも特に徳川將軍家との関わりが深く、康道が徳川家康から偏諱を
うけ康道と称したのを始め、幕末の斉敬に至るまで嫡子は元服の際將軍の
猶子となつて偏諱をうけて名乗るのを例とした。また南北朝期以降、即位
の儀式で高御座に登る天皇に密教の秘儀を伝える「即位灌頂」を務めてき
たことは、他の摂家には無い特例であつた。二条家は万治四年(一六六二)

正月十五日の内裏大火で、康道の子息・光平の正室・賀子内親王宅が火元となったことと、寛文十三年(一六七三)五月八日の大火で文書や記録を全焼させるまでは、公家諸家中最大の文書・記録の所蔵量を誇ったといわれる。次の文章は、寛永二十年に二条家の蔵書の一部を披見した幕府儒官の林鶯峯(一六一八〜八〇)が記した一文である。

五摂家ノ内二条殿殊ニ記録多シ、秘伝ノ儀多シ、其故イカントナレハ、二条ノ開基良実ハ、九条道家ノ次男ナリ、道家其長男教実ニ摂政ヲ譲リ、程ナク教実早世、其子忠家九条ノ家ヲ相続スルトイヘトモ、猶幼少ナルニヨリテ、良実撰関トナル、二条ノ家コレヨリ始ル、(中略)寛永癸未^(二十年)ノ歳、御即位ノ事アリテ、在洛ノ間、二条康道公ノ家司北大路宮内道芳ト夜話ノ時、二条殿ノ秘記若干巻ヲ携ヘ来テ、此秘記ハ他見ヲ禁スル物ナレトモ、一見ヲユルストテ披見ノ内ニ、宝治年中良実ノ願文一通アリ、実事ヲバアラハサネトモ、父ノ心和ギ家門繁昌ヲ祈ルノ趣ナリ、道芳ニ懇望シテ写サント請ケレドモ、遂ニ他見ノ事ナシ写シ、取ルコトハカナフマジトテ、箱ヘ取り納ム、(林鶯峯『二条殿秘説』東京大学史料編纂所蔵)

また江戸時代の摂家の家業の一つに、有職故実を伝承し教授することが含まれていた。寛文八年に刊行された『諸家家業』(国立公文書館内閣文庫蔵)には、次の文章がある。

攝家

近衛 九條 二條 一條 鷹司

右ノ五家ヲ摂家ト云、摂政関白ヲ以テ先途トシ侍ルナリ、(中略)家

業ノ口傳并ニ先祖代々ノ文書ヲ傳領シ侍ルヲ嫡家ト申シ侍ル事ナリ、右摂政関白ノ職家業ホ、記シ侍リス、此上ニ神代ヨリ摂家代々唯一人ニサツケ相傳シ来リ侍ル大嘗会天神地祇ヲロシ奉ル大事并ニ神膳ノ儀、又即位灌頂ノ大事コノ両條代々執柄ノ人天子ニサツケ奉ルコトニ侍ルナリ、是等ヲ以テ摂家ノ家業トス、詩歌管絃能書等ハイツレモ尋常モテアソヒ侍レトモ、摂家ナトノ家業トスルモノヒテハ侍ラサルコトナリ
(適宜句読点を補った)

康道には『国書総目録』によると、「寛永御讓位記」・「寛文記(寛文三年)」・「元服次第並加冠作法之事」・「後浄明院装束抄」・「三節会次第」・「仗議次第」・「新院御月次(寛文六年)」・「節会部類」・「節会問答」・「紹仁親王御元服次第(寛永二十年)」・「東照宮三十三回忌御八講次第(慶安元年)」・「康道公記」・「有職御問答」の著作十三部が挙げられ、光平には「寛永廿年明暦三年御即位記」・「元日節会次第」・「御会和歌(寛文・延宝年間)」・「禁裏仙洞御会和歌(寛文三・五年)」・「後光明天皇七回御忌御八講次第」・「後西天皇御即位次第」・「識仁親王御元服次第」・「礼服御覽次第」・「靈元天皇御即位由奉幣次第」の著作九部が挙げられている。

二条家が他の摂家と同様に儀礼資料を蓄積していたのも、天皇やその時の摂政・関白からの命令で儀式の式次第を作成するためであった。寛永二十年の後光明天皇の踐祚記事は、康道の弟の九条道房(二六〇九〜四七)も自身の日記『道房公記』(宮内庁書陵部蔵)において記録しており、詳細な式次第は康道から得て筆記したと推測される。

本書について、以上の章のなかで明らかにできた点を整理したい。

「寛永記」と「寛文記」からなる本書「即位之記」は、巻頭の序文や巻

末の奥書が無いため、成立年代は明らかではないものの、「寛永記」は後
光明天皇の踐祚の儀の行われた寛永二十年以降程なく編集され、「寛文記」
は、霊元天皇の即位関連儀式の行われた寛文三年以降程なく編集され成立
したと考えられる。

本書の成立の背景には、二条康道・光平父子およびその周辺で、儀式記
録集成を自家に備える目的があったと思われる。本書は、康道が自身の日
記とは別に、儀礼記録集成として作った別記で、康道が別記を作成した理
由は、子孫に伝えるためであったと推測される。

附属する極札に従えば本書各巻の内題の署名は康道の自筆となるが、現
存する康道の他の筆跡と比較すると康道自筆とは認められない。この内題
の署名が、本文とは異なる筆跡で記されていることをはじめ、本文につい
ても複数の筆跡が認められることから、本書の筆者についてはなお検証を
要する。

本書の特徴としては、後光明天皇と霊元天皇の皇位継承儀式の式次第と
ともに、儀式の中で作成され、使用された文書類や指図が収録されている
ことが挙げられる。指図の存在は、文章のみの式次第以上に、具体的な儀
式の参加者の動きを伝えており貴重である。加えて本文中の人名や調度な
どにルビが振られており、実際の音読を伝えていることも、この資料の価
値を高めているといえよう。

「寛永記」「寛文記」諸本の残存状況および本書との比較については、次
号掲載予定の「下」において、詳しく触れていきたい。

註

(1) 第五章「尾張徳川家ゆかりの文庫と典籍」第二章 徳川美術館(愛知県史

尾張徳川家伝来「即位之記」について(上)

編さん委員会編『愛知県史 別編 文化財4 典籍』愛知県 二〇一五年三
月。

(2) 室町時代の公卿で古典学者でもあった一条兼良の著『御代始抄』(故実叢書
編集部『新訂増補故実叢書 第二十八冊』明治図書出版 一九五三年十一
月所収)のなかで、天皇の代替わり儀式にはA 御譲位・B 御即位・C 御禊の行
幸・D 大嘗会の四つをあげ(このうちCはDの前段行事)、Aは「御譲位の時
は警固・固閑・節会・宣制・劍璽渡御・新主の御所の儀式あり。是は毎度の事
也。」、Bについては「即位といふは天子受禪の後まさしく南面の位につかせ給
ひてはじめて百司万民に龍顔を見えさせ給ふよし也」と解説している。

さらに帝國學士院編『帝室制度史 第三卷』帝國學士院 一九三九年七月)
においては、「皇位の継承は、専ら天皇の崩御に因ることを我が國古来の恒典
と為す」とし、左記のように定義している。

皇位の継承は、天皇の崩御に因るの外、中世以後は、天皇在世中の譲位に因
るの例を生ぜり。譲位は、一に遜位と謂ひ、或は讓國と謂ふ。邦語に之を
「ミクニユツリ」と訓ず。又皇嗣の讓を受けたまふことより見て受禪とも謂
ふ。讓位と受禪とは、唯観点を異にする名称の別たるに止まり、全く同じに
して、儀礼に於いても、譲位の式は即ち受禪の式に外ならず。(中略)天皇在
世中の譲位は、皇極天皇の位を孝徳天皇に譲りたまへるを以て、其の最初と
為すべし。(中略)歴代相尋いで譲位受禪の儀あり。皇位の継承は、天皇の崩
御に因るよりも、寧ろ譲位に因るを常例と為すに至れり。

(3) 二条康道については、次の図書を参看した。

久保貴子著『ミネルヴァ日本評伝選 後水尾天皇―千年の坂も踏み分けて
―』ミネルヴァ書房 二〇〇八年三月。

久保貴子著『人物叢書 徳川和子』吉川弘文館 二〇〇八年二月。

(4) 小松茂美「書流系譜の成立と分類」(同著『日本書流全史 上』講談社
一九七〇年十二月)。

(5) 『補訂版国書総目録』岩波書店 一九七一年一月。

(6) 皇太子の称号は、天和三年(一六八三)に霊元天皇が立太子礼を再興した時に
再興された称号であり、それ以前の皇位継承予定者は「儲君」または「親王御

方」と称された。

- (7) 礼服は唐風の装束で、平安時代までは毎年正月朔日の朝賀と即位式の二度用いられたが、鎌倉時代以降朝賀が廃止されると、礼服は天皇の即位礼のみに用いられるようになった。森田登代子著『遊樂としての近世天皇即位式』庶民が見物した皇室儀式の世界―(ミネルヴァ書房 二〇一五年三月)および武田佐知子・津田大輔著『礼服 天皇即位儀礼や元旦の儀の花の装い』(大阪大学出版会 二〇一七年一月)に詳しい。

- (8) 黒板勝美・国史大系編集会編『新訂増補国史大系 公卿補任 第四篇』吉川弘文館 一九七一年九月。

- (9) 註8に掲出した『新訂増補国史大系 公卿補任 第四篇』と、柳原紀光編『続史愚抄』は次の図書を参考した。

黒板勝美編『新訂増補国史大系 第十五卷 続史愚抄 後篇』吉川弘文館

一九三二年六月。

『続史愚抄』は江戸時代中・後期の公卿・柳原紀光(一七四六―一八〇〇)編纂の歴史書で、鎌倉時代の亀山天皇践祚の正元元年(一二五九)に始まり江戸時代中期の後桃園天皇崩御の安永八年(一七七七)にかけて編年体で記述された朝廷の通史である。

- (10) 橋本政宣「即位灌頂と二条家」(同著『近世公家社会の研究』吉川弘文館 二〇〇二年十二月)。

- (11) 一例を挙げると、呼びかけに応答する「称唯」は「イショウ」と読む。これは漢字通りに音読すると「ショウイ」となり、讓位に通じるのを憚り漢字を逆転させて読む慣例である。

- (12) 前掲註10に掲出した図書を参考した。

表 「近世の天皇 一覧」

代数	追号	御名	生歿年	先帝崩御・受禪	崩御・譲位
			在位期間	即位式挙行日	
107	後陽成	和仁・周仁	元亀2(1571)12・15－元和3(1617)8・26	受禪	譲位
			天正14(1586)11・7－慶長16(1611)3・27	天正14・11・25	
108	後水尾	政仁	文禄5(1596)6・4－延宝8(1680)8・19	受禪	譲位
			慶長16(1611)3・27－寛永6(1629)11・8	慶長16・4・12	
109	明正	興子	元和9(1624)11・19－元禄9(1696)11・10	受禪	譲位
			寛永6(1629)11・8－寛永20(1643)10・3	寛永7・9・12	
110	後光明	紹仁	寛永10(1633)3・12－承応3(1654)9・20	受禪	崩御
			寛永20(1643)10・3－承応3(1654)9・20	寛永20・10・21	
111	後西	良仁	寛永14(1638)11・16－貞享2(1685)2・22	先帝崩御	譲位
			承応3(1654)11・28－寛文3(1663)正・26	明暦2・正・22	
112	霊元	識仁	承応3(1654)・5・25－享保17(1732)8・6	受禪	譲位
			寛文3(1663)正・26－貞享4(1687)3・21	寛文3・4・27	
113	東山	朝仁	延宝3(1675)9・3－宝永6(1710)12・17	受禪	譲位
			貞享4(1687)3・21－宝永6(1709)6・21	貞享4・4・28	
114	中御門	慶仁	元禄14(1702)12・17－元文2(1737)4・11	受禪	譲位
			宝永6(1709)6・21－享保20(1735)3・21	宝永7・11・11	
115	桜町	昭仁	享保5(1720)正・1－寛延3(1750)4・23	受禪	譲位
			享保20(1735)3・21－延享4(1747)5・2	享保20・11・3	
116	桃園	遐仁	寛保元(1741)2・29－宝暦12(1762)7・12	受禪	崩御
			延享4(1747)5・2－宝暦12(1762)7・12	延享4・9・21	
117	後桜町	智子	元文5(1740)8・3－文化10(1813)閏11・2	先帝崩御	譲位
			宝暦12(1762)7・27－明和7(1770)11・24	宝暦13・11・27	
118	後桃園	英仁	宝暦8(1758)7・2－安永8(1779)10・29	受禪	崩御
			明和7(1770)11・24－安永8(1779)10・29	明和8・4・28	
119	光格	兼仁	明和8(1771)8・15－天保11(1840)11・19	先帝崩御	譲位
			安永8(1779)11・25－文化14(1817)3・22	安永9・12・4	
120	仁孝	恵仁	寛政12(1800)2・21－弘化3(1846)正・26	受禪	崩御
			文化14(1817)3・22－弘化3(1846)正・26	文化14・9・21	
121	孝明	統仁	天保2(1831)6・14－慶応2(1866)12・25	先帝崩御	崩御
			弘化3(1846)2・13－慶応2(1866)12・25	弘化3・9・23	

bears the name of the court noble Nijō Yasumichi (1607-1666), and it would seem that this document was produced under Yasumichi's direction.

As a Sesshō supreme council of the Imperial Court, Nijō Yasumichi served Emperor Myōshō and Emperor Gokōmyō, and his son Mitsuhiro also edited the record of the ritual of the enthronement of Emperor Reigen in 1663, suggesting the possibility that this document was edited by someone in or close to the Nijō family, with the aim of transmitting the achievements of Yasumichi and Mitsuhiro. The second part of this study, which will appear in the next issue, will describe the surviving manuscripts of the "Kan'ei-ki" and "Kanbun-ki," and will compare the Tokugawa version with others to identify their textual differences.

the three main and three secondary branches of the Tokugawa family only, I would argue that this set of furnishings was likely used not just by Takagimi and Sachigimi, but rather was reused repeatedly when receiving women who married into the Owari Tokugawa as first wives, adding and replacing missing or broken pieces over and over again through the generations.

“Items Connected to Hereditary Property” of the Owari Tokugawa Clan

KŌYAMA-HAYASHI Rie

This paper clearly outlines the specifics of the Owari Tokugawa family’s petition for designation of “items connected to hereditary property”, which based on the “Kazoku Hereditary Property Law” promulgated on April 28, 1886. This petition approved on April 19, 1893 and the review began in October of 1891. In preparing the petition, the Owari Tokugawa family initially tried to select works based on their standards of value focused on “TEN”(Heaven), “CHI”(Earth) and “JIN”(Man) that had been established in 1880. However, they were advised by the auditors of the Inspection of National Treasures Division who visited the Tokugawa Ōzone residence from January 29, to February 5, 1892, that items connected to hereditary property were “pedigreed items” and therefore considered first-through third-class objects according to the Inspection of National Treasures Division and their assessment was overturned. The Tokugawa Art Museum retains 353 inspection documents from the Inspection of National Treasures Division and one booklet recording the results of the audit of 1890. From them, we know various details, including that the audit was begun in around 1890 and started with selection of first-class items, that “pedigreed items” were not subject to inspection, and that specialists in each subject area were involved. They also indicate that the specifics of the designations of “items connected to hereditary property” are faithfully reflected in the audit report by the Inspection of National Treasures Division, and show that the above determinations remained valid until the final approval of the petition. These findings suggest that the Inspection of National Treasures Division had a major effect on the valuation of the Owari Tokugawa family collection that has been passed down in today’s Tokugawa Art Museum, and it would seem that even the possessions of families of the peerage were not completely free from the government’s administration of culture at that time.

Introduction of Historical Material

Research Notes on “Sokui-no-ki”(I)

NAMIKI Masashi

The “Sokui-no-ki” (Record of the Enthronement Ritual of the Imperial Court), which has been passed down by the Owari Tokugawa family, is the historical record of the enthronements of Emperor Gokōmyō (1633-54) and Emperor Reigen (1654-1732) in the Edo period. This document can be divided into two sections: the first, the “Kan’ei-ki,” consists of the record of the proceedings of the enthronement ceremony of Emperor Gokōmyō in 1643, and the second, the “Kanbun-ki,” consists of a record of the proceedings of the ceremony of Emperor Reigen in 1663. This paper introduces the content of this document and points out that the date that this manuscript was completed was not long after the ritual of the enthronement of Emperor Reigen was held in 1663. The beginning of each handscroll

spear. For these reasons, Ieyasu is said to have hated Muramasa's swords and also to have forbidden other warriors around him from using them.

However, in the Tokugawa Art Museum collection, there is a Muramasa-signed sword that was bequeathed to the first lord of Owari, Yoshinao, as a memento of Tokugawa Ieyasu and still survives today. After sorting through the records of the misfortunes of four generations of the Tokugawa family to address this inconsistency, it has become clear that the perception of Muramasa swords as cursed actually took shape some time between the second half of the 17th century and the beginning of the 18th century. It was through the wide circulation of the *Ochiboshū*, one of the documents that records the karmic bonds between the Muramasa-made swords and the Tokugawa family, that the opinion of Muramasa swords as haunted spread to the commoner class. It would also seem that as the "curse of Muramasa" was further taken up in everything from *senryū* poetry to Kabuki plays, the legend of these ill-fated swords took root and has persisted to the present day.

This manuscript examines the particulars of the transmission of the Muramasa sword now in the Tokugawa Art Museum collection and, in addition to clarifying how the legend of the Muramasa curse came about, also considers the possibility that the spread of the Muramasa legend was tacitly endorsed by the shogunate. As context, I propose the theory that since it was Ieyasu himself who ordered his son Nobuyasu's suicide, the Edo shogunate leveraged the legend of the cursed sword to evade the stigma of Ieyasu's essentially having murdered his own son.

The Marriage of Shunkyōin Sachigimi and the *Chrysanthemum-Stem Furnishings*

YOSHIKAWA Miho

The *Chrysanthemum-Stem Furnishings* in the collection of the Tokugawa Art Museum are a set of wedding furnishings with designs of chrysanthemum stems in *maki-e* lacquer on *nashiji* sprinkled gold ground of which more than eighty pieces survive, making it the largest set of Edo-period *daimyō* wedding furnishings in Japan. According to the collections records of the Owari Tokugawa family, it was the wedding trousseau of Sachigimi (1820-1840), who married in from the Konoe family to become the second wife of the eleventh lord of Owari, Nariharu, in 1836 (Tenpō 7). It has also been established that some of the furnishings from the trousseau of Takagimi (1730-1778), the first wife of ninth-generation Munechika, who also came from the Konoe family, were mixed in with this set.

This study examines the full story behind this set of furnishings that has been passed down in the Owari Tokugawa family as well as the circumstances of its use after the death of Sachigimi by analysis of these collection records. Through the letters that were exchanged between the Konoe and Owari Tokugawa families and other documentation, it has been made clear that Sachigimi did not bring these furnishings with her as a dowry, but rather that the set of items was prepared for her on her husband's side for receiving her into the Tokugawa family.

Furthermore, I focus on the reapplication of the dual family crests—the Tokugawa hollyhock crest and the Konoe peony—as well as the coloration of the *nashiji* sprinkled ground and the ratio of the use of gold and silver, the expression of the designs, and so forth to divide the set into four categories, for which I propose different dates of production and different users. Considering that wedding trousseaus utilizing large volumes of gold in the *nashiji* ground indicate high social status and were limited to use by the shogunal family and

From this study, it is revealed that Yoshikatsu himself had a strong awareness as a member of *Gosanke* and tried to support the Tokugawa shogunate family after the alliance between the Owari clan and the new government by ordering subordinate warriors secretly to work for the continuance of the Tokugawa shogunate family behind the scenes.

THE TOKUGAWA ART MUSEUM

Articles

Thoughts on the *Illustrated Tale of Haizumi (Haizumi monogatari emaki)*

YOTSUTSUJI Hideki

The *Illustrated Tale of Haizumi* is a two-volume illustrated handscroll. The story tells of a certain monk who visits a young woman, who makes herself up with black eyebrow powder (*haizumi*) instead of white face powder by mistake due to the suddenness of his visit. Seeing her, the monk is shocked and runs away. The woman's deep sadness brings about a religious awakening and she takes the tonsure, becoming a nun and secluding herself away at a quiet mountain hermitage at Ono village in Kitayama.

Regarding the dating of the scroll, analyses of the pictorial style of the illustrations placing its production to the 15th century, during the Muromachi period, have been dominant in recent years. The current study presents additional consideration of the calligraphic style of the text of the scroll, which has previously been attributed to Prince Son'en (1298-1356) and Ton'a (1289-1372), and argues that, while differences in brushwork had previously been attributed to the involvement of two separate calligraphers, in fact the entire work is by a single hand, even the captions inscribed within the pictures. The calligraphic style differs from that of Prince Son'en and Ton'a, and rather suggests the work of a noted calligrapher, such as an aristocrat or important monk of the Fushimi-in school that originated from the style of Emperor Fushimi, who studied classical calligraphy based on the Sesonji school. I also touch on the possibility that the calligrapher may have been a first- or second-generation female descendant of Emperor Fushimi himself.

As for the illustrations of this scroll, although they do reveal some of the pictorial tastes of the Seiryōji-bon version *Yūzū nenbutsu engi emaki* produced in the years of Ōei 21-24 (1414-1417), the facial features of the figures are different. Also, various attributes, such as the shading and coloring of the meticulously rendered buildings and the composition that superimposes the unfolding plot of the story over the transitions of the four seasons, demonstrate a strong preservation of expressive styles of the late Kamakura and Nanbokuchō periods, suggesting that a date of production in the second half of the 14th century, or Nanbokuchō period, may be more appropriate for this handscroll.

History of the *Katana* Sword, signed “Muramasa,” and the Legend of the Muramasa Curse

HARA Fumihiko

Swords made by Muramasa are said to have been cursed swords that brought tragedy upon the Tokugawa family. As legend has it, the swords used in the assassinations of both Tokugawa Ieyasu's grandfather Kiyoyasu and his father Hirotada, as well as the blade used in the beheading of Ieyasu's eldest son Nobuyasu upon his suicide were all made by Muramasa. Ieyasu himself is said to have injured himself on a Muramasa small knife and

Unfortunately, things did not go easy, in part because middlemen dealing in Japanese lacquer, who had connections with peasants and persons who tapped the lacquer in the Odawara domain were traditionally situated in other domains and extended monetary loans to many of them. To sever the connection, villages requested monetary loans from the Odawara domain and resolved the issue of debts owed to the middlemen in the other domains. The restrictions on lacquer solution in the Odawara domain was gradually implemented in this manner.

A study on the ranking expressed in administrating politics of the Tokugawa shogunate by analyzing the *Bakufu-nikki* (a daily record of the Tokugawa shogunate) in 1734

FUKAI Masaumi

Edo period society was one in which formality was practiced to a high degree. Various formalities were obligatory, not only for ceremonies or regular annual events, but for routine political activities as well. This study determines the formality implemented based on social standing or position, such as by *Daimyo* (a feudal lord), *Bakushin* (a shogun's retainer), *Baishin* (an indirect retainer) and so on, focusing on rooms where audiences with Shogun were given or orders by a *Rōju* (a member of Shogun's council of elders) or *Wakadoshiyori* (a managerial position in the Tokugawa shogunate) were given on occasions of political activities.

In this context, a room to be used for an audience with Shogun was specified minutely according to the audience's standing or position. In a similar manner, a room in which an order was conveyed to *Daimyo* or *Bakushin*, by *Rōju* or *Wakadoshiyori*, might be differentiated by the proximity or distance from where Shogun was residing, depending on the individual's social standing.

Setting up those differentials, an authority of Shogun was enhanced and order in samurai society (warrior society) was maintained, while also providing a sense of stability within the government.

A study of the internal affairs and political trends of the Owari Tokugawa clan around 1868

FUJITA Hideaki

This study examines the internal affairs and political trends of the Owari Tokugawa clan around 1868. Previous studies centers around the trends of Tokugawa Yoshikatsu, the 14th head of the Owari Tokugawa clan and in retirement at that time. It is said that Yoshikatsu, despite being the head of *Gosanke* (the three independent branches of Tokugawa family), committed the coup for the restoration of imperial rule in 1867 and worked for inaugurating the new government. As the battle of Toba-Fushimi occurred in January, 1868 and the shogunate army was defeated, Yoshikatsu showed a trend of taking sides with the new government such as purging the pro-shogunate subordinate warriors of the Owari clan and persuading neighboring lords to take part with the new government.

However, this thesis raises a question that it is appropriate or not to say Yoshikatsu decisions resulted in the trends of the Owari Tokugawa clan at that time. In this thesis it is pointed out that it was the anti-shogunate subordinate warriors of the clan, the leading members of the domain school *Meirin-dou*, who lead the purge of the pro-shogunate subordinate warriors and the persuasion to neighboring lords.

business line, to compensate for the revenue decrease caused by depletion of the resources, as well as the burden of taxation. The side jobs involved financing to merchants who dealt in the annual tax with rice; rich farmers; feudal warriors who served the Owari family and so forth; trade in grain such as rice used to pay the annual tax; development of new rice fields; and so forth.

These activities led to an outflow of funds obtained from forestry to other industries, or to some areas other than the mountain villages. This also led to employment hardships among the inhabitants of mountain villages, and an economic depression (or strains on the system) in mountain villages in the future.

A study concerning natural calamities and relief activities in mountain villages based on *Tenpōnenchū-minoare-shisonden* with a case study of Minamiyama Village in Mogami County, Dewa-no-kuni

KURIBARA Kenichi

This study examines the heavy flood and landslide occurred in 1833, the food shortage with it and its relief by analyzing *Tenpōnenchū-minoare-shisonden* written by Kakizaki Yazaemon, the village headman of Minamiyama Village in Mogami County, Dewa-no-kuni (now Okura Village in Mogami County, Yamagata Prefecture). *Tenpōnenchū-minoare-shisonden* is one of the records of Kunō-bunko Library, which consists of the library of Sekiguchi Takayoshi, the 1st governor of Shizuoka Prefecture, and now a part of Aoi-bunko Library in the possession of Shizuoka Prefectural Central Library.

First, this thesis checked out the facts about Sekiguchi Takayoshi and Kunō-bunko Library, and then examined the several versions of *Tenpōnenchū-minoare-shisonden*.

Second, after confirming the outline of Minamiyama Village and Kakizaki Yaemon, this thesis overviewed the damage of the heavy flood and landslide to Minamiyama Village in 1833.

Third, this thesis stated the disaster relief in Minamiyama Village such as reducing or exempting *nengu* (land tax), dealing out rice porridge, suppling food and medicine and so on by following the activities of the village headman.

Finally, this thesis showed specifically how the lord and officials of the Shinjō clan went round the village and checked out the damage. A noticable fact is also revealed that Yaemon felt grateful for the lord's activity, so he made the lord's portrait and praised his benevolent rule.

A Study of distribution controlling policy on Japanese lacquer solution by villages in the Odawara domain and the domain during the Bunka era (1804~1818)

KIRYŪ Kaisei

This study compiles the policies for local specialties taken by the Odawara domain and examines a reality of the distribution control of Japanese lacquer solution, and how it influenced the villages, as an example. The policy of the Lord of the Odawara domain during the Bunka era was different from that of his predecessor, who had increased the annual tax. His policy was to limit the distribution of local specialties within the domain so as to encourage their production. As one of these policies, the distribution of Japanese lacquer solution that had been widely produced and distributed in the past was controlled through a government office called *Kokusan-kata*.

Summaries

THE TOKUGAWA INSTITUTE FOR THE HISTORY OF FORESTRY

Articles

A study concerning an administrator (*Oyamamori*) who controlled forests in a selection process of logged trees for lumber production, conducted by the Owari domain during the Hōreki era (1750~1764) in the Edo period.

ŌTA Naohiro

The Owari domain implemented forestry administration reforms in Kyōho era (1716~1736), reflecting on the deforestation in the 17th century. It preferentially cut down trees that could no longer grow, due to damage, etc., and through this the domain organized a system to obtain necessary lumber.

Within the forests of the Owari domain, a basic policy of spontaneous regeneration of forest was adopted. This system eliminated inferior trees and established a basis to smoothly passed on it to the next generation. However, to implement this measure it was indispensable to have local administrators who were capable of judging characteristics of the forests and conditions of trees.

The study analyzed a process during the Hōreki era (1750~1764) by which *Oyamamori*, a newly established post created through the forestry administration reform, intervened in duties of traditional administrators, referred to as *Yamatedai*, and took control of the forestry administration, clarifying that *Oyamamori* played a role in properly maintaining the forests and nurturing good-quality native forests of Japanese cypress.

A study of economic crises that occurred in mountain villages in the late Edo period, taking the case of Outakimura, Shinano-no-kuni as an example

ŌSAKI Akira

This study follows a previous one (appearing in Bulletin Vol. 51 of The Tokugawa Institute for the History of Forestry, 2017 March issue), which examined historical characteristics of the Edo period when viewed from the perspective of life in mountain villages where people engaged in farming and forestry.

In this study, the subject period is the Genroku era (1688~1704), a time of economic turnabout. The area covered is the Kiso region in territory of the Owari domain.

A summary of the study result follows. In the early Edo period, the Owari domain had made a great profits by directly overseeing the cutting of lumber in the Kiso mountains on a large scale, thanks to its domain-owned forests with bountiful forest resources.

Employment undertaken by inhabitants of the mountain villages within the domain who were engaged in cutting down trees and hauling lumber was stable. However, depletion of the forest resources in Kiso mountains gradually became noticeable, and revenues from the forestry decreased. As a result, the domain gave up its management of forestry which was taken over by lumber merchants.

Management by the lumber merchants reinforced related jobs other than the main

THE TOKUGAWA ART MUSEUM

Contents

Articles

- Thoughts on the *Illustrated Tale of Haizumi* (*Haizumi monogatari emaki*)
..... YOTSUTSUJI Hideki (1)
- History of the *Katana* Sword, signed “Muramasa,” and the Legend of the Muramasa Curse
..... HARA Fumihiko (27)
- The Marriage of Shunkyōin Sachigimi and the *Chrysanthemum-Stem Furnishings*
..... YOSHIKAWA Miho (59)
- “Items Connected to Hereditary Property” of the Owari Tokugawa Clan
..... KOYAMA-HAYASHI Rie (111)

Introduction of Historical Material

- Research Notes on “Sokui-no-ki” (I) NAMIKI Masashi (153)

THE TOKUGAWA REIMEIKAI FOUNDATION

8-11, Mejiro 3-chōme, Toshima-ku, Tokyo 171-0031, Japan.
(phone) (03)-3950-0111

THE TOKUGAWA INSTITUTE FOR THE HISTORY OF FORESTRY

address as above.
(phone) (03)-3950-0117

THE TOKUGAWA ART MUSEUM

1017, Tokugawa-chō, Higashi-ku, Nagoya 461-0023, Japan.
(phone) (052)-935-6262

KINKO SŌSHO
BULLETIN
OF
THE TOKUGAWA REIMEIKAI FOUNDATION

NO. 45

March 2018

THE TOKUGAWA INSTITUTE
FOR THE HISTORY OF FORESTRY
(*Tokugawa Rinseishi Kenkyūjo Kenkyū Kiyō* Vol. 52)

Contents

Articles

- A study concerning an administrator (*Oyamamori*) who controlled forests in a selection process of logged trees for lumber production, conducted by the Owari domain during the Hōreki era (1750~1764) in the Edo period. ŌTA Naohiro (1)
- A study of economic crises that occurred in mountain villages in the late Edo period, taking the case of Outakimura, Shinano-no-kuni as an example ŌSAKI Akira (21)
- A study concerning natural calamities and relief activities in mountain villages based on *Tenpōnenchū-minoare-shison-den* with a case study of Minamiyama Village in Mogami County, Dewa-no-kuni KURIBARA Kenichi (51)
- A Study of distribution controlling policy on Japanese lacquer solution by villages in the Odawara domain and the domain during the Bunka era (1804~1818)
..... KIRYŪ Kaisei (71)
- A study on the ranking expressed in administrating politics of the Tokugawa shogunate by analyzing the *Bakufu-nikki* (a daily record of the Tokugawa shogunate) in 1734
..... FUKAI Masaumi (99)
- A study of the internal affairs and political trends of the Owari Tokugawa clan around 1868
..... FUJITA Hideaki (123)

〔Activities〕

- The Tokugawa Institute for the History of Forestry Public Lecture in Iwate 'A new view on the history of northern Ouu concerning the forest utilization in the Edo period'
..... (151)
- Research and Dissemination Activities in fiscal year 2017
..... (155)

Appendixes

- A catalog of historical materials concerning the Owari Tokugawa family-Part Fourteen
..... (1)
- A catalog of picture maps (Rin-Ezu) collected by the Tokugawa Institute for the History of Forestry (1)

金鯨叢書 第四十五輯〔年一回刊行〕

——史学美術史論文集——

平成三十年 三月 三十日 編集
平成三十年 三月 三十日 印刷・発行

編集者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川義崇

発行者

公益財団法人 徳川黎明会
電話(3950)〇一二番(代)

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一

徳川林政史研究所
電話(3950)〇一二番(代)

〒461-0023 名古屋市東区徳川町一〇一七

徳川美術館
電話(935)六二六二番(代)

〒600-8805 京都市下京区中堂寺鍵田町二

印刷所
株式会社 同朋舎
電話(361)九二二番(代)

